
令和4年度

輸出環境整備緊急対策委託事業（海外模倣品対策）
主要輸出国の知的財産制度・運用実態等調査報告書

2024年 3 月

令和4年度輸出環境整備緊急対策委託事業(海外模倣品対策)
主要輸出国の知的財産制度・運用実態等調査報告書

2024 年 3 月

IP FORWARD

IP FORWARD 株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-18-6 クロスオフィス内幸町 710 号室

<https://www.ip-fw.com/>

03-6427-6445

ipf@ip-fw.com

【注意事項】

本事業は、農林水産省の委託により、IPFORWARD 株式会社が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

【免責事項】

農林水産省及び IPFORWARD 株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、又は懲罰的な損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、又はその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。また、本報告書は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

目次

第1部 本調査の概要.....	5
1. 背景と目的.....	5
2. 調査対象国・地域.....	5
3. 調査項目.....	6
4. 調査方法.....	7
4.1 検討委員会.....	7
4.2 各国・地域の代理人へのヒアリング及びデスク調査.....	7
4.3 日本の地理的表示登録団体へのアンケート調査.....	7
4.4 過去調査.....	8
5. 本報告書における用語の定義.....	8
5.1 地理的表示の保護制度と一般商標.....	8
5.2 証明商標.....	8
5.3 標章/商標.....	9
第2部 各国・地域における地理的表示保護.....	10
1 中国.....	10
1.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン.....	10
1.2 各法制度の比較.....	14
1.3 GIにおける登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件.....	17
1.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件.....	24
1.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応).....	32
1.6 中国に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む)、及び、留意すべき点.....	48
1.7 中国における各制度の利用状況.....	49
1.7.1 登録状況.....	49
1.7.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例.....	52
1.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果.....	60
2 香港.....	61
2.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン.....	61
2.2 各法制度の比較.....	62
2.3 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件.....	65
2.4 各法制度による保護(侵害・冒認対応).....	72
2.5 香港に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む)、及び、留意すべき点.....	81

2.6 香港における各制度の利用状況	81
2.6.1 登録状況	81
2.6.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例	83
2.7 日本の生産者団体等へのヒアリング結果	83
3. 台湾	84
3.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン	84
3.2 各法制度の比較	87
3.3 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件	90
3.4 各法制度による保護(侵害・冒認対応)	97
3.5 台湾に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む)、及び、留意すべき点	108
3.6 台湾における各制度の利用状況	108
3.6.1 産地証明標章/産地団体商標の登録状況	108
3.6.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例	109
3.7 日本の生産者団体等へのヒアリング結果	113
4 韓国	114
4.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン	114
4.2 各法制度の比較	117
4.3 農林水産物品質管理法における登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件	121
4.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件	127
4.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)	140
4.6 韓国に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む)、及び、留意すべき点	156
4.7 韓国における各制度の利用状況	157
4.7.1 登録の状況	157
4.7.2 地理的表示制度に関する違反への調査及び取締状況及び紛争事例	157
4.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果	159
5. アメリカ(米国)	160
5.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン	160
5.2 各法制度の比較	162
5.3 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件	164
5.4 各法制度による保護(侵害・冒認対応)	179
5.5 米国に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む)、及び、留意すべき点	184
5.6 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例	185

5.7 日本の生産者団体等へのヒアリング結果	186
6 ベトナム	187
6.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン	187
6.2 各法制度の比較	190
6.3 GIにおける登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件	192
6.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件	198
6.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)	203
6.6 ベトナムに我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、 製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む。)、及び、留意すべき点	213
6.7 各制度の利用状況	213
6.7.1 地理的表示産品の登録状況	213
6.7.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例	213
6.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果	214
7 タイ	215
7.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン	215
7.2 各法制度の比較	217
7.3 GIにおける登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件	219
7.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件	225
7.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)	232
7.6 タイに我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・ 販売する際に適用される規制(表示規制含む。)、及び、留意すべき点	240
7.7 各制度の利用状況	241
7.7.1 地理的表示産品の登録状況	241
7.7.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例	241
7.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果	241
8 シンガポール	242
8.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン	242
8.2 各法制度の比較	246
8.3 GIにおける登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件	248
8.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件	255
8.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)	261
8.6 シンガポールに我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規 制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む。)、及び、留意すべき点	269
8.7 各制度の利用状況	271
8.7.1 地理的表示産品の登録状況	271
8.7.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例	271

8.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果	273
9 EU(フランス、ドイツ)	274
9.1 農林水産物・食品の名称等の保護にかかる法制度のアウトライン	274
9.2 各法制度の比較	277
9.3 GIにおける登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件	279
9.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件	288
9.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)	295
9.6 EU に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・ 販売する際に適用される規制(表示規制含む。)、及び、留意すべき点	308
9.7 各制度の利用状況	308
9.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果	308
10 インターネット上の対策	309
10.1 概要	309
10.2 調査から削除要請までの一般的な手順	309
10.3 タオバオ(アリババグループ)における削除要請手続	312
10.4 Shopee における削除要請手続	322

第1部 本調査の概要

1. 背景と目的

日本の農林水産物や食品は、海外でもその高い品質が評価されるとともに、世界的な日本食人気も相まって、各国・地域に輸出の裾野が広がっている。その一方で、近年、特に、中国、タイなどのアジア地域を中心として、模倣品が多数発見されるようになってきており、ひいては、日本ブランドの毀損や、輸出の拡大に支障をきたすおそれが生じている。

日本の農林水産物や食品を、海外における模倣品、とりわけ、地理的表示を用いた商品名を含む、商品名称の模倣品から保護するための手段として考えられるのが、知的財産の中でも、地理的表示(GI)による保護、商標権による保護などである。

かかる状況に鑑み、本調査は、地理的表示法、商標法を中心に、農林水産物や食品の名称を保護するための海外の法制度について、登録手続や模倣品排除のための各権利行使手段の要件・効果等を中心に国・地域別にリサーチを行い、それぞれの国・地域において、特に日本の権利者がどの制度を活用すべきか、という観点から検討を加え、また、実際に各制度を利用する際の参考となる情報を提供することを目的とする。

2. 調査対象国・地域

日本の農林水産物や食品の輸出規模や模倣品流通の実態に鑑み、本調査では以下の国・地域(以下「本調査対象国・地域」という。)を調査対象とした。加えて、インターネット上の対策については、国をまたいで共通する事項も多いため、別章として設けた。

1(第2部第1節)	中国
2(第2部第2節)	香港
3(第2部第3節)	台湾
4(第2部第4節)	韓国
5(第2部第5節)	アメリカ
6(第2部第6節)	ベトナム
7(第2部第7節)	タイ
8(第2部第8節)	シンガポール
9(第2部第9節)	EU(フランス、ドイツ) ¹
10(第2部第10節)	インターネット上の対策

¹ EUについては、侵害対応の実態調査において、EU 共通の規制以外の部分については、輸出実績を踏まえてフランス、ドイツの記載を中心とした。

3. 調査項目

各対象国における調査項目は以下のとおりである。なお、対象国・地域によっては、関連法制度の運用実態が不明、又は、運用実績が少ない場合もあり、調査の結果、収集できた情報量には、国ごとに差が見られた。

- (1) 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度の概要: 各国・地域で、農林水産物・食品の名称等を保護するために、どのような法制度が存在するか、制度趣旨や保護手段等の概要を調査した。
- (2) GI における登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件: 地理的表示制度について、保護対象や登録要件、出願手続など、登録を受けるまでの法規定や代理人費用等、また、登録後の使用要件について調査した。さらに、当該国・地域の政府機関による GI 制度の啓発活動の状況についても調査した。
- (3) 商標法における登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件: 当該国・地域の商標法において、団体商標や証明商標を中心とする農林水産物・食品の名称等と関連性の高い制度について、保護対象や登録要件、出願手続など、登録を受けるまでの法規定や代理人費用等、また、登録後の使用要件について調査した。さらに、GI 制度との関係性も調査・検討した。
- (4) 各法制度による保護(侵害・冒認対応): GI による保護と商標権による保護を中心に、上記(1)で検討した他の法制度による保護にも言及しつつ、模倣品(権利侵害品)に対して、どのような法的手段(民事/行政/刑事)が採りうるか、その要件と効果や各手続の流れについて調査した。また、特に商標について、当該国・地域で冒認登録がなされた場合の対応についても調査した。
- (5) 当該国・地域に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、及び製造・販売する際に適用される規制: 日本の農林水産物や食品を輸出する際の手続や、製造・販売の際に適用される法規制について調査した。
- (6) 当該国・地域における各制度の利用状況: GI の登録件数や団体商標・証明商標の登録件数について、当該国・地域の公表データの有無を調査し、また、GI 登録や商標権に基づき、行政/民事/刑事各ルートを利用した実際の保護・処罰事例を、日本などの海外の権利者の事案を中心に調査した。
- (7) 日本の生産者団体等へのアンケート結果: 日本の地理的表示登録団体(83 団体)に対して、本調査対象国・地域における商標や地理的表示等の登録状況、侵害状況等についてアンケート調査を実施した。

4. 調査方法

4.1 検討委員会

本調査の実施及び調査結果の整理においては、次の委員で構成される検討委員会に意見を諮り、専門的な助言を仰いだ。

外村玲子 中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士

荒木雅也 茨城大学 人文社会科学部 教授

永田明 公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会イノベーション事業部 部長

4.2 各国・地域の代理人へのヒアリング及びデスク調査

各調査項目について、IP FORWARD 法律特許事務所の弁護士によるデスク調査を行うとともに、同事務所の提携先である各国・地域の法律事務所の弁護士に対して、ヒアリング等の方法により情報収集を行った。情報収集に協力をいただいた各国・地域の法律事務所は以下のとおりである。

香港	Wellington Legal
台湾	萬國法律事務所 Formosa Transnational Attorneys at Law
韓国	WOOIN PATENT & LAW FIRM
アメリカ合衆国	GAMMA 法律事務所
タイ	Domnern Somgiat & Boonma Law Office
シンガポール	AMICA LAW LLC
EU(フランス、ドイツ)	isarpatent Barth Hassa Peckmann & Partner mbB Plasseraud IP

4.3 日本の地理的表示登録団体へのアンケート調査

日本の地理的表示登録団体(83 団体)に対して、本調査対象国・地域における商標や地理的表示等の登録状況、侵害状況等についてアンケート調査を実施した。調査結果は、第 2 部各節に記載のとおりである。

4.4 過去調査

本報告書においては、農林水産省「平成 30 年度 主要輸出国の知財制度等実態調査委託事業報告書」(2020 年 3 月)²と重複する内容であり、同調査から重要な変更がない部分については、当該記載を踏襲・参考にして記載している。

5. 本報告書における用語の定義

本報告書で用いる用語等について、以下のとおり注釈を付す。

5.1 地理的表示の保護制度と一般商標

本調査は特に、GI を独自の法律に基づいて保護する地理的表示制度や、商標制度を中心として行っている。

アジア各国における、商標を含む一般的な知的財産制度については、日本貿易機構(ジェトロ)のウェブサイト「アジア各国・地域の知的財産に関する情報」
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/ip.html> を参照されたい。

5.2 証明商標

本調査対象国・地域では、「証明商標」が団体商標とともに、地理的名称等の保護手段の 1 つとして法制化されている国がある。日本の現行法上、団体商標制度は存在するが、証明商標制度はないため、注釈を加える。

証明商標制度は、ある商品・サービスについて、商品・サービスの産地や原料、品質、管理方法等について、第三者の認証/証明機関が認証/証明したものを、それ以外の商品・サービスと区別するために用いる標章を登録する制度である。証明商標として他国で登録されている標章の例としては、ウールマーク(ザ・ウールマークカンパニーが品質認証する羊毛製品に付す標章)、マレーシアハラール認証マーク(マレーシア政府ハラール認証機関が商品・サービスについてイスラーム法に則ると認証した商品・サービスに付す標章)、レインフォレスト・アライアンス認証マーク(レインフォレスト・アライアンスの熱帯雨林保全に係る認証を受けた事業者が販売する商品・サービスに付す標章)等が挙げられる。

² https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syoku/attach/pdf/index-39.pdf

地理的名称に係る場合には、生産者や加工業者、流通業者等の直接、商品を扱う当事者から構成される団体ではない第三者による組織、例えば国や自治体、その他の認証機関等が、認証等を通じて、地域特産品の生産・品質基準等の管理を行う場合に、証明商標で当該名称を登録することになると考えられる。

5.3 標章/商標

日本の商標法では、標章(Mark)を、「人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの」(商標法第2条第1項柱書)、商標(Trademark)を標章のうち、「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの」又は「業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの」と定義している(同条項第1号、第2号)。

本報告書では、かかる日本法の定義をベースに表記を統一した。

第2部 各国・地域における地理的表示保護

一制度の概要と対応の指針

1 中国

1.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン

中国において、農林水産物・食品の名称等を保護する法律・規定として挙げられるのが、①商標法、②地理的表示産品保護規定、③反不正競争法、④農産物品質安全法、の4つである。但し、④農産物品質安全法をベースとする制度については、2022年3月から登録業務が停止されている³。これは、地理的表示の認定制度の一本化が進められているためであり、今後、同制度は、②の地理的表示保護規定をベースとする地理的表示制度に統合される予定である。

それぞれの法制度の詳細は次節以降で説明することとし、本節では各法制度の概要を俯瞰する。

表 1-1 中国における農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度の概要

	地理的表示産品 保護規定	商標法	反不正競争法	農産物品質安全法
マーク		—	—	
法目的	中国の地理的表示産品の保護、地理的表示産品の品質と特徴を確保	商標の信用の維持と保護を通じた社会主義市場経済の発展	公正な競争の奨励、保護による社会主義市場経済の発展	農産物の品質安全を保障し、農業と農村経済発展を促進
農産物名称等の保	・国外地理的表示産品保護弁法	・商標法实施条例(※団体商標	—	・農産物地理的表示管理弁法

³ 情報出典：農業農村部ウェブサイト

<https://www.moa.gov.cn/bzxxlyhf/xfwy/netizen/replyDetail.html?strMinisterCode=W20220922009>

		地理的表示産品 保護規定	商標法	反不正競争法	農産物品質安 全法
護に係る関 連法規 ※()内は 参考情報		(※中国国内で 販売される外国 の地理的表示産 品の保護を目 的) ・地理的表示産 品保護工作細則 等	及び証明商標制 度について規定 あり) ・団体商標、証明 商標の登録と管 理弁法		・農産物地理的 表示の登記に関 する規范文書 等
主 管 機 関	登 録	国家知識産権局	国家知識産権局 商標局	—	農業農村部 (※2022 年より 登録業務停止)
	法 執 行	各地の市場監督 管理局	各地の市場監督 管理局	各地の市場監督 管理局	各地の県級以 上の人民政府 農業行政主管 部門
備考		本報告書作成時点で、 「地理的表示産品保護 弁法」が公布され、 2024 年 2 月 1 日から 施行される。今後、従 来の「地理的表示産品 保護規定」と本保護弁 法が併存するが、具体 的な法適用について、 もし地理的表示産品の 認定、管理及び保護の 内容に不一致がある場 合は、本保護弁法を適 用するが、一方、行政 法執行については、引 き続き、「地理的表示産 品保護規定」を適用す るものとする。また、疑 義を防ぐため、本報告	本報告書作成時点で、 「団体商標、証明商標 の登録と管理規定」が 公布され、2024 年 2 月 1 日から施行される。今 後、従来の「団体商標、 証明商標の登録と管理 弁法」と本管理規定が 併存するが、具体的な 法適用について、もし団 体商標、証明商標の認 定、管理及び運用の内 容に不一致がある場合 は、本管理規定を適用 するが、一方、行政法 執行については、引き 続き、「団体商標、証明 商標の登録と管理弁 法」を適用するものとす	登録された地理 的表示の保護に ついて、反不正 競争法に基づ く民事的救済が 利用されるケー スもある。	地理的表示保 護規定をベース とする地理的表 示制度に統合予 定。

	地理的表示産品 保護規定	商標法	反不正競争法	農産物品質安 全法
	書は「地理的表示産品 保護規定」に基づいて 執筆したことを念のた め付言する。	る。また、疑義を防ぐた め、本報告書は「団体 商標、証明商標の登録 と管理弁法」に基づいて 執筆したことを念のため 付言する。		

① 地理的表示産品保護規定

日本におけるいわゆる GI 法(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)に基づく保護制度に相当する制度⁴は、国家品質監督検閲検疫総局(2005 年公布当時)による部門規定である「地理的表示産品保護規定」である。同規定の根拠法は、「製品品質法」、「標準化法」、「輸出入商品検閲法」となるが(第 1 条)、これらの法律には地理的表示の保護についての明文規定がないため、本報告書では「地理的表示産品保護規定」を農林水産物・食品の名称等の保護制度の根拠法規定として挙げている。但し、同規定は、中国の地理的表示産品の保護を目的としており、外国の地理的表示産品(中国で販売されるもの)の保護については、「国外地理的表示産品保護弁法」の規定を別途参照する必要がある。日本と中国との間には相互保護に関する協定がないため、日本の生産者等が本制度に基づく保護を受けようとする場合には、「地理的表示産品保護規定」及び「国外地理的表示産品保護弁法」に基づき、申請手続を行う必要がある。

なお、従来は、地理的表示の登録については国家質量監督検閲検疫総局が、また、法執行については、各地の輸出入検閲検疫及び品質技術監督局の所管であったが、2018 年及び 2023 年の国務院機構改革により、登録業務については、国家知識産権局が担当することとなり、法執行は各地の市場監督管理局が対応することとなった。

本制度に基づく登録要件や申請手続は 1. 3 で、また、侵害に対する保護手段については 1. 5 にて、それぞれ説明する。

② 商標法

中国の商標法は、日本の商標法と同様に、商標に化体した業務上の信用を保護することにより、健全な産業の発達を図ることを目的として制定されている。この商標法の枠組みの中で農林水産物・食品の名称等を保護する制度として挙げられるのが、証明商標と団体商標である。

証明商標とは、「監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使

⁴ 中国の地理的表示制度は複雑であるため、本節に関しては、必要に応じて、日本の制度との比較について記載した。

用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう(商標法第 3 条第 3 項)。

これに対して、団体商標とは、「団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう(商標法第 3 条第 2 項)。すなわち、団体商標が、その商品等の出所が当該団体等に係るものであることを表示する商標であるのに対し、証明商標は、商品等の出所を表示し、自他商品等を識別するためのものではなく、商品等の原産地、原材料等を証明するための商標であると解される。

証明商標及び団体商標の制度の概要は、「商標法実施条例」に規定されており、より具体的な出願手続や登録後の使用に関する規制、行政処罰等が「団体商標、証明商標の登録と管理弁法」に規定されている。これらの制度による登録要件や出願手続は 1. 4 で、また、侵害に対する保護手段については 1. 5 にて、それぞれ説明する。

③ 反不正当竞争法

反不正当竞争法は、日本の不正競争防止法に相当する法律である。反不正当竞争法上、地理的表示等を直接的に保護する明文規定はないが、日本法におけるいわゆる周知表示混同惹起行為に相当する標識の使用行為や、商品の出所の混同等を生じる行為は、不正当竞争行為の類型として規定されており(反不正当竞争法第 6 条第 1 号、第 4 号)、農林水産物・食品の名称等についても、要件を満たせば、これらの規定により保護される可能性はある。日本法と同様、①の地理的表示産品保護規定制度や、②の商標法による保護と異なり、出願や登録は不要である。

④ 農産物品質安全法

農産物品質安全法は、農産物の産地の環境等に関する規制、農産物の生産業者に関する規制、農産物の販売における安全規制等、種々の側面から広く農産物の品質安全を保障することを目的とする法律である。同法では、国家が農産物の地理的表示の保護と管理を強化する旨、規定されており(第 42 条)、その具体的な登録要件や手続等は「農産物地理的表示管理弁法」に委ねられている。このように、農産物の地理的表示の保護制度については、①の地理的表示産品保護規定に基づく保護制度と、「農産物地理的表示管理弁法」に基づく保護制度が並存する状態が続いていたが、農産物に係る地理的表示の保護制度の統一化が中央政府の指示に基づき進められており、これに伴い、2022 年 3 月以降、「農産物地理的表示管理弁法」に基づく登録申請の受付業務は停止されている⁵。

⁵ 農業農村部ウェブサイト

<https://www.moa.gov.cn/bzxxlyhf/xfwy/netizen/replyDetail.html?strMinisterCode=W20220922009>

1.2 各法制度の比較

下表は、前節で概説した各法制度について、日本の権利者による利用を想定し、登録コストや救済手段の側面から比較評価した表である。下表に示すとおり、農林水産物・食品の名称等の保護については、商標法に基づく保護が最も有効であると考えられるが、商標による保護と地理的表示産品保護規定による保護を受けることができ、日本で既に地理的表示の登録を受けている場合には、両方の登録を検討しても良いだろう。

なお、各法制度の登録手続や救済手段の詳細については、次節以降で説明する。

表 1-2 各法制度の比較表

	地理的表示産品保護規定	商標法	反不正競争法	農産物品質安全法
日本からの登録可否	○ ※日本との間の相互保護協定なし ※外国の地理的表示については、「国外地理的表示産品保護弁法」の規定に基づく ※原産国での登録が必要	○ ※団体商標、証明商標、ともに日本からの登録可能	※登録不要	※2022 年より登録受付停止
対象品目	商品	商品・サービス		
適用される審査基準	・地理的表示産品保護規定 ・地理的表示産品保護弁法 ⁶ ・国外地理的表示産品保護弁法 ・地理的表示産品保護作業細則	・商標法実施条例 ・団体商標、証明商標の登録と管理弁法 ・団体商標、証明商標の登録と管理規定 ⁷ ・商標審査審理指南		
登録に係るコスト	官庁費用：無償	官庁費用（団体・証明		

⁶ 上述のとおり、2024 年 2 月 1 日から施行された弁法である。

⁷ 上述のとおり、2024 年 2 月 1 日から施行された管理規定である。

		地理的表示産品保護規定	商標法	反不正競争法	農産物品質安全法
スト		代理人費用：数万元程度/件	商標）：1,500 元（紙ベース出願）、1,350 元（電子出願）/1 商標・区分 代理人費用：数万元程度/商標・区分		
登録による効果		・他人による登録地理的表示の無断使用を禁止することができる。	・他人による同一又は類似する商標の出願を阻止することができる。 ・他人による登録商標の無断使用を禁止することができる。		
日本から出願する場合の留意事項（追加的資料や、審査期間）		日本における地理的表示について保護を受けていることを証する公式文書、主管機構が発行した生産地範囲の文書、日本で発行した原産国/地域が発行した、産品の感覚的特色、物理・化学的指標に関する検査報告書を提出する必要がある。	日本におけるかかる地理的表示が既に出願人の名義で法的保護を受けている証明書類を提供する必要がある。		
侵害に対する救済手段	民事	あり ・但し、民事責任について法律上明記されておらず、実務上、かかる紛争事例も少ない。反不正競争法に基づき、民事的救済が認めら	あり ・差止/損害賠償請求可能。	あり ・差止/損害賠償請求可能。 ・但し、地理的表示の登録がない場合、不正競争行為該当性の立証は、一般的には容易ではない。	なし

		地理的表示産品保護規定	商標法	反不正競争法	農産物品質安全法
		れた事例があるが、判断基準は統一されていない可能性があり、裁判結果の予見可能性が低い。			
	行政	あり ・実務上は、製品品質法又は反不正競争法の規定に基づき、行政処罰が課されることになる。 ・但し、特に反不正競争法に基づく場合、該当性判断が難しいケースについては、当局が積極的な対応を避ける傾向にある。 ・税関における差止めの対象とならない。	あり ・民事訴訟に比べて、コストや時間がそれほどかからないため、実務上良く利用されている。 ・但し、類似侵害等、難易度の高い案件の場合、摘発できない可能性がある。 ・税関における差止めの対象となる。	あり ・但し、不正競争行為の該当性判断が難しいケースについては、当局が積極的な対応を避ける傾向にある。 ・税関における差止めの対象とならない。	なし
	刑事	なし	あり ・侵害者に対する抑止力が最も高いが、刑事訴追基準に満たす必要があるため、利用条件が厳しい。時間とコストがかかる。	なし	なし
総合評価		○～△ ・外国権利者の場合、既に本国で登録	◎ ・刑事的救済制度を有する。	△ 地理的表示の登録を受けることで、本法に	×

	地理的表示産品保護規定	商標法	反不正競争法	農産物品質安全法
	を受けていれば、比較的容易に登録されることが見込まれる。 ・民事的救済が利用しづらい。	・地理的表示産品保護規定と比較して、各救済制度についての法規定がより整備されている。 ・農産物等の名称等については、商標法に基づく救済手段を利用した事例が圧倒的に多く、各執行機関の経験も蓄積されており、安定した運用が期待できる。	基づく民事的救済等もより利用しやすくなることから、地理的表示の対象となるものについては、基本的には、まずは、登録を行うべきである。	

GI 登録申請と商標出願の傾向

中国において、同じ権利者による GI と商標の登録は並存することができるため、地理的表示をより全面的に保護するために、両方とも登録を行ったほうが望ましい。もし、諸事情により GI と商標登録のいずれかを選択する場合、上述のとおり、商標の総合評価がより高いため、商標登録できるのであれば商標を登録して進めることが望ましい。一方で、先行商標と抵触する等の関係で商標は登録しがたい場合もあるので、専門家の意見も踏まえて、海外輸出で使われる名称を選定のうえ、登録しやすい方を選ぶことになる。

1.3 GI における登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件

(1) 登録・保護対象

登録対象となる商品の種類には制限はない。したがって、農水産物やその加工品だけでなく、工業製品(手工芸品等)も保護の対象となる(「地理的表示産品保護規定」第2条)。なお、2024年2月1日から施行した「地理的表示産品保護弁法」第3条では、地理的表示産品は、①真実性(地理的表示産品の名称が長期的に継続して使用され、かつ、広く公衆に知られていること)、②地域性(地理的表示産品の生産プロセス全体又は主要な生産プロセスが限定された地域範囲内で生じていること)、③特異性(産品が明確な品質的特徴、特定の社会的評価又はその他の特徴を有すること)、④関連性(産品の特異性が特定地域の自然的な要素と人文的要素により決定されること)を備えなければならない旨が規定されている。

(2) 登録要件

i) 品質等、保護対象品の性質に関する要件

特定の地域で生産され、本質的に産地の自然要因や人的要因によって決定される品質や社会的評価、その他の特性を持つこと(「地理的表示産品保護規定」第 2 条)が要件となる。より具体的には、以下のいずれかを満たす必要がある。

(一)特定の地域で栽培・飼養され、その特別な品質、特性及び⁸社会的評価が主に現地の自然要因により決まる産品

(二)素材の全部が当該地域から提供され、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に現地の自然環境及び人的要因により決まり、当該地域において特定の工程で生産される産品

(三)素材の一部又は全部がほかの地域からのものであり、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に産品の産地の自然要因及び人的要因により決まり、当該地域において特定の工程で生産及び加工される産品

(「地理的表示産品保護作業細則」第 2 条)

ii) 申請人に関する要件

当地の県レベル以上の人民政府が指定した地理的表示産品保護申請機関、又は人民政府が認定した協会と企業が申請人となる。

一方、外国産品の場合は、当該産品の所在国/地域の地理的表示保護の原申請人が申請人となる。申請人は、原産国/地域の地理的表示の管轄機関の推薦を得なければならない(「国外地理的表示産品保護弁法」第 7 条)。

iii) 地域に関する要件

保護を申請する産品の地域範囲について、人民政府から意見を提出する必要がある。保護申請する産品が県の範囲内にある場合、県級人民政府が産地の範囲について意見を提出し、県が跨る場合には、地市級人民政府が産地の範囲について意見を提出する。地区級・市級人民政府の範囲を跨った場合、省級人民政府が産地の範囲について意見を提出する(「地理的表示産品保護規定」第 9 条)。

一方、外国の権利者の場合、地域範囲は、原産国/地域の地理的表示の主管機構が発行した生産地の地域的範囲に関する文書に基づいて申請を行う必要がある(「国外地理的表示産品保護弁法」第 9 条第 4 号)。

⁸ 原文では、「及び」を意味する「和」という中国語で接続されていることから、原文に合わせ「及び」と表記している。(二)、(三)も同様である。

(3) 申請手続

i) 申請時提出書類

■中国国内産品の場合(「地理的表示産品保護規定」第 10 条):

- (一) 関連地方政府による地理的表示産品の産地範囲の画定に関する建議
- (二) 関連地方政府による申請機構の設立又は協会、企業を申請者として認定することに関する文書
- (三) 地理的表示産品の証明資料。以下のものを含む。
 1. 地理的表示産品保護申請書
 2. 産品名称、種別、産地の範囲及び地理的特徴の説明
 3. 産品の、物理・化学的性質、感覚等の品質上の特色並びに産地の自然的要素及び人的要素との間の関係についての説明
 4. 産品の生産技術規範(産品の加工工程、安全衛生上の要求、加工設備の技術要求等)
 5. 産品の知名度、産品の生産、販売状況及び歴史的由来の説明
- (四) 申請予定の地理的表示産品の技術基準

■外国産品の場合(「国外地理的表示産品保護弁法」第 9 条):

1. 外国地理的表示産品の中国における保護に関する申請書
2. 申請人の名称及び住所、電話番号、中国国内における連絡先、住所、電話番号
3. 原産国/地域における当該産品の地理的表示について保護を受けていることを証する公式文書及び公証済みの中国語訳
4. 原産国/地域の地理的表示の主管機構が発行した生産地範囲の文書及び公証済みの中国語訳
5. 当該産品の品質技術的要求(a.中国語の名称・原文の名称、b.保護される産地の範囲、c.産品の特性、d.生産工程、e.品質の特色(産品の感覚的特色、物理化学的指標)、f.知名度、原産地や中国・その他世界での知名度・貿易販売状況、g.産品の品質の特性と産地の自然・人文的要素との関連性についての資料等。)
6. 検査報告書: 原産国/地域が発行した、産品の感覚的特色、物理・化学的指標に関する検査報告書と公証済みの中国語訳
7. その他補足的な証明資料等

なお、2019 年の国外地理的表示産品保護弁法の改正により、「原産国/地域の地理的表示を管轄する機構が発行した推薦書、当該産品の中国における登録保護を勧める公式文書の原本及び公証済みの中国語訳」は提出不要となった。

ii) 登録までの手続フロー

外国産品の登録申請の手続の流れは下図のとおりである。

なお、各ステップの所要期間については、受理公告後の異議申立期間が 2 か月と定められている以外は、明文規定がなく、明らかとなっていない。

また、審査において追加的に要求される資料についても、明文規定がなく、明らかになっていない。

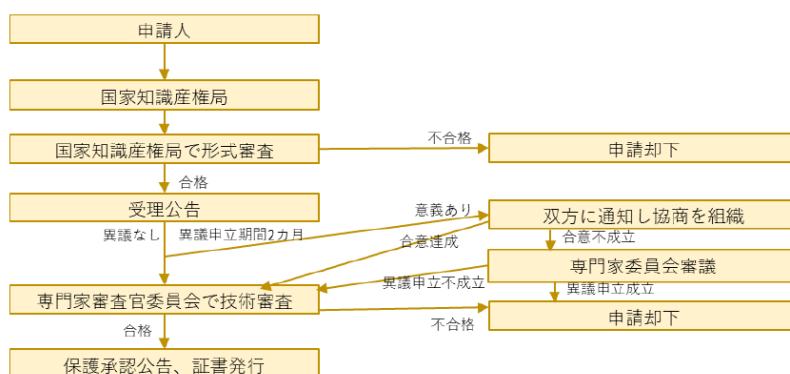


図 1-1 中国における外国産品の地理的表示登録申請手続の流れ

申請から登録までの費用は次のとおりである。

官庁費用: 無償

代理人費用: 数万元程度/件

※上記の代理人費用はあくまで一般的な目安の費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する可能性があることに留意されたい。

登録までの所要期間

出願から登録までの所要時間については、関連法令に明文規定はない。実務上、品目によって審査期間(特に技術審査)に幅があるが、全体的に 1～2 年程度かかると予想される。

(4) 登録後の使用に関する要件等

i) GI 登録された名称及び地理的表示産品専用マーク(GI マーク)⁹を使用するための要件

地理的表示産品産地範囲内の生産者は、次の資料を提出し、所在地の知識産権局に審査を申請し、当該の申請は省級の知識産権局の審査を経て、国家知識産権局の審査を経て合格・登録され、公告されてはじめて、生産者はその産品に GI マークを使用することができる。

(一) 地理的表示産品専用マーク使用申請書

(二) 産品が特定の地域で生産されたことを証するための現地政府の主管部門が発行した証明書類

(三) 関連の産品品質検査機構が発行した検査報告書

(「地理的表示産品保護規定」第 20 条)

なお、外国産品については、GI マークの使用を希望する場合、産地範囲内の生産者、協会等の団体は、国家知識産権局に申請することができる(「国外地理的表示産品保護弁法」第 22 条)。

また、中国では、地理的表示産品産地範囲内の生産者であれば、GI 登録にあたり申請を行った団体に所属するか否かは考慮されず、かかる団体に所属するか否かによって要件が異なるということはない。

ii) 名称及び地理的表示産品専用マーク(GI マーク)の使用義務の有無

GI マーク使用登録を受けた主体は、名称の使用義務を有する。GI マークの使用資格を得た生産者は、産品包装の表示に「国家地理的表示保護産品」という文字を表示し、かかる表示の顕著な位置に地理的表示保護産品の名称を表示しなければならない。また、産品包装の表示に対する国家の強制規定を執行しなければならない(「地理的表示産品保護工作細則」第 23 条)。

使用登録を受けた使用者は、関連標準、管理規範¹⁰又は関連使用管理規則に従って生産を組織しない場合、又は、2 年間、地理的表示産品に GI マークを使用していない場合、当該地理的表示の使用登録が取り消され、使用できなくなる(「地理的表示産品保護規定」第 23 条)。

⁹ 中国の地理的表示に関する法令規定では、産品名称ではなく、GI マークの使用を主として規定しているが、GI マークを使用する際に、産品名称を使用しなければならないため、本報告書では、産品名称と GI マークの使用を分けて記載している。

¹⁰ 「地理的表示産品保護規定」第 17 条に「保護される地理的表示産品は、産品の種類、範囲、知名度、産品の生産販売等の要素に基づき、それぞれ対応する国家標準、地方標準又は管理規範を策定しなければならない」と規定されている。例えば、黒竜江省メイリス地区の地理的表示に係る「メイリス玉ねぎ」についての国家標準(GB/T30723-2014)など、各種産品の標準が存在している。

また、外国産品については、法令上、名称、GI マークの使用義務は定められていない。
なお、GI 登録産品全体における GI マークの使用割合の公表データは存在しない。

iii) 当該国における名称及び地理的表示産品専用マーク(GI マーク)の使用要求

- a) GI マークの指定位置に統一社会信用コードを表記しなければならない。
- b) GI マークと地理的表示の名称を同時に使用し、産品ラベル又は包装に所定の地理的表示標準コード又は批准公告番号を表示しなければならない。
- c) 外国の地理的表示産品に GI マークを使用するには、GI マークの指定位置に販売代理店の統一社会信用コードを表記しなければならない(「地理的表示専用マーク使用管理弁法(試行)」第 6 条)。



図 1-2 GI マーク

iv) 不正使用した場合に適用される罰則及び実際の処分例

上記 iii) の規定に従った名称、GI マークの使用がされない場合(不正使用した場合)の罰則は特に規定されていない。

v) 登録後の品質管理の仕組み(※例えば、第三者機関による検査を必要とするのであればその手続や適用される審査基準)

1. 各地の市場监督管理局は地理的表示保護産品の品質などに対して日常的な監督管理を行う。
2. 国家市場监督管理局は毎年、一定数量の地理的表示保護産品の品質などに対して監督・抽出検査を行う。省級市場监督管理局は毎年、当該省における一定数量の地理的表示保護産品に対して監督・抽出検査を行う。直属の税関の検験検疫部門は毎年、管轄地域内の一定数量の輸出用の地理的表示保護産品に対して抽出検査を行う(「地理的表示産品保護工作細則」第 27、第 28 条)。

一方、国外の地理的表示産品の品質管理の仕組みは以下のとおりである。

1. 地理的表示産品の申請人は地理的表示産品の品質特色等を含む管理措置を制定し、毎年 3 月末までに、当年度の管理措置及び前年度の管理措置の実施状況を報告しなければならない(「国外地理的表示産品保護弁法」第 26、第 27 条)。
2. 保護を受けた地理的表示産品は、中国で重大なマイナス影響が発生した場合、国家知識産権局が必要と認めるときは、その品質の特色及び産地条件等に対してさらに審査することができ、申請人はこれに協力しなければならない(「国外地理的表示産品保護弁法」第 28 条)。

vi) 権利の有効期間

登録の有効期間は特に定められていない。しかし、国外の地理的表示産品については、何人も、以下の場合に、国家知識産権局に対して関連証拠を提出することにより、登録の取り消しを請求することができる。

- ・地理的表示産品の原産国又は地域で保護が取り消された場合
 - ・中国国内で普通名称である又は普通名称化した場合
 - ・中国の関連法規規定の重大な違反がある場合
- (「国外地理的表示産品保護弁法」第 34 条)

(5) GI 制度の普及の程度及び政府関連機関等による地理的表示保護制度に関する啓発活動

中国では、国家知識産権局の主導で、地理的表示に関するプロモーション活動が行われている。

例えば、国家知識産権局は、2021 年 2 月、「国家地理的表示産品保護示範区建設管理弁法(試行)」を公布し、国家地理的表示産品保護示範区の建設を推進している¹¹。

また、国家知識産権局商標局は 2022 年 11 月 10 日に「団体・証明商標、地理的表示商標、地域ブランド」に関する公益講座を開催するなど、制度の周知を図っている¹²。

さらに、2021 年からは、国外の地理的表示産品も含めた一般消費者向けの博覧会である「中外地理的表示産品博覧会」も開催されており、2023 年 9 月には、2 回目の同博覧会が四川省瀘州市で開催された¹³。

このほか、全国各地の地理的表示に関する公的機関、協会、企業などが、中国最大の

¹¹ https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/15/art_75_185714.html

¹² https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/tzgg/202211/t20221108_23254.html

¹³ https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/2/19/art_575_156774.html?xxgkhide=1

SNS である WeChat に公式アカウントを開設し、地理的表示に関する情報の発信を行っている。

以上の活動により、国民における GI 制度の認知度は高まってきているとみられるが、GI 制度の認知度を示すデータは公表されていない。



図 1-3 広東省地理的表示協会 WeChat 公式アカウントトップページ

(6) GI 制度に関する違反への調査及び取締状況

当局が調査、取締を行っているが、件数等は公表されていない。

取締に関する代表的な事例は、1.7.2(1)の記載を参照されたい。

1.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件

(1) 登録対象品目

対象は商品であり、商品の種類には制限がないため、農水産物やその加工品だけでなく、工業製品も保護の対象となる(商標法第 16 条参照)。

(2) 法律上の登録要件

i) 地理的表示を含む商標を団体商標/証明商標として登録を受けようとする場合の要件

商品の地理的表示を含む商標とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、社会的評価又はその他の特性が、主に当該地域の自然要因又は人的要因によって形成されたこと(「商標法」第 16 条第 2 項)である。日本法では、地域団体商標の登録要件として、①地域団体商標登録出願に係る主体要件を満たしていること、②団体が、その構成員に使用させる商標であること、③商標が周知性を有すること、④商標が地域の名称

及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること、⑤商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有すること、が規定されているが¹⁴、中国では、これに相当する登録を受けようとする場合、上記の地理的表示を含む商標としての登録要件と、団体商標又は証明商標として登録するための登録要件がそれぞれ存在する。以下では、商品の地理的表示を含む標章について、団体商標又は証明商標として登録を受けようとする場合を前提に、その他の要件について説明する。

ii) 出願人に関する要件

上記のように、日本の地域団体の登録要件のうち、出願人に関する要件は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合のうち所定要件を満たすもの、商工会、商工会議所等である（商標法第7条の2）。

これに対して、中国では、団体商標、証明商標それぞれについては、以下のような主体資格が必要となる。

団体商標：

- ・当該地理的表示に表記された地域範囲の構成員によって構成される団体、協会又はその他の組織。
 - ・専門技術人員、専門検査設備又は委託する機構を有し、当該地理的表示の使用商品の特定品質を監督する能力を有する。
 - ・当該地理的表示が表示された地域の県級以上の人民政府又は業界主管部門の同意を得る。
 - ・営利を目的としない団体、協会又はその他の組織であること。一般的には、業務範囲が地理的表示産品の使用監督に関する社団法人、事業単位法人が挙げられる。会社や農民専門協同組合などは営利主体であるため、地理的表示団体商標や証明商標の登録者になることができない。
- （「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」第4条、「商標審査審理指南（2021）」下編第九章 6.2 参照）。

証明商標：

- ・専門技術人員、専門検査設備又は委託する機構を有し、当該証明商標により証明される特定の商品品質を監督する能力を有する。
- ・当該地理的表示が表示された地域の県級以上の人民政府又は業界主管部門の同意を得る。
- ・営利を目的としない団体、協会又はその他の組織であること。一般的には、業務範囲

¹⁴ 特許庁「地域団体商標制度 Q&A」

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/faq.html#q-shutsugan-shuchi01>

が地理的表示産品の使用監督に関する社団法人、事業単位法人が挙げられる。会社や農民専門協同組合などは営利主体であるため、地理的表示団体商標や証明商標の登録者になることができない。

(「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」第 5 条、「商標審査審理指南(2021)」下編第九章 6.2 参照)。

国内の出願人の場合には、団体商標、証明商標いずれについても、当該地理的表示に表記される地域の人民政府又は業務主管部門の批准文書を得ていることが必要である。外国の出願人の場合には、その名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護されている証明書を提出することが必要である。(「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」第 6 条参照)

iii) 商標に関する要件

日本の地域団体の登録要件のうち、商標に関する要件は、出願に係る商標が「地域の名称」を含む一定の文字商標であること、当該商標が周知となっていること、「地域の名称」に関して、当該商標が使用されている商品の産地/役務の提供場所等、商品/役務と密接な関連を有すると認められる地域の名称、略称であること、である(商標法第 7 条の 2)。

これに対して、中国では、地理的表示を含む商標について登録を受けようとする場合、商品が当該表示に示された地域に由来することが必要であり、また、地理的表示として認められるためには、商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、社会的評価又はその他の特性が、主に当該地域の自然要因又は人的要因によって形成されたことが必要である(商標法第 16 条)。社会的評価が認定要素となり得るが、商標の周知性は要件となっていない。

地理的表示の表示する地域の生産地域の範囲は、県誌、農業誌、産品誌、年鑑、教科書に記載する地域の範囲であってもよく、地理的表示の表示する地域の県級以上の人民政府又はその 1 級上の業界主管部門から発行される地域範囲証明書類によって決まるものであってもよい。地理的表示の表示する地域範囲が一つの市、県内である場合、当該市、県の人民政府又は業界主管部門が証明書類を発行するものとする。地域範囲が同一の省に属する二つ以上の市、県である場合、当該市、県の共通の 1 級上の人民政府又は業界主管部門が証明書類を発行するものとする。省を跨る場合、中央人民政府の農業主管部門又は対応する省の人民政府間で協議して解決するものとする(「商標審査審理指南(2021)」下編第九章 6.5)。

(3) 出願手続

i) 出願時提出書類

- ①商標登録出願願書
- ②出願人の主体資格証明書類(外国人又は外国企業出願人が地理的表示を団体商標として登録出願する場合は、当該地理的表示が既にその名義により本国において法的保護を受けている証明書類を提供すること)
- ③地理的表示が表示された地域の県級人民政府又は業界の主管部門は、出願人による地理的表示の登録出願及び当該地理的表示の監督管理を授権した書類(国内出願人の場合のみ)
- ④当該地理的表示産品の客観的な存在と信用状況の証明書類(証明資料を発行した部門の実印のあるもの、国内出願人の場合のみ)
- ⑤地理的表示が示す地域範囲の区分に関する書類(国内出願人の場合のみ)
- ⑥地理的表示の団体商標や証明商標の使用管理規則
- ⑦地理的表示商品の特定の品質、信用又はその他の特徴と、当地の自然要因又は人的要因との関係に関する説明(国内出願人の場合のみ)
- ⑧出願人が当該地理的表示を監督・検測する能力を証明できる書類
(国家知識産権局「地理的表示証明・団体商標の登録出願に必要な提出書類の目次及び説明」¹⁵、「商標審査審理指南(2021)」下編第九章 6.9 参照)

ii) 登録までの手続フロー

団体商標、証明商標の出願の手続の流れ、及び、各ステップのおおよその所要期間は下図のとおりである。

なお、審査において追加的に要求される資料については、明文規定がなく、明らかになっていない。

¹⁵ https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/jtzmsb/jtzmsb_sqzn/202107/t20210730_955.html

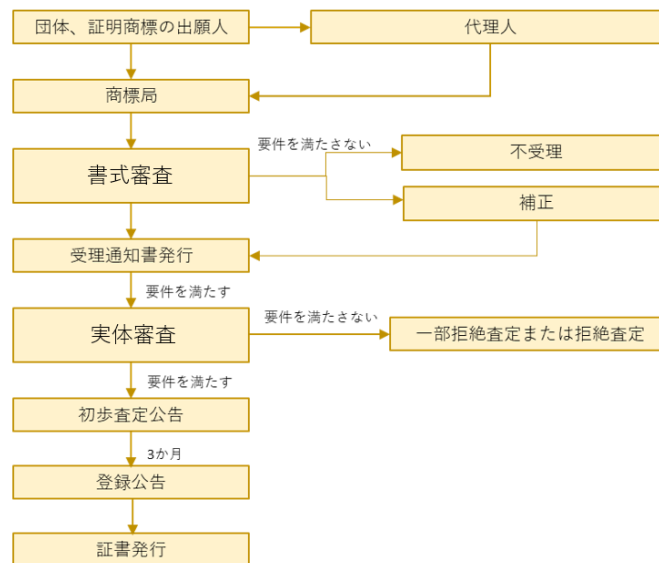


図 1-4 中国における団体商標、証明商標の出願手続の流れ

出願から登録までの費用は次のとおりである。

- ・官庁費用(団体・証明商標): 1500 元(紙ベース出願)、1350 元(電子出願)/1 商標・区分
- ・代理人費用: 数万元程度/商標・区分

※上記の代理人費用はあくまで一般的な目安の費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

登録までの所要期間

通常は 1 年程度であるが、補正等が発生する場合、所要期間が長くなる可能性がある。

(4) 登録後の使用に関する要件等

i) 商標登録された名称を使用するための要件

日本の地域団体商標については、団体の構成員に使用させる商標であることが登録要件とされ(商標法第 7 条第 2 項)、また、登録後は、構成員には原則として当然に使用権が発生する(第 31 条の 2)。また、地域団体商標については、専用使用権を設定することができない(第 30 条第 1 項但書)。

これに対して、中国において、登録された団体商標/証明商標の使用については、「団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法」に以下のような規定がある(第 17 条、第 18 条)。

団体商標: 団体商標登録者の構成員であって、当該団体商標の使用管理規則で定めた手

続を履行した場合、団体商標を使用できる。団体商標の構成員以外に使用を許可できない。

証明商標：証明商標の使用管理規則で定めた条件を満たし、当該使用管理規則で定めた手続を履行した場合、証明商標を使用できる。

ii) 名称の使用義務の有無

名称の使用義務はないが、他の商標権と同様に、不使用取消制度の適用がある。すなわち、正当な理由なく連続して 3 年間、登録商標を使用していない場合、何人も商標局に当該登録商標の取り消しを請求することができる（「商標法」第 49 条第 2 項）。

iii) 不正使用した場合に適用される罰則

中国商標法には、日本の商標法における不正使用取消に相当する制度は存在しない。

なお、商標権者が登録商標を使用する過程で、自ら登録商標、商標権者の名義、住所又はその他の登録事項を変更した場合、地方工商行政管理部門は期限を定めて是正するよう命じる。満期が満了しても是正しない場合、商標局はその登録商標を取り消すことができる（「商標法」第 49 条第 1 項）。

iv) 権利の有効期間

権利の存続期間は、登録日から 10 年間であるが、10 年ごとに何度でも更新可能である（「商標法」第 39 条）。なお、登録商標が使用許可された商品の普通名称となった場合には、何人も商標登録の取り消しを請求することができる（「商標法」第 49 条第 2 項）。

(5) GI 制度と商標制度の関係

I) GI 登録と商標登録の抵触関係

現時点では、「地理的表示製品保護規定」、「地理的表示製品保護工作細則」などを含め、現行の法律法規は、地理的表示製品の名称と他人の先行商標権との抵触性を調整するための規定はない。

これに対して、商標法には、商標出願よりも先に登録された地理的表示と同一又は類似し、公衆を誤認させる場合は、当該商標出願を登録してはならず、またその使用を禁止する¹⁶旨の規定がある（商標法第 16 条第 1 項）。但し、既に善意で登録された商標は引き続き有効とされることから、冒認商標登録を防止するためにも、GI 登録はできるだけ早期に行うことが望ましいといえる。

なお、2024 年 2 月 1 日から施行される「地理的表示産品保護弁法」では、「産品名が他人の登録商標、未登録の馳名商標で、公衆を誤認させる場合、地理的表示産品の保護を与えない」との規定が設けられた（第 8 条第 2 項）。このように、GI 登録の審査において、同一又は類似の登録商標（又は未登録馳名商標）の存在が影響を与える可能性があることから、GI の早期登録の検討とあわせて、冒認商標登録をウォッチすることによる早期発見も視野に入れる必要があると考えられる。

また、同一又は類似する GI 登録と登録商標が併存する場合のそれぞれの権利範囲は現在、明確にされていない。

(6) 商標権者と GI 登録生産者団体との間の紛争事例

■ 案件情報

一審事件番号：北京市第一中級人民法院（2014）一中行（知）初字第 10698 号行政判決書（判決日：不明）

二審事件番号：北京市高級人民法院（2016）北京行終第 2295 号行政判決書（判決日：2016 年 8 月 30 日）

一審原告（二審控訴人）：ナパヴァレー・ヴァイントナーズ（NVV：Napa Valley Vintners）

一審被告（二審被控訴人）：商標局商標評審委員会

第三者：Z 有限公司

■経緯と判決内容

先行商標「NAPA VALLEY 100%及び図面」という地理的表示証明商標は、ナパヴァレー・ヴィントナーズ協会によって登録された(出願番号:4502959、出願日:2005 年 2 月 6 日、登録日:2007 年 12 月 28 日、指定商品:第 33 類米国のナパヴァレー地域産のワインなど)。また、ナパヴァレー・ヴィントナーズ協会は、「Napa Valley」について、2012 年 9 月 24 日に中国においてワインにおける地理的表示製品保護を取得した。

一方、係争商標「螺旋卡帕 SCREW KAPPA NAPA」(出願番号:4662547、出願日:2005 年 5 月 18 日、指定商品:第 33 類ワインなど)は中国企業 Z 有限公司によって登録された。



係争商標



先行商標

これに対して、ナパヴァレー・ヴィントナーズ協会は法定期間内に係争商標の異議申立てを行った。商標局は、係争商標の登録が消費者に混乱を与えるおそれがないという理由で、係争商標の登録を認めるとの決定を下した。ナパヴァレー・ヴィントナーズ協会は商標局の決定を不服として、商標審査委員会に異議の復審を申し立てた。商標審査委員会もこれを支持せず、係争商標の登録を承認することを決定した。ナパヴァレー・ヴィントナーズ協会は復審結果を不服として、裁判所に行政訴訟を起こした。一審裁判所は、係争商標の英語表記の部分と先行商標とを比較して、両者の称呼、外観、文字の構成などに違いがあるとした上で、係争商標の顕著な識別部分は「螺旋卡帕」であり、両商標は非類似と認定し、商標審査委員会の復審決定を維持した。これに対してナパヴァレー・ヴィントナーズ協会は上訴。二審裁判所は両商標の構成について、以下のような判断に基づき、類似と認定した。

商標が類似しているかどうかを判断する際、商標の構成要素や全体的な類似度だけでなく、関連商標の顕著性や知名度、指定商品の関連性なども考慮すべきであり、誤認混同を招きやすいかどうかを判断基準とする。係争商標は中国語の「螺旋卡帕」と英語の「SCREW KAPPA NAPA」を組み合わせたものであり、「Napa Valley」はワイン商品における地理的表示である。この係争商標には地理的表示である「ナパヴァレー (Napa Valley)」のうちの 1 つの英単語しか含まれていないが、「ナパ」と「Napa」は地理的表示の中で最も顕著な部分になる。関連公衆は、ワイン商品に「NAPA」という単語を見かけた際に、「ナパヴァレー (NAPA Valley)」という地理的表示と関連づけて、その表示が使われている商品が地理的表示に由

来する地域の商品であるかのように誤解する。よって、係争商標の出願登録は商標法第 16 条第 1 項の規定に違反し、係争商標及び先行商標は、類似商品に使用される類似商標に該当すると解すべきである。

以上の判断に基づき、二審裁判所は、一審判決を取り消し、商標審査委員会に改めて裁定を下すよう判示した。

iii) その他—行政窓口統一化の動き

前節及び本節で見たように、中国では、農産物等の地理的表示は、地理的表示産品保護規定に基づく保護と、商標法による保護(団体商標、証明商標)を利用することができ、これらを併用することも可能である。もっとも、近年、国務院機構改革に伴う GI 制度の統合・見直しが検討されており、2019 年 10 月には、国家知識産権局が管轄するこれらの保護制度についてのマークが統一化された。制度自体は、当面現行体制が維持される見込みであるが、電子申請窓口や権利侵害申立窓口の一本化など、一部の業務を統合する動きはみられる。

1.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)

(1) 地理的表示産品保護規定に基づく保護

保護の対象となる違法行為

以下の行為は、違法行為として、登録された地理的表示の保護の対象となる(「地理的表示産品保護規定」第 21 条)。

1. 地理的表示名称や専用表示を無断で使用、又は偽造したもの
2. 地理的表示商品の規格・管理規範に適合しないのに、同地理的表示商品の名称を使用したもの
3. 専用表示に類似し、誤認を生じやすい名称や表示及び消費者の誤認を招きやすい文字や図案表示を使用して消費者に対して同商品を地理的表示保護商品だと誤認させるような行為

なお、国外の地理的表示産品についても、中国国内の地理的表示産品と同等の保護を受けることができる(国外地理的表示産品保護弁法第 30 条)

また、2024 年 2 月 1 日から施行した「地理的表示産品保護弁法」第 30 条では、「地理的表示産品保護規定」の違法行為に、さらに「真の産地が表示され、又は翻訳した名称若しくは「種」、「型」、「式」、「類」、「スタイル」等の表示が使用されている場合であっても、保護される

地理的表示産品の名称を、当該産地範囲外の同一又は類似の産品に使用する行為」、「違法製品の販売行為」等が追加されている。

違法行為に対する救済手段

i) 行政上の救済

地理的表示産品保護規定では、(1)で述べた違法行為は、「製品品質法」、「標準化法」、「輸出入商品検査法」に基づき行政処罰を行う旨、規定されているが(第 24 条)、実務上は、「製品品質法」第 5 条、第 31 条、第 38 条の品質標識の偽造又は盗用、原産地の偽造として、同法第 53 条に基づく処罰、又は、「反不正当竞争法」第 6 条第 4 号の混同行為として、同法第 18 条に基づいて処罰することが一般的である。なお、製品品質法に基づく行政処罰、反不正当竞争法に基づく行政処罰のいずれも、各地の市場监督管理局が担当する。

「製品品質法」

第 5 条: 認証標識などの品質標識を偽造又は盗用することを禁止する。製品の原産地を偽造したり、他人の工場名・工場所在地を詐称したりすることを禁止する…

第 31 条: 製造者は認証標識などの品質標識を偽造又は盗用してはならない。

第 38 条: 販売者は認証標識などの品質標識を偽造又は盗用してはならない。

第 51 条: 原産地を偽造し、他人の工場名若しくは工場住所を偽造若しくは盗用し、又は認証標識などの品質標識を偽造若しくは盗用したときは、是正を命じ、違法に生産し、又は販売した製品を没収し、違法に生産、販売した製品の商品価値金額と等価以下の過料を科する。違法所得があるときは、あわせて違法所得を没収し、情状が嚴重である場合、営業許可証を取り消すことができる。

「反不正当竞争法」

第 6 条第 4 号: 事業者は、他人の商品又は特定の関係者と誤認されるような混同行為を行ってはならない。…(四)その他、他人の商品や他人と特定の関係があると誤認されるような混同行為。

第 18 条: 事業者が本法第 6 条の規定に違反して混同行為を実施した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法経営額が 5 万元以上の場合、違法経営額の 5 倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額がない又は違法経営額が 5 万元に満たない場合、25 万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大である場合、営業許可証を取り消すことができる。

実際の対応フローと所要期間、費用概算は以下のとおりである。

- ① 申立ての準備
↓
- ② 権利者による摘発申立て
↓
- ③ 当局による受理
↓
- ④ 当局による立ち入り捜査
↓
- ⑤ 当局による証拠品の押収
↓
- ⑥ 侵害者の取り調べ
↓
- ⑦ 権利者による鑑定
↓
- ⑧ 当局による処罰決定

・所要期間:数か月～半年程度

・代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。):数万元程度/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する可能性があることに留意されたい。

ii) 民事上の救済

「地理的表示産品保護規定」には、民事上の救済についての規定がないが、登録を受けた地理的表示の無断使用行為について、後述の(3)に挙げた事例のように、「反不正当竞争法」第2条第2項、第6条第1項第4号に規定する不正競争行為として、同法の第17条に基づき、民事責任が認められた事例がある。

なお、外国の地理的表示産品については、外国申請者は、裁判所に訴訟を提起することができる(国外地理表示産品保護弁法第31条)。

「反不正当竞争法」

第2条第2項:本法でいう不正競争行為とは、事業者が生産事業か活動において、本法の規定に違反し、市場の競争秩序を乱し、他の事業者又は消費者の合法的権益を害する行為をいう。

第 6 条第 1 項第 4 号:事業者は、他人の商品又は特定の関係者と誤認されるような混同行為を行ってはならない。…(四)その他、他人の商品や他人と特定の関係があると誤認されるような混同行為。

第 17 条:事業者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事責任を負わなければならない。

事業者は、その合法的な権益が不正競争行為により損害を受けた場合、人民法院に訴えを提起することができる。

不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。事業者が悪意をもって営業秘密に係る侵害行為を実施し、情状が重大である場合は、上記の方法で定めた金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

事業者が本法第 6 条、第 9 条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき 500 万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。

実際の対応フローと費用の概算は以下のとおりである。

- ① 提訴の準備(証拠収集、委任状等の手配等)
- ↓
- ② 提訴
- ↓
- ③ 裁判所における事件受理
- ↓
- ④ 裁判所による訴状の送達
- ↓
- ⑤ 被告による答弁書の提出
- ↓
- ⑥ 裁判所主導の証拠交換
(※双方当事者がお互いに証拠を提出する裁判上の手続で、証拠について相互に意見を述べる)
- ↓
- ⑦ 開廷審理
- ↓
- ⑧ 原告・被告による代理意見の提出

↓

⑨ 裁判所による判決

所要期間: 提訴から一審判決まで 1-1.5 年程度

一審判決までの代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。): 数万～数十万元/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

iii) 刑事上の救済

刑事上の救済の対象とはならない。

冒認登録に対する対応

地理的表示産品保護規定では、異議申立制度が規定されており、関連組織・個人は、公告後、2 か月以内に、国家知識産権局に対して異議申立てができる旨、規定されている(第 14 条)。但し、現行規定では、具体的な異議申立ての手續や異議理由についての規定がなく、また、登録不許可事由についても、「環境、生態、資源に対して危害を生じるおそれのある産品は、受理及び保護されない。」と規定されているのみであった。しかし、2024 年 2 月 1 日から施行する「地理的表示産品保護弁法」第 15 条、第 16 条では、異議申立てのプロセスについて、より詳細に規定されるとともに、登録不許可事由についても、現行規定の不許可事由に加えて、同弁法第 8 条では、「産品名称が他人の登録商標、未登録馳名商標であって、公衆を誤導するもの」や「産品名称が地理的表示の保護を受けた産品の名称と同一であり、公衆に産品の地理的出所について誤認を招くもの」などが追加され、冒認等に対する対策が強化されている。

(2) 商標法に基づく救済

保護の対象となる違法行為

以下の各行為が商標権侵害行為となる(「商標法」第 57 条)。

(一) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用すること。

(二) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。

- (三)登録商標専用権を侵害する商品を販売すること。
- (四)他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。
- (五)商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。
- (六)他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助すること。
- (七)他人の登録商標専用権にその他の損害を与えること。

侵害行為に対する救済手段

i)行政上の救済

商標権侵害に対しては、行政上の救済が認められている(いわゆる「行政摘発」)。具体的には、侵害行為の差止め命令、侵害品及び主に侵害品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具の没収、廃棄、過料(違法経営額が5万元以上であるときは、違法経営額の5倍以下、違法経営額がないとき又は5万元未満であるときは、25万元以下)の行政処罰が下される。また、5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない(「商標法」第60条)。

実際の対応フローと所要期間、費用概算は以下のとおりである。

- ① 申立ての準備(商標権者)
↓
- ② 摘発申立て(商標権者)
↓
- ③ 当局による申立ての受理
↓
- ④ 当局による立ち入り捜査
↓
- ⑤ 当局による証拠品の押収
↓
- ⑥ 被疑侵害者の取り調べ
↓
- ⑦ 権利者による証拠品の鑑定
↓
- ⑧ 当局による処罰決定

所要期間:3 か月程度

代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。):数万元/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する可能性があることに留意されたい。

ii) 民事上の救済

商標権侵害行為に対しては、民事訴訟の提起による、差止め及び損害賠償の請求が可能である(商標法第 60 条)。

実際の対応フローと所要期間、費用概算は以下のとおりである。

① 提訴の準備(証拠収集、委任状等の手配等)

↓

② 提訴

↓

③ 裁判所における事件の受理

↓

④ 裁判所による訴状の送達

↓

⑤ 被告による答弁書の提出

↓

⑥ 裁判所主導の証拠交換

↓

⑦ 開廷審理

↓

⑧ 原告・被告による代理意見の提出

↓

⑨ 判決

所要期間:提訴から一審判決まで半年～1.5 年程度

一審判決までの代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。):数万～数十万元/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する可能性があることに

留意されたい。

iii) 刑事上の救済

刑法では、商標権侵害行為について以下の 3 種類の刑事罰が定められている(「刑法」第 213 条～第 215 条)。

①登録商標詐称罪

登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用して情状が深刻な場合は、3 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に深刻な場合は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

②登録商標を詐称した商品の販売罪

登録商標を詐称した商品であることを知りながら販売し、違法所得が比較的大きい又はその他の情状が深刻な場合は、3 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得が巨大である場合又はその他の特に情状が深刻な場合は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

③登録商標標識の不正製造販売罪

他人の登録商標を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造された登録商標を販売し、情状が深刻な場合は、3 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に深刻な場合は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

実際の対応フローと所要期間、費用概算は以下のとおりである。

- ① 公安局への申立て(商標権者)
↓
- ② 公安局による事件受理
↓
- ③ 公安局による現場立入捜査
↓
- ④ 公安局による容疑者への身柄拘束・取り調べ
↓
- ⑤ 公安局から検察へ事件の移送
↓
- ⑥ 検察による追加証拠収集・起訴準備
↓
- ⑦ 検察による起訴

↓

⑧裁判所による刑事裁判

所要期間:1 年程度

代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。):数万～数十万元/1 件、また、押収品が多い場合、その押収品を保管するための倉庫費用を別途負担する必要がある。

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

iv)税関差止め

商標権侵害品については、税関における差止めが可能である(税関法第 18 条)。

税関差止めを利用するには、対象とする商標権を予め税関に登録する必要がある。

対応フローと所要期間、費用概算は以下のとおりである。

① 権利登録

↓

② 税関にて被疑侵害品が発見された場合、税関から①の登録の際に指定された代理人宛に通知

↓

③ 権利者にて真贋鑑定(※②から 3 営業日以内に回答する必要あり)

↓

④ ③で侵害品と判断した場合、担保金の提供とともに、差止め申請

↓

⑤ 差止め

所要期間:

・権利登録については、書面の準備から登録まで約 1～3 か月

・税関からの被疑侵害品発見の通知から差止まで 3 営業日程度(ただ、権利者に差止を連絡するまでの所要期間は明確になっておらず、数日間～数か月かかることがある)

代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。):

・権利登録:税関代理人として指定されることを前提に無料となることが多い。また、税関への登録に係る費用も無い。

・被疑侵害品発見時の対応：数千元程度である。差止を行う場合、担保金を提供する必要がある（後日返還してもらう）。このほか、被疑侵害品の処分が確定されるまでの倉庫費用及び廃棄費用を負担する必要がある。

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

冒認商標に対する対応

中国では、従前より、外国権利者の商標を無関係の中国企業が出願する冒認商標の事例が多く報告されており、農林水産物・食品の名称等についても例外ではない。

冒認商標出願に対しては、事後的には、異議申立てや無効審判等の対応が考えられるが、異議申立てを法定期間内に行うためにも、日ごろから冒認出願の有無を監視しておくことが重要である。加えて、冒認出願を後願として排除するためにも、中国での商標出願を行うことを検討するべきである。

冒認出願に対する各対応については、「中小企業中国展開における知的財産権リスクマネジメント（中国ビジネス初級者向け）」

https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/world/asia/cn/ip/notice/2020/539a99dfc78c1ca9/202003.pdf

P.10～P.13 が参考になる。

地理的表示に係る冒認商標出願に関しては、主に、商標法において以下のとおり規定されている。

「商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。但し、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。」（第 16 条第 1 項）という規定に反することを理由として、異議申立て又は無効審判を請求することが考えられる（第 33 条、第 45 条第 1 項）。

上記商標法第 16 条の規定に基づき、外国の地理的表示に係る商標の冒認出願について、異議申立てにより商標登録を阻止した事例もある。

事例番号：(2022)商標異字第 0000143775 号

被異議商標：第 57709775 号「玻瑪巴赫 POMMARD BACK」（指定商品：ワイン等）



被異議商標：第 57709775 号

本件は、中国企業が登録した上記商標権に対して、フランス国家産品原産地及び品質管理局が異議申立てを行った事案である。

異議決定概要：異議申立人が提出した証拠によれば、「POMMARD」はフランスワイン産品の地理的表示であり、フランス東北部に位置し、フランスのワイン産地であることを証明できる。被異議商標にはフランスワイン産品の地理的表示「POMMARD」が含まれているが、当該表示に示された地域に由来するものではない産品に使用することは、公衆を容易に誤認させる。よって、「商標法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、被異議商標の登録を許可しない。

また、異議申立て又は無効審判のほか、もし、冒認商標が正当な理由なく連続して 3 年間使用されていない可能性がある場合、商標法第 49 条第 2 項の規定に基づき、不使用取消を請求することが可能である。不使用取消の手續において冒認商標の権利者は商標の使用証拠を提出しなかった場合、その商標は取り消されることになる。

費用

	代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)
異議申立て	9,000 元～
無効審判	9,000 元～
不使用取消審判	2,500 元～

異議申立てにおいて冒認出願の登録を阻止できなかった場合、無効審判を請求できる。

そして、無効審判において冒認商標を無効化できなかった場合、審判取消訴訟を提起できる。審判取消訴訟(一審まで)の代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)は数万元程度である。

不使用取消審判において冒認商標を取り消せなかった場合、不服審判を請求でき、不服審判においても取り消せなかった場合、更に審判取消訴訟を提起できる。不服審判と審判取消訴訟(一審まで)の代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)はそれぞれ、9,000 元～数万元程度である。

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに

留意されたい。

(3) 種子法に基づく保護及び育成者権侵害に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用(一般的な代理人費用を含む)。

本報告書は主として、農産物等の名称等を保護する制度について説明しているが、広く農産物の保護を図る観点からは、種子法に基づく植物新品種権による模倣農産物の排除も重要である。

種子法における植物新品種権の保護に係る規定は以下のとおりである。

「種子法」

第 28 条第 2 項:いかなる団体又は個人も、植物新品種権者の許可なしに、当該授權品種の繁殖材料を生産、繁殖及び繁殖のための処理、販売の申出、販売、輸入、輸出、及び上記の行為のために保存することを行ってはならず、また商業目的のために当該授權品種の繁殖材料を他の品種の繁殖材料の生産に繰り返し使用してはならない。但し、本法、関連法律、行政法規に別段の規定があるものを除く。

第 29 条:次の場合には、植物新品種権者の許可を得ず、使用料を支払わずに授權品種を使用することができるが、植物新品種権者が本法、関連法律や行政法規に基づくその他の権利を侵害してはならない。

(一)授權品種を利用して育種やその他の研究活動を行う場合。

(二)農家は自家増殖のために繁殖材料として授權品種を利用する場合。

「植物新品種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用問題に関する最高人民法院の若干規定(二)」

第 6 条:品種権者又は利害関係者(以下「権利者」という。)は、被訴侵害品種の繁殖材料の使用した名称が授權品種と同一であることを証明できる場合は、人民法院は当該被訴侵害品種の繁殖材料が授權品種の繁殖材料に属すると推定することができる。授權品種に属さない繁殖材料であることを証明できる証拠がある場合は、人民法院は被訴侵害者による品種冒認行為が成立すると認定し、また登録商標の冒認行為に関する規定を参照して民事責任を確定することができる。

i) 民事上の救済

差止請求及び損害賠償請求が可能である。

ii) 行政上の救済

種子法上は、社会公共利益を保護する必要があることも要件とされている(第 72

条第 6 項)が、多数地域の当局にヒアリングを行ったところ、植物新品種権侵害が成立すれば、社会公共利益の保護の要件が満たされると解釈して、運用されているようである。

行政処罰の内容は、侵害行為の差止め命令、違法所得と種子の没収、過料(商品価値が 5 万元未満の場合、1 万元以上 25 万元以下の過料を科し、商品価値が 5 万元以上の場合、商品価値の 5 倍以上 10 倍以下の過料を科す)(「種子法」第 72 条第 6 項)である。

なお、上記司法解釈「植物新品種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用問題に関する最高人民法院の若干規定(二)」に規定される品種冒認行為に該当する場合の行政処罰の内容は、かかる冒認行為の停止命令と、違法所得及び種子の没収、過料(商品価値が 5 万元未満の場合、1 万元以上 25 万元以下の過料を科し、商品価値が 5 万元以上の場合、商品価値の 5 倍以上 10 倍以下の過料を科す)(「種子法」第 72 条第 7 項)である。

一審判決までの代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。): 数十万元/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する可能性があることに留意されたい。

iii) 刑事上の救済
なし

iv) 税関での輸出又は輸入差止め
なし

(4) 我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

中国において登録されていない日本の周知な名称や GI 名称について、原則、中国で対策することは容易ではない。一方、もし、かかる名称が中国で一定の著名性、識別力を有する場合、前述で紹介した反不正当竞争法第 6 条第 1 号、第 4 号に基づいて対策することが可能である。詳細は、本報告書の反不正当竞争法の対策に関する記載(上記 1.1、1.2)を参照されたい。

また、反不正当竞争法に基づく対策は主に民事訴訟(民事上の救済)と行政摘発(行政上の救済)であり、刑事告訴と税関差止ができない。ただ、不正競争行為の該当性判断が難し

いケースについては、行政摘発について当局が積極的な対応を避ける傾向にある。

民事訴訟と行政摘発の費用概算は以下のとおりである。

民事訴訟の費用：

一審判決までの代理人費用（裁判所、当局等への納付を含む。）：数万～数十万元/件

行政摘発の費用

代理人費用（裁判所、当局等への納付を含む。）：数万元/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

また、この項目について、農林水産物又は食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認されていない。

(5) 遺伝資源、営業秘密、ノウハウ等の不正使用事案に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

遺伝資源について

中国では遺伝資源の保護について、主に「畜牧法」、「種子法」、「農作物遺伝資源管理弁法」などの法令に規定されている。

・「畜牧法」

「畜産法」第 10 条では、国は家畜の遺伝資源の保護制度を確立し、資源調査、保護、鑑定、登録、監視及び利用などの業務を展開すると規定されている。

同法第 78 条の規定によると、中央や省級の財政的資金の支援を受けている家畜の遺伝資源の保種場、保護区及び遺伝子プールについて、国務院農業農村主管部門又は省、自治区、直轄市の人民政府農業農村主管部門の承認を得ずに、保護されている家畜の遺伝資源を無断で処分し家畜の遺伝資源の損失をもたらした場合、省級以上の人民政府農業農村主管部門より 10 万元以上 100 万元以下の過料が科される。

同法第 79 条の規定によると、審査・承認を経ずに、国外から家畜の遺伝資源を輸入した場合、又は中国国内で国外の機関や個人と協力して保護リストに登録された家畜の遺伝資源を研究、利用した場合、又は中国国内で国外の機関や個人と共同で国家畜禽遺伝資源委員会の認定を受けていない、新たに発見された家畜の遺伝資源を研究、利用した場合には、省級以上の人民政府農業農村主管部門より違法行為の停止を命じられ、家畜の遺伝資源の没収及び違法所得の没収、並びに 5 万元以上 50 万元以下の過料が科せられる。

同法第 80 条の規定によると、国務院農業農村主管部門の許可を得ずに、国外に家畜の遺伝資源を輸出した場合、「税関法」の関連規定に基づき法的責任を追及される。税関は差し押えた家畜の遺伝資源を省、自治区、直轄市の人民政府農業農村主管部門に移送して処理するものとする。

・「種子法」、「農作物遺伝資源管理弁法」

「種子法」第 8 条の規定によると、国は法に従って遺伝資源を保護し、いかなる組織や個人も遺伝資源を横領し、破壊してはならない。また、「農作物遺伝資源管理弁法」第 3 条により、農作物遺伝資源とは、農作物の新品種を培うための基礎材料のことであり、農作物の栽培種、野生種及び絶滅危惧希少種の繁殖材料、並びにこれらの繁殖材料を利用して人工的に造られた各種遺伝材料が含まれる。その形態には、果実、種、苗、根、茎、葉、芽、花、組織、細胞や DNA、DNA 断片及び遺伝子などの生きている物質材料が含まれる。

「種子法」第 80 条によると、同法第 8 条に違反して、遺伝資源を横領し、破壊した場合、国が重点的に保護している天然遺伝資源を無断で採集又は伐採した場合は、県級以上の人民政府農業農村や林業草原主管部門より違法行為の停止を命じられ、遺伝資源と違法所得の没収、並びに 5,000 元以上 5 万元以下の過料を科される。損害をもたらした場合は、法に基づき賠償責任を負うものとする。

「種子法」第 81 条によると、遺伝資源を国外に提供又は国外から輸入した場合、国外の機関や個人と協力して遺伝資源を研究、利用した場合は、国务院又は省、自治区、直轄市人民政府農業農村や林業草原主管部門より遺伝資源と違法所得を没収され、又は 2 万元以上 20 万元以下の過料を科される。農業農村や林業草原主管部門の許可を得ずに遺伝資源を国外に持ち込み、輸送した場合は、税関は当該遺伝資源を差し押えて、省、自治区、直轄市農業農村や林業草原主管部門に移送して処理するものとする。

上記法令に違反した行為について、行政処罰又は損害賠償請求を受けることになる。

また、遺伝資源の遺伝的機能を利用した発明が特許として登録されれば、特許法による保護も受けられ、他人によるその特許の実施を禁止することができる。権利者の許諾を得ずに特許を実施した場合は、民事及び行政上の救済が可能であるが、刑事告訴と税関差止めはできない。救済手段の費用は以下になる。

民事訴訟の費用：

一審判決までの代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)：数十万元/件

専利行政法執行の費用

代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)：数万元～十数万元/1 件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

営業秘密・ノウハウについて

農林水産物の栽培・飼養技術やその他のノウハウ等は、中国「反不正当競争法」第 9 条第 4 項で定める営業秘密の認定要件(非公知性、価値性、秘密管理性)に充足する場合、営業秘密として保護を受けることが可能である。中国において、営業秘密侵害行為に対しては、民事的救済(差止め、損害賠償)、行政的救済(行政当局による摘発)、刑事的救済(懲役、拘役、罰金等)の 3 つの手段を取り得る。詳細については、日本貿易振興機構上海事務所「中国における営業秘密管理マニュアル」(2020 年 3 月)を参照されたい。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/besshireiwa.pdf>

また、営業秘密侵害に関する各救済手段の費用は以下になる。

民事訴訟の費用：

一審判決までの代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)：数十万元/件

行政摘発の費用

代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)：数万元～十数万元/1 件

刑事告訴の費用

代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)：十数万元～数十万元/1 件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバ

イケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

また、この項目について、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事例は、1.7.2(4)の記載を参照されたい。

(6) その他の救済手段

農産物品質安全法に基づく保護

1.1 で述べたように、農産物品質安全法の関連法たる「農産物地理的表示管理弁法」に基づく登録業務は停止しているが、同法に基づき登録済みの地理的表示に基づく保護は引き続き受けすることができる。

「農産物地理的表示管理弁法」には、登録証書の偽造、盗用が違法行為として規定されており(第 20 条)、かかる偽造、盗用行為は、「農産物品質安全法」第 74 条に基づいて行政処罰されることになる。

「農産物品質安全法」第 74 条 農産物の生産者が農産物の品質表示を詐称したり、品質表示を詐称した農産物を販売したりした場合は、県級以上の地方人民政府農業農村主管部門が職責により是正を命じ、違法所得を没収する。違法に生産・経営した農産物の商品価値が 5000 元未満の場合、5000 元以上 5 万元以下の罰金を併科し、商品価値が 5000 元以上の場合、商品価値の 10 倍以上 20 倍以下の罰金を併科する。

1.6 中国に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む)、及び、留意すべき点

中国政府は、2023 年 8 月、ALPS 処理水放出に伴い、原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む。)の輸入を全面的に停止することを発表した。その他、品目別の輸入規制に関する情報(輸出手続に関する情報等を含む。)は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の「品目別輸出ガイド」が参考になる。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/foods/exportguide/>

また、中国国内での農林水産物又は食品の製造又は販売をする際に遵守すべき主要な法規制は日本貿易振興機構（ジェトロ）の中国での「農林水産物・食品の関連法規」が参考になる。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/foods/law.html>

1.7 中国における各制度の利用状況

1.7.1 登録状況

(1) 地理的表示製品の登録状況

国家知識産権局が公表した「2022 知識産権統計年報」によると、2022 年末の時点で、中国国内で登録された地理的表示製品の累計登録件数は、中国国内産品・外国産品をあわせて合計 2,495 件である（別紙（代表的な登録産品リスト）参照。）。

そのうち、中国国内産品が 2,355 件¹⁷、外国産品が 140 件であり、中国国内では四川省の登録件数が多い。

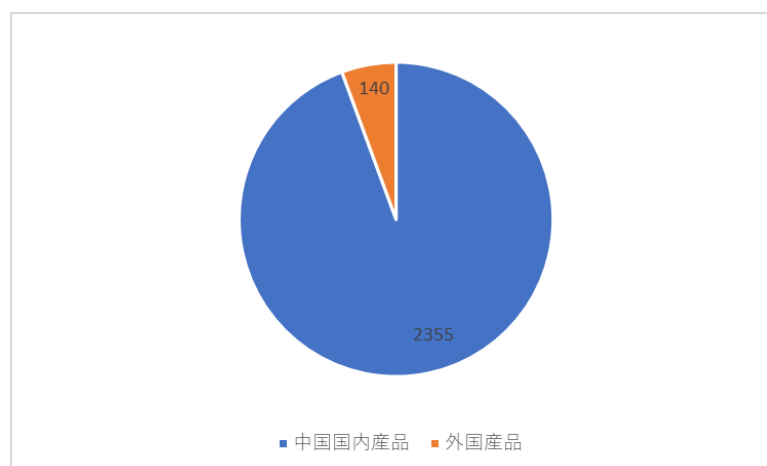


図 1-5 地理的表示製品の累計登録件数(2022 年末時点)

表 1-3 中国国内地理的表示産品一覧・地域別(2022 年末時点)

地域	件数	地域	件数
四川省	296	湖北省	165
広東省	162	貴州省	150
河南省	116	浙江省	115

¹⁷ 台湾も中国国内としてカウントされているが、台湾の登録件数は 0 件である。

福建省	107	広西省	93
江蘇省	91	遼寧省	89
安徽省	87	陝西省	86
湖南省	83	山東省	82
河北省	75	黒竜江省	75
甘肅省	68	雲南省	65
江西省	62	吉林省	53
内モンゴル自治区	41	新疆ウイグル自治区	39
チベット自治区	35	山西省	27
青海省	16	重慶市	14
北京市	13	天津市	13
寧夏回族自治区	13	上海市	12
海南省	12		

一方、外国産品について、国別に累計登録件数をみると、フランスが 63 件で最も多く、中国と相互保護協定を有する EU 加盟国の登録件数が大半を占める。なお、2022 年末時点で、日本の登録件数は 0 件である。

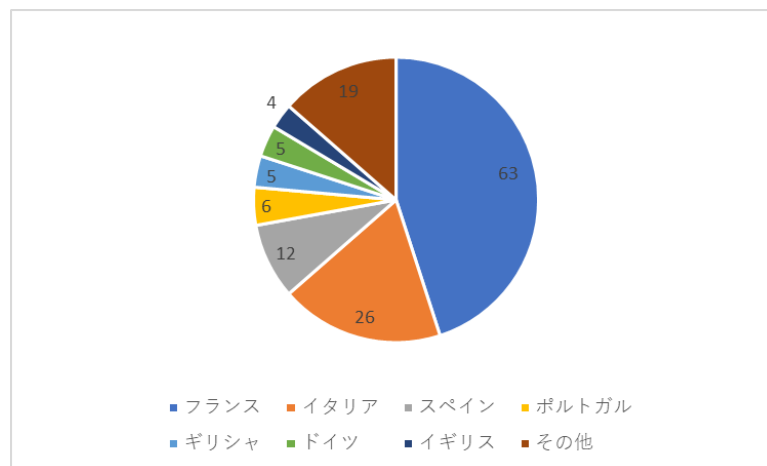


図 1-6 外国産品に係る地理的表示の国別累計登録件数 (2022 年末時点)

なお、上記のとおり、外国産品の累計登録件数は、2022 年末時点までに 140 件であるところ、このうち、中国・EU 間の相互保護協定である「中欧地理的保護協定」に基づく登録は、同時点までに累計 98 件¹⁸であった。同協定は 2021 年に発効したものであり、多数の地理的表示が、ここ数年間の間で同協定を利用して登録がなされたことが分かる。一方、残りの 42 件

¹⁸ 商務部中欧地理的表示協定特設サイト(http://ipr.mofcom.gov.cn/hwwq_2/chn_eu_gi/index2.html#eu)における検索結果

は、同協定を利用せずに登録されたものであり、二国間の協定の有無によらず、自主的に登録を行った外国権利者が一定数存在し、かつ、登録実績もあるということが分かる。

また、EU 以外に、中国とタイは「地理的表示提携覚書」を締結しており、このほか、中国が加盟している「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」や、中国とスイスの間の FTA、米中第 1 段階経済・貿易協定等においても、地理的表示に関する保護規定がある。

なお、中国の地理的表示産品の登録、使用登録状況は以下の国家知識産権局 地理的表示特設サイトから検索することが可能であるが、同サイトは中国語の検索のみ提供されており、日本語や英語での検索はできない。

登録産品の検索サイト:<https://dlbzsl.hizhuanli.cn:8888/Product/Search>

産品使用登録の検索サイト:<https://dlbzsl.hizhuanli.cn:8888/Logo/Search>

(2) 現地において申請された GI 登録申請を調査する方法及びその際の留意点

オンラインで地理的表示の拒絶理由、異議手続等の審理状況、裁判手続における審理状況のいずれも確認できない。

(3) 団体商標・証明商標の登録状況

国家知識産権局が公表した「2022 知識産権統計年報」によると、2022 年末の時点で、中国国内で登録された、団体商標・証明商標の累計登録件数は、中国国内権利者・国外権利者をあわせて合計 7,076 件である。

そのうち、中国国内権利者が 6,849 件¹⁹、外国権利者が 227 件であり、中国国内では山東省の権利者の登録件数が多い。



¹⁹ 台湾も中国国内としてカウントされており、その登録件数は 5 件である。

図 1-7 団体商標・証明商標の累計登録件数(2022 年末時点)

一方、外国権利者について、国別に累計登録件数をみると、フランスが 155 件で最も多く、半数以上を占める。なお、2022 年末時点で、日本の登録件数は 1 件である。

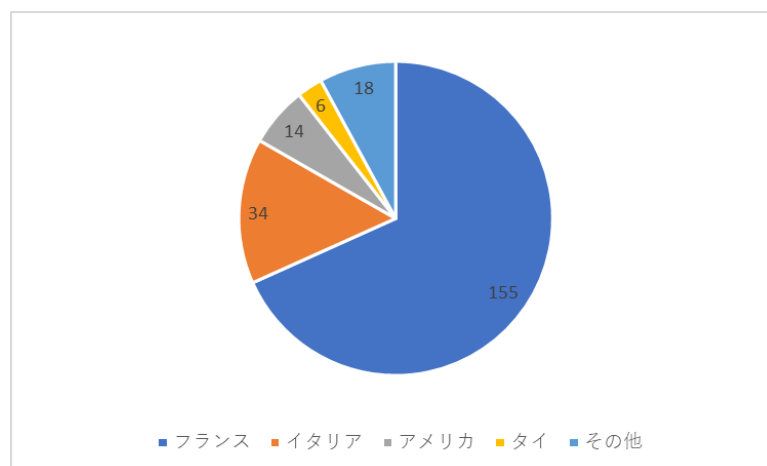


図 1-8 外国権利者に係る団体商標・証明商標の国別累計登録件数(2022 年末時点)

(4) 中国において出願された商標を調査する方法及びその際の留意点

中国に出願された商標を調査する方法及び留意点、審査審判ステータス等の確認方法は、日本貿易振興機構 北京事務所の「中国商標網」の商標検索マニュアル」が参考になる。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/manual_201706-rv202003.pdf

出願された商標の拒絶理由、異議手続等の審理状況、裁判手続における審理状況は中国国家知識産権局商標局のウェブサイト²⁰で検索することが可能である。詳細な検索方法は、上記の商標検索マニュアルの 20～21 ページの記載を参照されたい。

1.7.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例

(1) 登録を受けた地理的表示の不正使用行為の停止に成功した事例

i) 行政

① 地理的表示の無断使用に関する処罰事例

■ 案件情報

²⁰ <https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbcx/>

事件番号: 晋城市監執隊処罰〔2022〕第 60 号

処罰対象者: 陽城県 X 貿有限公司

当局: 山西省晋城市市場監督管理局

処罰日: 2022 年 5 月 9 日

■経緯及び行政処罰内容

・当局は、2022 年 2 月 14 日に通報を受け、山西省陽城県 X 商貿有限公司（以下「X」という。）が製造した酢には「山西老陳酢」が表示されていたが、「山西老陳酢」は、山西省清徐県及びその周辺地域の産品であり、地理的表示保護産品を偽造した疑いがもたれていた。

・2022 年 3 月 2 日、当局が X の営業所を検査したところ、X の完成品倉庫には「李府」、「山西老陳酢」などの文字が印刷された箱が 390 箱あり、各箱に 4 本の酢が入っていた。それ以外、未使用の箱が 540 個もあった。当局は上記の箱を差し押さえた。

・調査したところ、X は 2021 年 11 月に「李府」、「山西老陳酢」という文字が印刷された箱を 1,000 個印刷し、460 個に「李府」、「五糧老陳酢」というラベルのペットボトル入りの酢を入れたことが明らかになった。かかる商品の総価格は 22,080 元であり、違法所得は 416 元であった。

・当局は、X が「山西老陳酢」という文字を印刷した酢を生産・経営する行為は「地理的表示産品保護規定」第 21 条、「製品品質法」第 31 条の規定に違反すると判断した。

・当局は「地理的表示産品保護規定」第 24 条、「製品品質法」第 53 条の規定に基づき、未使用の侵害品を X に廃棄するよう指示し、次のような行政処罰を下した。

1. 「李府」「山西老陳酢」などの文字が印刷された使用済み・未使用の箱を没収する。

2. 416 元の違法所得を没収し、7000 元の過料に処する。

②地理的表示の無断使用に関する処罰事例

■案件情報

事件番号: 松市監処罰〔2023〕第 14 号

処罰対象者: 松陽県 H

当局: 浙江省麗水市松陽県市場監督管理局

処罰日: 2023 年 2 月 9 日

■経緯及び行政処罰内容

・2002 年 11 月 8 日、「黄山毛峰」茶は原産地域産品（現在の地理的表示保護産品）の保護を取得し、「黄山毛峰」茶の原産地域は現在の安徽省黄山市管轄の行政区域内の複数の郷鎮である。

・2022 年 9 月に、H がアリババ EC サイトにおける「松陽県 H」の店舗で販売した某茶葉商品のラベルには「黄山毛峰」が印刷されていた。しかし、当該商品は上記の「黄山毛峰」の指定

原産地に由来するものではなく、浙江省麗水市松陽県の茶葉会社から購入した松陽緑茶であることが判明した。但し、本件立件時において、当該茶葉はまだ販売実績がなかった。

・当局は、Hによる当該商品の販売行為は「反不正当竞争法」第6条第1号に規定された「他人の一定の影響を及ぼす商品名を無断で使用し、他人の商品と誤認させる商業混同違法行為」にあたると判断したが、当事者が積極的に本件調査に協力して、自発的に侵害商品を取り下げ、消費者に実質的な危害をもたらしていないことなどから、処罰を減軽する余地があるとし、「反不正当竞争法」第18条第1項などの規定に基づき、当事者に対し、違法行為の停止、500 元の罰金という処罰命令を下した。

③類似地理的表示の使用に関する処罰事例

■案件情報

事件番号:未公開

処罰対象者:新郷市 Y 有限公司

当局:河南省新郷市原陽県市場监督管理局

処罰日:2022 年 6 月 23 日

■経緯及び行政処罰内容

・「龍口粉絲」(注:粉絲は春雨の一種)は、2002 年 9 月に地理的表示産品として法的保護を受けた。その申請者と権利者は山東省煙台市人民政府であり、その地域的保護範囲は山東省竜口市、招遠市、蓬萊市、萊陽市、萊州市の管轄行政区域である。

・2022 年 5 月 12 日、河南省新郷市原陽県市場监督管理局は通報に基づき、新郷市 Y 有限公司に立入検査を行ったところ、同社が 2022 年 3 月より、「五連包龍億粉絲」(5 パック龍億粉絲)の製造・販売を開始したことが確認された。同産品のパッケージには「口」に似た「億」(簡体字:亿)の字を含む「龍億粉絲」などと記載されていた。2022 年 6 月までに、同社は 150 パック(25 袋/パック)を生産し、100 パックを販売しており、かかる商品の総価格は 4500 円で、違法所得は 825 元であった。

・2022 年 6 月 23 日、河南省新郷市原陽県市場监督管理局は、同社が「地理的表示産品保護規定」第 21 条と「製品品質法」第 5 条に違反したとして、「製品品質法」第 53 条に基づき、関連商品 50 パックと違法所得の 825 元を没収し、2250 元の過料を科す行政処分を下した。

ii) 民事

■ 案件情報

- ・一審原告: Bureau National Interprofessionnel du Cognac(二審控訴人、以下「BNIC」という。)
- ・一審被告: F 社(米国法人)及びその中国子会社(二審控訴人)、蘇州 T 服務有限公司(二審被控訴人)、(以下総称して「F 社等」という。)
- ・裁判所: 江蘇省蘇州市中級人民法院(一審)、江蘇省高級人民法院(二審)
- ・判決日: 2023 年 8 月 9 日(二審)※一審判決日の公開情報なし
- ・事件番号: (2019)蘇 05 知初第 353 号、(2021)蘇知終第 6 号

■ 経緯及び判決内容

・原告である BNIC は、フランスのコニャック(Cognac)の業界団体である。2005 年 9 月 5 日に締結された中欧地理的表示に関する協定に基づき、中国国家質量監督検験検疫総局(現・国家市場監督管理総局)は 2009 年 12 月 16 日に、コニャックの地理的表示の保護を承認した。また、長期間の使用と宣伝を通じて、コニャックは中国で高い著名性を有するに至っていた。

・被告の F 社等は、その販売した自動車を「コニャックスペシャル」などと命名し、カラーリングには「コニャックブラウン」を使用した。BNIC は、F 社等が「コニャック(Cognac)」の地理的表示を利用して当該自動車を商業的に宣伝したことが、不正競争行為にあたるとして、かかる侵害行為の停止と損害賠償を求める訴訟を裁判所に提起した。

・裁判所は、BNIC の原告適格性、及び、BNIC と F 社は競争関係があることを認定した。競争関係の認定理由は次のとおりである: BNIC は主にぶどう酒業界で、F 社等は主に自動車業界で、両者の製品には直接的な代替関係がないが、消費者の関心や業界を超えたコラボレーションの機会など、資源を奪い合う競争関係がある。

・その上で、裁判所は次のように認定し、F 社等の行為が不正競争行為に該当すると判断した: 本件において、F 社等は、コニャック特別仕様車を「コニャックスペシャル」と名付け、インテリアカラーを「コニャックブラウン」と表現し、「コニャック」を強調しているとともに、多くのインターネット記事では、「全てのブランデーがコニャックではなく、全てのフォードがコニャックではない」と強調している。すなわち、F 社等は、「コニャック」と一般的なブランデーの違いを通じて、コニャック特別仕様車と一般的な仕様車の品位やセンスの違いを強調している。「コニャック」に関わる公衆は、ハイエンドな消費者を含み、F 社等の自動車の消費者と重なる部分がある。よって、国境を越えたコラボレーションと混業経営が増加している背景の下、F 社等による「コニャック」と「COGNAC」の使用は、関連公衆に混乱をもたらしやすいといえる。F 社等は、明らかに「コニャック」の商業名誉を不正に利用し、「コニャック」と関連性があるように消費者に誤認させるという混同行為を実施したのであるから、不正競争行為に該当する。

・また、F 社がインテリアカラーを「コニャックブラウン」と表現した行為は、「コニャック」地理的表示の普通名称化のリスクを高めた。また、10~20 万元程度のエコノミー型車両の名称に「コニャック」を用いて、宣伝にも使用したことは、同時に、「コニャック」製品のイメージを低下

させるという不正競争に該当する。

・以上より、F 社等による上記の行為は、「反不正当竞争法」第 2 条²¹、第 6 条第 4 号に反した不正競争行為に該当すると認定され、侵害行使の差し止め、BNIC に対する 200 万元の損害賠償の支払い、影響消去のための声明発表を命じる判決が下された。

(2) 商標権に基づき、模倣品排除に成功した事例

i) 行政

■ 案件情報

事件番号: 三市監処〔2021〕第 0083 号

地理的表示証明商標: 三門青蟹(第 3897098、第 8136757 号、指定商品: 青蟹等)



第 3897098 号
地理的表示証明商標



第 8136757 号
地理的表示証明商標

当事者: X

当局: 三門県市場監督管理局

処罰日: 2021 年 4 月 9 日

■ 経緯及び行政処罰内容

・第 3897098 号商標と第 8136757 号商標はいずれも三門県青蟹産業発展サービスセンターが青蟹商品について登録した地理的表示証明商標である。

・2020 年 9 月 18 日、浙江省三門県市場監督管理局の職員が通報に基づき、個人 X の倉庫を捜査したところ、上記 2 つの地理的商標のロゴが印刷された青蟹の段ボールがそれぞれ 625 個と 571 個発見された。

・調べによると、第三者 A は 2020 年 7 月に、当該ロゴの入った段ボール 5110 個を無断で印刷し、X は第三者 A から 5104 個を 9760.4 元で購入し、うち 2908 箱を販売して合計 1.19 万元の売上高を得た。

・2021 年 4 月 9 日、三門県市場監督管理局は、X の行為は、「商標法」第 57 条第 4 項(「他

²¹ 反不正当竞争法違反の主張をする場合、実務上、個別規定たる 6 条各号該当性に加えて、2 条の一般条項違反も主張することが多い。

人の登録商標の標識を無断で製造、販売する」の規定に違反すると認定し、「商標法」第 60 条第 2 項の規定に基づき、段ボールを 1196 個押収し、過料 1 万元の行政処分を下した。また、X に侵害品を販売した第三者 A に対しても、金型を 1 個押収し、過料の 1 万 5000 元の行政処分を下した。

ii) 民事

■ 案件情報

地理的表示証明商標: 信陽毛尖(第 3047772 号、指定商品: 茶葉等)



第 3047772 号

地理的表示証明商標

原告: 信陽市茶葉協会

被告: 福建省安溪県 S 有限公司、北京 J 有限公司

裁判所: 北京市西城区人民法院

判決日: 2021 年 6 月 22 日

事件番号: (2021)京 0102 民初第 3281 号

■ 経緯及び判決内容

- ・本件原告の河南省信陽市茶葉協会は 2003 年に「信陽毛尖」の地理的表示証明商標を登録した(指定商品: 茶、茶葉等)。
- ・原告は、2020 年 7 月に、被告の某茶葉会社 S が大手 EC サイト JD.com の店舗で、「新茶登場、信陽毛尖 250 グラム袋入りばら売りお茶ギフトセット」の商品を販売し、そのギフトボックスに「信陽毛尖」の文字を無断で使用していたことを発見した。
- ・原告は S 社及びプラットフォーム運営会社 J 社に対して民事訴訟を提訴し、侵害品の販売停止、「信陽毛尖」という地理的表示証明商標の無断使用の停止、及び経済的損失として 5 万元の賠償金の支払いを請求した。
- ・裁判所は、S 社がばら売りの茶葉を包装して販売し、その包装に「信陽毛尖」の表示を使用したものの、かかる茶葉が「信陽毛尖」の指定生産地域に由来することを証明できず、その産

品が「信陽毛尖」の品質要求に合致することも証明できないとして、このような行為は「信陽毛尖」の地理的表示証明商標権を侵害すると判断した。

・裁判所は S 社に対して侵害行為の停止、原告に経済損失と権利行使のための合理的な支出を合わせて 25000 元を賠償するよう命じた。

iii) 刑事

■ 案件情報

地理的表示団体商標: BORDEAUX (日本語表記: ボルドー、第 19564618 号)

BORDEAUX

第 19564618 号

地理的表示団体商標

原告: ボルドーワイン委員会

被告: 上海 F 有限公司、X (同社の経営者)

裁判所: 上海市浦東新区人民法院

判決日: 2020 年 6 月 4 日

事件番号: (2020)滬 0115 刑初字第 985 号

■ 経緯及び判決内容

・第 19564618 号「BORDEAUX」商標 (以下「本商標」という。) はフランスのボルドーワイン委員会が中国で登録した地理的表示団体商標である (指定商品: 第 33 類 ワイン)。

・2019 年、本事件の原告であるボルドーワイン委員会は中国成都市で開催された展示会で、被告の上海 F 有限公司が「BORDEAUX」の地理的表示団体商標を表示したワイン商品を展示していることを発見した。原告の鑑定の結果、当該商品は「BORDEAUX」(ボルドー) 地区に由来するものではなく、地理的表示団体商標の模倣品と判断し、成都市市場监督管理局に対し、商品の取り下げを要請した。

・本事件は成都市市場监督管理局から上海浦東新区市場监督管理局に移送され、同当局が調査したところ、地理的表示団体商標を侵害したワインを製造・販売した事実が確認された。侵害品数量と金額が大きいため、刑事訴追の基準に達したため、浦東新区市場监督管理局は本事件を浦東新区公安局に移送し、本件は刑事事件として立件された。

・裁判所は、上海 F 有限公司による登録商標詐称罪が成立し、また、同社の役員である X も登録商標詐称罪で刑事責任を負うべき旨、認定した。

・判決内容: ①上海 F 有限公司を罰金 10 万元に処する。②同社役員 X を懲役 1 年 6 か月、執行猶予 1 年、罰金 5 万元に処する。③商標権侵害品のワインを没収する。④執行猶予期

間中に X による食品の製造・販売などへの従事を禁ずる。

(3) 種子法に基づき、農産物の模倣を排除した事例(民事)

■ 案件情報

事件番号: 江蘇省南京市中級人民法院(2021)蘇01民初第850号民事判決書(判決日: 2021年8月16日)

原告: J1 公司

被告: J2 公司及 D 氏ら

■ 経緯及び判決内容

J1 公司是、水稻の新品種「南粳 9108」の植物新品種権の独占実施権者である。2019 年 7 月 19 日、J1 公司是江蘇省塩城市農業行政執法支隊(以下「当局」という。)に対し、J2 公司の法定代表者である D 氏らが、偽の「南粳 9108」の種子を生産・販売していると通報した。当局は調査を経て、J2 公司、D 氏らの行為は偽の種子の生産と経営行為にあたると認定した。そして、J1 公司是、J2 公司及 D 氏らが無許可で偽の種子を生産・販売し、自己の植物新品種権の独占実施権を侵害し、大きな損害をもたらしたとして民事訴訟を起こした。

江蘇省南京市中級人民法院は、被告らが無許可で偽の種子を生産・販売した行為は、「南粳 9108」に係る植物新品種権を侵害したものであり、侵害行為の停止と損害賠償という民事上の責任を負うべきと判断した。また、被告らが生産・販売した種子の数量と金額は特に大きい(既に確認された数量だけで 150,560~160,560 斤、売上金額は 393,684 元に達している)、しかも真正品と模倣品を混ぜて販売し、巨大な在庫を持ち、さらに雑種が多く発生するおそれがあるなど、食糧安全を害するような深刻な事情があった。このように、権利侵害の情状が深刻であること、「南粳 9108」の植物新品種権の知名度が高いこと、侵害者の主観的悪意が大きいこと、などを総合的に考慮して、被告らに侵害行為を停止し、さらに懲罰的賠償を適用して、被告に連帯して、J1 公司の経済損失として 300 万元を賠償するよう命じた。なお、被告らは控訴せず、自発的に判決を履行した。

(4) 営業秘密侵害を根拠に、農産物の模倣を排除した事例(民事)

■ 案件情報

事件番号: 最高人民法院(2022)最高法知民終第 147 号(判決日: 2022 年 11 月 2 日)

二審控訴人(一審被告): B 社

二審被控訴人(一審原告): H 社

■ 経緯及び判決内容

H 社は 2015 年 11 月 1 日、「W67」と「W68」を親株として育成した「万糯 2000」というトウモロコシの植物新品種権を登録した(登録番号: CNA20120515.0)。H 社は、B 社がそのトウモロコシの親株「W68」を不正に取得したことを発見し、2020 年 10 月 16 日に裁判所(甘肅省蘭州市中級人民法院)に営業秘密侵害訴訟を提起した。H 社は、自己が「W68」にかかる営業秘密の権利者であり、B 社がその営業秘密を侵害したと主張した。

一審裁判所は、B 社による「W68」の営業秘密侵害の事実を認め、B 社に対し、かかる侵害行為を停止し、H 社に経済的損失及び権利行使に必要な費用として 150 万元を賠償するよう判示した。B 社はこれを不服として最高人民法院に控訴した。その主張の一つは「W68」が営業秘密の保護対象ではないというものである。

二審の最高人民法院は審理の結果、育成によって得られた商業的価値のある種子(本件の「W68」を含む)は育成者の創造的な労働による知的成果であり、公衆に知られずに、かつ秘密保持措置をとっているという条件のもとで、営業秘密として「反不正当竞争法」の保護を受けることができると判断した。その上で、二審裁判所も B 社による「W68」の営業秘密侵害の事実を認め、B 社の控訴を棄却し、原審を維持すると判示した。

1.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体(83 団体)に対して、商標や地理的表示等の申請出願・登録状況についてアンケート調査を実施したところ、地理的表示について申請検討中 3 件という回答であった。商標については、登録済み 1 件、出願検討中 3 件、出願したが拒絶等により登録されなかったという回答が 3 件であった。冒認出願や模倣品・侵害品が確認されたことがあるかという質問には、第三者による冒認出願が 1 件、オンラインでの模倣品・侵害品の発見が 2 件、実店舗での模倣品・侵害品の発見が 1 件あったとの回答があった。

2 香港

2.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン

現在、香港において、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)に相当する法律はなく、GI の登録制度も存在しない。香港では、農林水産物・食品の名称等を保護する法律として、主に、商標関連法令がある。

表 2-1 香港の農林水産物・食品の名称等を保護する制度の概要

		商標条例
マーク		—
法目的		本条例は、商標登録について、「標章の国際登録に関するマドリッドで採択された議定書」を施行し、かつ、関連事項について取り決めたものである(条例前文)。
農産物名称等の保護に係る関連法規		商標条例(第 559 章) 商標規則(第 559A 章)
主管機関	登録	香港知識産権署
	法執行	税関

①商標条例

香港では、地理的表示に対する保護は、主に「商標条例」における証明商標及び団体商標制度を通じて実現される。証明商標制度は、香港の旧「商標条例」(第 43 章)でも定めていたが、団体商標の制度は、2003 年公布された新「商標条例」(第 559 章)で導入された新しく登録可能な商標種類である。それぞれの定義は次のとおりである。

「証明商標」とは、その使用に係る商品又は役務が、商品の出所、材料、製品の製法、又は役務を提供するモデル、品質、正確さ、又はその他の特徴について、標識の所有者により証明されていることを表示する標識である(商標条例第 62 条)。

「団体商標」とは、標識の所有者である団体の構成員の商品又は役務を他の事業者の商品又は役務から識別する標識である(商標条例第 61 条)。

また、香港において、地理的表示で構成される証明商標及び団体商標は登録できる。

②コモン・ローによる保護

香港の裁判所では、成文法のみならず、判例法(コモン・ロー)による法的判断もなされる。例えば、ある法的判断を含む紛争が発生した場合、類似した成文法は存在しないという場合には、過去の類似した判例に基づき判断がなされることとなる。

未登録の商標又はその他の標識(以下「未登録商標」という。)は、香港において相当の社会的評価を築いている場合、コモン・ローの枠の中の「詐称」(passing off)に基づき、訴訟を通じて侵害から保護され得る。「詐称」(passing off)はコモン・ローに基づく訴因の一つであり、その目的は、商業名誉の保護である。

③商品説明条例

香港の「商品説明条例」(第 362 章)には、製品の産地、製造者等を含む商品説明に対する規制が存在する。具体的には、商品説明において、重大な虚偽又は誤認を招く説明が存在する場合、虚偽商品説明に該当する(商品説明条例第 2 条)。また、取引又は業務展開において虚偽商品説明を使用する場合、犯罪を構成する(商品説明条例第 7 条)。

なお、虚偽商品説明の禁止以外に、商標偽造に関する法令を再度強調することも、「商品説明条例」の法目的の一つであり、同法では、商標に対する犯罪行為、刑事罰も定めている。

2.2 各法制度の比較

下表は、前節で概説した各法制度について、日本の権利者による利用を想定し、登録コストや救済手段の側面から比較評価した表である。

なお、各法制度の登録手続や救済手段の詳細については、次節以降で説明する。

表 2-2 各法制度の比較表

	商標条例	コモン・ロー	商品説明条例
日本からの登録可否	可	登録不要	登録不要
対象品目	品目に特段制限がない。	－	－
適用される審査基準	商標条例(第 559 章) 商標規則(第 559A 章)	－	－
登録に係るコスト (代理人費)	証明商標 官庁費用:1 商標 1 区分の出願料は HKD	－	－

		商標条例	コモン・ロー	商品説明条例
用を含む)		2,000、追加区分毎に HKD 1,000 が加算される。 代理人費用: 数万 HKD 団体商標 官庁費用: 1 商標 1 区分の出願料は HKD 2,000、追加区分毎に HKD 1,000 が加算される。 代理人費用: 数万 HKD		
登録による効果		・他人による同一又は類似する商標の出願を阻止することができる。 ・他人による登録商標の無断使用を禁止することができる。	-	-
日本から出願する場合の留意事項(追加的資料や、審査期間)		なし	-	-
侵害に対する救済手段	民事	あり (1) 損害賠償、(2) 禁止令、(3) 商標権侵害品の引き渡し、及び(4) 商標侵害による侵害者が獲得した利益の引き渡し	あり (1) 損害賠償、(2) 禁止令、(3) 商標権侵害品の引き渡し、及び(4) 商標侵害による侵害者が獲得した利益の引き渡し	なし
	行政	なし	なし	なし

		商標条例	コモン・ロー	商品説明条例
	刑事	あり (1) 罰金、(2) 懲役 税関差止も存在する。	なし	あり (1) 罰金、(2) 懲役
総合評価		○	△ 香港において相当の社会的評価を築いていることが利用条件となる。	△～○

2.3 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件

(1) 登録対象品目

理論上、全ての商品について証明商標、団体商標を登録することが可能であり、品目に関する制限がない。

(2) 法律上の登録要件

以下では、香港において、地理的表示を含む標章について、産地証明標章又は産地団体商標として登録を受けようとする場合の要件について説明する。

i) 団体商標/証明商標の定義適合の要件

■証明商標

証明商標とは、その使用に係る商品又は役務が、商品の出所、材料、製品の製法、又は役務を提供するモデル、品質、正確さ、又はその他の特徴について、標識の所有者により証明されていることを表示する標識である(商標条例第 62 条)。

■団体商標

団体商標とは、標識の所有者である団体の構成員の商品又は役務を他の事業者の商品又は役務から識別する標識である(商標条例第 61 条)。

ii) 出願人に関する要件

■証明商標

証明商標の出願人は以下の要件を満たす必要がある。

➤ 出願人の身分

出願人は法人(提訴できる又は提訴される人)の名義で提出しなければならない。出願人が非登録組織に属している場合は、商標登録処において、当該組織が法人資格をもっていると確認されなければならない。そうでなければ、その出願は法人資格を有するもの(例えば、非登録組織の秘書)の名義で提出しなければならない。出願人が法人の地位を有する実体であれば、その組織の定款及び定款細則の副本を提出しなければならない。

➤ 業務の性質

出願人自身は証明商標の指定商品や役務に関する経営をしてはならない。出願人が所属する業界や経営する業務が他の商品や役務の供給に関連している場合、出願人はその業界や業務活動の性質を明確に説明しなければならない。法人に属する出願人については、審査のためにその組織の定款及び定款細則の副本を提出しなければならない。

➤ 能力

出願人が、その証明商標について実施する計画を推進し、監督管理する能力があると商標登録処の処長(以下「処長」という。)において、確認されなければならない。一般的には、出願人が相当な規模を備え、関連業界で社会的評価を享受し、そして十分な技能とリソースを備える場合、その証明能力の権威性が認められる。

■ 団体商標

➤ 出願人の身分

団体商標の目的は証明商標とは異なり、前者は商品又は役務がある組織のメンバーに由来することを表示するものであり、後者は商品又は役務の特定の品質を証明するためのものである。団体商標は組織のメンバーによって使用され、所有者(つまり当該組織)は組織のメンバーの利益のためにその商標を所有する。例えば、ある食材の飲食店で構成される組織があるとして、そのメンバーが同じ組織に属すると示すことを許可することは、団体商標の使用の一例である。

「組織」という言葉は、「工業所有権の保護に関するパリ条約(1967年)」第7条の2に由来し、同条約は加盟国が団体商標のために規定を定める義務を設けている。パリ条約及び商標条例はいずれも「組織」を定義していないが、一般的に政府部門ではなく、貿易商や製造商の組織を指すと理解されている。

iii) 地域に関する要件

商標条例第11(1)(c)条は、商品又は役務の原産地を表す標識のみで構成される商標は、登録拒絶の絶対的理由として定めているものの、業界や業務における商品や役務の原産地を示す標章であれば、証明商標、団体商標として登録することができるとしている。但し、商標の所有者は、他人(特にある地域の名称を使用する権利のある者)が工業又は商業取引において、誠実な方法でこの標章を使用する場合には、これを禁止することはできない。

iv) 誤認を招かない要件

■ 証明商標

証明商標は特徴又は意味について誤認を招いてはならない。

証明商標は、その特徴又は意味について、公衆の誤認を招く恐れがある場合、特に、証明商標としてみなされない可能性が相当程度ある場合、当該証明商標の登録出願を認めない。処長は、当該標識が証明商標を示すための何らかの表示を含むよう求めることができる(商標条例付表 4 第 5 条)。

■団体商標

団体商標は、その特徴又は意味について、公衆の誤認を招く恐れがある場合、特に、団体商標以外のものと理解されるおそれがある場合、当該団体商標の登録出願は認められず、登録されない。処長は、当該標識が団体商標を示す何らかの表示を含むよう求めることができる(商標条例付表 3 第 5 条)。

v)使用規約の要件

■証明商標

証明商標の出願人は、証明商標の使用規約を処長に提出しなければならない(商標条例付表 4 第 6 条第(1)項)。使用規約には次の事項が含まれる必要がある。

- ・ 証明商標を許諾する使用者、及び証明商標の使用申請を許可又は拒絶する根拠となる準則(差別的な内容があってはならない)。当該規約は、許諾する使用者にライセンス又は証明書を発行する条件が明記されなければならない。この証明商標の所有者は、当該商標の各被許諾者と正式な契約を締結しなければならない。当該規約に記載がある場合を除き、関連ライセンスや証明書が取り消されることはない旨を明記する。所有者は、全ての被許諾者の記録簿を用意し、閲覧できるよう所有者の登録事務所に保存しなければならない。また、規約に、記録簿に記入すべき書類も明記し、公衆が合理的な理由に基づいてこの記録簿を閲覧できることを表明しなければならない。
- ・ 証明商標によって証明される特質。当該規約は、商品や役務の特質をできるだけ明確に説明しなければならない。例えば、役務について単に「良いレベル」という記述は認められない。当該特質は客観的な検証を行うことができるものでなければならない。
- ・ 証明機関がどのように当該特質を検証し、どのように証明商標の使用を監督管理するか。当該規約に、商品の生産過程で検品や抜き打ち検査を行うこと、又は関連商品や役務が当該特質を有することを確保できる他の方法を明記しなければならない。当該規約は、商品や役務に関する検証と評価テスト結果の詳細を明確に説明しなければならない。
- ・ この証明商標を使用するために支払う必要がある費用を明確に説明する。商標登録処は規約の中に関連費用の実額の金額を明記することまでは要求しない。例えば、料金

表を記述するだけで十分である。所有者は非営利方式で証明計画を推進しなければならない。

■団体商標

団体商標の登録出願人は、団体商標の使用規約を処長に提出しなければならない(商標条例付表 3 第 5 条第(1)項)。使用規約には次の事項が含まれる必要がある。

- ・ 団体商標の使用許諾を受ける者。
- ・ 出願人は当該商標の使用許諾を受ける者のメンバーリストを当該規約に記載し、又は、これらの資料が記載されている特定の書類(例えば、許諾を受けた使用者の記録簿等)を規約内に記載し、その書類の閲覧方法を詳しく説明する。
- ・ 組織メンバーになるための条件。
- ・ 当該団体商標を使用する条件(ある場合)、不適切な使用行為に対する制裁を含む。

また、証明商標も団体商標も、その規約は一般的に認められる倫理、道徳に反してはならない。

(3) 出願手続

i) 出願時提出書類

■証明商標

1. 出願フォーム T2(Form T2)
2. 証明商標の使用規約
出願人は出願から 9 か月以内に使用規約を提出しなければならない
3. 出願人が当該証明商標の登録に係る商品又は役務を検証する能力を有することを示す証拠を法定宣言の形式で提出する(以下「能力宣言」という。)
能力宣言は使用規約と同時に提出する必要がある。

■団体商標

1. 出願フォーム T2(Form T2)
2. 団体商標の使用規約に関する書類(使用規約)
出願人は出願から 9 か月以内に使用規約を提出しなければならない。

ii) 登録までの手続フロー

■ 手続及び所要期間

	証明商標	団体商標	所要期間
1.出願の提出	商標登録処は出願フォーム受け取ってから、領収書と出願番号を発行する。		約 9 か月
2.追加書類の提出	出願人は、出願から 9 か月以内に使用規約及び能力宣言を提出する。	出願人は、出願から 9 か月以内に使用規約を提出する。	
3.書式審査	商標登録処は出願を審査する前に、まず出願フォームと全ての添付書類を確認し、フォーム内に記入すべき部分がすでに記入されているかどうか、関連資料が正しいかどうか、必要な資料がそろっているかどうかを確認する。資料に不備があれば、商標登録処は出願人に商標登録処の通知から 2 か月以内に補正するよう要求する。		
4.検索及び審査	商標登録処は商標の記録を検索し、同一又は類似の商品や役務について、他人による同一又は類似商標の登録又は出願の有無を確認する。同時に、商標登録処は出願対象商標が商標条例に定めた登録規定(証明商標及び団体商標の追加登録条件を含む。)を満たしているかどうかを審査する。		約 6～9 か月
5.反対及びヒアリング(ある場合)	出願が登録規定に合致していない場合、商標登録処は異議を提出する。出願人は 6 か月以内(さらに 3 か月延長可能)に関連規定を充足しなければならない。また、出願人はヒアリングを請求することができる。商標登録処は商標登録を支持する又は反対する全ての証拠をヒアリングで審議し、その後、裁決を下す。		
6.登録の公告及び異議申立て	商標登録処は出願を認めた後、香港の知的財産権公報で公告する。誰でもこの公報での出願商標を閲覧でき、かつ、公告日から 3 か月以内に異議を申し立てることができる。		
7.登録	商標登録処はその商標の詳細を登録記録帳に記入し、出願人に登録証明書を発行する。		3 か月

■費用

	証明商標	団体商標
官庁費用	1 商標 1 区分の出願料は HKD2,000、追加区分毎に HKD1,000 が加算される。	1 商標 1 区分の出願料は HKD2,000、追加区分毎に HKD1,000 が加算される。
代理人費用概算	数万 HKD	数万 HKD

(4) 登録後の使用に関する要件等

i) 商標登録された名称を使用するための要件

■証明商標

証明商標の使用規範に合致し、かつ、証明商標の権利者の同意を得た者は、証明商標を使用できる。また、証明商標の権利者自身は、証明商標の指定商品や役務を経営してはならないため、証明商標を使用できない。

■団体商標

団体商標の使用規範に合致する団体会員及び商標権者(団体)が使用できる。

ii) 名称の使用義務の有無

名称の使用義務はない。但し、商標が、登録に係る商品又は役務において、継続して 3 年間香港で真正に使用されておらず、かつ、不使用の有効な理由(例えば、商標により保護される商品又は役務の輸入制限又は他の政府の規定がある)がない場合、商標の登録は取り消されるおそれがある(商標条例第 52 条第(2)項第(a)号)。

iii) 不正使用した場合に適用される罰則

一般商標と同様に、次の何れかの不正使用により、証明商標、団体商標が取り消されるおそれがある。

- ・ 商標が、所有者の作為又は不作為の結果、一般名称、又は商品・役務を記述するための標識になった場合。
- ・ 所有者の使用について、その商標が公衆に誤認されやすい場合。特に当該商品又は役務の性質、品質又は原産地について公衆を誤認させるおそれがある場合。
- ・ 当該登録に関して、登録簿に記入された条件の違反又は不遵守がある場合。
(商標条例第 52 条第(2)項第(b)(c)(d)号)

また、証明商標について次の不正使用がある場合、その登録は取り消される可能性がある。

- ・ 所有者が、すでに証明商標を証明する商品又は役務に関する商取引又は営業を始めた場合。
 - ・ 所有者が、証明商標を使用する方法、又はある方法で使用することを許可し、その使用方法が原因で、当該商標について、公衆を誤認させるおそれが生じている場合（特にそれが証明商標ではないものとみなされる可能性が高い場合）。
 - ・ 所有者が、証明商標の使用規約を遵守せず、又は他人に遵守させることを保証していない場合。
 - ・ 使用規約が修正され、修正後の規約が商標条例、商標規則の条件に適合していない場合。
 - ・ 所有者が、証明商標の指定商品又は役務を証明する資格を有していない場合。
- （商標条例付表 4 第 15 条）

団体商標について次の不正使用がある場合、その登録は取り消される可能性がある。

- ・ 所有者の団体商標を使用する方法又はある方法で使用することを許可し、その使用方法が原因で、当該商標について、公衆を誤認させるおそれが生じていること（特にそれが団体商標ではないものとみなされる可能性が高い場合）。
 - ・ 所有者が、団体商標の使用規約を遵守せず、又は他人に遵守させることを保証していない場合。
 - ・ 使用規約が修正され、修正後の規約が商標条例、商標規則の条件に適合していない場合。
- （商標条例付表 3 第 13 条）

iv) 権利の有効期間

一般商標と同様、証明商標、団体商標登録後の有効期間は 10 年である。また、更新手続を行えばさらに 10 年間延長できる。それ以降も同様である。

2.4 各法制度による保護(侵害・冒認対応)

(1) 商標法

保護の対象となる違法行為

以下のいずれかに該当する場合、商標権侵害になる。

- ・ 同一の商品又は役務において、登録商標と同一の標章を経営又は業務上使用する場合。
- ・ 類似の商品又は役務において、登録商標と同一の標章を経営又は業務上使用し、かつ、公衆の誤認を招くおそれがある場合。
- ・ 同一又は類似の商品又は役務において、登録商標と類似の標章を経営又は業務上使用し、かつ、公衆の誤認を招くおそれがある場合。
- ・ 商品又は役務において、登録商標と同一又は類似の標章を経営又は業務上使用し、当該商標は周知商標としてパリ条約に基づく保護を受け、かつ、当該標章の使用に正当な理由がなく、商標の識別力又は社会的評価に対する不当利用を構成し、又は害を及ぼす場合。

(商標条例第 18 条(1)～第(4)項)

なお、以下のいずれの場合も、上記の「商標を使用する」行為に該当する(商標条例第 18 条第(5)項)。

- ・ 標章を商品又は包装に使用する場合。
- ・ 標章を使用し、販売のために商品を提供又は展示する場合。
- ・ 標章を使用し、商品を市場に出す場合。
- ・ 販売のために商品を提供又は展示する目的、又は商品を市場に出す目的で、標章の下で商品を在庫とし保管する場合。
- ・ 標章を使用し、役務を提供又は供与する場合。
- ・ 標章を使用し、商品を輸入又は輸出する場合、又は
- ・ 標章を商業文書又は広告に使用する場合。

侵害行為に対する救済手段

i) 民事上の救済

登録商標侵害に対し、商標権者は訴訟を提起できる(商標条例第 22 条第(1)項)。

未登録の商標について、次に該当する場合には、コモン・ロー上の「詐称 (passing off)」訴訟によって法的保護を受けることもできる。

- ・ 標章の所有者はその標章の使用によって社会的評価を有していること、
- ・ 他人が標章に対し不実な陳述や誤認させたこと、
- ・ その不実な陳述又は誤認させた結果、所有者の社会的評価又は業務が損害を被り、又は被るおそれがあること。

民事救済手続において、権利者である原告は、(1)損害賠償、(2)禁止令、(3)商標権侵害品の引き渡し、及び(4)商標侵害による侵害者が獲得した利益の引き渡しを裁判所に請求できる。

費用の概算:

裁判所に納付する裁判費用は通常 2,000HKD 以内であるが、弁護士費用は、原則、弁護士の稼働に応じてタイムチャージで請求することが一般的である。現地法律事務所へのヒアリングによれば、タイムチャージの参考例は以下のとおりである。

・2,000～15,000HKD/時間

また、弁護士の稼働は被告側の応訴の有無及び事件の複雑性によって差が大きく、案件ごとに異なる。

ii) 刑事上の救済

以下の商標権侵害行為は犯罪を構成し、権利者は権利侵害者の刑事責任を追及することができる。

- ・ 「商品説明条例」に別途定めがある場合を除き、次のいずれかの行為を行う者は、詐欺行為の意図なく行動したことを証明しない限り、犯罪になる。
 - a) 商標を偽造すること。
 - b) 商標又は商標に酷似した標章を不正に付すこと。
 - c) 商標を偽造し、又は偽造に使用されることを意図して金型、版木、機械又はその他の機器を作ること。
 - d) 商標を偽造する目的で金型、版木、機械又はその他の機器を処分又は保有すること。

と、又は

e) (a)、(b)、(c)又は(d)で記載された犯罪を行わせること。

- ・ 偽造商標が付された商品、又は商標若しくは商標に酷似した標章が虚偽方法で付された商品を販売し、若しくは展示すること、又は、販売、商業若しくは製造目的で当該商品を保有する場合、犯罪になる。

(商品説明条例第9条第(1)、第(2)項)

上記の犯罪について、次の刑事罰に処することができる。

- ・ 起訴による有罪判決の場合、500,000HKD の罰金及び5年の懲役。
- ・ 簡易裁判による有罪判決の場合、第6級の罰金及び2年の懲役。

(商品説明条例第18条第(1)項)

また、香港では、商標権侵害の調査と刑事摘発は税関が担当する。手続の概要は次のとおりである。

- 権利者が侵害品を発見した場合、その情報(できれば侵害品現物)を持って、税関へ申し立てる。
- 税関が上記の案件を受理すると、権利者の有資格鑑定人について審査する。税関の審査を通った有資格鑑定人は、登録済みと見なされる。有資格鑑定人の条件は次のとおりである。
 - ・ 権利者である企業の歴史、製品ラインアップ及び生産設備等について精通していること。
 - ・ 香港税関により押収された商品の真贋を判別できる能力があること。
 - ・ 後日行われる刑事裁判において、被告側(侵害者)が抗弁した場合、被告側から受託を受けた弁護士に対し、原告(香港税関)側から求められた場合に原告側証人として出廷協力できること。
- 税関が日常の検査において、商標権侵害疑義品を発見した場合、税関がその審査で認めた有資格鑑定人へ連絡する。

税関の日常検査は水際検査と香港市内検査の両方を含む。

- 税関が一般市民からの通報を受けた場合、同じく有資格鑑定人へ連絡する。
- 権利者は商標権侵害品を発見した場合、税関へ通報することが可能である。

費用の概算:

- ①疑義品購入及び税関申立ての書類作成: 25,000HKD 前後(実費別)
- ②有資格鑑定人の登録: 40,000HKD(実費別)
- ③差止めされた疑義品に対して鑑定、税関と連絡等の協力: 50,000HKD 前後
- ④刑事裁判段階: 主に弁護士費用が発生する。弁護士費用は、原則、弁護士の稼働に応じてタイムチャージで請求することが一般的である。現地法律事務所へのヒアリングによれば、タイムチャージの参考例は以下のとおりである。

・2,000～15,000HKD/時間

また、弁護士の稼働は被告側の抗弁の有無及び事件の複雑性によって差が大きく、案件ごとに異なる。

iii) 税関の水際対策

香港における商標権侵害品に対する水際対策は、同様に税関が担当する。かかる手続は、上記の刑事摘発の手続と同様のため、上述の「ii) 刑事上の救済」の手続の記載を参照されたい。

なお、農林水産物・食品の商標に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。

冒認商標に対する対応

香港では、冒認商標に対して、異議申立て、取消、無効審判の対策を講じることができる。証明商標、団体商標も同様である。詳細は以下のとおりである。

➤ 異議申立て

商標公告から 3 か月以内に、誰でも処長に異議申立てを行うことができる(商標条例第 44 条)。

➤ 取消

商標登録後、誰でも処長又は裁判所にその登録の取消を請求できる。

一般の取消請求事由としては、①不使用、②一般名称又は記述表記になったこと、③使用により誤認を招きやすくなったこと(特に性質、品質、原産地について誤認を招きやすくなったこと)、④登録簿に記入された条件の違反又は不遵守があることが挙げられる(商標条例第 52 条第(2)項)。

証明商標及び団体商標の不正使用による取消事由は、2.3(4)iii) 不正使用した場合に適用される罰則」の記載を参照されたい。

➤ 無効審判

商標登録後、誰でも処長又は裁判所に登録の無効審判を請求できる。無効審判の事由としては、①商標登録が真実によるものではないこと(この場合、処長は裁判所に無効審判を請求できる)、②登録拒絶の絶対的理由(商標条例第 11 条)に該当すること、③先行商標に阻止されること、④先行権利に阻止されることが挙げられる(商標条例第 53 条)

■無効審判事例

・係争商標: 第 302439243 号「西鳳」商標(第 33 類)

・案件番号: [2016] HKTMR 28

・無効審判: 2016 年 4 月 15 日

西鳳

第 302439243 号「西鳳」商標(第 33 類、白酒等)

概要:

2012 年 11 月 19 日、係争商標登録。

無効審判請求人は、中国で設立された国営企業であり、中国陝西省鳳翔県に所在する。請求人の前身は 1956 年に設立された陝西省の西鳳酒工場である。請求人によると、その主要製品である西鳳酒は中国四大名酒の一つであり、3000 年以上の醸造の歴史がある。

無効審判において、請求人は次のとおり主張した。係争商標は「西鳳」で構成され、「西鳳」が一種酒の名称(即ち、西鳳酒)であることに鑑み、係争商標は商品の種類と特徴を示したに過ぎず、識別力が欠如する。したがって、係争商標は商標条例第 11(1)(b)条に違反しており、条例の第 53 条に基づき無効宣告すべきである。

また、無効審判において、請求人は中国政府の発行した「西鳳酒」原産地産品の国家基準副本、2007 年改正した地理的表示産品「西鳳酒」国家標準報告書の副本を提出した(中国において「西鳳酒」は地理的表示産品である)。これらの書類によると、官庁行政機関は、「西鳳酒」を生産する原産地地域範囲、原料、検査方法、産品ラベル、包装、保存等について厳格な規定を設けている。

係争商標の出願人(中国浙江省紹興市にある貿易会社)は請求人の無効審判請求に対して抗弁を出さなかった。

請求人の提出した各書類に基づき、商標登録処の処長は、次のとおり認定した。「西鳳」又は「西鳳酒」は一種の酒の名称である。関連消費者は係争商標をその指定商品に使用することを見た際に、その標章は単なる商品の種類又は名称を示したに過ぎず、他人の商品と識別することができない。言い換えれば、係争商標は識別機能を発揮できておらず、識別力を欠如した標章である。

以上により、処長は、係争商標は識別力を欠如し、商標条例第 11(1)(b)条に違反すると認定し、同商標の無効を宣告した。

費用

	異議申立て	取消 (不使用取消審判を含む)	無効審判
官庁費用	・申請: 800 ・ヒアリング: 1,700	・申請: 800 ・ヒアリング: 1,700	・申請: 800 ・ヒアリング: 1,700
代理人費用	弁護士費用は、原則、弁護士の稼働に応じてタイムチャージで請求することが一般的である。現地法律事務所へのヒアリングによれば、タイムチャージの参考例は以下のとおりである。 ・2,000～15,000HKD/時間 また、弁護士の稼働は相手応答の有無及び事件の複雑性によって差が大きく、案件ごとに異なる。		

なお、審理結果に不服がある場合は裁判所に提訴可能であるが、その際に要する代理人費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であった。

(2) 商品説明条例

商品の製造、生産、加工又は修理の場所及び日付、製造、生産、加工又は修理等の事項は、商品説明事項に該当する。

もし、取引又は業務展開において虚偽商品説明(説明に重大な虚偽又は誤認を招くものが存在する場合)を使用する場合、犯罪を構成し(商品説明条例第7条)、以下の刑事罰が処される。

- ・ 起訴による有罪判決の場合、500,000HKD の罰金及び5年の懲役。
 - ・ 簡易裁判による有罪判決の場合、第6級の罰金及び2年の懲役。
- (商品説明条例第18条第(1)項)

同条例に基づき、模倣品排除に成功した事案としては、2.6.2 を参照されたい。

(3) 植物品種保護条例

「植物品種保護条例」(第 490 章)において、植物育成者(又は植物品種所有者)が専用権の出願、育成した植物品種を保護するための法的手段を設けている。当該条例は、食用できない藻類、真菌以外に、各種の植物品種(例えば、食用作物、野菜、観葉植物など)にも適用される。

授權証を発行するための基本条件として、保護を申請する植物品種は、新規、独特、同質及び安定でなければならない(植物品種保護条例第 18 条第(2)項第(d)号)。また、保護を申請する植物品種に対して適切な名称を提案しなければならない(植物品種保護条例第 13 条第(2)項第(b)項)。

植物品種権者(すなわち授權証の所有者)は、以下の専有権を有する。

- ・ 保護品種の生殖材料を販売目的で生産し、かつ、生殖材料を販売又は要約販売する
- ・ 保護品種の生殖材料を輸出する
- ・ 商業生産目的で果実又は花の品種を繁殖させる
- ・ 上記の活動を他人に許諾する

(植物品種保護条例第 25 条第(1)項)。

また、植物品種の保護期間について、高木及び藤本植物の植物品種権利の授權証の有効期間は 25 年、その他の植物品種権利の授權証の有効期間は 20 年である(植物品種保護条例第 22 条第(2)項)。

植物品種の権利侵害を受けた場合、品種権者はその侵害された権利について民事裁判所に訴訟を提起することができる。裁判所は損害賠償(いかなる懲罰的損害賠償を含む)を判決する際にも、或いはいかなる救済を与える際にも、(a)品種権者が当該侵害によって被った、又は当該侵害によって被るおそれのある損失、(b)この侵害から得たいかなる利益、(c)侵害の悪意も考慮しなければならない(植物品種保護条例第 25 条第(2)項)。

なお、いかなる者も、保護品種の生殖材料等を販売する際にその品種の名称をその名称として使用しなければならず、かつ、その名称が明らかに認識できる場合を除き、その名称に商標、商品名称又はその他の類似の表示を結び付けてはならない(植物品種保護条例第 30 条)。当該規定を遵守せずに生殖材料を故意又は過失で販売した場合、犯罪に該当する。有罪判決を受けた場合、第 6 級の罰金が科されるおそれがある(植物品種保護条例第 40 条)。

植物品種の権利侵害を受けた場合の救済手段としては、刑事告訴や税関での差し止め等はなく、民事訴訟である。

民事訴訟の費用の概算：

裁判所に納付する裁判費用は通常 2,000HKD 以内であるが、弁護士費用は、原則、弁護士の稼働に応じてタイムチャージで請求することが一般的である。現地法律事務所へのヒアリングによれば、タイムチャージの参考例は以下のとおりである。

・2,000～15,000HKD/時間

また、弁護士の稼働は被告側の応訴の有無及び事件の複雑性によって差が大きく、案件ごとに異なる。

植物品種の権利侵害に関して、公表事例で、模倣品排除に成功した事案は確認できなかった。

(4) 遺伝資源、営業秘密、ノウハウ等の不正使用事案に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

遺伝資源

香港では、遺伝資源に関する法令規定が確認されていない。

営業秘密・ノウハウ

香港では、営業秘密は、特定の成文法ではなく、コモン・ローの下で保護される。通常、営業秘密は、以下の条件を満たす情報又は知識を指す。

- ・ 他人に知られていない、又はまだ一般に知られていない。
- ・ 他人に知られていない、又は一般に知られていないために価値がある。
- ・ その価値が秘密保持で保護される。

生産工程、プログラム、配合、研究方法、商業手法等は営業秘密の一例であり、農林水産物の育成方法等は、上記の条件を満たす場合、理論上、営業秘密で保護され得る。

営業秘密は権利者の許諾を得ずに開示され、又は権利者が許諾されていない方法で使用され、又は許諾されていない用途で使用された場合、権利者は裁判所に、他人による営業秘密の不正使用を阻止するための禁止令、損害賠償、侵害で獲得した利益の引き渡しを請求できる。

営業秘密の権利侵害を受けた場合の救済手段は刑事告訴や税関での差し止め等は無く、民事訴訟である。

民事訴訟の費用の概算：

裁判所に納付する裁判費用は通常 2,000HKD 以内であるが、弁護士費用は、原則、弁護士の稼働に応じてタイムチャージで請求することが一般的である。現地法律事務所へのヒアリングによれば、タイムチャージの参考例は以下のとおりである。

・2,000～15,000HKD/時間

また、弁護士の稼働は被告側の応訴の有無及び事件の複雑性によって差が大きく、案件ごとに異なる。

本項目に関して、公表事例で、模倣品排除に成功した事案は確認できなかった。

(5) 我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

香港において登録されていない日本の周知な名称や GI 名称について、次のような場合には、コモン・ロー上の「詐称(passing off)」民事訴訟によって法的保護を受けることもできる。

- ・ 名称の所有者はその名称の使用によって社会的評価を有していること、
- ・ 他人が名称に対し不実な陳述や誤認させたこと、
- ・ その不実な陳述又は誤認させた結果、所有者の社会的評価又は業務が損害を被り、又は被るおそれがあること。

民事訴訟の費用の概算：

裁判所に納付する裁判費用は通常 2,000HKD 以内であるが、弁護士費用は、原則、弁護士の稼働に応じてタイムチャージで請求することが一般的である。現地法律事務所へのヒアリングによれば、タイムチャージの参考例は以下のとおりである。

・2,000～15,000HKD/時間

また、弁護士の稼働は被告側の応訴の有無及び事件の複雑性によって差が大きく、案件ごとに異なる。

また、詐称(passing off)に該当する場合は、原則、民事責任のみを追及できるが、実務上、香港税関は、詐称(passing off)に該当する商品を取り調べ、前述した虚偽商品説明の使用に該当するとして、「商品説明条例」に基づいて刑事責任を追及することもある。この場合の刑事上の救済及び税関の水際対策の手續と費用概算は、2.4(1)の商標法に基づく権利行使の記載を参照されたい。

本項目について、公表事例で、コモン・ロー上の「詐称(passing off)」に基づく模倣品排除に成功した事案は確認できなかった。

2.5 香港に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制（表示規制含む）、及び、留意すべき点

香港政府は、2023 年 8 月、ALPS 処理水放出に伴い、東京、福島、千葉、栃木、茨城、群馬、宮城、新潟、長野、埼玉の 10 都県産の水産物の輸入を停止することを発表した。その他、品目別の輸入規制に関する情報（輸出手続に関する情報等を含む。）は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の「品目別輸出ガイド」が参考になる。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide.html>

また、香港での農林水産物又は食品の製造又は販売する際に遵守すべき主要な法規制は日本貿易振興機構（ジェトロ）の香港での「農林水産物・食品 ビジネス法令・法務」が参考になる。

<https://www.jetro.go.jp/legaltop/asia/hk/foods/legal/>

2.6 香港における各制度の利用状況

2.6.1 登録状況

（1）証明商標・団体商標の登録状況

本報告書の執筆時点までに、香港では 157 件の証明商標、35 件の団体商標の登録が確認されている。そのうち、日本の権利者による登録を以下のとおり例示する。

<証明商標>

宮崎牛

商標番号：303129066

登録日：2022 年 8 月 10 日

区分：29 類

指定商品:宮崎県産の牛肉等
出願人:宮崎県経済農業協同組合連合会

<団体商標>

信州味噌

商標番号:300134775
登録日:2007年10月8日
区分:30類

指定商品:みそ等
出願人:長野県味噌工業協同組合連合会

琉球泡盛

商標番号:300972108
登録日:2018年1月15日
区分:33類

指定商品:沖縄県産の焼酎及び泡盛
出願人:沖縄県酒造組合

八女茶

商標番号:304756203
登録日:2022年8月4日
区分:30類

指定商品:福岡県内の茶生産者が福岡県八女市及びその周辺地域(熊本県及び佐賀県の八女地域に隣接する地域を含む)において生産した荒茶を福岡県内で仕上げ加工した緑茶
出願人:全国農業協同組合連合会、福岡県茶商工業協同組合

(2) 香港において出願された商標を調査する方法及びその際の留意点

香港で出願された商標の拒絶理由の審査状況、異議手続等の審理状況は以下の香港知識産権署の検索ウェブサイト(<https://esearch.ipd.gov.hk/>)から検索することが可能であるが、同サイトは英語及び中国語の検索のみ提供されている。

また、香港では、判決が公開されない限り、裁判手続における審理状況の確認は難しい。

2.6.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例

■ 案件情報

控訴人: X 氏

答弁人: 香港特別行政区

裁判所: 高等法院原訟法廷

判決日: 2016 年 8 月 10 日

案件番号: HCMA289/2016

■ 経緯及び判決内容

控訴人 X 氏は食品会社の A 社のマネージャーを務めていた。2015 年 1 月、X 氏は広州市場からポークフロス製品を仕入れ、香港に輸送し、同社の工場で包装工程を実施した。その工程において、作業員がプラスチックの缶に「原産地台湾」ラベルを貼り、ポークフロスを入れ、さらに「香港製造」のラベルを貼り付けた。そして、X 氏は、係争ポークフロスの原産地は台湾であると自称した。2015 年 3 月 23 日、A 社はイオンに販促カウンターを設置し、係争ポークフロス製品を販売した。税関は、係争ポークフロスの原産地に関する謳い文句（すなわち、「香港製造」の記載）が虚偽商品説明であることを疑い、2015 年 3 月 23 日に調査を実施し、イオンにある A 社の販促カウンターに赴き、合計 140HKD の係争ポークフロス 2 本を購入した。また、同カウンターで販売されていたポークフロス 9 本を税関の調査のため押収した。

以上により、X 氏は、「商品説明条例」（第 362 章）第 7(1)(b)及び 18(1)条に違反し、虚偽商品表示を使用した商品を商品の販売・商業・製造のために所持したとして起訴された。原審裁判所は有罪判決を下し、X 氏はそれを不服として控訴した。控訴審において裁判所は X 氏の控訴を棄却した。

2.7 日本の生産者団体等へのヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（83 団体）に対して、商標や地理的表示等の申請出願・登録状況についてアンケート調査を実施したところ、商標については、登録済み 4 件、出願中 1 件、出願検討中 3 件という回答であった。

3. 台湾

3.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン

台湾では、農林水産物・食品の名称等を保護する法律として、主に、①商標法、②公正取引法がある。2つの法制度の概要は下表のとおりである。

台湾では、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)に相当する法律はなく、GIの登録制度も存在しないが、酒類の地理的表示に関する規定は、台湾の「酒類表示管理弁法」に明記されている。同法は、地理的表示を定義した上で²²、酒類の表示は、正確に実際の原産地を表示するとしても、翻訳用語又は同類、同型、同風格、類する等、その他類似の表示又は補充説明を利用して、それがその他の地理に由来するものと表示してはならないと定めている(酒類表示管理弁法第13条第2項)。

下表は、前節で概説した各法制度について、日本の権利者による利用を想定し、登録コストや救済手段の側面から比較評価した表である。

表 3-1 台湾の農林水産物・食品の名称等を保護する制度の概要

		商標法	公正取引法
マーク		-	-
法目的		商標権、証明標章権、団体標章権、団体商標権及び消費者の利益を保障し、市場の公平な競争を維持して、商工業の健全な発展を促進するため、本法を制定する(法第1条)。	取引の秩序及び消費者の利益を保護し、自由かつ公平な競争を確保し、経済の安定及び繁栄を促進するために、本法を制定する(法第1条)。
農産物名称等の保護に係る関連法規		商標法 証明標章、団体標章、団体商標 審査基準	公正取引法 公正取引委員会の公正取引法第21 条案件に対する処理原則
主 管 機 関	登録	智慧財産局	-
	法執行	警察	公正取引委員会

²² 本法でいう地理的表示とは、商品の特定の品質、社会的評価又はその他の特定の国家又は地域などの地理的な出所を表徴するに足りるものであり、かつ、その出所は当該商品の原産地となる。地理的表示は、各地域又は国家の規定に従わなければならない(「酒類表示管理規制第」第13条第1項)。

①商標法

台湾はWTOに加盟後、TRIPS協定における地理的表示に関する保護規定を履行し、台湾の地理的表示の保護制度を強化するために、2003年の商標法改正において、商品の産地等を証明する証明標章制度を増設し、2004年に、「地理的表示を証明標章として出願するための登録作業要点」を発布した。TRIPS協定第22条によると、地理的表示は、商品が特定の区域に由来ことを識別する表示であり、商品の特定の品質、社会的評価又はその他の特性が、その区域の自然又は人的要素によって決められることを主としている。この定義に適合させるために、商標法は「産地証明標章」又は「産地団体商標」を出願要件とすると共に、2007年7月25日に「証明標章、団体標章、団体商標審査基準」(以下「審査基準」という。)を制定・発布し、同時に、「地理的表示を証明標章として出願するための登録作業要点」を廃止した。

したがって、現在、台湾の商標法の枠組みの中で農林水産物・食品の名称等を保護する制度として挙げられるのは、産地証明標章と産地団体商標である。

産地証明標章は、台湾証明標章の一種であり、商品又は役務の産地を証明するためのものであり、かつ、当該地理区域の商品又は役務は、特定の品質、社会的評価又はその他の特性を有しなければならないため、商品又は役務が有するそれらの特性は、地理環境との間に関連性がなければならないと定義されている(商標法第80条第2項、審査基準5.2.1)。

産地団体商標は、台湾団体商標の一種であり、会員が提供する商品又は役務が一定の産地に由来するものであることを示し、当該地理区域の商品又は役務は特定の品質、社会的評価又はその他の特性を有し、かつ、当該特性は地理環境との間に関連性を有しなければならないと定義されている(商標法第88条第2項、審査基準5.3.1)。

②公正取引法

公正取引法は、日本の不正競争防止法に相当する法律である。公正取引法には、地理的表示等を直接的に保護する明文規定はないが、不公正競争の概要に関する規定は地理的表示も保護していると解釈できる。すなわち、公正取引法は、商品表示の主要事項の一つとして、「原産地、製造者、製造地、加工者、加工地」を取引決定に影響を及ぼし得る事項として列挙し、これらの事項に対して、商品又は広告等において虚偽、不実又は人を錯誤に陥らせる表示を行ってはならないとしている(公正取引法第21条第1項、第2項)。

③商品表示法

商品表示法の中にも、商品産地及び製造者の情報に対する規制が存在する。産地及び製造者は商品に表示しなければならない情報の一つであり(同法第6条第2項、第3項)、また、虚偽・不実又は人を錯誤に陥らせるものであってはならないとされる(同法第9条第1項)。

また、同法第8条第1項によると、原産地が台湾である商品については、台湾産標章を表示することができる。さらに、同法第8条第2項に基づき、「台湾産産品 MIT スマイル標章推

進及び管理弁法」(以下「管理弁法」という。)が制定されている。管理弁法によると、原産地が台湾で、かつ、一定の品質を有する製造又は加工製品については、台湾産産品 MIT スマイル標章(以下「MIT スマイル標章」という。)の使用を申請できる。また、MIT スマイル標章は台湾經濟部工業局より証明標章として登録されている(登録番号:01411527)。



図 3-1 MIT スマイル標章

3.2 各法制度の比較

下表は、前節で概説した各法制度について、日本の権利者による利用を想定し、登録コストや救済手段の側面から比較評価した表である。

なお、各法制度の登録手続や救済手段の詳細については、次節以降で説明する。

表 3-2 各法制度の比較表

	商標法	公正取引法	商品表示法
日本からの登録可否	可	登録不要	登録不要
対象品目	品目に特段制限はない。	－	－
適用される審査基準 (法律・法令名)	証明標章、団体標章、団体商標審査基準		
登録に係るコスト	■産地証明標章 <官庁費用> ・出願費用:新台湾ドル 5,000 元/1 件。 ・登録費用:新台湾ドル 2,500 元/1 件 <代理人費用> ・基本費用:550 米ドル/件 ・追加対応費用:300 米ドル/時間 ■産地団体商標 <官庁費用> ・出願費用:書面(紙)出願の場合、新台湾ドル 3,000 元/1 商標・区分。指定商品が 20 個を超える場合、1 個ごとに新台湾ドル 200 元が加算される。 ・登録費用:新台湾ドル 2,500 元/1 商標・区分	－	－

		商標法	公正取引法	商品表示法
		<代理人費用> ・基本費用:550 米ドル/1 商標・区分 ・追加対応費用:300 米ドル/時間		
登録による効果		・他人による同一又は類似する標章・商標の出願を阻止することができる。 ・他人による登録標章・商標の無断使用を禁止することができる。		
日本から出願する場合の留意事項(追加的資料や審査期間)		外国の法人、団体又は政府機関が出願する場合は、産地証明標章、産地団体商標、いずれにおいても、その名義でその原産国において当該商標が保護されていることを示す証明書類を提出する必要がある。 上記の証明書類は、産地証明標章の出願人の管理制御能力、産地団体商標の出願人の代表性を証明できる。		
侵害に対する救済手段	民事	あり 差止請求又は損害賠償請求をすることができる(法第 69 条)。	あり 差止請求又は損害賠償請求をすることができる(法第 29 条、第 30 条)。	なし
	行政	なし 但し、税関における差止めの対象となる(法第 72 条)。	あり 是正命令、過料等(法第 42 条)	あり 是正命令、過料等(法第 16 条)

		商標法	公正取引法	商品表示法
	刑事	あり 有期懲役、拘留、罰金等（法第 95 条、第 96 条）	なし	なし
総合評価		○	○～△ 救済手段は民事ルート、行政ルートがあるが、民事ルートにおいて損害賠償を請求する際に、損害及び違反行為と損害との間の因果関係を証明しなければならず、実務上、一定のハードルがある。	△ 救済手段は行政ルートのみであり、また、実務上一般的に行政罰の罰則は軽いいため、抑止力が比較的弱い。

3.3 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件

(1) 登録対象品目

理論上、全ての商品について産地証明標章/産地団体商標を登録することが可能であり、品目に関する制限がない。

(2) 法律上の登録要件

以下では、台湾において、地理的表示を含む標章について、産地証明標章又は産地団体商標として登録を受けようとする場合の要件について説明する。

産地証明標章/産地団体商標の定義適合の要件

■産地証明標章の定義

産地証明標章は、商品又は役務の産地を証明するためのものであり、かつ当該地理区域の商品又は役務は、特定の品質、社会的評価又はその他の特性を有しなければならないため、商品又は役務の有するそれらの特性は、地理環境との間に関連性を有しなければならない(商標法第 80 条第 2 項、審査基準 5.2.1)。

■産地団体商標の定義

産地団体商標は、会員が提供する商品又は役務が一定の産地に由来するものであることを示し、当該地理区域の商品又は役務は特定の品質、社会的評価又はその他の特性を有し、かつ、当該特性は地理環境との間に関連性を有しなければならない(商標法第 88 条第 2 項、審査基準 5.3.1)。

出願人に関する要件

■産地証明標章

出願人は以下のとおり 3 つの条件を満たす必要がある。

1、法人、団体又は政府機関に限られること

民法によって成立された財団、社団法人、会社法等のその他の法律によって成立された法人でも、非法人団体又は政府機関でもよいが、自然人は認められない。

2、管理制御能力及び代表性を有すること

産地証明標章は主に産地を証明するためのものであるが、一般的に政府機関は、地名の使用に対して管理制御権を有するため、政府機関において産地証明標章の使用基準を確立し、標章使用に対して監督制御を行うことが望ましい。そのため、政府機関又は政府機関によって授権された法人、団体ではないものが出願した場合、出願人は、自身が地名の使用に対して管理制御能力を有することを説明し、かつ関連証拠を提出しなければならない。

産地証明標章の出願人は、標章の使用を監督制御する能力を有するほか、その出願は、当該地理区域の範囲内における生産製造、販売等の関連業者を十分に代表しなければならない。

「代表性」とは、特定の地理区域内において、その証明する商品又は役務に従事する業者を代表する地位を有することを指す。政府機関又は政府機関によって授権された法人、団体から出願が提出される場合、原則的には、代表性を有することが推定される。政府機関又は政府機関によって授権された法人、団体による出願ではない場合、出願人が代表性を有するか否かは、出願人成立の時期、当該地区において熟知されている程度、当該地区において制御可能な業者の割合及び出願人の当該地区製品の品質、特性、生産状況、技術事項、生産製造業者等の情報に熟知する程度から判断することができ、出願人の代表性に対して疑義がある場合は、商品又は役務中央目的事業主務機関に意見を聞くことができる。

外国の産地をもって産地証明標章を出願する場合、外国法人、団体又は政府機関が出願する際に、その産地証明標章がその名義でその原産国において保護されていることを示す証明書類を添付した場合は、出願人が管理制御能力を有すると認定することができる。

3、出願人は証明しようとする商品又は役務の業務に従事してはならない

中立性及び証明結果の公正、客観性を確保するため、出願人は証明しようとする商品又は役務の業務に従事してはならず、また、証明する商品の製造、販売又は役務の提供に従事していない旨の声明を提出しなければならない。

■産地団体商標

出願人は以下のとおり2つの条件を満たす必要がある。

- 1、出願人は、法人資格を有する公会、協会又はその他の団体でなければならない
- 2、代表性を有すること

産地団体商標の機能は、会員商品が一定の産地に由来することを示すことにあり、出願人はその地名の出願に対して代表性を有しなければならない。「代表性」とは、特定の地域内において、その地域の指定商品や役務に従事する事業者を代表する地位を有することを指す。出願人の代表性は、出願人成立の時期、当該地区において熟知されている程度、その

地区において制御可能な業者割合及び出願人の当該地区製品の品質、特性、生産状況、技術事項、生産製造業者等の情報に熟知する程度から判断することができ、出願人の代表性に対して疑義がある場合は、商品又は役務中央目的事業主務機関に意見を聞くことができる。

外国法人、団体が外国の産地の産地団体商標を出願する場合において、当該産地団体商標がその名義でその原産国で保護されることを示す証明書類を出願時に添付した場合は、出願人の代表性を認定することができる。

地域に関する要件

■産地証明標章

産地証明標章は、商品又は役務の産地を証明するためのものであり、かつ当該地理区域の商品又は役務は、特定の品質、社会的評価又はその他の特性を有しなければならない。これは、商品又は役務が当該地理環境の要素が備える特性を有すること、即ち商品又は役務の品質、社会的評価又はその他の特性が当該地理環境と相当な関連性を有することを意味する。例えば、当該地理環境の土壌、気候、風、水質、標高、湿度等の自然的要因、又は当該地の伝統、特殊な製造過程、産出方法、製造技術等の人的要素と関連性を有することである。

■産地団体商標

産地団体商標の場合、当該産地の商品又は役務は、特定の品質、社会的評価又はその他の特性を有しなければならない。これは、商品又は役務が当該地理環境の要素が備える特性を有すること、即ち商品又は役務の品質、社会的評価又はその他の特性が当該地理環境と相当な関連性を有することを意味する。例えば、当該地理環境の土壌、気候、風、水質、標高、湿度等の自然的要因、又は当該地の伝統又は特殊な製造過程、産出方法、製造技術等の人的要素と関連性を有することである。

(3) 出願手続

i) 出願時提出書類

産地証明標章の出願に必要な書類は以下のとおりである。

- ① 産地証明標章登録申請書
- ② 商標の図案
- ③ 優先権証明書類(ある場合)
- ④ 展示会優先権証明書類(ある場合)
- ⑤ 法人、団体、政府機関の資格証明書類

- ⑥ 出願人の証明の資格又は能力に関する書類
- ⑦ 出願人の代表性保有証明書類
- ⑧ 代理人委任状(ある場合)
- ⑨ 使用規範書
- ⑩ 使用規範書の電子ファイル
- ⑪ 出願人が証明しようとする商品又は役務の業務に従事しない旨の誓約書
- ⑫ その他証明書類

産地団体商標の出願の必要書類は以下のとおりである。

- ① 産地団体商標登録申請書
- ② 商標の図案
- ③ 優先権証明書類(ある場合)
- ④ 展示会優先権証明書類(ある場合)
- ⑤ 法人資格証明書類
- ⑥ 出願人の代表性保有証明書類
- ⑦ 代理人委任状(ある場合)
- ⑧ 使用規範書
- ⑨ 使用規範書の電子ファイル
- ⑩ その他証明書類

また、外国の法人、団体又は政府機関が出願する場合は、産地証明標章、産地団体商標、いずれにおいても、その名義でその原産国において当該商標が保護されていることを示す証明書類を提出する必要がある(商標法第 82 条第 3 項、第 91 条)。

ii) 登録までの手続フロー

産地証明標章、産地団体商標の出願手続の流れ、及び、各ステップのおおよその所要期間は下図のとおりである。

なお、審査において追加的に要求される資料については、明文規定がなく、事案に応じて、使用規範書への追加の記載、他の証明資料の提出等が必要となる場合もある。

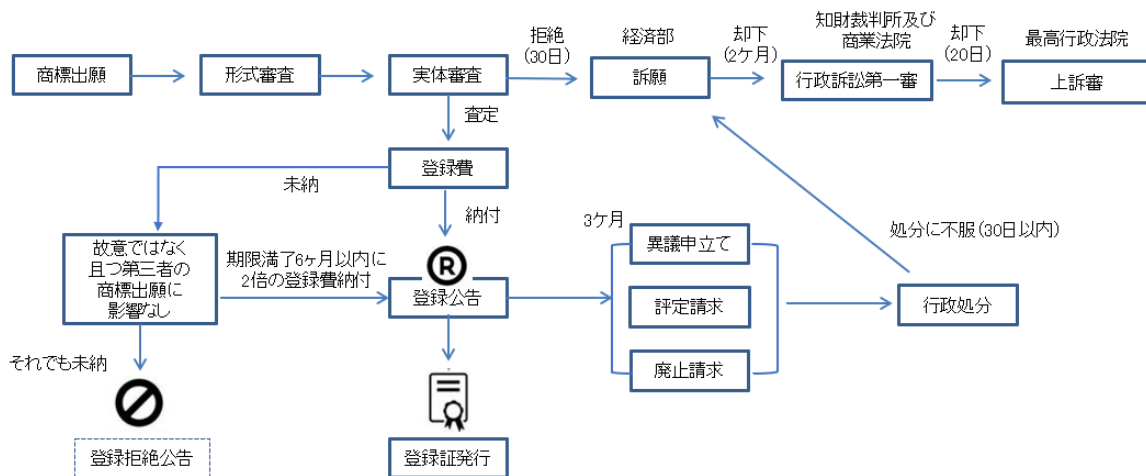


図 3-2 台湾における産地証明標章、産地団体商標の出願手続の流れ²³

iii) 台湾において出願された商標を調査する方法及びその際の留意点

台湾で出願された商標を調査する方法及び留意点、審査審判ステータス等の確認方法は、日本台湾交流協会台北事務所の「經濟部智慧財産局サイト商標検索システムの検索方法」が参考になる。

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/document/shohyo_syutugantaisaku/taiwan_rev.pdf

拒絶理由、異議手続等の審理状況は、經濟部智慧財産局サイト商標検索システム²⁴で検索することが可能である。詳細な検索方法は、上記の「經濟部智慧財産局サイト商標検索システムの検索方法」の記載を参照されたい。なお、裁判手続における審理状況等は、確認できない。

出願・登録費用

出願から登録までの費用は次のとおりである。

■産地証明標章

➤ 官庁費用

²³ 台湾智慧財産局ウェブサイト情報に基づき作成

<https://topic.tipo.gov.tw/trademarks-tw/cp-509-802503-f74d0-201.html>

²⁴ <https://cloud.tipo.gov.tw/S282/OS0/OS0101.jsp>

＜出願費用＞

新台幣ドル 5,000 元/1 件。

＜登録費用＞

新台幣ドル 2,500 元/1 件

➤ 代理人費用

現地法律事務所へのヒアリングによれば、出願及び登録に関する手数料の参考例は以下のとおりである。

・基本費用:550 米ドル/件

・追加対応費用:300 米ドル/時間

※あくまで一般的な目安の費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、弁護士等の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

■産地団体商標

➤ 官庁費用

＜出願費用＞

書面(紙)出願の場合、新台幣ドル 3,000 元/1 商標・区分。指定商品が 20 個を超えた場合、1 個ごとに新台幣ドル 200 元が加算される。

＜登録費用＞

新台幣ドル 2,500 元/1 商標・区分

➤ 代理人費用

現地法律事務所へのヒアリングによれば、出願及び登録に関する手数料の参考例は以下のとおりである。

・基本費用:550 米ドル/1 商標・区分

・追加対応費用:300 米ドル/時間

※あくまで一般的な目安の費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、弁護士等の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

登録までの所要期間

通常は 1 年程度を要するが、補正等が発生する場合には、所要期間が長くなる可能性がある。

(4) 登録後の使用に関する要件等

i) 商標登録された名称を使用するための要件

■産地証明標章

証明標章権者に申請し、同意を得ることによって使用することができるが、この場合、使用規範書に規定された条件に合致しなければならない(商標法第 83 条)。

■産地団体商標

使用規範書に規定された条件に合致する団体会員及び商標権者(団体)ともに使用できる(商標法第 90 条)。

ii) 名称の使用義務の有無

名称の使用義務はない。但し、正当な事由なく使用せず、又は継続的に使用を停止し、3 年が経過した場合、廃止されるリスクがある(商標法第 63 条第 1 項第 2 号)。

iii) 不正使用した場合に適用される罰則

証明標章、団体商標登録後、一般商標の廃止事由に加え、その性質に基づく特殊性、共同使用等の特性に基づき、第 93 条が規定する廃止事由がある場合、廃止されるリスクがある。具体的には次のとおりである。

第 93 条:証明標章権者、団体標章権者又は団体商標権者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、商標主務機関は、いかなる者の請求であっても、又は職権で証明標章、団体標章又は団体商標の登録を廃止することができる。

- ① 証明標章を商標として使用する場合。
- ② 証明標章権者がその証明する商品又は役務の業務に従事する場合。
- ③ 証明標章権者が当該登録商品又は役務を証明する能力を喪失する場合。
- ④ 証明標章権者が証明を申請した者に対して差別待遇を行う場合。
- ⑤ 第 92 条の規定に違反して、移転、使用許諾又は質権の設定を行う場合。
- ⑥ 使用規範書に基づき使用に対して管理及び監督を行っていない場合。
- ⑦ その他の不当な方法で使用し、他人又は公衆に損害をもたらすおそれがある場合。

使用許諾を受けた者が前項の行為を行い、証明標章権者、団体標章権者又は団体商標権者が明らかに知りながら、又は知り得たにもかかわらず、反対の表明をしなかった場合も同様である。

iv) 権利の有効期間

一般商標と同様、産地証明標章、産地団体商標登録後の有効期間は 10 年である。また、更新手続を行えばさらに 10 年間延長できる。それ以降も同様である。

3.4 各法制度による保護(侵害・冒認対応)

(1) 商標法に基づく救済

ア 保護の対象となる違法行為

産地証明標章、産地団体商標に対する侵害行為については、一般商標の規定を準用する。具体的には以下のとおりである。

第 68 条: 商標権者の同意を得ずに、次に掲げる各号のいずれかの状況がある場合、商標権の侵害となる。

- ① 同一商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用した場合。
- ② 類似の商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある場合。
- ③ 同一又は類似の商品又は役務に、登録商標と類似する商標を使用し、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある場合。

自己又は他人が登録商標と同一又は類似する商品及び役務の使用に供する目的で、商標権者の同意を得ずに、販売目的で、同一又は類似する登録商標のラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係する物品を製造、販売、保有、陳列、輸出又は輸入する場合、同様に商標権の侵害となる。

第 70 条: 商標権者の同意を得ずに、次に掲げる各号のいずれかの状況がある場合、商標権侵害とみなす。

- ① 他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用して、当該商標の識別力又は信用を損なうおそれがある場合。
- ② 他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、当該著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム又はその他標章する営業主の名称とし、関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある、又は当該商標の識別力又は信用を損なうおそれがある場合。

但し、産地証明標章及び産地団体商標の権利者は、他人が商取引の慣習に適合する信義誠実な方法で、その商品又は役務の産地を表示することは禁止できない(第 84 条第 2 項、

第 91 条)

イ 侵害行為に対する救済手段

i) 民事上の救済(民事訴訟)

商標権者は、商標権侵害行為に対して、侵害行為の除去、侵害の防止を請求できる。また、商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害された場合、損害賠償を請求できる(商標法第 69 条)。損害の算出方法は以下のとおりである。

第 71 条:

1. 商標権者が損害賠償を請求するとき、次に掲げる各号のいずれかの方法により、その損害を算出できる。

- ① 民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠方法を提供できない場合、商標権者はその登録商標を使用して通常得られる利益から、侵害された後同一商標の使用によって得た利益を控除し、その差額を被った損害とすることができる。
- ② 商標権侵害行為によって得た利益による。商標権を侵害した者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、当該商品の販売で得た全収入を所得利益とする。
- ③ 押収した商標権侵害に係る商品の小売り単価の 1500 倍以下の金額。但し、押収した商品が 1500 個を超える場合は、その総額を賠償額とする。
- ④ 商標権者が他人に使用を許諾して受け取るロイヤリティーの金額を損害とする。

2. 前項の賠償金額が明らかに不当である場合、裁判所は斟酌して減額することができる。

代理人費用(一審判決まで、裁判所、当局等への納付を含む。): 6,000~8,000 米ドル/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

ii) 刑事上の救済(刑事告訴)

産地証明標章、産地団体商標の侵害に関する刑事罰は、商標法第 95 条から第 97 条で定められている。

第 95 条:

商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、次に掲げる各号のいずれかの状況に該当する場合、3 年以下の有期徒刑、拘留又は新台幣ドル 20 万元以下の罰金を単科又は併科

する。

- ① 同一の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用する。
- ② 類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用し、関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある。
- ③ 同一又は類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と類似の商標を使用し、関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある。

自己又は他人が登録商標又は団体商標と同一の商品及び役務の使用に供させる目的で、商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売目的で、同一又は類似する登録商標又は団体商標のラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係する物品を製造、販売、保有、陳列、輸出又は輸入した者に対して、有期懲役、拘留又は新台幣ドル 5 万元以下の罰金を単科又は併科する。

前項の行為について電子媒体又はインターネットを利用して行った場合も、同様とする。

第 96 条：

証明標章権者の同意を得ずに、同一又は類似の商品又は役務に、登録した証明標章と同一又は類似の標章を使用し、関連する消費者に誤認、誤信させるおそれがある場合は、3 年以下の懲役刑、拘留又は新台幣ドル 20 万元以下の罰金を単科又は併科する。

自己又は他人が証明標章と同一の商品及び役務の使用に供させる目的で、証明標章権者の同意を得ずに、販売目的で、同一又は類似する証明標章のラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係する物品を製造、販売、保有、陳列、輸出又は輸入した者に対して、有期懲役、拘留又は新台幣ドル 20 万元以下の罰金を単科又は併科する。

前項の行為について電子媒体又はインターネットを利用して行った場合も、同様とする。

第 97 条：

他人の行った第 95 条、第 96 条第 1 項の商品であることを明らかに知りながら、販売、又は販売を意図した所持、陳列、輸出又は輸入した場合は、1 年以下の懲役刑、拘留又は新台幣ドル 5 万以下の罰金を単科又は併科する。

前項の行為について電子媒体又はインターネットを利用して行った場合も、同様とする。

代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)：10,000～15,000 米ドル/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

iii) 税関の水際対策

産地証明標章、産地団体商標の商標権者は、輸入又は輸出する物品がその商標権を侵害する疑いがある場合、税関に差止めを申請できる。当該申請は書面で行い、侵害の事実を釈明し、かつ、税関が見積もった当該輸入物品の課税価格又は輸出物品の FOB 価格に相当する保証金又は相当の担保を提供しなければならない(商標法第 72 条第 1 項、第 2 項)。

税関が職務を執行する際に、輸入又は輸出する物品に明らかな商標権侵害の疑いを発見した場合は、商標権者及び輸出入者に通知しなければならない。税関が前項の通知を行うときは、期限を定めて、商標権者に認定するよう求め、権利侵害事実の証拠を提出させなければならない。同時に期限を定めて、輸出入者に非侵害の証明書類を提供させなければならない。商標権者は権利侵害事実の証拠を提出したが、輸出入者が非侵害の証明書類を提出しなかった場合、税関は一時的な通関不許可の措置を講じることができる。商標権者が権利侵害事実の証拠を提出し、輸出入者も非侵害の証明書類を提出した場合、税関は、商標権者、通知時から 3 営業日以内に、第 72 条第 1 項の規定により差止め申請を行うよう通知する(商標法第 75 条第 1 項から第 4 項)

代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。): 500~2,000 米ドル/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

ウ 冒認商標に対する対応

産地証明標章、産地団体商標に対する冒認出願に対して、異議申立て、評定請求、廃止請求の3つの救済手段を講じることができる。詳細は、商標法第4節、第5節、第6節に規定されている。台湾の智慧財産局による産地証明標章、産地団体商標の出願審査が厳しいため、登録できた場合、それは基本的に真の権利者であることが多く、地理的表示の冒認出願は主に一般商標の出願について発生している。

	異議申立て	評定請求	廃止請求
智慧財産局への納付	新台幣ドル:4,000 元	新台幣ドル:7,000 元	新台幣ドル:7,000 元
代理人費用	第1回理由書:2,000～2,500 米ドル 2回目以降の補充理由書:800～1,500 米ドル/回 処分書の報告及びコメント:200～350 米ドル		申請:1,200～1,600 米ドル 補充理由書:800～1,200 米ドル 処分書の報告及びコメント:200～350 米ドル また、3年間不使用を理由に廃止を請求する場合、実務上、商標の使用状況について調査し、調査報告書を提出する必要がある。使用状況の調査に係る代理人費用は1,200～1,800 米ドルである。

審理結果に不服がある場合には、經濟部に訴願を提起できる。訴願の決定に不服がある場合には、更に行政訴訟を提起できる。訴願、行政訴訟(一審まで)の代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)はそれぞれ、2,000～3,000 米ドル、4,000～7,000 米ドル程度である。

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

■異議申立て事例

- ・本件商標: 第 01187369 号「泡盛」商標(第 33 類)
- ・案件番号: 中台異字第 G00950359 号
- ・異議査定文書発行日: 2007 年 4 月 27 日



第 01187369 号「泡盛」商標

・概要

異議被申立人は「泡盛」を第 33 類の酒(ビール)、焼酎、蒸留酒、白酒、マッコリ、スピリッツ商品で登録の出願を行った。智慧財産局の承認を得て第 01187369 号商標に登録された。

異議申立人の日商沖縄県酒造組合有限会社は、本件商標の登録について商標法第 23 条第 1 項第 11 号、第 18 号(異議申立時の規定)の規定に違反するとして異議を申し立てた。異議申立人が提出した証拠によると、本件商標の中国語「泡盛」は日本琉球で生産された焼酎の名称であり、日本琉球の特産品に由来する。

智慧財産局は、以下の理由から、異議申立時の商標法第 23 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、本件商標の登録を取り消すと評定した。

当時の商標法第 23 条第 1 項第 11 号は、商標は、公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれがある場合、登録してはならないとしていた。異議被申立人は異議申立人の会員が生産した泡盛酒を輸入したことがあるが、客観的な事実から見ると、この焼酎の名称は日本の琉球特定産区を直接連想させ、特定の品質と性質を持ち、異議被申立人が指定した「ビール、白酒、マッコリ、スピリッツ」などの他の商品の性質と一致せず、また、この「泡盛」の酒名は、製造条件に合致するものに標示できるのであり、特定のメーカーを標章するための商品由来の標示ではなく、異議被申立人は輸入、輸出業者であるが、権利者の同意を得ずに関連商品に登録使用したものであるから、標章された酒類商品の性質、品質、又は産地に対して一般公衆を誤認、誤信させるおそれがある。

■ 評定事例

- ・ 本件商標：第 01000299 号「讃岐烏龍」商標（第 30 類）
- ・ 案件番号：中台評定第 H00970076 号
- ・ 評定文書発行日：2012 年 8 月 22 日



第 01000299 号「讃岐烏龍」商標

概要：

商標権者は、「讃岐烏龍」（以下「本件商標」という。）を第 30 類の「即席麺、刀削麺、ファストフードイタリア麺」などの麺類の商品で出願した。智慧財産局の承認を得て、第 01000299 号商標に登録された。評定請求人は、本件商標の登録は登録時の商標法第 37 条第 6 項の規定及び 2003 年改正商標法第 23 条第 1 項第 11 号の規定に違反することを理由に評定を請求した。

智慧財産局は、以下の理由から、1998 年商標法第 37 条第 6 項及び評定時の商標法第 30 条第 1 項第 8 号を適用し、取り消すと評定した。

本件商標の登録の前に、台湾の消費者及び商標権者はいずれも「讃岐」が日本の地名であることを知っており、かつ、うどんの生産で有名であることを知っており、本件商標「讃岐烏龍」は、消費者が日本の讃岐地区の有名な「讃岐うどん」を連想しやすい。したがって、本件商標を「即席麺、刀削麺、ファストフードイタリア麺」などの麺類及び、それとよく組み合わせて食べる粥、チャーハンなどの商品に指定し使用することは、客観的にみて、関連消費者をして、これらの商品は讃岐地区で生産されていると連想させやすく、その商品の産地を誤認、誤信させるおそれがある。

(2) 公正取引法に関する保護

公正取引法第 21 条は、事業者は商品、広告又はその他公衆に知らせる方法によって、「原産地、製造者、製造地、加工者、加工地」の商品と関連し、取引決定に影響を及ぼし得る事項に対して、虚偽、不実又は人を錯誤に陥らせる表示を行ってはならないと定めている。

i) 民事上の救済(民事訴訟)

事業者は、公正取引法に違反し、他人の権益を侵害した場合、侵害を受けた者は、侵害の除去を請求でき、侵害の疑いがある場合、侵害の防止を請求できる(公正取引法第 29 条)。

上記のほか、侵害を行った事業者は、損害賠償責任を負わなければならない(公正取引法第 30 条)。裁判所は、前条の被害者の請求により、侵害者が故意に侵害を行った場合、その情状に基づき、損害額以上の賠償額を斟酌することができる。但し、既に証明された損害額の 3 倍を超えてはならない。侵害者が侵害行為によって利益を得ている場合、被害者は専ら当該利益に基づいて損害額を算出するよう請求することができる(公正取引法第 31 条)。

ii) 行政上の救済(行政告発)

公正取引法第 21 条に違反した事業主について、主務機関は、期限を定めたとえその行為の停止・改善又は必要な訂正措置を講ずるよう命じることができると共に、新台幣ドル 5 万元以上 2,500 万元以下の過料に処することができる。期限までにその行為が停止・改善されず、又は必要な訂正措置が講じられない場合、停止・改善又は必要な訂正措置が講じられるまで、引き続き期限を定めたとえ、その行為の停止・改善又は必要な訂正措置を講ずるよう命じることができると共に、回数に応じて新台幣ドル 10 万元以上 5,000 万元以下の過料に処することができる(公正取引法第 42 条)。

(3) 商品標示法に関する保護

産地及び製造者は必要な表示事項として(商品表示法第 6 条第 2 項、第 3 項)、虚偽・不実又は人を錯誤に陥らせるものがあってはならない(商品表示法第 9 条第 1 号)。

これに違反した場合、主務機関は、製造者、委託製造者、輸入業者又は小分け業者に期限を定めたうえ改善するよう通知しなければならない。期限を過ぎても改善しなかった場合は、新台幣ドル 3 万元以上 30 万元以下の過料に処し、かつ、改善するまでその都度連続して処することができる。

また、情状が重大な場合又は当該商品が人体又は健康に即座に危害を及ぼす場合、主務機関庁は直接処罰し、加えて、期限を定めたうえ改善を命じることができる。また、必要に応じて、6 か月以下の営業中止又は休業を命ずることができる(商品表示法第 16 条)。

(4) 植物品種及び種苗法に基づく保護及び育成者権侵害に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用(一般的な代理人費用を含む)。

台湾では、品種権者は、品種権を取得した品種の種苗、収穫物及び主管機関が公表した収穫物を利用して得られた直接の加工物について、以下の行為を排除する権利を専有する(植物品種及び種苗法第 24 条)。

- ① 生産又は繁殖
- ② 繁殖を目的とする調整
- ③ 販売のための申出
- ④ 販売その他のマーケティング
- ⑤ 輸出又は輸入
- ⑥ ①～⑤の目的のための保有

品種権の範囲は、以下の従属品種まで及ぶ(植物品種及び種苗法第 25 条第 1 項)。また、本法改正施行前において、従属品種の存在が公知である場合は、品種権の効力が及ばない(植物品種及び種苗法第 25 条第 1 項、第 2 項)。

- ① 品種権のある品種から実質派生した品種で、かつ、当該品種は、その他の品種から実質派生した品種ではない。
- ② 品種権のある品種と比較して明らかに区別性のない品種。
- ③ 生産にあたって品種権を有する品種を重複使用しなければならない品種。

品種権者又は専用実施権者は、品種権の侵害を受けた場合は、侵害行為の除去を請求

でき、侵害の疑いがある場合は、侵害の防止を請求できる。故意又は過失によりその品種権を侵害された場合には、損害賠償を請求できる(植物品種及び種苗法第 40 条)。また、品種権者又は専用実施権者は損害賠償を請求する場合、次に掲げる各号のいずれかの方法により、その損害を算出できる。

- ① 民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠方法を提供できない場合、品種権者又は専用実施権者は当該品種及び従属品種を使用して通常得られる利益から、侵害された前述の品種の使用によって得た利益を控除し、その差額を被った損害とすることができる。
- ② 侵害者が侵害行為によって得た利益による。侵害者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、当該商品の販売で得た全て収入を所得利益とする。

上記に加え、品種権者又は専用実施権者は、侵害行為によりその業務上の信用が毀損された場合、損害に相当する金額の賠償を別途請求できる(植物品種及び種苗法第 41 条)。

育成者権侵害に対する対抗手段は上記のとおり民事訴訟となる(刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めの対象にはならない)。

代理人費用(一審判決まで、裁判所、当局等への納付を含む。): 10,000~20,000 米ドル/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

また、育成者権侵害に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は、3.6.2(3)の記載を参照されたい。

(5) 我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

台湾において登録されていない日本の周知な名称や GI 名称について、もし、台湾において著名性があり、その無断使用により、他人の商品と混同を生じさせることがある場合、容易ではないが、公正取引法第 22 条に基づき、民事訴訟を提起することが考えられる。(刑事告訴や税関による差し止めは適用されない。)

代理人費用(一審判決まで、裁判所、当局等への納付を含む。): 10,000~20,000 米ドル/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバ

イケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

本項目について、農林水産物又は食品に関して、模倣品排除に成功した事案は確認できなかった。

(6) 遺伝資源、営業秘密、ノウハウ等の不正使用事案に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

遺伝資源

台湾では、遺伝資源は、植物品種及び種苗法に基づく保護を受けるため、侵害対策については 3.4(4)を参照されたい

営業秘密、ノウハウに関する保護

農林水産物の原種、栽培・飼養技術やその他のノウハウ等は、台湾「営業秘密法」第 2 条で定める営業秘密の認定要件(秘密性、経済性、秘密保護措置)を充足する場合、営業秘密としての保護を受けることが可能である。台湾において、営業秘密侵害行為に対しては、民事訴訟(差止め、損害賠償)、刑事告訴(懲役拘役又は罰金)の 2 つの手段を取り得るが、刑事告訴を選択するのが一般的である。また、刑事告訴手続においては、損害賠償を請求するための付帯民事訴訟を提起することも可能である。

費用の概算

- ・代理人費用(刑事告訴、裁判所、当局等への納付を含む。): 30,000～50,000 米ドル/件
- ・代理人費用(付帯民事訴訟、裁判所、当局等への納付を含む。): 10,000～15,000 米ドル/件

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

本項目について、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は、3.6.2(4)の記載を参照されたい。

3.5 台湾に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む)、及び、留意すべき点

品目別の輸入規制に関する情報(輸出手続に関する情報等を含む。)は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の「農林水産物・食品 日本からの輸出に関する制度」が参考になる。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/foods/exportguide/>

また、台湾での農林水産物又は食品の製造又は販売する際に遵守すべき主要な法規制は日本貿易振興機構(ジェトロ)の「農林水産物・食品の関連法規」が参考になる。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/foods/law/>

3.6 台湾における各制度の利用状況

3.6.1 産地証明標章/産地団体商標の登録状況

表 3-3 産地証明標章・産地団体商標統計一覧

統計日: 2023年10月16日

種類 商品・役務	産地証明標章		産地団体商標		合計
	台湾	海外	台湾	海外	
米	11	0	3	1	15
茶	14	8	2	6	30
酒	0	5	0	5	10
果物	3	2	13	2	20
コーヒー	3	0	1	0	4
畜産品/水産品 /加工品	1	5	2	3	11
その他農産品 /加工品	9	4	17	3	33
工芸品/その他	1	0	0	10	11
合計	42	24	38	30	134

登録内容について、本報告書作成時点で、台湾で登録されている産地証明標章は 66 産品、産地団体標章は 68 産品である。外国産品としては、両標章合わせて 54 産品が登録されている。

以下の URL にある「台湾産地標章登録一覧表」を参照されたい。

<https://topic.tipo.gov.tw/trademarks-tw/cp-600-861396-67ad3-201.html>

3.6.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例

(1) 商標権に基づき、模倣品排除に成功した事例

■ 案件情報

商標: 池上米

原告: 台東県池上郷公所

被告: X 池上米糧食行

裁判所: 智慧財産法院

判決日: 2011 年 11 月 25 日

案件番号: 100,民商訴,16

■ 経緯及び判決内容

原告は係争産地証明標章「池上米」の標章権者である。係争標章登録の前から、被告は「池上米」を登記商号名の一部として使用し、また、商品を販売した際に「池上米説明書」の名称を使用した。原告は被告の行為は商標法、公正取引法違反として訴訟を提起した。

裁判所は審理の結果、次のとおり認定した。

係争標章は産地証明標章の地理的表示であり、「池上米」商品は特定の台東県池上郷産を標章し、「池上米」商品の出処を十分に識別できる。さらに、「池上米」は台湾の最初の証明標章であり、原告が授権した者が使用でき、その製造販売している「池上米」が台東県池上郷産であり、品質が「池上米」の良質米標識規範基準に適合していることを証明するものである。また、係争標章は、台湾の関連事業者及び消費者に認知されており、著名標章である。

被告の商品包装の上部中央の顕著な箇所に「池上米」と表示され、「池上米」の文字は被告の商号、米の原産地より明らかに大きく、被告による「池上米」の使用は、係争標章にただ乗りする主観的意思があることが明らかで、その目的は関連消費者に被告の販売する米は、係争標章の品質に適合すると誤認させるものであることから、被告によるその包装における「池上米」文字の使用は善意とはいえない。

被告がその販売する米の包装に「池上米」文字を使用し続けたため、消費者は、両社が提供する米を同一出所のシリーズ商品と誤認し、あるいは両社間に関連企業、授権関係、加盟関係その他これに類する関係があると誤認するおそれが極めて高い。したがって、被告は係争標章の社会的評価にただ乗りする行為を行い、係争商標の信用を損なった。被告の行為は商標法第 62 条に違反し、著名な登録標章を無断で使用する悪質な行為、及び、登録標章

を無断で使用する悪質な行為に該当し、間接的に係争証明標章を侵害した。

また、被告の行為は、係争標章の表徴の模倣に属し、公正取引法第 20 条第 1 項第 2 号にも違反する。

主文：1、被告が「池上米」の文字を商号名以外として使用することを禁止し、被告は同一又は類似の「池上米」の文字を同一又は類似の商品、商品包装、看板、ホームページ、広告、看板、その他の表徴に使用してはならない。2、被告の費用負担で別紙 4 の声明を一日、新聞に掲載する。3、原告のその他の訴訟請求を棄却する。4、原告、被告はそれぞれ訴訟費用の半分を負担する。

(2) 公正取引法に基づき、模倣品排除に成功した事例

■ 案件情報

原告：X 股份有限公司

被告：公平交易委員會

裁判所：臺灣臺北地方法院行政訴訟判決

判決日：2022 年 4 月 20 日

案件番号：111,簡,26

■ 経緯及び判決内容

原告は A 社が運営するショッピングサイト(以下「係争サイト」という。)において「楓康アロエ手袋」(以下「係争商品」という。)を販売し、係争商品を「台湾製」、「原産地：台湾」と宣伝していたところ、ある消費者が係争サイトで購入した係争商品で中国原産と表示されているものがあると公正取引委員会に告発した。公正取引委員会は、原告が商品と関連し取引決定に影響を及ぼし得る商品の製造地等について事実と反する虚偽の又は誤解を生じさせる表示を載せていたと認定し、公正取引法第 21 条第 1 項(以下「係争規定」という。)に違反し、同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、第 110084 号処罰書を下し、原告に新台幣 5 万元の過料(以下「原処分」という。)を科した。原告はこれを不服として行政訴訟を提起した。

裁判所は審理の結果、次のとおり認定した。

事業者は商品、広告又はその他公衆に知らせる方法によって、商品と関連し取引決定に影響を及ぼし得る事項について、事実と反する虚偽の又は誤解を生じさせる表示又は表徴を載せてはならない。前項に定める商品と関連し取引決定に影響を及ぼし得る事項には、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造場所、加工者、加工場所及びその他誘致効果のある関連事項が含まれる。主務機関は、第 21 条、第 23 条から第 25 条までの規定に違反した事業者に対し、期限までにその行為を停止・改善すること又は必要な訂正措置を講ずることを命じることができると共に、新台幣 5 万元以上 2,500 万元以下の過料に処することができると公正取引法第 21 条第 1

項、第 2 項、第 42 条第 1 項が規定している。

係争サイトに掲載された係争製品の写真と製品情報は、原告から A 社に提供されたものであるが、係争商品の原産地が変更された後、原告は A 社に通知しなかった。また、係争製品は、係争サイトのウェブ広告上で「台湾製」「原産地：台湾」と宣伝されており、一般消費者に係争製品が台湾で生産されたものであるとの誤解を与えやすい。

原産地は一般消費者が係争商品の購入の決定に大きな影響を及ぼし得る事項であり、また、当該商品の広告の表示内容と一般消費者の理解との間には相当な乖離があり、一般消費者が許容できるレベルを超えている。一般消費者に誤った認識や判断をさせるのに十分であり、原告は係争商品について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を載せたといえ、係争規定に違反する。

原告は広告主として、係争商品を販売して収益を上げているため、係争商品の広告が事実と反する虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示又は表徴があるかを審査する責任があるにもかかわらず、係争商品の原産地が変更された後、係争サイト上の係争商品の原産地情報を変更するように A 社に通知しなかった。これは原告が係争規定に違反したと認定するのに十分である。たとえ故意ではなくても、過失責任を回避することはできない。被告は、原告が係争規定に違反したと認定し、原処分を下したことには十分な根拠がある。

原処分は法律の適用に誤りがなく、原告は原処分の取消しを請求する理由がないため、却下すべきである。また、第一審訴訟費用は敗訴した原告が負担すべきである。

(3) 植物品種及種苗法に基づき、模倣品排除に成功した事例

■ 案件情報

原告：A(個人)

被告：B(個人)

裁判所：智慧財産法院

判決日：2019 年 12 月 30 日

案件番号：108,民植訴,1

■ 経緯及び判決内容

日本個人の X 氏は「シェエラザード」バラの品種権者(権利期間は 2017 年 4 月 5 日から 2042 年 4 月 4 日まで)であり、2019 年 4 月 19 日にこの品種権を原告に専属授権した。

被告は、原告又は品種権者の同意又は授権を得ずに、被告が経営する「春夏秋冬樹バラ緑宝生態観光園区」において、接ぎ木方式でバラを繁殖させ、1 株新台幣ドル 500 円で 2 鉢を原告に販売し、原告が「シェエラザード」に登録した品種特性と対照した結果、バラの花序、花形、花びら、花色、葉片、枝先などの特性は、いずれも「シェエラザード」のバラの特性と同一であった。そこで、原告は被告に対して、損害賠償、信用回復等を請求した。

裁判所は審理の結果、次のとおり認定した。

被告は原告又は品種権者の同意又は授權を得ずに、無断に「シェエラザード」バラを接ぎ木方式で繁殖させ他人に販売し、品種権者が「シェエラザード」バラに対し有する繁殖、販売の品種権利を明らかに侵害している。

品種権者又は専属被授權者は、故意又は過失により品種権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる。原告は「シェエラザード」バラ品種権の専属被授權者であり、被告は同意なく係争バラを繁殖、販売し、原告の品種権を侵害した。原告の被告に対する損害賠償請求には、法律根拠がある。

また、育成者の氏名表示権が侵害された場合は、育成者の氏名を表示し、またその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。被告は、「シェエラザード」バラを接ぎ木し、育成者を明記していないことを自認しており、「シェエラザード」育成者の氏名表示権を侵害していることは十分に認定できるため、原告の被告に対する別紙の謝罪文を掲載することによる名誉回復請求には、根拠がある。

主文：1、被告は原告に新台幣ドル 95,000 元、及び起訴状謄本が送達された日の翌日の2019 年 5 月 24 日から支払日まで年利 5%で計算した利息を給付しなければならない。2、被告は費用を負担して謝罪文を掲載しなければならない。3、原告のその他の訴訟請求を棄却する。4、被告は訴訟費用の 10%を負担し、残りの訴訟費用は原告が負担する。5、第 1 項の判決は仮執行できる。6、原告のその他の仮執行の請求を棄却する。

(4) 営業秘密法に基づき、模倣品排除に成功した事例

■ 案件情報

公訴人：橋頭地方検察院検察官

被告：A(個人)、B(個人)

裁判所：橋頭地方法院

判決日：2022 年 10 月 28 日

案件番号：109,智訴,2

■ 経緯及び判決内容

X 社は種苗会社である。A 氏は、X 社の元社員であり、在職中、原種の開発育成等を担当していた。B 氏も、X 社の元社員であり、在職中、原種の保管等を担当していた。A 氏も B 氏も X 社と秘密保持契約を締結し、業務上知り、又は知ることができた秘密情報を漏洩・使用してはならないことを把握していた。

A 氏が X 社から退職後、当時まだ X 社で勤務していた B 氏に対し、原種倉庫から原種の盗み出しを指示した。B 氏は A 氏の指示に従って X 社の倉庫から原種を盗み出し、A 氏に引き渡した。A 氏は不正に取得した X 社の原種を利用して種子を栽培し、第三者に売り込んだ。

X 社は A 氏及び B 氏による原種に対する営業秘密侵害行為を発見し、刑事告訴した。その後、担当検事は公訴を提起した。裁判所が審理した結果、X 社の主張する原種は、営業秘

密の認定要件(秘密性、経済性、秘密保護措置)を充足し、営業秘密法で保護されると認定した。

また、裁判所は、被告二名について、X 社の原種の営業秘密を知りつつ、それを窃盗、使用した行為は、営業秘密侵害罪に該当すると認定した。

主文:A氏は、営業秘密法第13条の一第1項第1号営業秘密使用罪に該当し、有期懲役2年6か月に処する。その他、犯罪所得新台幣ドル100万元の没収等に処する。B氏は、営業秘密法第13条の一第1項第1号営業秘密使用罪に該当し、有期懲役2年2か月に処する。

3.7 日本の生産者団体等へのヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体(83 団体)に対して、商標や地理的表示等の申請出願・登録状況についてアンケート調査を実施したところ、商標については、登録済み2件、出願検討中4件という回答であった。冒認出願や模倣品・侵害品が確認されたことがあるかという質問には、第三者による冒認出願が1件、オンラインでの模倣品・侵害品の発見が1件、実店舗での模倣品・侵害品の発見が1件あったとの回答があった。

4 韓国

4.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン

韓国では、農林水産物・食品の名称等を保護する法律として、①農林水産物品質管理法、②商標法、③不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律がある。各法制度の概要は下表のとおりである。

表 4-1 韓国における農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度の概要

	農林水産物品質管理法 (2023. 8. 16. 改正)	商標法 (2022. 2. 3. 改正)	不正競争防止及び 営業秘密保護に関する法律
マーク		—	—
法目的	農水産物の適切な品質管理を通じて農水産物の安全性を確保し商品性を向上させ、公正で透明な取引を誘導することによって農漁民の所得増大と消費者保護に資する（法第1条）。	商標を保護することにより商標使用者の業務上の信用維持を図り、産業発展に貢献し、需要者の利益を保護することを目的とする（法第1条）。	国内に広く知られている他人の商標・商号等を不正に使用する等の不正競争行為及び他人の営業秘密を侵害する行為を防止し、健全な取引秩序を維持することを目的とする（法第1条）。
農産物 名称等 の保護 に係る	農水産物品質管理法施行令 (2023. 2. 24 改正) 農水産物品質管理法施行規則 (2024. 1. 22 改正)	商標法施行令 (2023. 12. 19 改正) 商標法施行規則 (2023. 2. 1 改正)	不正競争防止及び 営業秘密保護に関する法律施行令

関連法規		地理的表示事後管理要領	商標審査基準 2023. 2. 4 改正)	
主管 機関	登録	農林畜産食品部及び海洋水産部	特許庁	—
	法執行	国立農産物品質管理院及び 国立水産物品質管理院	特許庁産業財産調査課の下の特許司法警察	特許庁長、地方自治体の長等

① 農林水産物品質管理法

1999 年に農産物品質管理法が施行され、2001 年に水産物品質管理法が施行されているところ、これらの法律に基づき地理的表示登録制度が導入された。2012 年に二つの法律を統合する形で農水産物品質管理法が制定されている。

② 商標法

商標法は、韓国において、地理的表示保護制度の重要な一つとして位置付けられている。2005 年に商標法が改正され、その際、地理的表示団体商標が導入された。2007 年に韓国は、韓国・米国自由貿易協定（韓米 FTA）に調印し、その後 2010 年に追加交渉に署名し、2012 年に韓米 FTA 協定が発効しているが、その際、商標法について、地理的表示証明商標を導入する改正がされている。

③ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

2010 年、韓国は、韓国・EU 自由貿易協定に署名しているところ、より強固に地理的表示の相互保護を図っていくため、同協定の発効のタイミングに合わせ、2011 年に不正競争防止法を改正し、国家間 FTA で合意した海外産品の地理的表示を保護する仕組みを導入している。

なお、本報告書作成時において、日本と韓国との間で、地理的表示法に関する相互保護に関する協定はないが、韓国と他国との間の国際協定は下表のとおりである。

名称	発効年	保護対象品目数	保護される地理的表示例
韓国・チリ 自由貿易協定	2004 年 4 月 1 日	韓国側 3 産品 チリ側 3 産品	[韓国] Korean Ginseng(人蔘), Korean Kimchi(Kimchi), Boseong Nockcha(緑茶) [チリ] Pisco(ぶどう酒・蒸留酒), Pajarete(ぶどう酒・蒸留酒), Vino Asoleado(ぶどう酒)
韓国・ペルー 自由貿易協定	2011 年 8 月 1 日	韓国側 82 産品 ペルー側 4 産品	[韓国] Andong Po (麻布), Jindo Hongju(蒸留酒), Yeongju Sagwa(リンゴ), Icheon Hanwoo(牛肉)等 [ペルー] Pisco Perú(ぶどう酒・蒸留酒)等
韓国・EU 自由貿易協定	2011 年 7 月 1 日	韓国側 64 産品 EU 側 162 産品	[韓国] Boseong Nokcha(緑茶), Uiseong Maneul(唐辛子), Icheon Ssal(米), Jindo Hongju(蒸留酒) [EU] Tiroler Speck (オーストリア、ハム), České pivo (チェコ共和国、ビール), Bordeaux (フランス、ぶどう酒), Bayerisches Bier(ドイツ、ビール), Szegedi téliszalámi(ハンガリー、サラミ), Chianti(イタリア、ぶどう酒)等
韓国・米国 自由貿易協定	2012 年 3 月 15 日	—	地理的表示証明商標で保護
韓国・トルコ 自由貿易協定	2013 年 5 月 1 日	韓国側 2 産品 トルコ側 2 産品	[韓国] Goryeo Hongsam(紅蔘), Goreyo Baeksam(白蔘) [トルコ] Hereke carpet(カーペット), Bunyan carpet(カーペット)
韓国・カナダ 自由貿易協定	2015 年 8 月 1 日	韓国側 4 産品 カナダ側 2 産品	[韓国] Korean Redi/White/Fresh Gingsen(蔘), Icheon Rice(米) [カナダ] Canadian Whisky(ウイスキー), Canadian Rye Whisky(ウイスキー)

4.2 各法制度の比較

各法律について、登録に係るコストや救済手段などを比較し、下表に整理した。この表にあるとおり、日本の地理的表示登録生産者団体が韓国で地理的表示の登録をする場合、商標法に基づく地理的表示団体商標のみが出願でき、他は認められていない。

表 4-2 各法制度の比較表

	農林水産物品質管理法	商標法	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律
日本からの登録可否	不可(外国産品は登録不可)	可	登録不要
対象品目	農水産加工品	農水産物、手工芸品などの工業製品	—
適用される審査基準(法律・法令名)	農林水産物品質管理法 農水産物品質管理法施行令 農水産物品質管理法施行規則 地理的表示事後管理要領	商標法 商標法施行令 商標法施行規則 商標審査基準	—
登録に係るコスト	手数料:— 代理人費用:—	出願の印紙代:52ドル(52,000 ウォン) 登録の印紙代: 210.50ドル(210,500 ウォン) 代理人費用:4.4(4)参照	—
日本から出願する場合の留意事項(追加的)	実務上、海外からの申請は受け付けていない。	外国の地理的表示について、団体商標登録出願又は証明商標登録出願をする場合は、出願書、定	—

		農林水産物品質管理法	商標法	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律
資料や、審査期間)			款、地理的表示の定義に合致することを証明する書類のほか、原産地国において、地理的表示として保護されている事実を示す書類が必要である。 審査のフローは、4.4(3)参照。	
登録による効果		地理的表示の登録を受けた者は、登録した品目に対して地理的表示をすることができる。 侵害者に対する各救済手段を行使することができる(下記の侵害に対する救済手段を参照)。	登録した名称を使用することができる。 侵害者に対する各救済手段を行使することができる下記(下記の侵害に対する救済手段参照)。	—
侵害に対する救済手段	民事	あり 差止請求又は損害賠償請求をすることができる(法第 36 条第 1 項、第 37 条)。	あり 差止請求又は損害賠償請求をすることができる(法第 107 条、第 109 条)。	あり 差止請求又は損害賠償請求をすることができる(法第 4 条、第 5 条)。

		農林水産物品質管理法	商標法	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律
	行政	あり 国立農産物品質管理 院及び国立水産物品 質管理院が、告発や 苦情申立てを受けた 場合は、これを調査 し、違反行為に対す る是正命令や表示停 止等の行政処分を行 う。	なし 但し、当事者は、 特許庁産業財産調 査課又は特許庁の 偽造商品及び不正 競争行為通報セン ターに申告するこ とができる。	あり 特許庁長、地方自治体の 長等は、上記の行為に対 して、必要に応じて調査 をすることができ、（法 第 7 条）、行為の中止又 は廃棄等の行政指導を行 うことができる（法第 8 条）。そのために、当事 者や利害関係者等から意 見を聴取しなければならない（法第 9 条）。
	刑事	あり 地理的表示品でない 農水産物又は農水産 加工品の包装・容 器・宣伝物及び関連 書類に地理的表示又 はこれに類する表示 をした者、又は地理 的表示品に地理的表 示品でない農水産物 又は農水産加工品を 混合して販売し、又 は混合して販売する 目的で保管し、若し くは陳列した者につ いて、3 年以下の懲 役又は 3 千万ウォン 以下の罰金刑に処す る（法第 119 条）。	あり 商標法の不正使用 行為は、侵害罪と して、7 年以下の 懲役又は 1 億ウォ ン以下の罰金に処 される場合がある （法第 230 条）。	なし

	農林水産物品質管理法	商標法	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律
総合評価	× 日本からは登録できない。	○ 各救済が比較的活用されている。	△ 規定はあるが、実例に乏しく、警告書など任意解決の場面以外では、効果をあまり期待できない。

4.3 農林水産物品質管理法における登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件

(1) 登録対象品目

農水産物及び農水産加工品が対象であり、手工芸品等の工業製品は含まれない。サービスも対象外である。商標法と異なり、商品の生産、製造、加工の全てが特定の地域で行われる必要がある。

(2) 法律上の登録要件

i) 品質等、保護対象品の性質に関する要件（法第2条第7号）

商品の社会的評価、品質、その他の特性のいずれかが、本質的に特定地域の生産環境的要因又は人的要因によるものであることが必要である。加えて、その特性が国内又は国外で広く認知されていることが必要である。

ii) 申請人に関する要件（農産物品質管理法施行令第15条）

特定地域で地理的表示の登録対象品目を生産又は加工する者で構成された団体で、法人に限られる。営農組合法人や農業社会法人等である。但し、生産者又は加工業者が一人である場合は、その個人も申請可能である。なお、外国の地理的表示に関する明文規定はないが、実務上外国の申請は受け付けていない。

iii) 地域に関する要件（農産物品質管理法施行令第14条）

農産物の場合は、商品の特性に影響を与える地理的特性が同一の行政区域、山、川によって指摘し、水産物の場合は、地理的特性、生息地及び漁獲、採取の環境が同一の沿岸海域を経度と緯度で区分して指定する。

(3) 申請手続

i) 申請時提出書類

農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録申請は、農林畜産食品部長長官又は海洋水産部長官宛に行う。実際の登録変更業務は、農産物とその加工品について、国立農産物品質管理院長、水産物とその加工品は山林庁長、水産物とその加工品は国立筋産物品質管理院長に委任されている。申請は、地理的表示登録審議文科委員会で審議され、公告決定後2か月間の意義申立期間を経て、登録される。登録には通常、1年以上を要する。登録に有効期間はなく、不正使用による登録取消などがなければ永久的に有効である。

農産物品質管理施行規則第56条第1項に基づき、地理的表示の登録申請は、以下の書類を添付する必要がある。

- 1 定款（法人の場合）
- 2 生産計画書（法人の場合は各メンバーの生産計画を含む。）
- 3 対象品目及び名称及び品質の特性に関する説明書
- 4 特産品の有効性、歴史性を証明することができる資料
- 5 品質の特性と地理的要因との関係についての説明書
- 6 地理的表示の対象地域の範囲
- 7 独自の品質基準
- 8 品質管理計画書

なお、審議基準は、以下のように規定されている。

- 1) 当該品目が対象地域でのみ生産された農産物であるか否か、又はこれを主原料として当該地域で加工された品目であるか否か（地域性）
- 2) 当該品目の優秀性が国内外で広く知られているか否か（有名性）
- 3) 当該品目が対象地域で生産された歴史が深いか否か（歴史性）
- 4) 当該品目の社会的評価、品質、その他の特性が本質的に特定地域の生産環境的要因や人的要因に起因するか否か（地理的特性）

したがって、審議の結果、登録拒絶決定又は補完通知があった場合には、上記の基準を疎明する追加資料が求められる場合がある。

ii) 登録までの手続フロー

登録申請後 30 日以内に地理的表示管理機関長は、地理的表示分科委員会審議を要請する。審議の要請がされてから審議の結果が通知されるまでの処理期間は、1 年以内と規定されている。地理的表示の登録が不適切であると議決されると拒絶決定が通知され、拒絶等に対する審判は登録拒絶の通知を受けた日から 30 日以内に請求することができる。拒絶等に係る事項が 30 日以内に補完可能であると認められる場合は、30 日以内の一定期間を定めて申請者に補完するよう通知する。不適切な事項がない場合は、公告決定を下し、地理的表示の登録に異議のある者は誰でも公告日から 2 か月以内に異議申請をすることができる。

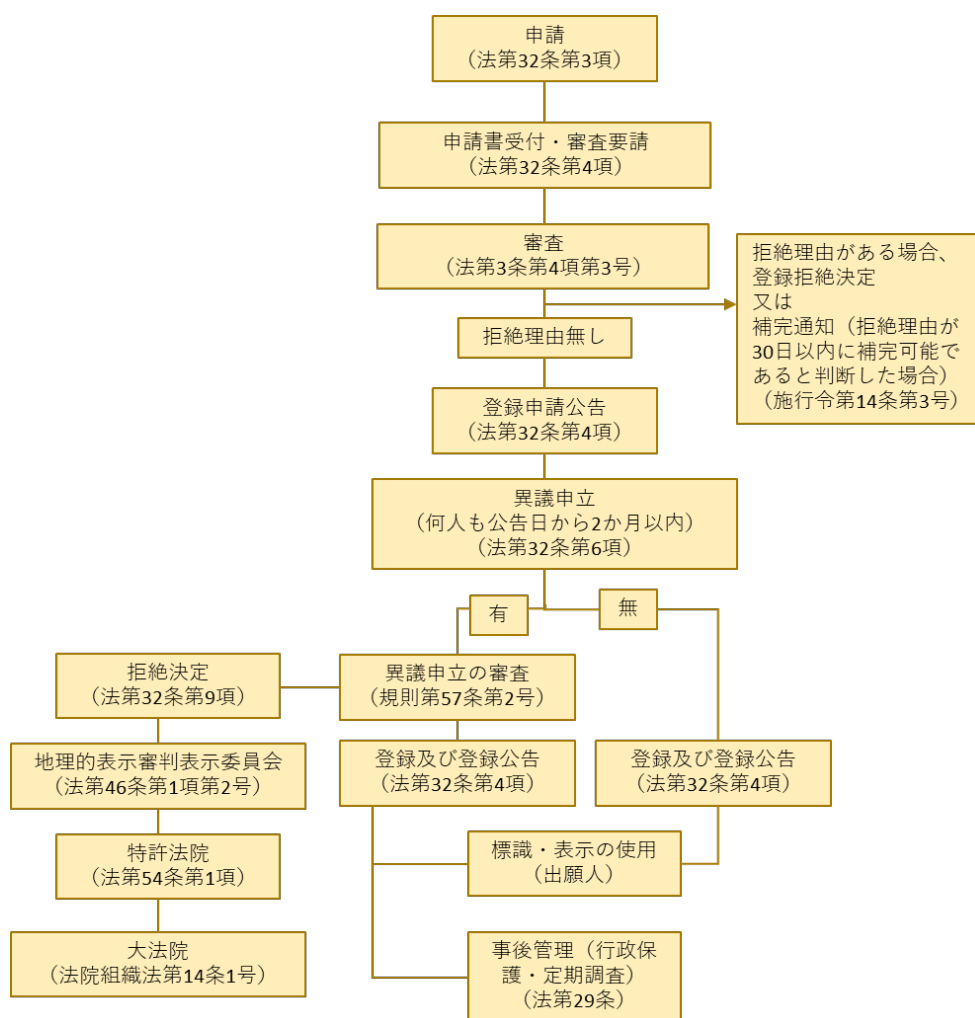


図 4-1 韓国の農水産物品質管理法における「地理的表示登録」の流れ

現地において申請された地理的表示の登録申請を調査する方法及びその際の留意点

オンライン上では、拒絶理由の審査状況、異議手続等の審理状況、裁判手続における審理状況を調査する方法は提供されていない。

なお、地理的表示のリストは以下のウェブサイトから確認できるが、英語版、日本語版はない。

国立水産物品質管理院：

<https://www.nfqs.go.kr/hpmg/data/actionMarineGeographicForm.do?menuId=M0000230>

森林省：

https://www.forest.go.kr/kfsweb/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_1068&mn=NKFS_02_01_07_02_03

国立農産物品質管理院

<https://www.naqs.go.kr/contents/relicList.do>

(4) 登録費用及び登録までの所要期間

農水産物品質管理法における地理的表示登録については、地方自治体等の機関が地域の産品振興等のために登録申請作業を代行する例が多い。なお、登録の手数料は不要である。

また、申請から登録までに、通常1年以上を要する。

(5) 登録後の使用に関する要件

- ・ GI 登録後の品質管理の仕組み（審査基準等）

農水産物品質管理法第39条では、以下の事項が定められている。

- ① 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、地理的表示品の品質水準維持と消費者の保護のために関係公務員に次の各号の事項を指示することができる。

地理的表示品の登録基準への適合性の調査

地理的表示品の所有者、占有者又は管理人等の関係帳簿又は書類の閲覧

地理的表示品の試料を回収して調査し、又は専門試験機関等に試験を依頼

② 第 1 項による調査・閲覧又は回収に関しては、法第 13 条第 2 項及び第 3 項を準用する。

③ 第 1 項により調査・閲覧又は回収をする関係公務員に関しては、法第 13 条第 4 項を準用する。

④ 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、地理的表示の登録制度の活性化のために、次の各号の事業を行うことができる。

地理的表示の登録制度の広報及び地理的表示品の販路支援に関する事項

地理的表示の登録制度の運営に必要な教育・訓練に関する事項

地理的表示関連の実態調査に関する事項

・登録された名称を使用するための要件

農水産物品質管理法第 34 条により、地理的表示登録を受けた者は、その登録した品目に対して地理的表示をすることができる。

・名称の使用義務の有無

登録した名称を使用する義務はない。

・地理的表示を使用する具体的な方法

登録を受けた名称を地理的表示品の包装・容器の表面などに表示することができる。その表示方法は以下のとおりである。その際、登録名称（英語登録名称）、地理的表示管理機関の名称、地理的表示登録番号、生産者（登録法人の名称）、住所（連絡先）などの情報を記載しなければならない。



図形の表示方法に関して、農産物又は農産加工品の場合には緑色を基本色とするが、包装材の色等に応じて青色又は赤色に変更することができる。水産物又は水産加工品の場合は、青色を基本色とするが、包装材の色などに応じて緑色又は赤色にすることができる。上記マーク内の「지리적표시(地理的表示の意)」、「PGI」の文字色はマークの色と同じにし、下段の「(농림축산식품부(農林畜産食品部の意))」と「MAFRA KOREA」又は「해양수산부(海洋水産部の意)」と「MOF KOREA」の文字は白で表記するように規定されている（農水産物品質管理法施行規則別表 15）。

GI マーク

韓国においては、GI マークを使用する要件は地理的表示が登録されていることであるが、特段、GI マークの使用するための要件、GI マークの使用義務は特段規定されていない。なお、GI 登録産品全体における GI マークの使用割合に関する公表データは存在しない。

(6) GI 制度の普及の程度及び政府関連機関等による地理的表示保護制度に関する啓発活動

現地では地理的表示の制度を知る国民は少ないと言われている。また、地理的表示制度の認知度を示すデータは公表されていない。

「社団法人韓国地理的表示特産品連合会」²⁵が設立されており、地理的表示特産品の差別化・権利の保護を通じて、登録法人(会員)が地域の地域専門産業として発展できるよう支援することを目的に設立され、以下のような事業を実施している。

- ① 地理的表示特産品関連事業の消費及び販売促進
 - ・ 各種販売促進活動
 - ・ 新市場開拓のための国内外の市場調査
 - ・ 環境に配慮した高品質生産技術の開発・普及、流通改善等を目的とした研修の実施
 - ・ 会員が生産した地理的表示特産品の出荷管理
 - ・ 品質管理のための共同作業場・施設の設置・運営
- ② 地理的表示関連事業
 - ・ 会員の地理的表示権保護事業
 - ・ 品質調査・品質管理支援

²⁵社団法人韓国地理的表示特産品連合会(<http://kpgi.co.kr/>)

・地理的表示制度に関する教育・研修

③ その他事業

・地理的表示特産品産業の発展のための政策提言及び調査サービス事業

また、国立農産物管理院²⁶でも、定期的に SNS やメディアを通じて広告や宣伝活動を実施している。

4.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件

(1) 登録対象品目(法第2条第4項、商標審査基準第7部第4章)

商標法において、地理的表示とは、「商品の特定の品質・社会的評価又はその他の特性が本質的に特定地域で始まった場合において、その地域で生産、製造又は加工された商品であることを表す表示」と定義されている。したがって、農水産物のみならず、手工艺品などの工業製品も対象となる。但し、サービスは対象に含まれない。

(2) 法律上の登録要件

日本では、地域団体商標の登録要件として、①地域団体商標登録出願に係る主体要件を満たしていること、②団体がその構成員に使用させる商標であること、③商標が周知性を有すること、④商標が地域の名称及び商品(役務)の名称等の文字のみからなること、⑤商標中の地域の名称が商品(役務)と密接な関連性を有することが規定されている。これに対し韓国商標法が規定する登録要件は以下のとおりである。

i) 品質等、保護対象品の性質に関する要件(商標審査基準第7部第4章)

商標審査基準第7部第4章は、「特定の地域で生産、製造又は加工された商品が他の地域で生産、製造又は加工された商品と区別される品質、社会的評価、生産方法又はその他の特性がなければならない。この場合、特定の品質、社会的評価又はその他の特性のいずれか一つのみ特定地域に由来すれば足り、気候、土壌、地形等の自然的条件以外に、伝統的な生産秘法等の人的条件によって獲得される場合も該当する」と規定している。

²⁶ 国立農産物管理院(<https://www.naqs.go.kr/contents/contentsTab.do>)

ii) 出願人に関する要件（法第 3 条第 2 項、第 3 項）

日本の地域団体の登録要件のうち、出願人に関する要件は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合のうち所定要件を満たすもの、商工会、商工会議所等である（商標法第 7 条の 2）。これに対して、韓国では、地理的表示団体商標、地理的表示証明商標について、以下の主体資格が必要となる。

・ 地理的表示団体商標

商品を生産、製造又は加工することを業として営む者のみで構成された団体に限り出願ができる。個人、商法上の会社、法人格のない団体については、出願が認められない。

・ 地理的表示証明商標

商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業とする者に出願を認める。地理的表示団体商標と異なり、法人のほか個人も出願が可能である。

iii) 地域に関する要件（商標審査基準第 7 部第 4 章）

日本の地域団体の登録要件のうち、商標に関する要件は、出願に係る商標が「地域の名称」を含む一定の文字商標であること、当該商標が周知となっていること、「地域の名称」に関して、当該商標が使用されている商品の産地/役務の提供場所等、商品/役務と密接な関連を有すると認められる地域の名称、略称であることである（商標法第 7 条の 2）。これに対し、韓国では、商品の地理的原産地として商品が生産、製造又は加工された地域の名称をいうとし、気候、土壌、地形等の地理的環境によって区画することができる地域であればよく（外国の地域も含む）、行政上の区画と一致する必要はないとされている。

(3) 出願手続

i) 出願時提出書類

地理的表示団体商標と地理的表示証明商標の登録出願はともに特許庁長官に対してする。審査官は形式審査と実体審査をする。出願公告決定後 2 か月間の異議申立期間を経た後に、登録がされる。地理的表示団体商標権と地理的表示証明商標権の存続期間は、いずれも 10 年となっているが、更新が可能である。

地理的表示団体商標と地理的表示証明商標の登録出願には、一般の商標出願に必要な書類以外に、地理的表示の定義に一致することを証明する書類を提出する必要がある（法第 36 条第 5 項）。出願に必要な書類は以下のとおりである（商標法施行令第 3 条～第 5 条）。

- 1 出願書
- 2 定款（次の事項が含まれている必要がある）※法人の場合

・地理的表示団体商標の場合（商標法施行令第 3 条）

- ① 団体商標を使用する所属団体員の加入資格、加入条件及び脱退条件
- ② 団体商標の使用条件
- ③ 使用条件に違反した者への制裁
- ④ その他、団体商標の使用に必要な事項
- ⑤ 商品の特定品質、社会的評価又はその他の特性
- ⑥ 商品の特定品質、社会的評価又はその他の特性と地理的環境との間における本質的な関連性
- ⑦ 地理的表示の対象地域
- ⑧ 商品の特定品質、社会的評価又はその他の特性に対する自主管理基準及び維持、管理の方策

・地理的表示証明商標の場合（商標法施行令第 4 条）

- ① 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性
- ② 証明商標の使用条件
- ③ 使用条件に違反した者への制裁
- ④ その他、証明商標の使用に必要な事項
- ⑤ 証明使用とする表品の品質などに対する試験、検査の基準、手続及び方法など
- ⑥ 証明しようとする商品の品質などを証明し管理するために必要な専門設備、専門人員など
- ⑦ 証明商標使用者に対する管理、監督など
- ⑧ その他証明しようとする表品の品質などを証明し管理することができることを客観的に証明することができる事項

なお、出願者が外国法人の場合で、その国の法令により定款に上記事項を含めることができない場合又は極めて困難な場合は、上記事項が記載された定款に相当する他の書

類（例：理事会の議事録及びその議事録が公証された定款と同一の効力を持つ旨の陳述書等）を提出することが可能である。

3 地理的表示の定義に合致することを証明する書類（商標法施行令第5条）

- ① 商品の特定品質、社会的評価又はその他の特性に関する書類
- ② 商品の特定品質、社会的評価又はその他の特性と地理的環境との間における本質的な関連性を示す書類
- ③ 地理的表示の対象地域に関する書類

4 外国の地理的表示について、団体商標登録出願又は証明商標登録出願をする場合

上記1-3のほか、原産地国において、地理的表示として保護されている事実を示す書類が必要である（商標法施行令第28条第4項）。具体的には、地理的表示の登録、管理を管轄する特許庁や関係行政機関で発給した証明書類又は地理的表示として保護されていることを認める裁判所の判決文等の書類が挙げられる。

ii) 登録までの手続フロー

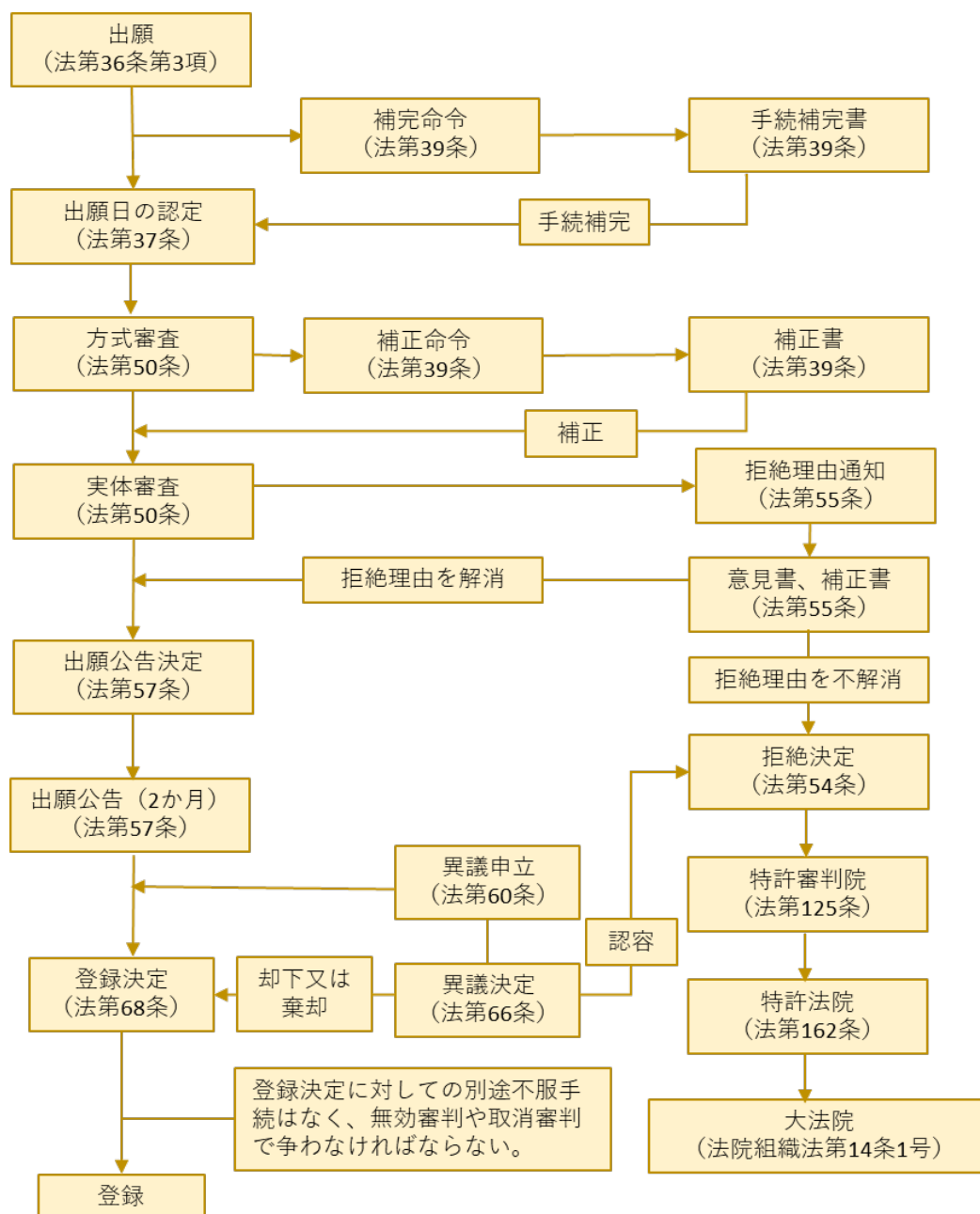


図 4-2 韓国の商標法における「地理的表示団体商標」及び「地理的表示証明商標」登録の流れ

商標出願をした日から意見提出通知書又は出願公告決定が通知されるまで約 16 か月を要する。意見提出通知書が発行された日から 2 か月以内に意見書を提出することができ、意見書提出後、審理が進められ、約 3～5 か月以内に拒絶決定又は出願公告が通知される。

出願公告日から2か月間、第三者の異議申立ての提起が可能であり、異議申立ての提起がない場合は、その後、1か月以内に登録決定書が発行される。拒絶決定日から3か月以内に拒絶決定不服審判請求が可能であり、拒絶決定不服審判の審理終結までは約18～24か月かかる。

GI 登録申請と商標出願の傾向

地理的表示については、実務上、海外からの申請は受け付けていないため、外国産品は商標出願が推奨される。

韓国国内の産品についても、商標として出願すると、地理的表示以外の場合にも使用できる等活用の幅が広いと、商標としての出願を優先する傾向がある。

韓国において出願された商標を調査する方法及びその際の留意点

韓国知的財産権情報サービスにおいて調査が可能である。

<http://eng.kipris.or.kr/enghome/main.jsp>

なお、現地において出願された商標に関する調査の方法は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の下記 URL が参考になる。但し、具体的な審理状況については確認することができない。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/kipris_trademark_2022.pdf

本データベースでは、商標の拒絶理由、異議手続、拒絶決定不服審判の申請有無等の審理状況は確認できるが、裁判手続における審理状況等は確認できない。

(4) 登録費用及び登録までの所要期間

韓国では、商法登録の代理人費用に関して基準となる料金表がないため、費用は代理人によって異なる。地理的表示団体商標と地理的表示証明商標に関する手続は、通常の商標出願と比べ、提出する書類が相当量になるほか、地名の認知度などについて審査官と交渉しなければならないといった特殊性がある。そのため、通常の商標出願の費用（1,000 から 1,500 米ドル）より高額となるのが一般である。下表は、出願、登録等に要する代理人費用の参考である。これらの費用に加え、実際には、日本語から韓国語への翻訳費用が別途必要となる。なお、出願の印紙代は、52 ドル（52,000 ウォン）、登録の印紙代は、210.50 ドル（210,500 ウォン）である。

①出願費用

	代理人費用 (USD) () 内 KRW	Office fee (USD) () 内 KRW	合計 (USD) () 内 KRW
新規	800 (800, 000) (各区分)	52 (52, 000) + 指定商品加算金 ²⁷	852 (852, 000) + 指定商品加算金
指定商品の追加出願	最初の 1 区分 480 (480, 000)	52 (52, 000) + 指定商品加算金	532 (532, 000) + 指定商品加算金
	以降各区分 384 (384, 000)	52 (52, 000) + 指定商品加算金	436 (436, 000) + 指定商品加算金
分割出願	400 (400, 000)	52 (52, 000)	452 (452, 000)

②登録費用

	代理人費用 (USD) () 内 KRW	Office fee (USD) () 内 KRW	合計 (USD) () 内 KRW
新規 1 区分 1 出願	200 (200, 000)	201 (201, 000) + 指定商品加算金	401 (401, 000) + 指定商品加算金
多区分 1 出願	最初 1 区分 200 (200, 000)	201 (201, 000) + 指定商品加算金	401 (401, 000) + 指定商品加算金
	以降各区分 200 (200, 000)	211 (211, 000) + 指定商品加算金	411 (411, 000) + 指定商品加算金
更新登録	300 (300, 000)	300 (300, 000) + 指定商品加算金	600 (600, 000) + 指定商品加算金
指定商品の追加登録	最初 1 区分 200 (200, 000)	201 (211, 000) + 指定商品加算金	411 (411, 000)) + 指定商品加算金
	以降各区分 200 (200, 000)	201 (201, 000) + 指定商品加算金	411 (401, 000)) + 指定商品加算金
分割出願		新規と同一	

²⁷ 1 区分の指定商品が 10 個超過時、超過する指定商品 1 個当たり 2,000 ウォンの加算金が賦課される。

③中間手続及び審判等の費用

		代理人費用 (USD) ()内 KRW		Office fee (USD) ()内 KRW	合計 (USD) ()内 KRW	
商標 調査 (1 表 示 1 区分 ごと に)	文 字 標 章 図 形 結 合	300	(300, 000)	なし	300	(300, 000)
		400	(400, 000)		400	(400, 000)
優先権主張		100	(100, 000)	USD18 (18, 000) (各区分)	118	(118, 000)
優先権証明 書類の後日 追完提出		90	(90, 000)	なし	90	(90, 000)
委任状の後 日追完提出		90	(90, 000)	4 (4, 000)	94	(94, 000)
意見書(補 正書)提出		500~1, 000 ~1, 000, 000)	(500, 000)	4 (4, 000) (ケースバイケ ース)	504~1, 004 1, 004, 000)	(504, 000~)
その他の書 類提出		100	(100, 000)	なし	100	(100, 000)
期間延長		100	(100, 000)	(1 次) 20 (00, 000) (2 次) 30 (30, 000) (3 次) 60 (60, 000) (4 次) 120 (120, 000)	120 130 160 220	(120, 000) (130, 000) (160, 000) (220, 000)

		代理人費用 (USD) ()内 KRW		Office fee (USD) ()内 KRW	合計 (USD) ()内 KRW	
表示 変更	出願中	180	(180, 000)	なし	180	(180, 000)
	登録後	270	(270, 000)		270	(270, 000)
権利の変更・取消・抹消登録		350	(350, 000)	5 (5, 000)	355	(355, 000)
優先審査申請		350	(350, 000)	160 (160, 000) (各区分)	510	(510, 000)
異議申立て		2, 000~	(2, 000, 000~)	50 (50, 000) (各区分)	2, 050~	(2, 050, 000~)
異議答弁		2, 000~	(2, 000, 000~)	なし	2, 000~	(2, 000, 000~)
審判請求		5, 000~	(5, 000, 000~)	240. 00 (各区分)	5, 240~	(5, 240, 000)
審判答弁		5, 000~	(5, 000, 000~)	なし	5, 000~	(5, 000, 000~)
異議・審判の意見書提出		460~	(460, 000~)	なし	460~	(460, 000~)
拒絶不服審判		5, 000~	(5, 000, 000~)	240 (各区分)	5, 240~	(5, 240, 000~)
補正却下不服審判		5, 000~	(5, 000, 000~)	200. 00	5, 200~	(5, 200, 000~)
審決取消訴訟(特許法院)		10, 000~ (10, 000, 000~)		446. 50 (446, 500)	10, 446. 50~	(10, 446, 500~)
上告(大法院)		10, 000~	(10, 000, 000~)	849. 00 (849, 000)	10, 849. 00~	(10, 849, 000~)

登録までの所要期間

出願から登録まで、一般的に1年半～2年以上要する。

(5) 登録後の使用に関する要件

- ・登録された名称を使用するための要件

韓国においては、地理的表示団体商標の登録を受けた法人の所属団体員は、その登録した商品に対して地理的表示をすることができる。また、地理的表示証明商標の場合、証明標章の使用を許可された者が登録された商品に対して地理的表示をすることができる（商標法第2条第1項第6号及び第8号）。

- ・名称の使用義務の有無

登録した名称を使用する義務はない。

- ・商標の取消し

【全般】

地理的表示団体商標の場合、法人が合併する場合に限り、特許庁長の許可を受けて商標を移転することができ、地理的表示証明商標の場合、登録することができる者に業務と同時に商標を移転する場合に限り、特許庁長の許可を受けて移転することができる（商標法第119条第1項第4号）。地理的表示団体商標又は地理的表示証明商標の移転制限規定に違反した場合、その登録を取り消すことができる。

【地理的表示団体商標】

以下の場合には取消し審判の対象となる（商標法第119条第1項第7号）。

ア 所属団体員がその団体の定款に違反して団体商標を他人に使用させた場合又は所属団体員がその団体の定款に違反して団体商標を使用することにより、需要者に商品の品質若しくは地理的出所を誤認させ、又は他人の業務に関連した商品と混同をもたらしした場合。但し、団体商標権者が所属団体員の監督に相当な注意をした場合には除く。

イ 地理的表示団体商標の設定登録後、法第 36 条第 3 項に基づく定款変更により、需要者に商品の品質を誤認させ、又は他人の業務と関連した商品と混同をもたらすおそれがある場合。

ウ 第三者が地理的表示団体商標を使用して需要者に商品の品質若しくは地理的出所を誤認させ、又は他人の業務に関連した商品と混同をもたらしたにもかかわらず、地理的表示団体商標権者が故意に適切な措置を取らなかった場合。

【地理的表示証明商標】

以下の場合には取り消し審判の対象となる（商標法第 119 条第 1 項第 9 号）。

ア 地理的表示証明商標権者が法第 36 条第 4 項によって提出された定款又は規約に違反して地理的表示証明商標の使用を承諾した場合。

イ 地理的表示証明商標権者が法第 3 条第 3 項但書に違反して地理的表示証明商標を自己の商品に対して使用する場合。

ウ 地理的表示証明商標の使用の許諾を受けた者が定款若しくは規約に違反して他人に使用させた場合、又は使用の許諾を受けた者が定款若しくは規約に違反して地理的表示証明商標を使用することにより、需要者に商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性に関して混乱をもたらした場合。但し、地理的表示証明商標が使用の許諾を受けた者に対する監督に相当な注意をした場合には、この限りでない。

エ 地理的表示証明商標権者が証明標章の使用の許諾を受けていない第三者が証明標章を使用して需要者に商品の品質、原産地、生産方法又はその他の商品の特性に関する混同をもたらすことを知りつつ適切な措置を取らなかった場合。

オ 地理的表示証明商標権者がその証明標章を使用することができる者に対して正当な事由なしに、定款若しくは規約で使用を承諾しないか、又は定款若しくは規約に充足しがたい使用条件を規定する等実質的に使用を承諾しなかった場合。

【地理的表示団体商標が取り消された事例】

事件番号：特許法院 2022 ホ 5690 事件

地理的表示団体商標：「광천 김」(登録出願第 0000268 号登録取消)

当事者：組合(広川(グァンチョン組合))

本件で問題となった地理的表示団体商標は、「調味のり」の登録商標であるが、組合員は、これを「キムジャパン(海苔フレーク)、キムバプ用のりなどの品目に使用しただけでなく、調味焼きのりを製造しつつも定款に違反して、国内産天日塩ではない味塩(錠剤塩)又は外国産天日塩を使用したというものである。

裁判所は、組合員の使用が需要者にその品質に対する誤認を招き、組合がこれを防止するための注意をしなかったと判断し、団体登録商標権者である組合が団体登録商標の使用実態を定期的に監督するなどの方法で組合員を実質的にその支配下に置いていたと評価するに足りないと判示した。また、裁判所は、組合員でない第三者が「광천김」の表現を無断で使用するということについても組合が適切な措置をせずに需要者を誤認させたとし、この登録は商標法第 119 条第 1 項第 7 号のウにより登録は取り消されなければならないと判示した。

(6) GI 制度と商標との関係

上記のとおり、韓国では、農林水産物・食品の名称等を保護する法律として、農林水産物品質管理法のほか、商標法があるため、両法で相互間の権利が抵触することを防止する仕組みが設けられている。なお、韓国では条約が法律と同等の効力を有することから、自由貿易協定により保護される地理的表示に関しても、他の法律に基づく地理的表示制度と同等の効力を有する。

・事前の防止

i) 商標法では、先登録地理的表示団体商標と同一・類似の商標(法第 34 条第 1 項第 8 号)、周知の地理的表示と同一・類似の商標(法第 34 条第 1 項第 10 号)、国内外の地理的表示と同一・類似の商標であって、不正な目的をもって使用する商標、農水産物品質管理法により保護される地理的表示(韓国で登録されているか否かは無関係)と同一・類似の商標である場合、登録を拒絶するとされている(法第 34 条第 1 項第 19

条)。

ii) 農水産物品質管理法では、商標法により先に出願され、又は登録された他人の商標と同一・類似する地理的表示、国内で広く知られている他人の商標又は地理的表示と同一・類似する地理的表示である場合、登録を拒絶するとされている（法第 32 条第 9 項第 2 号及び第 3 号）。

・事後の抵触

i) 商標法では、先出願による登録商標が地理的表示団体商標と同一・類似の地理的表示を含む場合は、地理的表示団体商標権の効力はこれに及ばないと規定している（法第 90 条第 2 項第 4 号）。地理的表示団体商標権の場合、その特性上、地理的表示部分についても識別力を主張することができることから、商標権との抵触が生じることがあるため、先出願商標権者等の使用については、その効力が及ばないように規定したものである。

ii) 農水産物品質管理法では、地理的表示登録申請書の提出前に商標法によって登録された商標又は出願審査中の商標には及ばないようにしている（法第 34 条第 2 項第 2 号）。

(7) 商標権者と GI 登録生産者団体との間の紛争事例

商標権者と GI の登録生産者団体との間で争いが生じた代表的な事例は以下のとおりである。

事件番号：特許審判院 2021 年 2942 審決

地理的表示団体標章：出願第 44-2018-10 号「산청 곶감(山清 干し柿)」

本事件の地理的表示団体標章の出願は、農水産物品質管理法第 32 条に基づき登録された先登録地理的表示である「산청 곶감（山林庁第 3 号）」と同一又は類似の商標であり、先登録地理的表示の商品と同一であると認められる商品に使用するものであるため、(旧) 商標法第 34 条第 1 項第 18 号及び第 19 号により登録が拒絶された。

산청（山清）は、韓国を代表する干し柿の主産地として韓国内で広く知られており、

毎年「智異山山清干し柿祭」という名で祭りが開催されているなど、「산청 곶감」は本出願商標の出願日以前からその使用商品である「干し柿」に関連し、需要者や取引者に周知の地理的表示として広く知られていた。したがって、農水産物品質管理法第 32 条により登録された他人の地理的表示と同一の商標であり、その地理的表示を使用する商品と同一であると認められる商品に使用するものに該当し、また、韓国が他国と両者間又は多者間で締結して発効した自由貿易協定で保護される他人の地理的表示と同一・類似する商標又はその地理的表示で構成され、その地理的表示を含む商標として地理的表示を使用する商品と同一と認められる商品に使用する商標に該当するため、商標登録を受けることができないとして拒絶決定されたものである。

4.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)

(1) 農水産物品質管理法に基づく保護

GI 制度に関する違反への調査及び取締状況

当局が調査、取締を行っているが、件数等は公表されていない。

保護の対象となる違法行為

農水産物品質管理法は、侵害行為として以下を規定している（法第 36 条第 2 項）。

- ① 地理的表示のない者が登録された地理的表示と同一又は類似の表示を登録品目と同一又は類似の品目の製造、包装、容器、宣伝物又は関連書類に使用する行為
- ② 登録された地理的表示を偽造し、又は模造する行為
- ③ 登録された地理的表示を偽造し、又は模造する目的で交付、販売、所持する行為
- ④ その他、地理的表示の社会的評価を侵害し、登録された地理的表示と同一又は類似の品目に直接又は間接的な方法で商業的に利用する行為

侵害行為に対する救済手段

i) 行政上の救済

農水産物品質管理法の地理的表示の事後管理は、国立農産物品質管理院及び国立水産物品質管理院に委任されている。地理的表示の不正使用は、国立農産物品質管理院及び国立水産物品質管理院又はそれらの支部に、告発や苦情の申立てをすることができる。国立農産物品質管理院及び国立水産物品質管理院が、告発や苦情申立てを受けた場合は、これを調査し、違反行為に対する是正命令や表示停止等の行政処分を行う（事後管理要領第 6 条第 2 項）。これ以外にも、国立農産物品質管理院及び国立水産物品質管理院は、市販品について、定期的な調査（半期に 1 回）を行い、摘発も実施している。

ii) 民事上の救済

農水産物品質管理法に基づく地理的表示権者は、民事訴訟を提起し、自身の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができるほか、損害が発生する場合は、損害賠償を請求することができる（法第 36 条第 1 項、第 37 条）。なお、損害額の推定については、商標法第 110 条と第 114 条が適用される（法第 37 条）。

・ 流れ

仮処分申請及び本案訴訟の 2 つの手続があり、緊急を要する場合は仮処分申請を、損害賠償の場合は本案訴訟を進める。

・ 所要期間

仮処分の場合：1～2 か月（1 審）

本案訴訟の場合：12～18 か月（1 審）

iii) 刑事上の救済

農水産物品質管理法は、刑事罰も規定している。地理的表示品ではない農水産物又は農水産加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示又はこれに類する表示をした者、又は地理的表示品に地理的表示品でない農水産物又は農水産加工品を混合して販売し、又は混合して販売する目的で保管し、若しくは陳列した者について、3 年以下

の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金刑に処する（法第 119 条）。

刑事上の救済のメリットは、刑罰を科すことができ、再犯を防止する効果を期待できることである。刑事措置が先に行われた場合には、当該判決の内容を民事で活用することができる。デメリットは、刑事告訴が必要であり、そのハードルは一般的に高く、費用と時間がかかることである。

- ・ 流れ

告訴状を提出した後、略式起訴又は公判手続に進む。

- ・ 所要期間

6～8 か月

※起訴後の手続は事案の難易度によって異なり、軽い刑量の場合には略式命令で比較的短期間に手続が終了することがあるが、正式裁判に至る場合は公判手続を経なければならないため、もう少し時間がかかる。定められた指針があるわけではないため、実際の期間は事案による。

iv) 日本など海外の権利者に推奨される手段

海外の権利者は、農水産物品質管理法の適用対象ではない。農水産物品質管理法は、「農水産物の適切な品質管理を通じて、農水産物の安全性を確保し、商品性を向上させ、公正かつ透明な取引を誘導することによって農漁業人の所得増大と消費者保護に資することを目的としている（法第 1 条）。ここで、「農水産物」と「農漁業人」とは、韓国の邑・面その他大統領令（農業農村及び食品産業基本法施行令第 3 条第 5 号²⁸）が定める地域である「農漁村」を基礎としているため、外国の特定地域は対象とならない。

農水産物品質管理法に基づく地理的表示についての侵害行為の処分例は確認できなかった。

²⁸<https://www.law.go.kr/LSW/lsLinkProc.do?lsNm=%EB%86%8D%EC%97%85%E3%86%8D%EB%86%8D%EC%B4%8C+%EB%B0%8F+%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%82%B0%EC%97%85+%EA%B8%B0%EB%B3%B8%EB%B2%95&chrClsCd=010202&mode=20&ancYnChk=0#>

(2) 商標法に基づく保護

保護の対象となる違法行為

商標法第 108 条第 2 項は、地理的表示団体商標権の侵害行為として、以下の行為を規定している。

- ① 他人の地理的表示登録団体商標と同一又は類似した商標（同音異義語地理的表示は除く）をその指定商品と同一又は類似した商品に使用する行為
- ② 他人の地理的表示登録団体商標と同一又は類似した商標をその指定商品と同一又は類似した商品に使用するか使用させる目的で交付、販売、偽造、模造又は所持する行為
- ③ 他人の地理的表示登録団体商標を偽造若しくは模造又は偽造若しくは模造させる目的でその用具を製作、交付、販売又は所持する行為
- ④ 他人の地理的表示登録団体商標と同一又は類似した商標が表示された指定商品と同一であると認められる商品を譲渡し、又は引渡すために所持する行為

違法行為に対する救済手段

i) 行政上の救済

商標法上、地理的表示団体商標と地理的表示証明商標について、当局による事後管理の規定はない。

また、特別司法警察は、ブランド品の模造や消費者の安全に関する問題に注力しており、地理的表示団体商標や地理的表示証明商標については、重点的な取締の対象とはなっていない。

行政上の救済のメリットは、行政申告又は行政相談手続に該当するため、時間と費用が節約できるとのことである。デメリットは、是正措置にとどまり、処罰に至るためには刑事告発が必要であるとのことである。また、民事的救済による損害賠償請求はない。

ii) 民事上の救済

商標権者又は専用使用権者は、民事訴訟を提起し、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれのある者に対して、その侵害の禁止又は予防を請求することができる（法第107条第1項）。侵害行為によって損害が発生している場合は、侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる（法第109条）。これらの手続の流れは以下のとおりである。

民事上の救済を選択するメリットは、民事上の措置の一般論であるが、侵害差止仮処分の場合、即時効果が期待できるという点にある。他方で、デメリットは、一般民事事件として処理されるため、侵害事実を立証する負担が生じ、損害額の立証は難易度が高く、損害賠償までに相当な費用と時間がかかることが挙げられる。

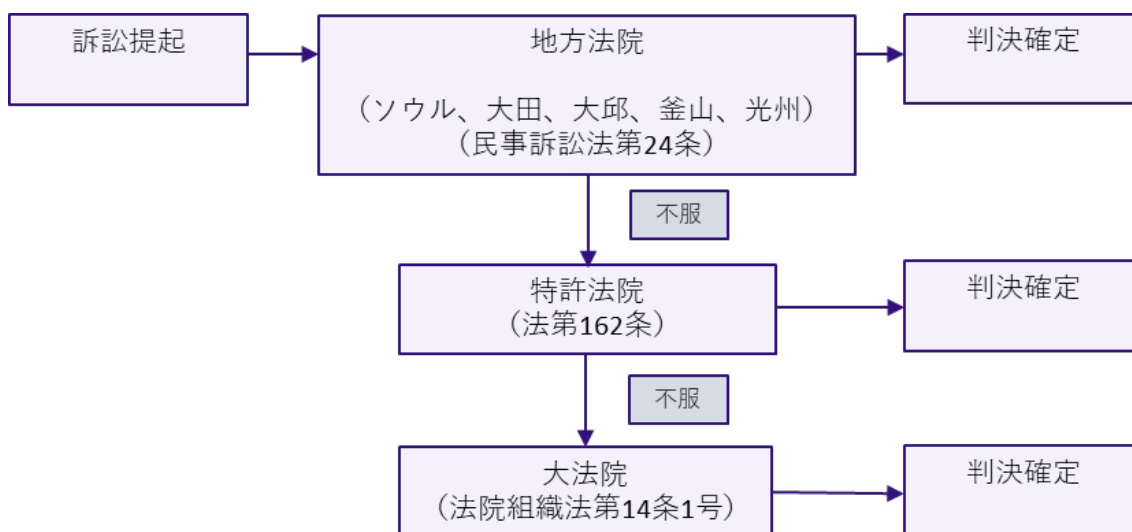


図 4-3 韓国の商標法における不正使用に対する差止め請求及び損害賠償請求の流れ

・ 流れ

仮処分申請と本案訴訟の2つの手続があり、緊急を要する場合は仮処分を申請し、損害賠償の場合は本案訴訟を提起することになる。

・ 所要期間

仮処分の場合：1～2 か月（1 審）

本案訴訟の場合：12～18 か月（1 審）

iii) 刑事上の救済

商標法的不正使用行為は、侵害罪として、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処されることがある（法第230条）。刑事処罰の流れは以下のとおりである。

刑事上の救済のメリットは、刑罰を科すことができ、再犯を防止する効果を期待できることである。また、刑事措置が先に行われた場合には、当該判決の内容を民事で活用することができる。デメリットは、刑事告訴が必要であり、そのハードルは一般的に高く、費用と時間がかかることである。

・ 流れ

告訴状を提出した後、略式起訴又は公判手続に進む。

・ 所要期間

6～8 か月

※起訴後の手続は事件の難易度によって異なり、軽い刑量の場合には略式命令で比較的短期間に手続が終了することがあるが、正式裁判に至る場合は公判手続を経なければならないため、時間がかかる。明確な規定があるわけではないため、実際の期間は事案による。

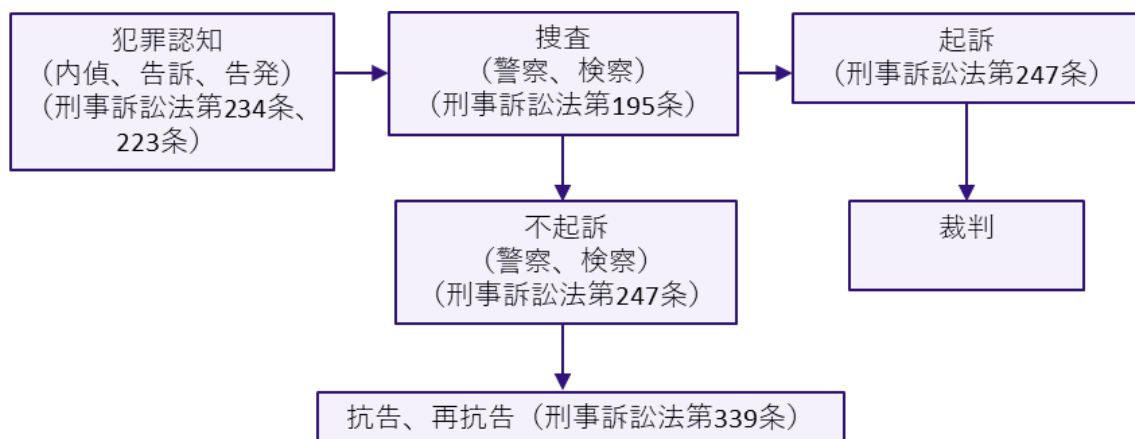


図 4-4 韓国の商標法における不正使用に対する刑事処罰の流れ

・費用

	代理人費用 (USD) ()内 KRW	Office fee (USD) ()内 KRW
取消審判	5,000~ (5,000,000~)	170 (170,000) (電子受付:150)
行政処分対応 (聴聞)	3,000~ (3,000,000~)	なし
告訴、告発	5,000~ (5,000,000~)	15 (15,000)
訴訟 (審級別)	取消審判不服 差止め請求 損害賠償請求	相手方の数及び請求原因 の数によって変動 (500~) (500,000~)
刑事訴訟 (被告人) (審級別)	10,000~ (10,000,000~)	15 (15,000)

iv) 税関差止め

・概要

関税法第 235 号では、輸出入通関手続において知識財産権保護のため、知識財産権（商標権、著作権、品種保護権、地理的表示、特許権、デザイン権）を税関に申告するよう定められている。

・流れ及び所要期間

① 申告段階

申告書の提出：知識財産権別の登録証、侵害関連資料、申告書を提出する。全ての知識財産権の申告は社団法人貿易関連知的財産権保護協会（TIPA）に委託して行われる。関税庁電子通関システム (<https://unipass.customs.go.kr>)、窓口又は郵便での届出が可能である。

処理結果の通知：申告書の処理結果は申告書受付日から 7 日以内に通知される。

② 保護手続

侵害のおそれがある物品が発見されると権利者と輸出入者に通知される。権利者は 7 日以内（腐敗するおそれがある物品は 5 日以内）に侵害物品の有無を確認し、通関保留

要請書を提出する。

通関保留要請時、担保の提供（課税価格の 120%、中小企業は 40%）が必要である。

関税庁は、通関保留の事実を保留要請者と輸出入者に通知する。提訴又は調査を申請する場合には、通関保留の通知を受けた日から 10 日以内に書面で通知する。輸出入申告者は、輸出入申告等の要請書を提出し、通関許可を要請することができ、この際にも担保の提供が必要である。

関税庁では通関許可要請日から 15 日以内に両者の要請書を審議して通関可否を決定する。

なお、税関差止の申告に係る代理人費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であった。

また、商標権に基づいて模倣品排除に成功した事案は 4. 7 を参照されたい。

v) 日本など海外の権利者に推奨される手段

日本などの海外権利者には、迅速かつ簡易な方法として、民事上の侵害禁止仮処分措置が推奨される。仮処分で出た被害金額等で事件の軽重を判断し、民事上の損害賠償請求又は刑事告訴のような措置を検討する。再発防止のためには刑事措置が有利であり、損害賠償請求のためには民事措置を取る必要があるが、上記のとおり、本案事件は時間と費用が相当かかることから、状況を見て選択するのがよい。他方で、特別司法警察による行政措置は、実務的に具体的な事件の内容を確認するために数回に亘って連絡を取る必要があり、事件の当事者が立証しなければならない内容が多く、実際の処罰に至るまでも相当時間がかかる。したがって、行政措置は、国外の権利者には利用が困難と思われる。

vi) 現地において出願された商標に関する調査

韓国知的財産権情報サービス (<http://eng.kipris.or.kr/enghome/main.jsp>) において調査が可能である。

なお、現地において出願された商標に関する調査の方法は、日本貿易振興機構（ジェ

トロ) の下記 URL が参考になる。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/kipris_trademark_2022.pdf

冒認対応

① 冒認商標対策の法的根拠

地理的表示についても商標法の一般的な規定が準用されることから、模倣商標については商標法第 34 条第 1 項第 7 号ないし第 13 号に基づき登録を排除することができる。地理的表示に関しては、法第 34 条第 1 項の以下の各号が、次のような商標の登録を禁止している。

世界貿易機関の加盟国内のワイン又は蒸留酒の産地に関する地理的表示（第 16 号）

植物新品種の保護法により登録された品種名称と同一・類似の商標において、その品種と同一類似の商品に対する商標（第 17 号）

農水産物品質管理法により登録された他人の地理的表示と同一・類似の商標（第 18 号）

両者間又は多者間で締結して発効された自由貿易協定によって保護する他人の地理的表示と同一・類似の商標又はその地理的表示で構成されるか、その地理的表示を含む商標であって、地理的表示を使用する商品と同一であると認められる商品に使用する商標（第 19 号）

なお、冒認商標に対する対抗手段（不使用取消、異議申立て及び訴訟を含む）として、上述した異議申立て、取消審判が行え、費用感も上述したとおりである。また、結果に不服がある場合は裁判所に提訴も行える。

② 冒認商標登録拒絶の事例

事件番号：商標出願第 4020040051011 号

오스카 샴페인

商標：「OSCAR CHAMPAGNE」

異議申立人：インスティテュート・ナショナル・デス・エパレーション・ディ

被請求人：Muhak 酒類

経緯と異議決定内容：

被請求人は、「シャンパン」が「酒」の慣用名称であると抗弁したが、特許庁は、この件の出願商標は文字中「삼페인（シャンパン）」と「CHAMPAGNE」が含まれており、商標法第 7 条第 1 項第 14 号（現商標法第 34 条第 1 項第 16 号）の規定による蒸留酒の産地に関する地理的表示を含む商標に該当するため、商標登録を受けることができない旨の異議決定を通知した。

(3) 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に基づく保護等

保護の対象となる違法行為

自由貿易協定によって保護する地理的表示を使用する正当な権原のない者は、地理的表示に示された場所を原産地としない商品（地理的表示を使用する商品と同一又は同一であると認識される商品に限られる）に関して、以下の行為を禁止している（法第 3 条の 2）。

- ① 真正な原産地表示以外の別の地理的表示を使用する行為
- ② 地理的表示を翻訳又は音訳して使用する行為
- ③ 「種類」、「類型」、「様式」又は「模倣品」等の表現を伴って地理的表示を使用する行為
- ④ 上記①～③に該当する行為で地理的表示を使用した商品を譲渡、引渡又はそのために展示し、輸入又は輸出する行為
- ⑤ 原産地虚偽表示行為又は出所地誤認誘発行為に当たる方法で地理的表示を使用した商品を引渡し、又はそのために展示する行為

違法行為に対する救済手段

i) 行政上の救済

特許庁長、地方自治体の長等は、上記の行為に対して、必要に応じて調査をすることができ（法第 7 条）、行為の中止又は廃棄等の行政指導を行うことができる（法第 8 条）。そのために、当事者や利害関係者等から意見を聴取しなければならない（法第 9 条）。

ii) 民事上の救済

司法上の救済手段として、権利者は、民事訴訟を通じて、侵害行為の禁止や予防の請求をし（法第4条）、損害がある場合は、その賠償を請求することができる（法第5条）。

・各救済手段に係る代理人費用については、次のとおりである。

農水産物品質管理法における地理的表示登録、商標法における地理的表示団体商標/証明商標、不正競争防止法における地理的表示の保護について、取消審判や行政処分対応に係る代理人等の費用の見積りは以下のとおりとなっている。

		代理人費用(US\$) ()内ウォン	オフィス・フィー(US\$) ()内ウォン
取消審判		5,000~(5,000,000~)	170 (170,000) (電子受付:150)
行政処分対応（聴聞）		3,000~ (3,000,000~)	なし
告訴、告発		5,000~ (5,000,000~)	15 (15,000)
訴訟 (審級別)	取消審判不服	10,000~ (10,000,000~)	相手方の数及び請求原因の数 によって変動 (500~) (500,000~)
	差止め請求		
	損害賠償請求		
刑事訴訟（被告人）（審級別）		10,000~ (10,000,000~)	15 (15,000)

なお、同法は、日本と同様、営業秘密の定義を置き、営業秘密侵害行為の類型を規定することで、営業秘密を保護している。同法によると、営業秘密とは、「公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであって、秘密として管理された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報」をいう。営業秘密侵害行為に該当する場合は、侵害行為の禁止予防請求権、損害賠償請求権、信用回復措置請求権などを行行使することが可能である。詳細については、日本貿易振興機構ソウル事務所の「韓国における営業秘密管理マニュアル」（2022年2月）が参考になる。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r3_korea.pdf

(4) 植物品種に係る権利・模倣品排除に成功した代表的な事案、育成者権侵害に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用(一般的な代理人費用を含む)

植物新品種保護法(2019年12月10日、一部改正)により、以下の要件を満たす品種は品種保護を受けることができる。

1. 新規性
2. 区別性
3. 均一性
4. 安定性
5. 固有の品種名称

① 民事

植物新品種保護法第83条に基づき、品種保護権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害し、又は侵害するおそれがある者に対して、その侵害の停止又は予防を請求することができ、法第85条により故意又は過失により権利を侵害した者に損害賠償を請求することができる。

植物新品種保護法第84条により、以下のいずれかに該当する行為は、品種保護権又は専用実施権を侵害したものとみなす。

1. 品種保護権者又は専用実施権者の許諾なしに他人の保護品種を業として行う行為
2. 他人の保護品種の品種名称と同一又は類似の品種名称を、当該保護品種が属する植物の属又は種の品種に用いる行為

② 行政

植物新品種保護法第118条では品種保護権の侵害紛争の調停のため、種子委員会を設けており、法第119条により品種保護権侵害紛争の調停を希望する者は、種子委員会に調停を申請することができる。調停申請は、種子委員会に調停申請書を提出し、種子委員会は調停申請を受けた日から1年以内に調停をしなければならない。

③ 刑事

植物新品種保護法第 131 条により品種保護権又は専用実施権を侵害した者などに対しては、刑事訴追が可能であり、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処される。また同法第 136 条により法院は侵害行為により造成された物、又はその行為から生じた物を没収し、又は被害者の請求により、その物を被害者に交付することを言い渡さなければならない。

手続及び期間は、商標法、農水産物品質管理法の記載内容と同じである。

④ 税関差止め

・概要

関税法第 235 号では、輸出入通関手続において知識財産権保護のため、知識財産権（商標権、著作権、品種保護権、地理的表示、特許権、デザイン権）を税関に申告するように定められている。

・流れ及び所要期間

申告段階

申告書の提出：知識財産権別の登録証、侵害関連資料、申告書を提出する。全ての知識財産権の申告は社団法人貿易関連知的財産権保護協会（TIPA）に委託して行われる。関税庁電子通関システム（<https://unipass.customs.go.kr>）、窓口又は郵便での届出が可能である。

処理結果の通知：申告書の処理結果は申告書受付日から 7 日以内に通知される。

保護手続

侵害のおそれがある物品が発見されると権利者と輸出入者に通知される。権利者は 7 日以内（腐敗するおそれがある物品は 5 日以内）に侵害物品の有無を確認し、通関保留要請書を提出する。

通関保留要請時、担保の提供（課税価格の 120%、中小企業は 40%）が必要である。

関税庁は、通関保留の事実を保留要請者と輸出入者に通知する。提訴又は調査を申請する場合には、通関保留の通知を受けた日から 10 日以内に書面で通知する。輸出入申

告者は、輸出入申告等の要請書を提出し、通関許可を要請することができ、この際にも担保の提供が必要である。

関税庁では通関許可要請日から 15 日以内に両者の要請書を審議して通関可否を決定する。

育成者権侵害に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案

事件番号：光州高等裁判所 2016. 3. 23 宣告、2015 ナ 12351 判決

原告(甲)：ジョージア大学研究財団

被告(乙)：全北高昌郡所在の農場

ブルーベリー新品種の品種保護権者である米国所在の甲は、自身が栽培したブルーベリー苗木を、レベル、カメリアという品種であるとして宣伝し、販売していた乙に対して、品種保護権侵害禁止などを求めた。これに対し、乙は、上記の品種は既知の品種として新規性を備えておらず、旧種子産業法第 13 条の 2 により新規性の例外として品種保護権が認められる場合に該当するため、乙が通常実施権を有すると主張したが、上記品種については新規性が認められるため、乙の通常実施権を認めることができないと判断された。

費用（育成者権侵害）

民事、行政、刑事、税関差止め、それぞれに要する代理人費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であった。なお、民事に要する手数料（印紙代）は、以下のとおりである。

訴額	印紙代
1,000 万ウォン未満	訴額 × 0.0005
1,000 万ウォン以上 1 億ウォン未満	訴額 × 0.0045 + 5,000 ウォン
1 億ウォン以上 10 億ウォン未満	訴額 × 0.0040 + 50,000 ウォン
10 億ウォン以上	訴額 × 0.0035 + 555,000 ウォン

(5) 我が国において周知な名称や、地理的表示の登録がされている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

周知な名称(北海道、京都等)や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損への対策

周知な名称は、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の保護を受ける。周知な名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対する対抗手段としては、民事、行政、刑事が考えられるが、それぞれに要する代理人費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であった。なお、民事に要する手数料(印紙代)は、4.5(4)記載のとおりである。

なお、地理的表示については、実務上、海外からの申請は受け付けていない。

農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案

特許審判院 2022. 8. 29. 付 2021 ダン 1354 審決 [商標登録第 1518212 号無効]

この事件登録商標: 루비로망/ruby roman

請求人の先使用商標: Ruby Roman

(前略)

この事件登録商標「루비로망/ruby roman」という品種名称の先願可否について検討

してみると、この事件登録商標「루비로망/ruby roman」は、出願日が 2019 年 1 月 30 日であるのに対し、品種名称の場合にはその出願日 2020 年 11 月 17 日付であって、この事件登録商標の出願日より商標登録出願日より先行しているため、この事件登録商標は商標法第 34 条第 1 項第 17 号に該当しない。

(中略)

上記認定事実によれば、先使用商標は日本の東海岸に位置する石川県で 11 年余りにわたって育成したブドウ品種名称であって、2007 年日本農林水産省にブドウ新品種として登録され、2008 年初発売され、味と色、大きさなどにおいてその価値が認められ、

一房約 140 万ウォンという高価格で販売され、このことは 2008 年度当時韓国内の新聞記事などでもその内容を確認することができる。それ以後、毎年日本で同品種の出荷時期に一房の価格が主要ニュースとして韓国内のメディアを通じて取り上げられた。

一方、国立種子院の「生産・販売届出登録現況」資料によれば、去る 2020 年に韓国で初めて生産・販売のため申告登録され、2022 年 8 月現在まで 25 か所の農家で同品種を栽培しており、韓国内での初出荷時期は 2021 年とされる。ところで出荷時期前に 3 ～4 年間の試験栽培期間を経たとみられ、この事件登録商標の出願時点である 2019 年 1 月 30 日以前から少なくともブドウ栽培業者等には先使用商標が日本で開発された高付加価値品種として認識されていたと思われる。上記の事実を総合的に考慮してみると、この事件登録商標の登録時に先使用商標が日本はもちろん韓国のブドウ栽培業者等に、少なくともブドウ産業関連業界では日本で育成された高付加価値のブドウ品種名称として認識されるほどに知られていたとみるのが妥当である。

したがって、この事件登録商標は、その登録可否の決定時に特定人の商標として認識された先使用商標と標章が同一・類似し、その指定商品もまた同一・類似するため、この事件登録商標がその指定商品に使用された場合には、一般需要者をして商品の出所に誤認・混同を起こさせるなど需要者を欺くおそれがあるとみるに十分であるといえる。よって、この事件登録商標は、商標法第 34 条第 1 項第 12 号に該当するため、その登録が無効とされるべきである。

(6) 遺伝資源、営業秘密、ノウハウ等の不正使用事案に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

遺伝資源は、植物新品種保護法に基づく保護を受ける。また、営業秘密、ノウハウについては、4.5.(3)記載のとおり、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律を受ける。これらの不正使用事案について、民事、行政、刑事が考えられるが、それぞれに要する代理人費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であった。なお、民事に要する手数料(印紙代)は、4.5(4)記載のとおりである。

農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案

国内外の事例を含め、農林水産物・食品に関して、営業秘密、ノウハウなど不正使用事例は確認することができなかった。

4.6 韓国に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む)、及び、留意すべき点

輸出入の原則及び制限については、対外貿易法第 11 条が規定している。原産地の表示に関し、対外貿易法第 33 条は、以下のとおり規定している。

輸出入物品などの原産地を表示しなければならない。販売目的の物品包装活動、商品性維持のための単純な作業活動など物品の本質的特性を付与するのに足りない加工活動の「単純な加工活動」を経た場合には、その単純加工した物品の当初の原産地を表示しなければならない。

原産地表示方法は、以下のとおりである（対外貿易法施行令第 56 条）

- 1 ハングル、漢字又は英文で表示すること
- 2 最終購買者が判読しやすい活字体で表示すること
- 3 識別しやすい位置に表示すること
- 4 表示された原産地が簡単に消されたり、剥がれ落ちたりしない方法で表示すること

なお、手続の詳細は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の「輸出入手続」を参照されたい。

https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/trade_05.html#block2

また、農林水産物又は食品を製造・販売する場合に適用される規制については、特に留意すべき法令は農水産物品質管理法、農水産物の原産地表示等に関する法律、農水産物流通及び価格安定に関する法律である。

日本貿易振興機構（ジェトロ）の下記 URL が関連する法令を紹介しているので、参考になる。

<https://www.jetro.go.jp/legaltop/asia/kr/foods/legal/>

4.7 韓国における各制度の利用状況

4.7.1 登録の状況

農産物地理的表示の登録は計第 109 号が登録されている。林産物の地理的表示は第 60 号まで、水産物の地理的表示は第 27 号まで登録されている。

なお、登録状況は以下のウェブページで確認が可能であるが、英語版、日本語版はない。

国立水産物品質管理院：

<https://www.nfqs.go.kr/hpmg/data/actionMarineGeographicForm.do?menuId=M0000230>

森林省：

https://www.forest.go.kr/kfsweb/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_1068&mn=NKFS_02_01_07_02_03

国立農産物品質管理院

<https://www.naqs.go.kr/contents/relicList.do>

4.7.2 地理的表示制度に関する違反への調査及び取締状況及び紛争事例

地理的表示違反に関する処罰情報は、国立農産品品質管理院のサイト (<https://www.naqs.go.kr/eng/main/main.do> (英語)) で公表されているが、全ての事案が公開されているわけではない。例えば、一斉点検や個別点検などの事例では、一般的に告発又は告訴後の措置として、是正措置又は金銭罰があるが、その具体的な内容は外部に公開されていない。また、お盆や正月前になると、農産物品質管理院では原産地表示と地理的表示に関する違反行為について集中的に取り締まりを行っているが、このような事案は、直ちに行政措置が行われ、事案が終結することから、地理的表示違反行為に関する事後措置として公開されたものはない。

なお、2021 年 9 月～10 月に国立農産物品質管理院で地理的表示に関する一斉点検が行われたことがある。この際、地理的表示登録団体のうち、地理的表示品が出荷されなかったなど、運営上の不備が 9 箇所発覚し、その後、自治体と連携して運用状態に対して再点検も行われている。

高麗人参（紅参²⁹⁾

江華人参協同組合は 2010 年から 2013 年にかけて、江華郡産高麗人参に、韓国の他の地域産の高麗人参を 50%以上混ぜて製造した紅参製品を「江華蜂蜜切片紅参」としてインターネット等で販売。製品パッケージには「韓国産」との原産地表示がされていたものの、インターネットのショッピングモールサイトには、「江華は海に囲まれた海洋性気候で、紅参の原料となる 6 年根の高麗人参の本場」と広告されていたため、これが消費者に原産地を混同させる恐れがある表示であるとして、検察が江華人参協同組合を起訴した。一審判決では無罪となったが、二審判決では原材料である高麗人参が全て江華で生産されたかのように混同させる恐れがあるとして、罰金 200 万ウォンの支払いが言い渡された。江華人参協同組合はこれを不服として控訴し、2014 年の最高裁判決では一審判決が支持された。最高裁判決では、農産物品質管理法上の地理的表示の例外規定として、高麗人参類については人参産業法に基づいて地理的表示の範囲を、全国を単位として一つの対象地域としていることから、高麗人参類の場合、特定の地域の地理的特性に基づいて評価や品質が変わる農産物ではないとの認識が示された。

義城黒ニンニク³⁰⁾

義城黒ニンニクは地理的表示団体商標を登録済みであるが、義城黒ニンニクを利用した加工商品において A、B、C の 3 被告が不正競争行為をしたとして損害賠償を求めた案件。うち被告 A については製品自体に義城黒ニンニクとは示さず、販売サイトに義城安心黒ニンニク抽出と表示したのみで、一般消費者に混同させる行為とみることは難しいと判断して損害賠償・仮処分の申請を棄却、被告 B、C については義城黒ニンニクと製品に表示して販売していたことから、商標権の侵害を認めた。

抱川マッコリ³¹⁾

韓国での係争事件ではないが、日本で韓国籍の輸入業者が抱川マッコリの商標を取得したことが新聞報道等で問題視され、商標・ブランドの重要性が認識されたことから、2010 年に抱川地域のマッコリ製造業者 9 社が団体を形成し、地理的表示団体商標を登録した。

²⁹⁾ 6 年間かけて栽培された 6 年根を皮ごと蒸して乾燥させた高麗人参。

³¹⁾ Yonhap News, May 23 2013,抱川マッコリの最初の地理的商標出願
<https://www.yna.co.kr/view/AKR20100523033900063>

4.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（83 団体）に対して、商標や地理的表示等の申請出願・登録状況についてアンケート調査を実施したところ、商標については出願検討中 3 件という回答であった。冒認出願や模倣品・侵害品が確認されたことがあるかという質問には、実店舗での模倣品・侵害品の発見が 1 件あったとの回答があった。

5. アメリカ(米国)

5.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン

①地理的表示に関する規制

米国では、地理的表示についての特別な法律はなく、商標法の枠内で保護されている。したがって、本節では、地理的表示の保護法制については言及しない。

②商標法

商標法の枠内の保護としては、以下の4つが考えられる。

- Certification Marks(証明標章)
- Collective Membership Marks(団体標章)
- Trademarks(商標)
- Common Law Trademarks(コモン・ローに基づく商標)

以下、それぞれについて概略を記載する。

Certification Marks(証明標章)

地理的な記述的標章(geographically descriptive terms)については、商標法では登録できないが、証明標章としては例外的に登録が可能である。記述的な単語を商標登録する場合には、使用による識別力(Secondary meaning)を証明する必要があるが、地理的な記述的標章を証明標章として登録する場合には、使用による識別力(Secondary meaning)を獲得する必要がない。

証明標章には(i)地域や原産地を示す場合、(ii)製造方法、物質、品質等を表示する場合、(iii)商品・サービスの作業等が組合又はその他の組織のメンバーによって行われたことを示す場合の3つの種類がある。

通常の商標は、当該商標の出所表示機能を果たすことに目的があるが、証明標章は、当該商品又はサービスが一定の基準を満たしていることを示すものである。

Collective Membership Marks(団体標章)

団体標章には2種類あり、(i)団体商標(Collective trademark)又は団体役務標章(collective service trademark)及び(ii)団体会員標章(collective membership mark)である。(i)は、当該団体の商品やサービスであることを示すことを目的とするもので、その構成員が使用す

るものである。(ii)の団体会員標章は、標章の使用者が当該団体の構成員であることを示す目的で使用される標章であり、商品や役務に関連して使われるものではない。

Trademarks(商標)

通常の商標として登録する場合には、単なる地理的な用語等は、記述的である(descriptive)として登録できないが、当該用語が特定の商品やサービスの出所を表示するものと認識され、使用による識別力(secondary meaning)を獲得した場合、登録が可能である。

コモン・ローによる商標

コモン・ローによる商標として、米国特許商標庁(以下「USPTO」という。)に登録せず、コモン・ローを通じて商標として保護される場合もある。米国では、日本とは異なり、使用主義を採用しているため、商標登録をせずとも、その使用している地域内においては商標権の効力が及ぶ。

各商標の違いについて

原則として、商標が、「主として地理的説明的」(“primarily geographically descriptive”)である場合、商標の登録が認められないが、原産地表示として第 1054 条(団体商標又は証明標章)に基づいて登録される地理的な表示は、その例外とされている(合衆国法典第 15 編第 1052 条(e)(2))。そのため、日本の地理的表示を米国でも保護するという観点からは、まずは、団体標章と証明標章として登録を検討することが望ましい。

証明標章とは、商業的な出所を表示せず、また、ある者の商品役務と他の者の商品役務を区別するものではないが、商品やサービスが認証団体によって指定された一定の基準や要件を満たしていることを証明するものになる。一方、団体標章とは、団体組織の構成員によって、指定商品・役務を非構成員の商品役務と区別するために使用される標章となる。

なお、コモン・ローに基づく商標とは、USPTO に登録せずとも、商業的使用によって、実際の当該標章を使用している範囲で成立するものなので、日本からの GI 保護という観点からはあまり活用する場面は少ないと考える。

③不正競争

米国商標法には、虚偽の原産地表示について当該表示が混同を生じさせ、又は商業広告又は販売促進において、他人の商品役務等を不実表示しているときは、損害賠償等の義務が発生する可能性がある旨、定めている。その規定については 5.2 で説明する。

5.2 各法制度の比較

下表は、前節で概説した各法制度について、日本の権利者による利用を想定し、登録コストや救済手段の側面から比較評価した表である。

なお、各法制度の登録手続や救済手段の詳細については、次節以降で説明する。

表 5-1 各法制度の比較表

	商標法	不正競争
日本からの登録可否	○ ※団体商標、証明商標、ともに日本からの登録可能	※登録不要
対象品目	商品・サービス	－
適用される審査基準	商標審査便覧 ³²	－
登録に係るコスト (代理人費用を含む)	出願の手数料については、1区分 350 米ドル 使用意思に基づく出願を行う場合の、使用供述書(使用説明書)及び使用証拠の提出は、1区分 100 米ドルとなる。 代理人費用は各 1,000 – 2,000 米ドル程度である。	－
登録による効果	権利を付与された団体及び個人は、商標を他人が使用することを禁止する排他的権利を有する(後述参照)。	－
日本から出願する場合の留意事項(追加的資料や審査期間)	商標が、「主として地理的説明的」である場合(関連する公衆(米国民)にとって、その名称が一般に知られている場合)、商標の登録が認められないが、団体標章と証明標章	－

³²

https://tmep.uspto.gov/RDMS/TMEP/current?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=

		商標法	不正競争
		としての登録は認められる。	
侵害に対する救済手段	民事	・法定損害賠償制度があることにより、高額な賠償が見込まれる。 ・解決までに時間・コストがかかる可能性がある。	・法定損害賠償制度があることにより、高額な賠償が見込まれる。但し登録商標に比べて請求が認められる可能性は一般的に低い。 ・解決までに時間・コストがかかる可能性がある。
	行政	ITC(国際貿易委員会) ・審査期間が平均 12-18 ヶ月程度と迅速であること ・特許侵害訴訟では多く使われるが、商標権侵害案件で取り扱われることが多くない。また、損害賠償命令を求めることができない。 ・税関登録あり	ITC(国際貿易委員会) 左に同じだが、登録商標に比べて請求が認められる可能性は一般的に低い。 ・税関登録制度はない
	刑事	・巨大な事案の場合、司法省などのウェブサイト的事案として紹介されることがあり、抑止効果がある。 ・商標権侵害一般ではなく、商標偽造に係る取引のみが処罰対象となる。また、起訴件数が多くない。民事手続と異なり、権利者が事案をコントロールすることができない。そのため、必ずしも実効性が高いとはいえない。	なし
総合評価		◎ ・法的措置の実効性が高い。 ・登録手続も整備されている。	△ ・法的措置を取られた例に乏しく実効性が低い。

5.3 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件

(1) 概要・登録要件

登録対象品目

対象は商品又は役務。商品の種類には制限がないため、農水産物やその加工品だけでなく、工業製品も保護の対象となる。

(2) 法律上の登録要件

品質等、保護対象品の性質に関する要件

性質に関する要件は特段定められていない。

出願人に関する要件

商標出願をする場合には、当該標章の所有者が出願を行うことができるが、出願の根拠としては、主に以下の4つが考えられる。

1. 米国での使用に基づく出願
2. 使用意思に基づく出願
3. 外国登録に基づく出願
4. 外国出願に基づくパリ優先権主張をした出願（外国での商標登録出願日から6ヶ月以内であれば可能。）

証明商標及び団体商標の出願についても、原則として通常の商標登録出願と同様であるが、下記のとおり、追加で必要となる書類がある。

地域に関する要件

特になし

出願時に提出する書類

ア 米国での使用に基づく出願

当該標章が商取引上利用されており、出願時点において使用されていたことの供述書、当該標章が商品又は役務に関連して最初に使用された日、当該標章が商品又は役務に関連して商取引上において最初に使用された日、当該標章が、商品又は役務に関連して商取引上

で初めて使用された日、上記の供述書及び使用日に関する宣誓供述書又は商標規則第 37 編第 2.20 条 (37 C.F.R. § 2.20)に基づく署名入りの宣誓書による認証が必要である。

イ 使用意思に基づく出願

出願人が商取引において標章を使用する善意³³の意思を有し、出願時点において、標章を使用する善意の意思を有していたことについての商標規則 37 編第 2.20 条に基づく宣誓供述書又は署名入りの宣誓書で認証する必要がある。

ウ 外国登録に基づいた出願を行う場合

外国登録証の写し、翻訳者の署名付きの外国登録証の英語訳、外国登録の商品又は役務を超えない範囲での商品又は役務のリスト、宣誓供述書又は商標規則 37 編第 2.20 条に基づく署名入り宣誓書で検証された、「出願人が取引において標章を使用する善意の意思を有し、出願時において、取引において標章を使用する善意の意思を有していたこと」とする陳述書が必要である。

エ 外国出願に基づくパリ優先権主張をした出願

外国出願の出願日及びシリアル番号、外国出願の商品又は役務を超えない範囲での商品又は役務のリスト、宣誓供述書又は商標規則 37 編第 2.20 条に基づく署名入り宣誓書で検証された、「出願人が取引において標章を使用する善意の意思を有し、出願時において、取引において標章を使用する善意の意思を有していたこと」とする陳述書が必要である。

オ 証明商標を出願する場合に追加で必要となる書類

証明商標の出願においては、出願人は、その商品役務について何を証明するかを明記した供述書、出願人が当該商標の使用について正当な管理権限を行使している旨の陳述書、当該商標の認証基準の写し、出願人が当該商品又は役務の宣伝等以外に商品役務の生産や販売に従事していない旨の供述書も提出する必要がある(商標審査便覧 1306.02)。

カ 団体商標を出願する場合に追加で必要となる書類

団体商標を出願する場合、団体メンバーの商標使用について、出願人の管理の性質について明記する必要がある。

商標が「主として地理的説明的」(「primarily geographically descriptive」)である場合、商標の登録が認められない。そして、商標審査手続マニュアル(TMEP)によれば、「主として地理的説明的」であることを理由に拒絶するためには、以下の商標審査手続マニュアル(TMEP 1210.01(a))記載の要件を示す必要があるとされている。

³³ Bona fide の訳であり、法律用語としての「善意」ではなく、一般的な意味での善意を指す。以下、同様とする。

- ・ 商標の主要な意味が、一般に知られている地理的な場所であること
- ・ 商標で特定された場所で、当該商品役務が生まれたこと
- ・ 購入者が、商品又は役務が商標で特定される地理的場所から生まれたものであると信じる可能性が高いこと

以上から、日本の地名が商標に含まれる場合、関連する公衆(米国民)にとって、その名称が一般に知られている地理的な場所かどうかという点が重要になる。

審査過程で要求される追加の資料

審査官からオフィスアクション(拒絶理由通知)がなされた場合には、応答する必要がある。例えば、標章の一部に一般名称や記述的な表現が含まれている場合、当該部分の独占的権利を主張しない旨を表明する必要がある(ディスクレーマー)。

(3) 出願要件

ア 米国での使用に基づく出願の場合

USPTO によれば、出願の手続の要旨は以下のとおりである。

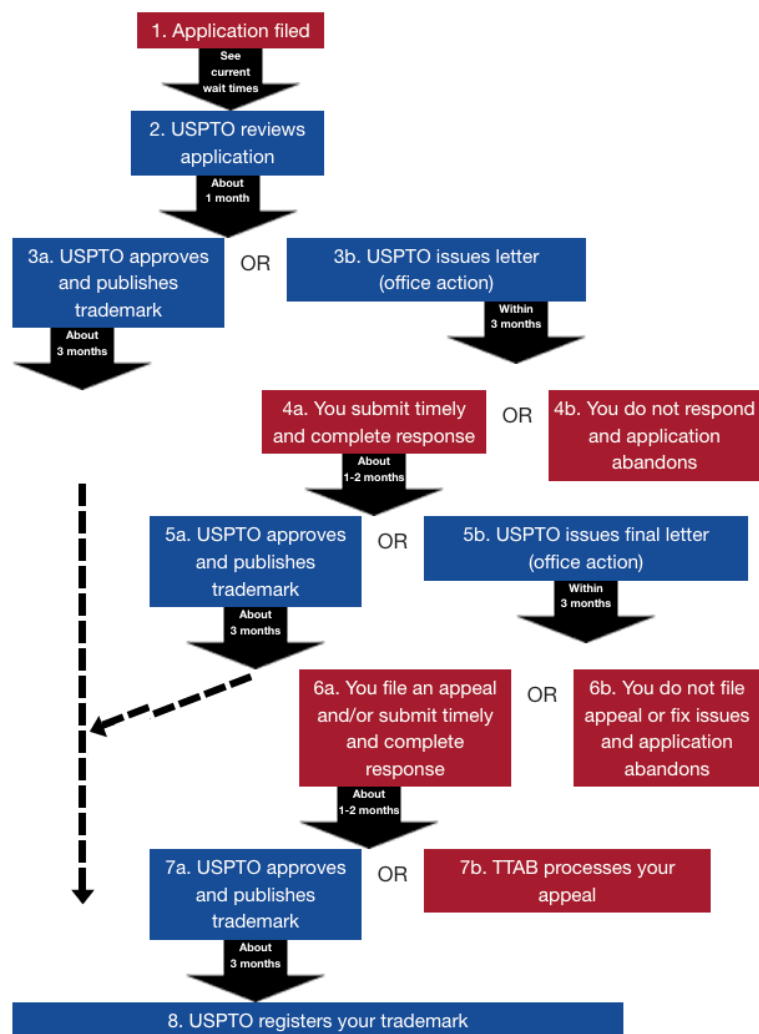


図 5-1 米国での使用に基づく出願の場合手続³⁴

³⁴ <https://www.uspto.gov/trademarks/trademark-timelines/section-1a-timeline-application-based-use-commerce>

ステップ 1. 出願する

商取引における商標の使用に基づいて出願する。出願には USPTO のシリアル番号が付与される。商標ステータス・文書検索 (TSDR) システムにシリアル番号を入力するか、商標ステータス・ライン (571-272-5400) 又はフリーダイヤル (1-800-786-9199 (オプション 1 を選択し、次にオプション 2 を選択)) に電話することにより、出願のステータスを確認することができる。約 6～9 ヶ月後にステップ 2 に進む。

ステップ 2. USPTO が出願を審査する

出願が出願要件を満たしている場合、審査官は連邦法が商標登録を許可しているか否かを判断する。出願料は、後に登録が認められなかった場合でも、一般的に返金されない。約 1 ヶ月後にステップ 3a 又はステップ 3b に進む。

ステップ 3a. USPTO が商標を承認し、異議申立てのために公開する。審査官が商標登録を拒絶する理由を発見せず、出願が全ての法的要件を満たしている場合、対象商標は USPTO の商標公報 (TMOG) に掲載されることが承認される。商標広報は毎週オンラインで発行され、USPTO が対象商標を登録する予定であることを事前に公表する。商標登録が承認されてから約 1 ヶ月後、商標は商標広報に掲載される。

商標登録されると事業に支障をきたすと考える者は、掲載日から 30 日以内に、異議申立てを行うことができる。異議申立ては連邦裁判所の手続に類似するが、商標審判部 (Trademark Trial and Appeal Board) で行われる。異議申立てにより、対象商標が商標広報に掲載されてから商標登録されるまでの期間が延長される可能性がある。第三者が対象商標に対して異議申立てをした場合、USPTO は出願人にその旨を知らせる。30 日間の異議申立期間が終了し、異議申立てが解決されるまでは、商標登録のための措置は取られない。約 3 ヶ月後にステップ 8 へ進む。

ステップ 3b. USPTO がレター (オフィスアクション) を発行する。

審査官が商標登録を拒絶する理由を見つけた場合、又は出願が全ての法的要件を満たしていない場合、審査官はそれらの拒絶理由及び/又は要件を説明するレター (オフィスアクション) を発行する。オフィスアクションが発行された日から 3 ヶ月以内に応答しなければならない。3 ヶ月以内にステップ 4a 又はステップ 4b に進む。

ステップ 4a. オフィスアクションに対し、適時に完全な返答を提出する。

出願の放棄を避けるため、拒絶理由を克服し、オフィスアクションの各要件を満たす応答書を適時に提出しなければならない。審査官は出願人の回答を審査する。

約 1～2 ヶ月以内にステップ 5a 又はステップ 5b に進む。

ステップ 4b. 応答せず、出願が放棄される。

オフィスアクションが出された日から 3 ヶ月以内に応答しなければ、出願は放棄される。有料で 3 ヶ月の延長を申請することもできる。応答期限を過ぎると、放棄通知書が送付され、商標は登録されない。この場合、出願手数料は返金されない。出願の処理を再開するには、放棄通知書が発行された日から 2 ヶ月以内に出願の復活を申請する必要がある。また、申立手数料も提出しなければならない。放棄日から 2 ヶ月以上経過した場合は却下される。

ステップ 5a. USPTO が商標を承認し、異議申立てのために公開する。

審査官が商標登録を拒絶する理由を発見せず、出願が全ての法的要件を満たしている場合、商標は商標広報への掲載が承認される。商標登録が承認されてから約 1 ヶ月後、商標は商標広報に掲載される。

掲載日から 30 日以内に、USPTO が対象商標を登録した場合、自身の事情が損害を受けると考える人は、異議申立てを提出することができる。異議申立ては、連邦裁判所の手続に類似しているが、商標審判部の前で行われる。異議申立てにより、対象商標が商標広報に掲載されてから商標登録されるまでの期間が延長されることがある。第三者が対象商標に対して異議申立てをした場合、USPTO は出願人に通知する。30 日間の異議申立期間が終了し、異議申立てが解決されるまでは、商標登録のための措置は取られない。

約 3 ヶ月後にステップ 8 へ進む。

ステップ 5b. USPTO が最終レター(オフィスアクション)を発行する。出願人の応答が全ての拒絶を克服できず、及び/又は全ての要件を満たさない場合、審査官は、残りの拒絶及び/又は要件を最終決定する最終拒絶理由通知書を発行する。審査官の決定に不服がある場合は、商標審判部に審判を請求することができる。また、最終拒絶理由通知に対して、残りの拒絶理由を克服し、残りの要件を満たす応答書を提出することもできる。また、限られた状況下では、Petition to Director を提出することもできる。

3 ヶ月以内にステップ 6a 又はステップ 6b に進む。

ステップ 6a. 審判を請求するか、又は、最終審判書に対する適時かつ完全な応答書を提出する。

出願の放棄を避けるため、商標審判部に対して適時に Notice of Appeal を提出しなければならない。また、最終拒絶理由通知(オフィスアクション)に対する応答書を審査官に提出することもでき、審査官は最終拒絶理由通知に対する応答書が全ての最終要件を満たしているか否かを審査する。異議申立書を提出しなかった場合、出願は放棄され、商標登録はされず、出願費用は返金されない。

約 1~2 ヶ月後にステップ 7a 又はステップ 7b に進む。

ステップ 6b. 異議申立てを行わない場合、出願が放棄される。

オフィアクションが出された日から 3 ヶ月以内に不服申立てをするか、残りの問題を全て解決しなければ、出願は放棄される。有料で 3 ヶ月の延長も可能である。応答期限を過ぎると、放棄通知書が送付され、商標は登録されない。この場合、出願手数料は返金されない。出願の処理を再開するには、放棄通知書が発行された日から 2 ヶ月以内に出願の復活を申請する必要がある。また、申立手数料も提出しなければならない。放棄日から 2 ヶ月以上経過した場合は却下される。

ステップ 7a. USPTO が商標を承認し、異議申立てのために公開する。

審査官が商標登録を拒絶する理由を発見せず、出願が全ての法的要件を満たしている場合、商標は商標広報への掲載が承認される。商標広報は週刊のオンライン出版物で、USPTO が対象商標を登録する予定であることを一般に事前に通知する。承認から約 1 ヶ月後、対象商標は商標広報に掲載される。

掲載日から 30 日以内に、商標登録されると自身の事業に支障をきたすと考える者は、異議申立てを行うことができる。異議申立ては、連邦裁判所の手続に類似するが、商標審判部の前で行われる。異議申立てにより、商標が商標広報に掲載されてから登録されるまでの期間が延長されることがある。第三者が対象商標に対して異議申立てをした場合、USPTO は出願人に通知する。30 日間の異議申立期間が終了し、異議申立てが解決されるまでは、商標登録のための措置は取られない。

約 3 ヶ月後にステップ 8 へ進む。

ステップ 7b. 商標審判部が異議申立てを処理する。

拒絶査定不服審判を不服として、商標審判部に不服審判を請求する。

ステップ 8. USPTO が商標を登録する。

異議申立てがなければ、商標が商標広報に掲載されてから約 3 ヶ月以内に商標登録される。異議申立てがなされたが不成立であった場合、商標審判部が異議申立てを却下した後、商標登録がなされる。商標登録後、登録を有効に維持するためには、一定の期間内に維持書類と費用を定期的に提出する必要がある。

5 年から 6 年の間はステップ 9 へ、10 年ごとにステップ 10 へ進む。

ステップ 9. 第 8 条宣誓書を提出する。

登録日から 6 年が経過する前に、又は 6 年経過後 6 ヶ月以内に、第 8 条に基づく使用又は免責不使用の宣誓書を提出し、適用される手数料を支払わなければならない。この宣誓書には、商標が商業上使用されていることを証明する陳述書と、その使用を示す証拠を添付しな

なければならない。この宣誓書を提出しなければ、登録は取り消される。

ステップ 10. 第 8 条の宣誓書と第 9 条の更新を提出する。

登録日から 10 年ごとの期間終了前 1 年以内、又は 10 年の期間終了後 6 ヶ月以内に、第 8 条と第 9 条に基づく使用又は免責不使用の複合宣誓書/更新申請書を提出し、適用される手数料を支払わなければならない。この宣誓書には、通常、商標が商取引で使用されていることを証明する陳述書と、その使用を示す証拠が含まれなければならない。更新は、USPTO に対して登録の更新を要求する陳述書である。この複合宣誓書を提出しなければ、登録は取り消され失効する。

イ 使用意思に基づく出願の場合

USPTO によれば、出願の手続の要旨は以下のとおりである。

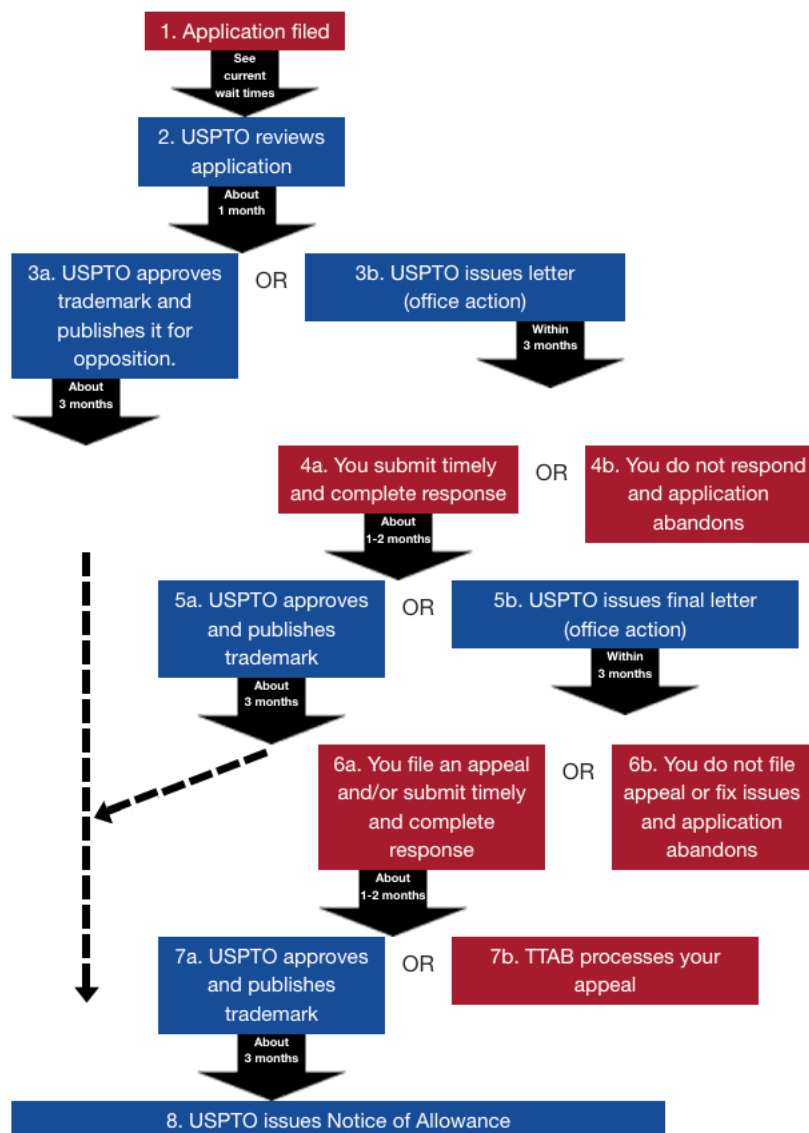


図 5-2 使用意思に基づく出願の場合³⁵

³⁵ <https://www.uspto.gov/trademarks/trademark-timelines/section-1b-timeline-application-based-intent-use>

ステップ 1. 出願する。

商取引において商標を使用する善意の意思に基づいて出願する。出願には USPTO のシリアル番号が付与される。商標ステータス・文書検索 (TSDR) システムにシリアル番号を入力するか、商標ステータス・ライン (571-272-5400) 又はフリーダイヤル (1-800-786-9199 (オプション 1 を選択し、次にオプション 2 を選択)) に電話することにより、出願のステータスを確認することができる。約 6～9 ヶ月後にステップ 2 に進む。

ステップ 2. USPTO が出願を審査する。

出願が出願要件を満たしている場合、出願は審査官に割り当てられ、審査官は連邦法が商標登録を許可しているか否かを判断する。出願料は、後に登録が認められなかった場合でも、原則として返金されない。

約 1 ヶ月後にステップ 3a 又はステップ 3b に進む。

ステップ 3a. USPTO が商標を承認し、異議申立てのために公開する。

審査官が商標登録を拒絶する理由を発見せず、出願が全ての法的要件を満たしている場合、対象商標は USPTO の商標公報に掲載されることが承認される。商標広報は毎週オンラインで発行され、USPTO が対象商標を登録する予定であることを事前に通知する。

商標登録が承認されてから約 1 ヶ月後、商標は商標広報に掲載される。

掲載日から 30 日以内に、商標登録されると事業に支障をきたすと考える者は、異議申立てを行うことができる。異議申立ては連邦裁判所の手続に類似するが、商標審判部で行われる。異議申立てにより、対象商標が商標広報に掲載されてから商標登録されるまでの期間が延長される可能性がある。第三者が対象商標に対して異議申立てをした場合、USPTO は出願人にその旨を知らせる。30 日間の異議申立期間が終了し、異議申立てが解決されるまでは、商標登録のための措置は取られない。

約 3 ヶ月後にステップ 8 へ進む。

ステップ 3b. USPTO がレター (オフィスアクション) を発行する。

審査官が商標登録を拒絶する理由を見つけた場合、又は出願が全ての法的要件を満たしていない場合、審査官はそれらの拒絶理由及び/又は要件を説明するレター (オフィスアクション) を発行する。出願人はオフィスアクションが発行された日から 3 ヶ月以内に応答しなければならない。また、手数料を支払って 3 ヶ月間の期限延長を申請することもできる。

3 ヶ月から 6 ヶ月以内にステップ 4a 又はステップ 4b に進む。

ステップ 4a. オフィスアクションに対し、回答書を提出する。

出願の放棄を避けるためには、拒絶理由を克服し、かつ/又はオフィスアクションの各要件を

満たす応答書を適時に提出しなければならない。審査官は出願人の回答を審査する。
約 1～2 ヶ月以内にステップ 5a 又はステップ 5b に進む。

ステップ 4b. 出願人が応答しない場合、出願が放棄される。
応答期限の延長を申請しないか、オフィスアクションが出された日から 3 ヶ月以内に応答しない場合、申請は放棄される。応答期限を過ぎると、放棄通知書が送付され、対象商標は登録されず、出願手数料は返金されない。
出願の処理を再開するには、放棄通知書が発行された日から 2 ヶ月以内に出願の復活を申請する必要がある。また、申立手数料も提出しなければならない。放棄日から 2 ヶ月以上経過した場合は、却下される。

ステップ 5a. USPTO が商標を承認し、異議申立てのために公開する。
審査官が商標登録を拒絶する理由を発見せず、出願が全ての法的要件を満たしている場合、商標は商標広報への掲載が承認される。
商標登録が承認されてから約 1 ヶ月後、商標は商標広報に掲載される。

掲載日から 30 日以内に、USPTO が対象商標を登録した場合、自身の事業に支障をきたすと考える者は、異議申立てを提出することができる。異議申立ては、連邦裁判所の手続に類似するが、商標審判部の前で行われる。異議申立てにより、対象商標が商標広報に掲載されてから商標登録されるまでの期間が延長されることがある。第三者が対象商標に対して異議申立てをした場合、USPTO は出願人に通知する。30 日間の異議申立期間が終了し、異議申立てが解決されるまでは、商標登録のための措置は取られない。
約 3 ヶ月後にステップ 8 へ進む。

ステップ 5b. USPTO が最終レター(オフィスアクション)を発行する。
出願人の応答が全ての拒絶を克服できず、かつ/又は全ての要件を満たさない場合、審査官は、残りの拒絶理由及び/又は要件を最終決定する最終拒絶理由通知書を発行する。拒絶査定に対しては、商標審判部に不服審判を請求することができる。また、残りの拒絶理由を克服し、残りの要件を満たす応答書を提出することもできる。最終オフィスアクションの発行日から 3 ヶ月以内にいずれかのアクションを取らなければならない。この期限をさらに 3 ヶ月延長するオプションがある。
3～6 ヶ月以内にステップ 6a 又はステップ 6b に進む。

ステップ 6a. 審判を請求するか、又は最終審判書に対する適時かつ完全な応答書を提出する。
出願の放棄を避けるため、商標審判部に対して適時に異議申立書を提出しなければならない。

い。最終拒絶理由通知(オフィスアクション)に対する応答書を審査官に提出することもでき、審査官は最終拒絶理由通知に対する応答書が全ての最終要件を満たしているか否かを審査する。異議申立書を提出しなかった場合、出願は放棄され、商標登録はされない。この場合、出願費用は返金されない。

約 1～2 ヶ月後にステップ 7a 又はステップ 7b に進む。

ステップ 6b. 異議申立てを行わない場合、出願が放棄される。

オフィスアクションが発行された日から 3 ヶ月以内、又は 3 ヶ月の応答期限延長を申請し許可された場合は、最終オフィスアクションの発行日から 6 ヶ月以内に、不服申立てを行うか、残りの問題を全て解決しなければ、出願は放棄される。応答期限経過後、放棄通知を送付する。対象商標は登録されず、出願手数料は返金されない。出願の処理を再開するには、放棄通知書が発行された日から 2 ヶ月以内に出願の復活を申請する必要がある。また、申立手数料も提出しなければならない。放棄日から 2 ヶ月以上経過した場合は却下される。

ステップ 7a. USPTO が商標を承認し、異議申立てのために公開する。

審査官が商標登録を拒絶する理由を発見せず、出願が全ての法的要件を満たしている場合、対象商標は USPTO の商標公報に掲載されることが承認される。

商標登録が承認されてから約 1 ヶ月後、商標は商標広報に掲載される。

掲載日から 30 日以内に、商標登録されると事業に支障をきたすと考える者は、異議申立てを行うことができる。異議申立ては、連邦裁判所の手続に類似するが、商標審判部の前で行われる。異議申立てにより、対象商標が商標広報に掲載されてから商標登録されるまでの期間が延長されることがある。第三者が対象商標に対して異議申立てをした場合、USPTO は出願人に通知する。30 日間の異議申立期間が終了し、異議申立てが解決されるまでは、商標登録のための措置は取られない。

約 3 ヶ月後にステップ 8 へ進む。

ステップ 7b. 商標審判部が異議申立てを処理する。

出願人の応答が最終拒絶を全て克服しておらず、かつ/又は最終要件を全て満たしておらず、商標審判部に異議申立書を提出した場合、異議申立ては商標審判部によって処理され、開始される。

ステップ 8. USPTO が許可通知(NOА)を発行する。

商標が商標広報に掲載されてから 2 ヶ月以内に許可通知を発行する。許可通知は登録ではないが、商標が 30 日間の異議申立期間を通過したことを意味し、適時に使用説明書(Statement of Use)を提出すれば登録が認められる。使用説明書の提出期限又は使用説明

書の提出期限の延長申請は、許可通知が発行された日から起算される。許可通知発行日から 6 ヶ月以内に使用説明書又は延長申請を行わなければ、申請は放棄される。

6 ヶ月以内にステップ 9a 又はステップ 9b 又はステップ 9c に進む。

ステップ 9a. 延長申請を行う。

許可通知に記載された全ての商品及び/又は役務について商標を商業上使用していない場合、出願の放棄を回避するために、適時に延長申請を行い、必要な費用を支払わなければならない。許可された各延長申請は 6 ヶ月しか持たないため、未経過の延長期間中は 6 ヶ月ごとに延長申請をし続けなければならない。延長申請は合計 5 回まで可能である。最初の延長申請は許可通知の日付から 6 ヶ月以内に行い、それ以降の延長申請は全て以前に許可された延長期間が切れる前に行わなければならない。最初の延長申請日から 30 ヶ月以内に、ステップ 10 に進まなければならない。

ステップ 9b. 使用説明書 (Statement of Use) を適時に提出する。

許可通知に記載された商品及び/又はサービスの全てに商標を商業的に使用している場合、放棄を回避するために許可通知の日付から 6 ヶ月以内に使用説明書と必要な費用を提出しなければならない。使用説明書を撤回することはできないが、使用説明書の不備に対処するための時間を確保するため、使用説明書とともに、又は使用説明書の後に、延長申請を 1 回提出することができる。

ステップ 9c. 使用説明書又は延長申請を適時に行わない場合、申請が放棄される。

許可通知の日付から 6 ヶ月以内に使用説明書又は延長申請を行わなかった場合、放棄通知書が送付され、商標は登録されない。この場合、出願手数料は返金されない。出願の処理を再開するには、放棄通知書が発行された日から 2 ヶ月以内に出願の復活を申請する必要がある。また、申立手数料も提出しなければならない。放棄日から 2 ヶ月以上経過した場合は却下される。

ステップ 10. 延長を請求した後、適時に使用説明書を提出する。

許可通知に記載された全ての商品及び/又は役務について商標を商業的に使用している場合、放棄を回避するために、前回許可された延長から 6 ヶ月以内に使用説明書と必要な費用を提出しなければならない。使用説明書を取り下げることができないが、使用説明書の不備（通常、見本の問題）に対処する時間を確保するために、使用説明書とともに、又は使用説明書の後に延長申請を 1 回提出することができる。使用説明書の最低提出要件リストを入手する。

ステップ 11. USPTO が使用説明書を審査する。

使用説明書が最低出願要件を満たしている場合、使用説明書は審査官に転送され、審査官は連邦法が登録を許可しているか否かを判断する。使用説明書の取り下げはできず、後に法的根拠により登録が拒絶された場合でも、出願手数料は返金されない。約 1 ヶ月後にステップ 12a 又はステップ 12b に進む。

ステップ 12a USPTO が使用説明書を承認し、商標登録する。

審査官が拒絶理由を発見せず、出願が全ての法的要件を満たしていれば、使用説明書は承認される。使用説明書が承認されてから約 2 ヶ月以内に商標登録を行う。登録の有効性を維持するためには、一定の期間内に維持書類と維持費用を定期的に提出する必要がある。

5 年から 6 年の間はステップ 13 へ、10 年ごとにステップ 14 へ進む。

ステップ 12b. USPTO がレター(オフィサクシオン)を発行する。

審査官が商標登録を拒絶する理由を見つけた場合、又は出願が全ての法的要件を満たしていない場合、審査官はそれらの拒絶理由及び/又は要件を説明するレター(オフィサクシオン)を発行する。出願人は、オフィサクシオンが発行された日から 6 ヶ月以内に応答しなければならない。これは、審査官が法的要件を満たす必要があると判断した場合に、商標が公表される前に行われるプロセスと同じである(ステップ 3b 参照)。使用説明書の問題点に対処し、それが承認されれば、約 2 ヶ月以内に登録が発行されることを除けば、プロセスと期間は変わらない。全ての問題に対処できなければ、申請は却下される。

ステップ 13. 第 8 条宣誓書を提出する。

登録日から最初の 6 年間で終了する前、又は追加料金を支払って 6 年目が終了する 6 ヶ月以内に、第 8 条に基づく使用宣誓書(Declaration of Use or Excusable Nonuse)を提出し、適用される料金を支払わなければならない。この宣誓書には、商標が商業上使用されていることを証明する陳述書と、その使用を示す証拠を添付しなければならない。この宣誓書を提出しなければ、登録は取り消される。

ステップ 14. 第 8 条の宣誓書と第 9 条に基づく更新を提出する。

登録日から 10 年ごとの期間終了前 1 年以内、又は 10 年の期間終了後 6 ヶ月以内に、第 8 条と第 9 条に基づく使用又は免責不使用の複合宣誓書/更新申請書を提出し、適用される手数料を支払わなければならない。この宣誓書には、通常、商標が商取引で使用されていることを証明する陳述書と、その使用を示す証拠が含まれなければならない。更新は、USPTO に対して登録の更新を要求する陳述書である。この複合宣誓書を提出しなければ、登録は取り消され失効する。

米国において出願された商標を調査する方法及びその際の留意点

USPTO のウェブサイト(<https://www.uspto.gov/>)へアクセスし、上部メニューバーから「Trademarks」をクリックして、商標のページに移動する。「Search trademarks」の欄をクリックすることで、商標検索画面に移行する。本データベースでは、商標の拒絶理由、異議手続等の審理状況は確認できるが、裁判手続における審理状況等は確認できない。

費用

現地法律事務所へのヒアリングによれば、登録に関する手数料の参考例は以下のとおりである。

出願の手数料については、1区分 350 米ドル
(TEAS Plus を利用する場合には、1 区分 250 米ドル。なお、TEAS Plus とは、USPTO が用意している標準的な ID を用いて商品役務を説明する方法をいう。)
使用意思に基づく出願を行う場合の、使用供述書(使用説明書)及び使用証拠の提出は、1 区分 100 米ドルとなる。

代理人費用は 1,000～2,000 米ドル程度である。

所要期間

商標が、申請から登録に至るまでの所要期間としては、上記各ステップで記載のとおりである。

(4) 登録後の使用に関する要件等

商標権の存続期間は 10 年だが、10 年ごとに更新が可能である。

商標の使用については、商標登録の日から 5 年目から 6 年目の間及び 10 年目(その後 10 年ごと)に、実際に商標を使用している事実を示す宣誓書を、使用証拠とともに提出しなければならない。使用宣誓書の提出がない商品役務は登録が取り消される。なお、商標権者が登録商標を一度も使用したことがない場合、登録日から 3 年経過後から 10 年経過前までの間は、取消請求が可能となる(米国商標法第 14 条(6)(15 U.S.C § 1064(6))。

5.4 各法制度による保護(侵害・冒認対応)

(1) 商標法に基づく保護

米国においては、商標権侵害に対する法制度上の保護として、民事的救済、刑事的救済、税関差止めが考えられる。それぞれについて以下のとおり解説する³⁶。農林水産物又は食品に関して、模倣品排除に成功した事案については 5.6 を参照されたい。

費用(商標権侵害)

	民事訴訟	刑事告訴	行政措置(ITC)	税関での輸出 又は輸入差止
代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)	事案による	8,000 米ドル～	事案による	2,000 米ドル～

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

民事的救済

商標権侵害については、米国商標法第 34 条(15.U.S.C. § 1116)に基づき、差止請求が可能である。

また、損害賠償請求については、現実の損害賠償請求と利益の返還が認められている(米国商標法第 35 条(15 U.S.C. § 1117(a))。登録商標の偽造標章の使用については、意図的なものについての義務的三倍賠償³⁷(米国商標法第 35 条(b)(15 U.S.C. § 1117(b))及び法定損害賠償(米国商標法第 35 条(c)(15 U.S.C. § 1117(c))が可能である。

法定損害賠償の額は、一つの偽造標章、販売、販売の申出、頒布がされた商品又は役務の1種類あたり、1,000 米ドル以上 200,000 米ドル以下の金額で、裁判所が公正と判断するものであり、当該使用が故意に基づくものと認定された場合、1 商標又は商品・役務の1種類あたりの上限額が 2,000,000 米ドルとなる。

³⁶ 参考：一般財団法人 知的財産研究教育財団知的財産研究所「商標権に係るエンフォースメントの日米比較 損害賠償と刑事罰を中心に」(2020 年 3 月)

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/sangyo_zaisan_houkoku/2019_03.pdf

³⁷ 侵害者が「故意」に商標権を侵害していたと認められた場合、裁判所は、懲罰的に賠償額を 3 倍まで増加させることができるという制度である。

多くの場合は USPTO に連邦商標登録しているため、連邦裁判所に提訴することになる。なお、州商標登録しかしていない場合又はコモン・ロー上の商標権の侵害のみを訴える場合は、州裁判所に提訴することになる。

刑事摘発

商品・役務の取引において偽造標章を使用する行為や偽造商標が付されたラベル等の取引等(18 U.S.C § 2320(a))は刑事罰の対象となり、個人で初犯の場合、200 万米ドル以下の罰金若しくは 10 年以下の拘禁又はこれらの併科となり、法人等の場合には、500 万米ドル以下の罰金となる。

通常は、警察機関の担当者に刑事事件として取り上げるべき知的財産権侵害があると通報するところから始まる。具体的な通報方法、通報先、通報時に必要な情報等については脚注の米国司法省(U.S. Department of Justice)のウェブサイト³⁸及び司法省発行の知的財産権侵害の場合の通報方法等のガイド「A Guide for Victims of Copyright Infringement, Trademark Counterfeiting, and Trade Secret Theft」が参考になる。

行政措置(ITC)

国際貿易委員会(International Trade Commission、以下「ITC」という。)に対して、輸入物品による商標権侵害物品の排除命令を申し立てることができる(ITC Section 337 Rules(19 U.S.C § 1337))。

ITC は、ワシントン DC に所在する行政裁判所であり、司法裁判所と異なり陪審員が存在しないことや救済方法が排除命令のみで損害賠償請求ができないことに特徴がある。ITC では知的財産権の侵害を理由に輸入品の排除を請求できることから、司法裁判所が特許侵害を理由とした排除命令に消極になった 2006 年以降に訴訟件数が一気に増加し、現在も多くの特許侵害訴訟が ITC で行われている。ITC に提訴するには原告が当該特許に関連して Domestic Industry(米国内において工場・設備・雇用等に著しい投資をしていること)を有する必要があるため、全ての企業が ITC を利用できるわけではないものの、ITC で排除命令(Exclusion Order)を取得できれば、当該命令に基づいて 米国税関国境警備局(以下「CBP」という。)が輸入品を差止め・押収してくれるため、特に特許侵害の場合には、ITC における排除命令の取得を検討することになる。

ITC では商標権侵害や著作権侵害の訴訟も取り扱っているが、特許侵害訴訟ほど件数が多い。例えば、司法裁判所が商標権侵害を理由とした排除命令について特許侵害に比べればそれほど消極でないこと、特許侵害品について CBP に輸入品の差止め・押収を求めるには、ITC の排除命令が必要である一方、上記のとおり商標権侵害については ITC の

³⁸ <https://www.justice.gov/criminal/criminal-ccips/reporting-computer-internet-related-or-intellectual-property-crime>

排除命令が必須でないことがその理由である。

税関差止め

CBP における知的財産権侵害物品対策の一環として、USPTO への連邦商標登録を経た商標権者は、CBP の知的財産登録システムへの当該商標の登録を求めてオンライン申請をすることができる(<https://iprr.cbp.gov/>)。連邦商標登録が CBP における登録の前提となるため、当該登録システムで認められる商標の登録期間は連邦商標登録における登録期間と連動する。なお、登録されている商標は、CBP のウェブサイトで検索可能である。

なお、模倣品排除に成功した代表的な事案については、5.6 を参照されたい。

冒認商標に対する対抗手段

通常の商標出願と同様、異議申立制度が存在する。

登録証明商標が以下のいずれかに該当するときは、何人もその取消しを請求することができる。

- ・証明商標の権利者が、当該証明商標の使用を管理していない又は正当に管理することができない場合
- ・証明商標の権利者が、当該証明商標が適用される商品の又はサービスの生産又は販売に従事している場合
- ・証明商標の権利者が証明行為以外の目的で当該証明商標の使用を許可した場合
- ・証明商標の権利者が、登録証明商標が証明する基準・条件を満たしている第三者の商品又はサービスについて、証明を差別的に拒絶した場合

まず、前提として、米国商標法では使用主義を採用しているため、出願者は、標章の「取引における使用」を明示するか、「使用する真正かつ誠実な意図」を有している必要がある。冒認出願がなされた場合に実際に取りうる手段としては、以下が考えられる。

初めに、出願係属中に、先行商標との混同のおそれや標章の不使用を理由に情報提供が可能である(37 CFR § 2.149)。また、当該標章の登録によって損害を受けるであろうと考える者は、当該標章の出願公告から 30 日以内(相当の理由がある場合には 180 日まで延長可)に、異議申立てが可能となる(15 U.S. Code § 1063)。

次に、何人も、登録商標が、登録日から 3 年経過後から 10 年経過するまで、一度も商業的に使用されていない場合、USPTO に対して登録商標の抹消請求が可能である(15 U.S. Code § 1066a)(査定系の取消手続)。

また、何人も、(i)使用に基づく出願の出願日、又は(ii)使用意図から使用に基づく出願に補正した日、若しくは使用宣誓書提出期限満了日を意味する「関連日」以前において商業的に一度も使用されていない場合、USPTO に対して商標登録の再審査申立てが可能である。この

請求は、商標登録日から5年以内に可能である(15 U.S. Code § 1066b)。

さらに、現に損害を受けている者又は受けるおそれがあると考えられる者は、商標審判部に対して、登録後3年経過後であれば、商標の不使用を根拠に登録取消請求を行うことが可能となる(15 U.S. Code § 1064 (6))(商標審判部に対する手続)。

上記対抗手段に不服がある場合には、裁判所に訴訟を提起することが考えられるところ、訴訟手続については、上記の商標法に基づく保護の「民事的救済」を参照されたい。

代理人費用は、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて費用が発生することに留意されたい。なお、農林水産物又は食品に関して、冒認商標の無効又は取消に成功した代表的な事案については5.6を参照されたい。

(2) 育成者権侵害に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用(一般的な代理人費用を含む)

第三者による保護品種の販売、販売の申出、譲渡、輸出入等は、保護品種の所有者の権利侵害となる(7 U.S.C. § 2541(a))。

保護品種の所有者は、当該侵害について、民事訴訟による救済(差止め、損害賠償)を求めることができる(7 U.S.C. 2561)。公衆を欺く目的で虚偽の表示をした場合には、植物品種保護法に基づき刑事罰の対象となる(7 USC 2568 条)。一方で、税関の差し止め対象にはならない。

したがって、対抗手段としては、民事訴訟と刑事告訴が検討可能であるところ、それぞれに要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。なお、育成者権侵害に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案については、公表事例からは確認できなかった。

(3) 我が国において周知な名称や、GI登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

我が国において周知な名称や、GI登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段としては以下が考えられる。

米国商標法第43条(15 U.S.C. § 1125)に虚偽の原産地表示についての定めがある。具体的には、虚偽又は誤認を生じさせる原産地表示について、当該表示が混同を生じさせ、又は商業広告又は販売促進において、他人の商品役務等を不実表示しているときは、民事訴訟において責任を負う旨規定されている(米国商標法第43条(15 U.S.C. § 1125(a))。なお、本規

定は、非登録商標の保護に用いることも可能である。ITC に対して申立ても可能である。詳細は上記(1)のとおりである。なお、刑事告訴、税関登録の対象とはならない。

本件に係る対抗手段(民事訴訟)に要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。

なお、模倣品排除に成功した代表的な事案については、公表事例からは確認できなかった。

(4) 遺伝資源、営業秘密、ノウハウ等の不正使用事案に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用

営業秘密

統一営業秘密法(UTSA)では、「製法(方式)、パターン、集積、プログラム、装置、方法、技術、又はプロセス」を含み、次のような情報と定義されている。

- a. その開示、又は、使用から、経済的価値を得られる他者により、一般的に知られていない、かつ、適法な手段によって容易に確認できないことから、実際の、又は、潜在的な、独立した経済的価値を導き出す
- b. その秘密性を維持するため、当該状況下で、合理的な努力の対象となっている

遺伝資源

米国は、植物特許の登録が可能である。植物特許によって付与される権利には、他者がその植物を無性繁殖させ、かつ、そのように繁殖された植物若しくはその一部を米国内で使用し、販売に供し若しくは販売すること、又はこのように繁殖させた植物若しくはその一部を米国に輸入することを排除する権利を与えることが含まれる(35 U.S.C. 163)。権利の有効期間は出願日から 20 年である。

植物の新品種については、遺伝子、形質、栽培、植物部分等に新規性、進歩性が認められている場合は、実用新案によっても保護される可能性がある。権利の有効期間は出願から 20 年である。

また、植物品種保護法により、米国農務省は、種子、塊茎、無性繁殖植物の新品種の育成者に、植物品種保護証明書という形式で知的財産権の保護を提供している。保護期間は、植物品種保護証明書から 20 年間(樹木及びぶどうの場合には 25 年間)である。なお、植物品種保護法は、UPOV 条約に基づいて制定されたものである。UPOV 条約は、植物の新品種の保護に関する国際条約であり、1961 年 12 月 2 日、フランスのパリで開催された外交会議を経て採択されたものであり、米国は当該条約の加盟国である。UPOV 加盟国は、UPOV 条約に基づく常設機関である UPOV 理事会の年次会合を開催している。

また、米国は、2017 年、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」

(International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture:ITPGRFA)に加盟した。この条約は、遺伝資源の取得を容易にするために、定型の素材移転契約書(Standard Material Transfer Agreement:SMTA)を作成し、また、基金の設立によって利益の共有制度を創設することなどを目的にするものである。なお、米国は、生物多様性条約の批准国ではない。

救済措置としては、民事裁判における差止命令、損害賠償等の規定がある³⁹。連邦経済スパイ法。州刑事法等に基づき刑事告訴の対象となる可能性もある。税関登録の対象とはならない。上記について、公表事例で、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。

それぞれの対抗手段に要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、事例も少ないため、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。

5.5 米国に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む)、及び、留意すべき点

公衆の健康安全保障並びにバイオテロへの準備及び対策法(バイオテロ法)によって、米国に食品や飲料を発送する場合に、その食品の製造業者がFDAに登録されていること、及び、発送の前にFDAに事前通知を行うことが求められる。

加えて、下記の法令の適用にも留意する必要がある。

①食品安全強化法

輸入食品に対する食品安全計画の策定と実施が義務付けられる。

②食品医薬品化粧品(FD&C)法

FDA 所管の食品を製造、包装、保管する際には、適正製造規範(Good Manufacturing Practice: GMP)を遵守しなければならない。

品目別の輸入規制に関する情報(輸出手続に関する情報等を含む。)は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の「品目別輸出ガイド」が参考になる。

³⁹ 詳細については、日本貿易振興機構ニューヨーク事務所「営業秘密に関する欧米の法制度調査」(2022年3月)を参照されたい。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r3_europeandunitedstates.pdf

5.6 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例

飲料の模倣品が摘発された事例⁴⁰

代表的な事例はあまり確認できないが、模倣品・偽造表示食品の州際取引事案において、2016年に、2人の共謀者が、それぞれ、86ヶ月と26ヶ月の禁錮刑が言い渡された事案がある。当該事案では、370万本以上の「5-Hour ENERGY」の模倣品（商標権侵害）取引がなされた事案である。当該事案では、合計11名が起訴されている。

L' Oreal S.A. v. Marcon, 102 USPQ2d 1434(冒認商標)

出願人が、アロエベラ飲料に関して、「L' OREAL PARIS」という標章を出願し、L' Oreal S.A が、L' OREAL 及び L' OREAL PARIS との混同のおそれ及び使用意思の欠如等を根拠に異議申立てした事案において、混同のおそれ及び使用意思の欠如が認められ、異議申立てが成功した。

American Dairy Queen Corporation v. W.B. Mason Co., Inc., Case No. 1:18-cv-00693

「BLIZZARD」という商標を用いて、アイスクリームなどを販売している American Dairy Queen Corporation が、「BLIZZARD spring water」という飲料水を販売していた W.B. Mason Co., Inc.に対して訴訟提起をした事件。

この事案では、消費者が両者の商標を混同する可能性があるか、被告の商標の使用によって原告の商標が希釈化されるかといった点が主な争点となった。この点について、裁判所は、W.B. Mason Co., Inc.は飲料水に「BLIZZARD spring water」という名称を付け10年以上販売し、両者はその間共存していたものの、原告は、消費者が両者を混同したという証拠を提出していないことを指摘し、原告の主張を退けた。また、希釈化についても、消費者が、「BLIZZARD」という言葉をアイスクリーム等のブランドとして認識しているかなどの調査を行い、その結果、被告商標の使用によっても、希釈化のおそれはないと判断し、原告の主張を退け、原告敗訴となった。

⁴⁰ <https://www.justice.gov/usao-ndca/pr/counterfeiters-sentenced-convictions-nationwide-conspiracy-distribute-fake-5-hour>

Heartland Consumer Products LLC v. Dineequity, Inc. et al, Case No. 1:17-cv-01035, 2018 U.S. Dist. LEXIS 7983 (S.D. Ind. January 18, 2018)

スクラロース甘味料の「SPLENDIA」を販売している Heartland は、Applebee's と IHOP に対して、両レストランが、消費者に対して、黄色のパッケージの低品質のスクラロース甘味料を、SPLENDIA 甘味料であると偽って提供していたとして、商標権侵害に基づき訴訟提起した。被告側は、黄色のパッケージは、出所に関係なく、スクラロース甘味料の一般的な機能的なものであるため、黄色いパッケージを単一のブランドの出所と関連づけることはないと主張し、訴訟却下を求めたが、裁判所は、色彩が出所表示機能を有することもありうるため、色彩だけでも保護可能な商標となり得ると判示し、被告側の却下申立てを否定した。その後、本件は、和解によって終結している。

WM. Wrigley Jr. Co. v. Terphogz, LLC, No. 21-CV-02357 (N.D. Ill. July 3, 2023)

人気キャンディーの「Skittles」のメーカーである Mars Wrigley は、Terphogz LLC が、「ZKITTLEZ」や「TAZTETHEZTRAINBRO」などの名称を、大麻製品のパッケージや衣料品に使用することは、「SKITTLES」や「TASTE THE RAINBOW」等の商標権侵害に該当すると主張し、訴訟提起した。

Mars Wrigley は、「SKITTLES」と「ZKITTLEZ」は、視覚、聴覚、意味等において実質的に同一である旨主張し、また、Terphogz LLC は、「SKITTLES」と類似している名称を大麻ビジネスに使用することによって、Mars Wrigley が長年築きあげてきた「SKITTLES」のブランド価値を毀損していると主張した。

本件は、最終的に、Terphogz LLC が、「SKITTLES」や「ZKITTLEZ」、その他の類似の標章を使用しない等の内容で、和解が成立している。

5.7 日本の生産者団体等へのヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体(83 団体)に対して、商標や地理的表示等の申請出願・登録状況についてアンケート調査を実施したところ、商標については、登録済み 1 件、出願検討中 3 件であった。

6 ベトナム

6.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン

ベトナムは、地理的表示について、2005 年制定の知的財産法に基づき、地理的表示及び団体商標/証明商標の 2 つの方法で保護を与えている。

ベトナムは 1995 年民法典に基づき、地理的表示を「原産地呼称」制度として保護していたが、WTO 加盟に向けて知的財産に関する法制度を TRIPS 協定に適合する制度に転換するため、2005 年に知的財産法を制定し、「原産地呼称」を「地理的表示」に改めて現行の地理的表示保護制度を整備した。

別途、ベトナムは 1982 年に団体商標制度を、2005 年に証明商標制度を導入している。知的財産法では一般に商品又はサービスの原産地を表示する標識は識別力が認められないが、団体商標/証明商標はその例外とされており、団体商標/証明商標によって地理的表示を保護することが可能である。地理的表示及び団体商標/証明商標のいずれも、科学技術省傘下の知的財産庁が管轄している。

知的財産法に基づき、外国産品も地理的表示又は団体商標/証明商標の登録によって保護を受けることができる。

表 6-1 ベトナムの地理的表示を保護する制度の概要

		地理的表示産品保護規定	商標法
マーク			—
法目的		ベトナムにおける知的財産の保護	
農産物名称等の保護に係る関連法規 ※()内は参考情報		知的財産法及びその下位政令(政令第 65/2023/ND-CP 等)	
主管機関	登録	知的財産庁 (IP Vietnam)	
	法執行	市場監督管理局、警察、税関	

①地理的表示保護法

ベトナムでは 1989 年「産業財産保護法令」において初めて「原産地呼称（Appellation of origin）」の保護に関する規定が導入されたが、実施規則が制定されなかったため、実際には登録が行われなかった。

産業財産保護法令における原産地呼称に関する規定はそのまま 1995 年「民法典」で採用され、同法の下で 1996 年より知的財産庁による原産地名称の登録制度の運用が開始された。

その後、政府は 2000 年に「経営秘密、地理的表示、商号及び産業財産に係る不正競争防止権の保護に係る政令第 54/2000/ND-CP 号」を公布し、同政令によって初めて地理的表示を産業財産の一つとして保護する旨を定めた。同政令において、地理的表示の保護要件は、国、地域又は地方の地理的要因によってもたらされる特殊な性質があることとされ、地理的表示に係る産業財産権は、保護要件を満たせば登録なしで自動的に成立するとされた。

これにより、ベトナムでは一時期原産地呼称保護制度と地理的表示保護制度が併存する形となったが、2005 年に制定された知的財産法において「地理的表示」に統合され、2006 年より運用が開始された。

地理的表示は、「特定の地域、場所、地方又は国からの製品の地理的原産地を表示するために使用される標識」と定義されている（知的財産法第 4 条第 22 号）。

ベトナムはこれまで、9 つの多国間・二国間自由貿易協定を締結している。二国間協定としては、2014 年 1 月 2 日に発効したベトナム・チリ自由貿易協定（VCFTA）⁴¹で初めて地理的表示に係る規定を設けた。多国間協定としては、2018 年 12 月 30 日に発効した環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）で地理的表示を取り扱っている他、2019 年 6 月 30 日に署名し、2020 年 8 月 1 日に発効された EU ベトナム自由貿易協定（EVFTA）⁴²では初めて相互保護について規定した。EVFTA はベトナムと他国の間で近年署名された地理的表示に関する最も重要な国際協定である⁴³。

また、日本との関係では、ベトナムの知的財産庁と農林水産省が 2017 年 6 月、地理的表示の相互保護に関する協力覚書に署名しており、両国における地理的表示保護を促進するため、相互の地理的表示保護制度に関する情報交換等の取り組みが進められている。

EVFTA 及び VCFTA における地理的表示の取り扱いは以下のとおり。

(1) EU ベトナム自由貿易協定（EVFTA）

EVFTA の附属書 12-A では、ベトナムで保護されるべき EU 側のぶどう酒、蒸留酒、チーズ等 169 産品が保護の対象として指定された。一方、EU で保護されるべきベトナム側の地理的

⁴¹ 協定本文：http://www.sice.oas.org/Trade/CHL_VN_M/CH_L_VN_M_e/CH_L_VN_M_index_e.asp

⁴² 協定本文：<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1437>

⁴³ <https://trade.ec.europa.eu/access-to-markets/en/content/eu-vietnam-free-trade-agreement>

表示産品としては、魚醤、フルーツ、米、コーヒー等 38 産品が指定された。附属書のリストはいずれかの国の要請により追加・削除することができる。

EVFTA では、追加的保護の範囲を農産物及び食料品にまで拡大しており、製品の真正の原産地が表示されている場合や地理的表示が翻訳されている場合、若しくは「種類」「型」「様式」「模倣品」等の表現を伴う場合であっても、保護の範囲が及ぶ。

なお、現行のベトナムの知的財産法では地理的表示保護対象商品の種類に特段規定がないが、EVFTAでは地理的表示保護範囲を、ぶどう酒、蒸留酒、農産物及び食料品に限定している。

(2) ベトナム・チリ自由貿易協定 (VCFTA)

VCFTA では、第 3.10 条において地理的表示について規定し、締約国がそれぞれ地理的表示登録制度を整備し、相手国政府による仲裁を得ることなく、地理的表示の登録申請を受けることを要求している。同協定では相互保護に関するリストの取り交わしは行われていないが、ベトナムはチリ側の「Pisco（蒸留酒）」について、「チリ」や「チリ産」など原産国を示す表記を伴っている場合には、これを地理的表示として保護するとしている。但し、これによってペルー産の「Pisco」を地理的表示として認める権利は妨げられない。

② 商標法

ベトナムの地理的表示保護制度の中では、団体商標が最も早く、1982 年に公布された「商標に関する条例の公布に係る政令第 197-HDBT 号」において制度化された。一方、証明商標制度は 2005 年の知的財産法の制定に伴い新たに導入された。

③ 不正競争

我が国において周知な名称（北海道、京都等）や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段として、ベトナムにおいては、知的財産法の中で、不正競争についての規定の適用があり得る。具体的には以下の行為が不正競争行為として規制の対象とされている（知的財産法第 130 条）。

(a) 事業体、事業活動又は商品若しくはサービスの商業的出所について混同を生じさせる商業的表示を使用すること

(b) 商品又はサービスの原産地、生産方法、特徴、品質、数量、若しくはその他の特質について、又は商品若しくはサービスの提供に係る条件について混同を生じさせる商業的表示を使用すること

(c) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の締約国において保護された標章を使用すること。但し、その国際条約の規定によれば、当該標章の使用者が所有者の代表者又は代理人であり、かつ、当該使用が標章所有者により同意されておらず、正当化もされな

いときは、当該標章所有者の代表者又は代理人が、当該標章を使用することを禁じられている場合である。

(d) 保護された他人の商号若しくは標章、又は使用権を有していない地理的表示と同一又は混同を生じる程に類似するドメインネームを、関連標章、商号及び地理的表示の社会的評価を営利の目的で不正に利用するために、占有して又は使用すること

6.2 各法制度の比較

下表は、前節で概説した各法制度について、日本の権利者による利用を想定し、登録コストや救済手段の側面から比較評価した表である。

なお、各法制度の登録手続や救済手段の詳細については、次節以降で説明する。

表 6-2 各法制度の比較表

	地理的表示	商標法	不正競争
日本からの登録可否	○	○ ※団体商標、証明商標、ともに日本からの登録可能	※登録不要
対象品目	製品	商品・サービス	—
適用される審査基準	通達 23 /2023/TT-BKHCN 等 地理的表示審査ガイドライン ⁴⁴	通達 23 /2023/TT-BKHCN 等	—
登録に係るコスト (代理人費用を含む)	1 件あたり申請料は 代理人手数料:約 USD 300~500、官 庁手数料約 80USD (付加価値税と経費 を除く)、登録料は代 理人手数料:約 USD 200~400、官庁手	事務手数料 VND150,000 代理人費用 USD100~300	—

44

https://ipvietnam.gov.vn/documents/20195/1413131/Quy+ch%E1%BA%BF+CD%C4%90L+%28ban+h%C3%A0nh+the+o+QDD_Q%C4%90-SHTT+ng%C3%A0y+31-12-2021%29.pdf/5181b9df-83ee-4947-97d7-38e2496504c4

		地理的表示	商標法	不正競争
		数料約 20USD (付加価値税と経費を除く)、がかかる。		
登録による効果		権利を付与された団体及び個人は、地理的表示を他人が使用することを禁止する排他的権利を有する(後述参照)。	権利を付与された団体及び個人は、商標を他人が使用することを禁止する排他的権利を有する(後述参照)。	—
日本から申請・出願する場合の留意事項(追加的資料や、審査期間)		ベトナム語での申請が必要。	漢字や日本語のみの表記は識別力が認められない。	—
侵害に対する救済手段	民事	差止/損害賠償請求可能。但し、知財専門の裁判所がなく、予見可能性が低い。高コスト、長期化傾向。	差止/損害賠償請求可能。但し、知財専門の裁判所がなく、予見可能性が低い。高コスト、長期化傾向。	差止/損害賠償請求可能。但し、知財専門の裁判所がなく、予見可能性が低い。高コスト、長期化傾向。
	行政	あり	あり	あり
	刑事	あり	あり	あり
総合評価		○ ・類似商標の登録を阻止できる。 ・摘発の実例が少ない。	○ 各救済が比較的活用されている。	△ 規定はあるが、実例に乏しく、警告書など任意解決の場面以外では、効果をあまり期待できない。

GI 登録申請と商標出願の傾向

本報告書作成時点では、商標登録の要件や手続は、地理的表示登録の要件や手続よりも迅速かつ複雑ではないため、まず商標登録を検討することが望ましいとされる。一方で、一般名称と地理的名称のみからなる商標の場合、地理的表示でのみ保護されるため、そのような用語の組み合わせについては、地理的表示の申請が適しているといえる。

6.3 GI における登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件

(1) 登録・保護対象

登録対象

知的財産法では、地理的表示の対象について保護対象は「製品」とされている。

品質特性(法第 79 条、法第 80 条)

登録には、以下の条件を満たす必要がある⁴⁵。

- (a) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国を原産とすること
- (b) 地理的表示を有する製品の社会的評価、品質又は特質が、主として当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国の地理的特徴によって決定されるものであること。

なお、以下のものは地理的表示の登録適格性を有さない。

- (a) ベトナムにおいて商品の一般名称となっている名称、表示
- (b) 外国の地理的表示であって、それが保護されていないか、又は今後保護されない、若しくは使用されない場合
- (c) 保護されている標章と同一又は類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じることになる場合
- (d) 地理的表示であって、当該地理的表示を付した製品の真正な原産地について消費者を誤認させるもの

⁴⁵ この条件を満たす同名の地理的表示は、当該地理的表示を付した商品の地理的原産地について消費者の間に混乱を生じさせない方法で実際に使用され、当該地理的表示を付した商品を生産する組織及び個人間の公正な取扱いの原則を遵守する場合に限り、保護される(知的財産法第 79 条第 2 項)。

(2) 登録要件

申請人の要件(法第 88 条、政令第 103/2006/ND-CP 号第 8 条)

ベトナムの地理的表示を登録する権利は国に帰属し、国は次の者に対して地理的表示を申請することを認めている。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となつてはならない。

- (a) 地理的表示を付した製品を生産する組織・個人
- (b) 上記組織・個人を代表する団体
- (c) 地理的表示が属する地方行政当局

また、原産国の法令の下で地理的表示に対する権利を有する外国の個人及び団体は、ベトナムにおいてその地理的表示を登録することができる。権利を有する者とは、知的財産の所有者、又は当該所有者から知的財産を譲り受けた団体又は個人をいう。

対象地域(法第 83 条)

地理的表示に対応する地理的領域は、言語及び地図により正確に決定されなければならない。

(3) 申請手続

地理的表示の登録は、知的財産庁の本庁(ハノイ)、又はホーチミン支局又はダナン支局に書面で登録申請を行うか、オンライン申請システムを通じ電子申請する⁴⁶。知的財産庁は方式審査、実体審査を経て、登録の許可・拒絶の決定を行う。円滑に進行した場合は申請から登録まで約 9 カ月であるが、実際には案件の複雑さにより、15～18 カ月若しくはそれ以上かかる場合もある。登録された地理的表示の登録証は、特段の問題が無ければ、付与日から無期限に効力を有する。

ベトナムの組織・個人、ベトナムに恒久的に居住している外国人、ベトナムに生産/取引の事業所を有する外国組織・個人は、直接又は代理人を通じて申請を行う。ベトナムに恒久的に居住していない外国人、ベトナムに生産/取引の事業所を有しない外国組織・個人は、在ベトナムの代理人を通じて申請する必要がある。

申請に当たっては、以下の書類を提出する。書類はベトナム語で作成する必要がある。

⁴⁶ 知的財産庁ウェブサイト(<https://ipvietnam.gov.vn/web/english/geographical-indications>)

- (a) 申請書
- (b) 地理的表示である名称又は標識
- (c) 地理的表示に係る見本
- (d) 地理的表示を付した製品の固有の特質、品質又は社会的評価、及び当該固有の特質、品質又は社会的評価を決定付ける自然条件の特性についての説明（以下「特性説明書」という。）
- (e) 地理的表示に対応する地理的領域の地図
- (f) 外国が原産地の場合、当該地理的表示が原産国で保護を受けていることを証明する書類
- (g) 代理人を通じた申請の場合は委任状
- (h) 手数料の領収書

なお、「特性説明書」には以下を含む必要がある（法第 106 条、適知 No.01/2007/TT-BKHCN 第 43 条）。

- (a) 製品の原材料、及び物理的、化学的、微生物学的及び知覚的特性を含む関係製品の説明
- (b) 当該地理的表示に対応する地理的領域の決定方法
- (c) 製品が当該地理的領域を原産とすることを立証する証拠
- (d) 地域的かつ安定的な生産及び加工方法についての説明
- (e) 当該製品の固有の特性、品質又は社会的評価と自然条件との間の関係に関する情報
- (f) 当該製品の固有の特性又は品質の自己管理体制に関する情報

なお、2023 年 1 月 1 日施行の知的財産法（第 07/2022/QH 第 15 号）において、同音の地理的表示が「同じ発音の方法、又は書き方を有する地理的表示」と定義され（第 4 条第 22a 号）、同音の地理的表示を申請するにあたっては、それぞれの同音の地理的表示を区別することができるように、当該地理的表示の利用条件及びその開示方法について説明する書類を提出する必要があるとの規定が追加された（知的財産法第 106 条第 1 項）。

地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

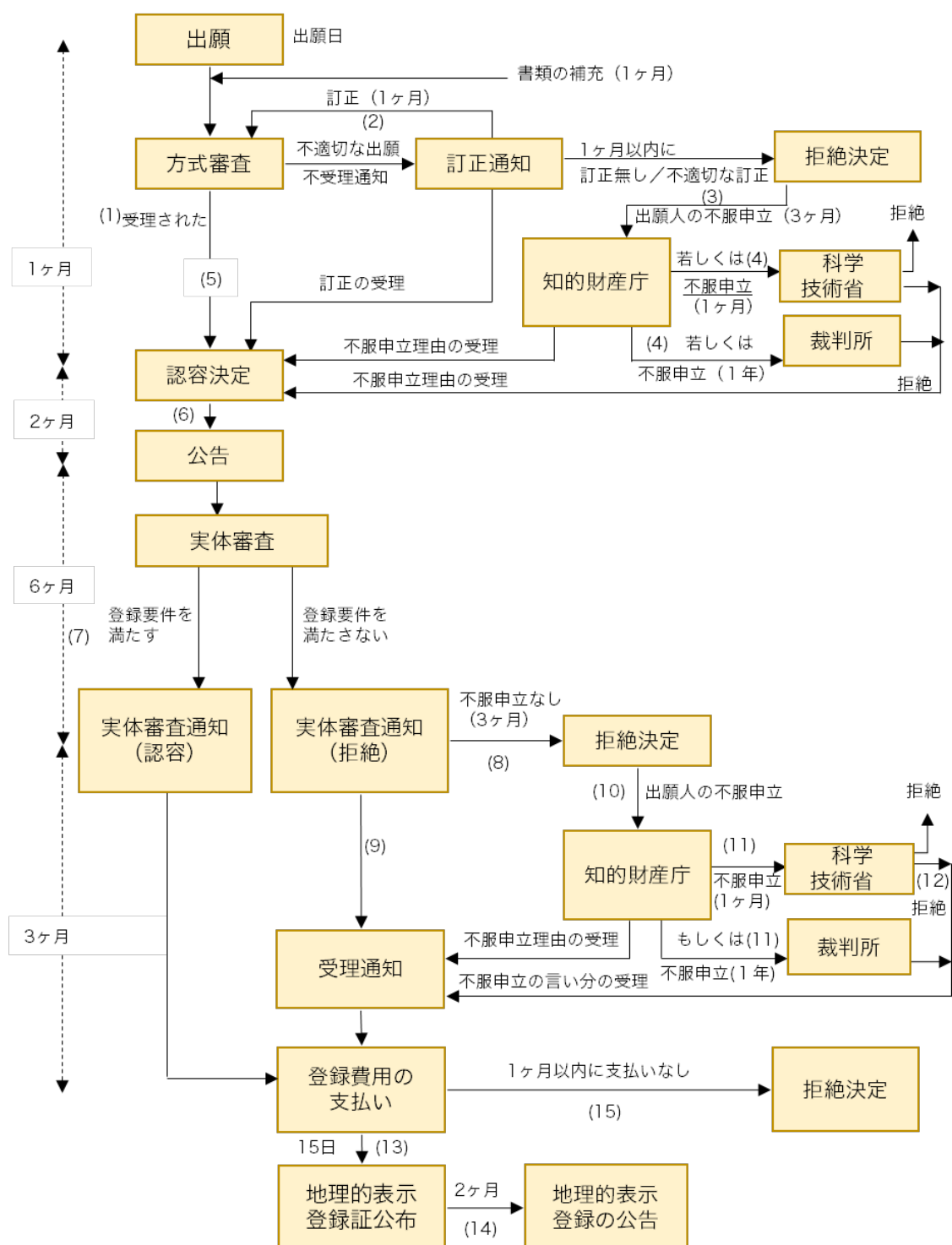


図 6-1 ベトナムの知的財産法に基づく地理的表示登録手続のフローチャート

現地において申請された GI 登録申請を調査する方法及びその際の留意点

地理的表示のリストは以下の知的財産庁のウェブサイトから確認できるが、拒絶理由、異議手続等の審理状況、裁判手続における審理状況等は、原則として確認できない。

<https://ipvietnam.gov.vn/danh-sach-cac-chi-dan-ia-ly-uoc-bao-ho-tai-viet-nam>

費用

現地法律事務所へのヒアリングによれば、登録に関する手数料の参考例は以下のとおりである。

1 件あたり申請料は代理人手数料: 約 300～500USD、官庁手数料約 80USD (付加価値税と経費を除く。)、登録料は代理人手数料: 約 200～400USD、官庁手数料約 20USD (付加価値税と経費を除く。)がかかる。

所要期間

GI が、申請から登録に至るまでの所要期間としては、一般的に 1 年半～2 年程度である。

(4) 登録後の使用に関する要件等

ベトナムにおいて登録された地理的表示を使用するための要件はない。知的財産法の規定によれば、地理的表示を使用する権利を付与され、又は地理的表示を管理する権利を付与された団体及び個人は、当該地理的表示を他人が使用することを禁止する権利を有する (知的財産法第 123 条)。

この点、地理的表示の使用とは、以下の行為を意味する (知的財産法第 124 条第 7 項)。

- (a) 保護された地理的表示を商品、商品包装、事業活動中の営業及び取引書類の手段に付すこと
- (b) 保護された地理的表示を付している商品を流通させ、又は販売のために申出をし、広告し、保管すること
- (c) 保護されている地理的表示を付した商品を輸入すること

また、名称 (保護されている地理的表示) の使用義務はない。

品質管理の仕組み

(※ 第三者機関による検査を必要とするのであればその手続や適用される審査基準等。)

登録された GI を付した製品の品質管理は、生産・事業体及び政府レベルの管理当局の責任と解される(知的財産法第 88 条、第 121 条)。

登録 GI の証明書は、付与日から無期限に有効であるが(知的財産法第 93 条)、「地理的表示が付された製品の社会的評価、品質又は特別な特性にとって決定的な地理的条件が変化し、その結果、そのような社会的評価、品質又は特性が失われた場合」には、その名称の保護に関する有効期間は終了すると定められている(知的財産法第 95 条)。

GI マーク

ベトナムにおいて、2022 年に知的財産局によって、地理的表示のマークが発表され、使用が推奨されている⁴⁷。知的財産法において、GI マークの使用するための要件、GI マークの使用義務は特段規定されていないが、本報告書作成時点で、科学技術省において使用のガイドラインを策定中である。

なお、GI 登録産品全体における GI マークの使用割合に関する公表データは存在しない。



(5) GI 制度の普及の程度及び政府関連機関等による地理的表示保護制度に関する啓発活動

ベトナム政府においては、活発な地理的表示の登録に関する活動、啓発活動が行われている。上記のとおり 2022 年の GI マークの発表を受けて、更にベトナム産の製品の宣伝をしていくことや権利侵害に対して積極的な展開をする旨の発表がなされている⁴⁸。なお、GI 制度の認知度を示すデータは公表されていない。

⁴⁷ 知的財産法において、特段、使用の義務や推奨に関する規定は確認できない。また使用割合について公表されていない。

⁴⁸ ベトナム知的財産庁「ANNUAL REPORT2022」33 頁他

<https://ipvietnam.gov.vn/documents/20195/1481767/BCTN+SHTT+2022+IPVIETNAM.pdf/968534c0-d809-4fbc-9df3-12fd436eadda>

6.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件

(1) 概要・登録要件

登録対象

対象は商品又はサービスで、種類に特段制限がない。

品質特性

品質特性の指定方法等に関する特段の規定はない。

出願人の要件(法第 87 条第 3 項、第 4 項)

・団体商標:適法に設立された団体組織。商品又はサービスの原産地を表示する標識に関しては、関係地域において商品又はサービスの生産若しくは取引に従事する組織又は個人から成る団体でなければならない。

・証明商標:商品又はサービスの品質、特性、原産地又はその他の関係基準を管理及び証明する機能を有する組織。但し、当該組織が当該商品又はサービスの生産若しくは取引に従事していないことを条件とする。

団体商標/証明商標共に、ベトナムの地方の特産品の原産地を表示する場所の名前について出願する場合は、国家当局による許可を得る必要がある。

対象地域

対象地域の指定方法等に関する特段の規定はない。

(2) 出願手続

団体商標/証明商標の登録手続は、通常の商標登録手続に準ずるが、基本的には地理的表示登録の流れと同じである。出願処理期間は、方式審査が出願から 1 カ月、出願の公告が方式審査受理から 2 カ月、実体審査が出願公告から 9 か月となっている。出願手続が円滑に進行した場合、申請から登録までに要する期間は約 12 カ月と見込まれるが、実際には 15～18 カ月要することが多い。団体商標/証明商標の登録証の効力は付与日から開始され、出願日から 10 年後に満了するが、更新が可能である。

出願の際に、以下の書類を提出する。

- (a) 出願申請書
- (b) 商標見本
- (c) 団体商標/証明商標出願に係る物品
- (d) 団体商標/証明商標出願の使用規則
- (e) 団体商標/証明商標出願に係る物品の固有の性質又は品質についての記述
- (f) 出願人が団体商標/証明商標の当該物品について登録することについての地方行政当局による認可
- (g) 地理的領域の地図
- (h) 代理人を通じた出願の場合は委任状
- (i) 手数料の領収書

団体商標/証明商標として地理的表示を登録する手続の流れを次頁図に示す。

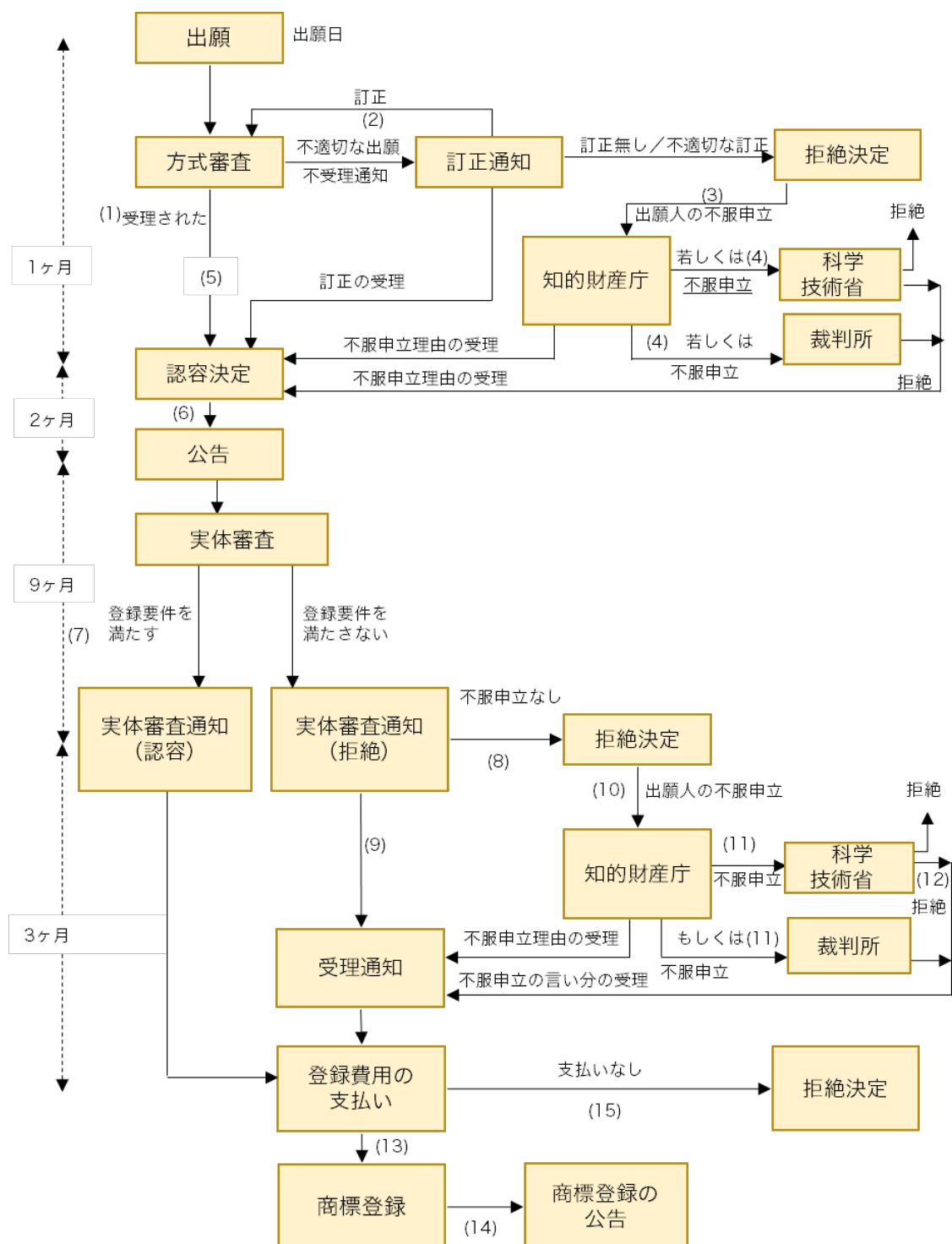


図 6-2 ベトナムの知的財産法に基づく商標登録手続のフローチャート

ベトナムにおいて出願された商標を調査する方法及びその際の留意点

ベトナム知的財産庁は、2022 年 9 月 1 日から IPLIB の運用を停止し、WIPO PUBLISH ツールへの切り替えを発表した⁴⁹。

具体的には、ベトナム知的財産庁のウェブサイト

(<https://www.ipvietnam.gov.vn/en/web/english/home>)へアクセスし、「WIPO PUBLISH」をクリックして、情報を確認することができる。なお、拒絶理由、異議手続等の審理状況、裁判手続における審理状況等は、原則として確認できない。



費用

現地法律事務所へのヒアリングによれば、登録に関する手数料の参考例は以下のとおりである。

一商標一区分の申請に係る手数料の参考例は以下のとおりである。

事務手数料 VND150,000

代理人費用 USD100～300

⁴⁹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/asia/2022/vn/20220913.pdf

所要期間

商標が、申請から登録に至るまでの所要期間としては、一般的に1年半～2年程度である。

(3) 登録後の使用に関する要件等

商標の存続期間は出願日から10年であり、その後10年ごとに更新することができる。商標を使用する義務が明記されており、5年間使用がない場合には不使用取消の対象となる(知的財産法第136条第2項、第95条第1項第(d)号)。

(4) GI制度と商標制度の関係

知的財産法では、保護されている地理的表示と同一又は類似の標章であって、当該標章の使用が商品の原産地について消費者を誤認させるおそれがあるものについては商標として識別力があるとみなされないと規定されている(知的財産法第74条第2項)⁵⁰。

一方で、同様に、登録商標と同一又は類似の地理的表示を使用することにより商品の出所について消費者に混同を生じさせるおそれがある場合、その地理的表示の登録は禁止されている(知的財産法第80条第3項)。

したがって、原則として、GI制度と商標登録の併存は起きないように設定されている。

(5) 商標権者とGI登録生産者団体との間の紛争事例

ロシアン・ウォッカ

本報告書作成時点で、「ロシアン・ウォッカ」の地理的表示申請は審査中の状況であるが、先行登録商標である「ロシアン スタンダード」、「ロシアン プレミアム」、「ロシアン チャレンジ」を引用して暫定的に拒絶されている状況にある。

⁵⁰ ワイン・蒸留酒については、保護されている地理的表示と同一であるか、又は当該地理的表示を含むか、又は当該地理的表示から翻訳され若しくは転写された標章であって、当該標章が当該地理的表示を付している、地理的領域の原産でないワイン・蒸留酒についての使用に関して登録されているものについても、商標として認められない。

6.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)

知的財産法では、知的財産権の侵害に対して、侵害の内容や程度に応じ、行政的救済、民事救済、刑事救済、税関差止めが用意されており、これらの規定が地理的表示や団体商標/証明商標の侵害に対しても適用される。

但し、ベトナムにおける知的財産権の侵害に対する救済は、主に行政上の救済が利用され、司法上の救済が利用されるケースは限られている。裁判手続の複雑さや侵害の故意の証明の難しさ、知的財産関連専門の裁判所が設置されていないことなどが理由として挙げられている。

(1) 地理的表示産品保護規定に基づく保護

侵害行為の定義

地理的表示を使用する権利を付与され、又は地理的表示を管理する権利を付与された団体及び個人は、本条第 1 項第(b)号に規定するとおり、当該地理的表示を他人が使用することを禁止する権利を有する(法第 123 条第 2 項)。

知的財産法では、以下の 4 点が、地理的表示の侵害に該当する行為とみなされる(法第 129 条第 3 項)。

- (a) 地理的表示を有する製品の固有の特質・品質に適合しない製品について、たとえ当該製品が当該地理的表示対象の対象地域を原産とする場合であっても、保護された地理的表示を使用すること
- (b) 保護された地理的表示を、その社会的評価・営業権を利用する目的で、地理的表示を有する製品と類似の製品について、使用すること
- (c) 保護された地理的表示と同一又は類似の標識を、当該地理的表示の対象地域を原産とせず、したがって当該地理的領域を原産とする製品について消費者を誤認させる製品に使用すること
- (d) ぶどう酒又は蒸留酒の保護された地理的表示を、商品の真正な原産地が表示され、又は地理的表示が翻訳若しくは翻字により使用され、又は「種類」、「型」、「様式」、「模倣品」などの語を伴う場合であっても、当該地理的表示の対象地域を原産としないぶどう酒又は蒸留酒に使用すること

なお、団体商標/証明商標を含む一般の商標に対する権利侵害に該当する行為は法第

129 条第 1 項に規定されており、保護された商標と同一・類似の商標を、同一・類似の商品に使用すること等が含まれる。

違法行為に対する救済手段

行政上の救済手段

行政措置の主な手続の流れは以下のとおりである（政令第 99/2013/ND-CP 号 22 条以下）。

- ① 権利者は、知的財産権侵害に対する行政措置を求める請求書を執行機関へ提出する。この請求書には、自己の知的財産権を証明する権利証、侵害行為の証拠や侵害者を特定する情報等を添付する必要がある。
- ② 執行機関は、①の請求書を確認の上、不備がなければ調査を開始する。
- ③ 執行機関は、侵害の有無の調査をするため、権利者に対して鑑定書を求めたり、知的財産庁や知的財産研究所（VIPRI）に専門的な意見の提供や鑑定を求めたりすることができる。
- ④ 執行機関は、侵害行為があると確認された場合、侵害者に対して摘発を行い、調書を作成する。
- ⑤ 執行機関は、調書に基づいて、罰金等の制裁について決定する。

司法上の救済手段

地理的表示権を含む知的所有権への侵害に対し、権利者は地方裁判所に民事訴訟を提起し、差止め、社会的評価の是正、謝罪、民事的義務の遂行、損害賠償、侵害品廃棄等の救済を求めることができる。また、侵害により回復不能な損害を被るおそれがある場合や、侵害容疑商品や関連証拠に散乱・廃棄のおそれがある場合には、裁判所に預託金を預けることによって、暫定的措置を請求することができる。

なお、知的財産権事件の場合、被告が居住地又は勤務地を有し、又は本社を有する地の地方裁判所において訴訟手続を開始しなければならないが、契約によらない損害に対する賠償に関する紛争の場合は、原告が住居地又は勤務地を有し、又は本社を有する地又は侵害が生じた事件を知るに至った地の地方裁判所に提訴することができる（民事訴訟法第 40 条）。民事訴訟手続のフローは下図のとおり。

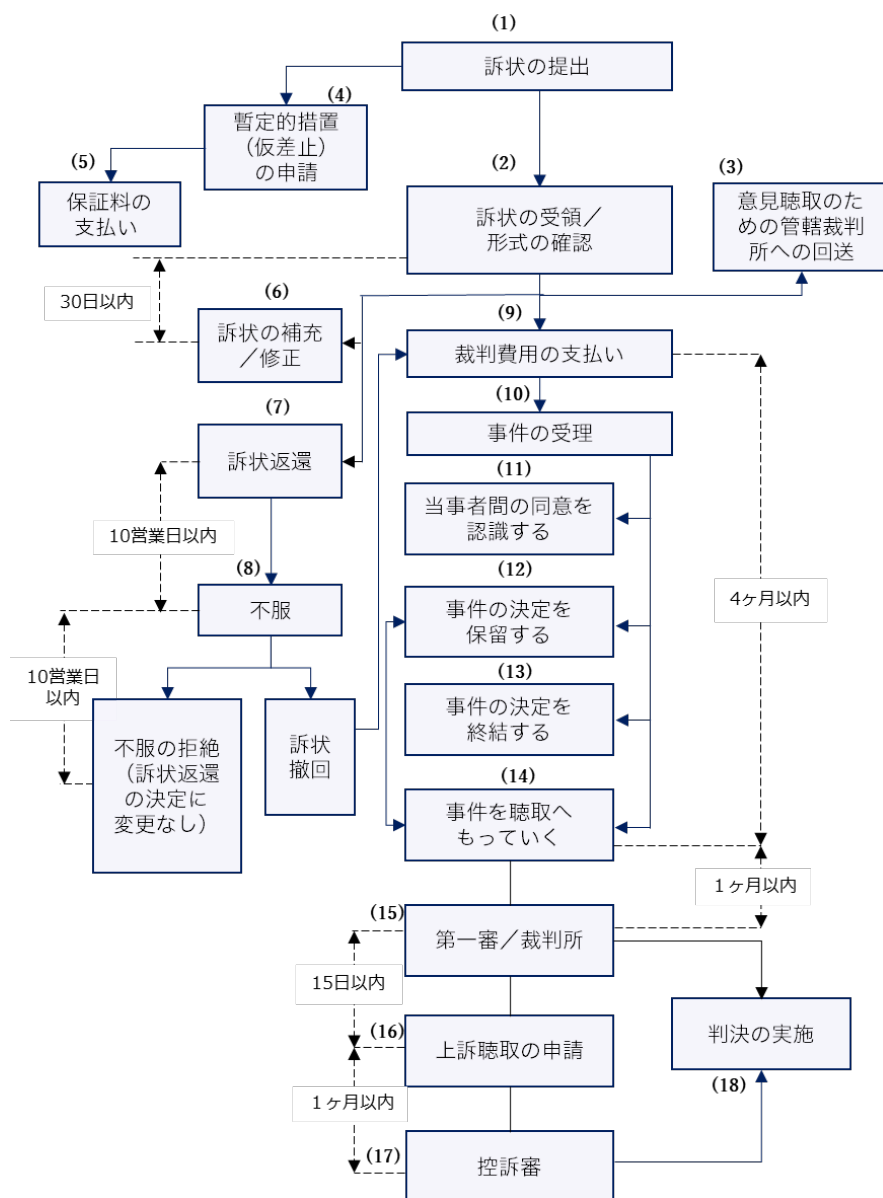


図 6-3 ベトナムの民事訴訟のフローチャート

また、知的所有権侵害に対しては、刑事上の救済を受けることもできる。経済警察は、重大事件、組織的事件、又は消費者の健康・安全に関わる事件等、刑事事件として扱うのに合理的といえる事件のみを受理する。経済警察が事件を担当することとなった場合、一般的に捜査の能力や権限は行政機関よりも高いといわれている。

侵害行為を起こした者が個人の場合は 5,000 万～10 億ドン（約 2 千～4 万米ドル）の罰金若しくは 3 年の社会内刑（監視）又は 6～36 か月の懲役刑が、組織の場合は 5～50 億ドンの罰金（約 2 万～2 百万米ドル）又は 6～24 日間の業務停止が科される。

刑事訴訟手続のフローは下図のとおりである。

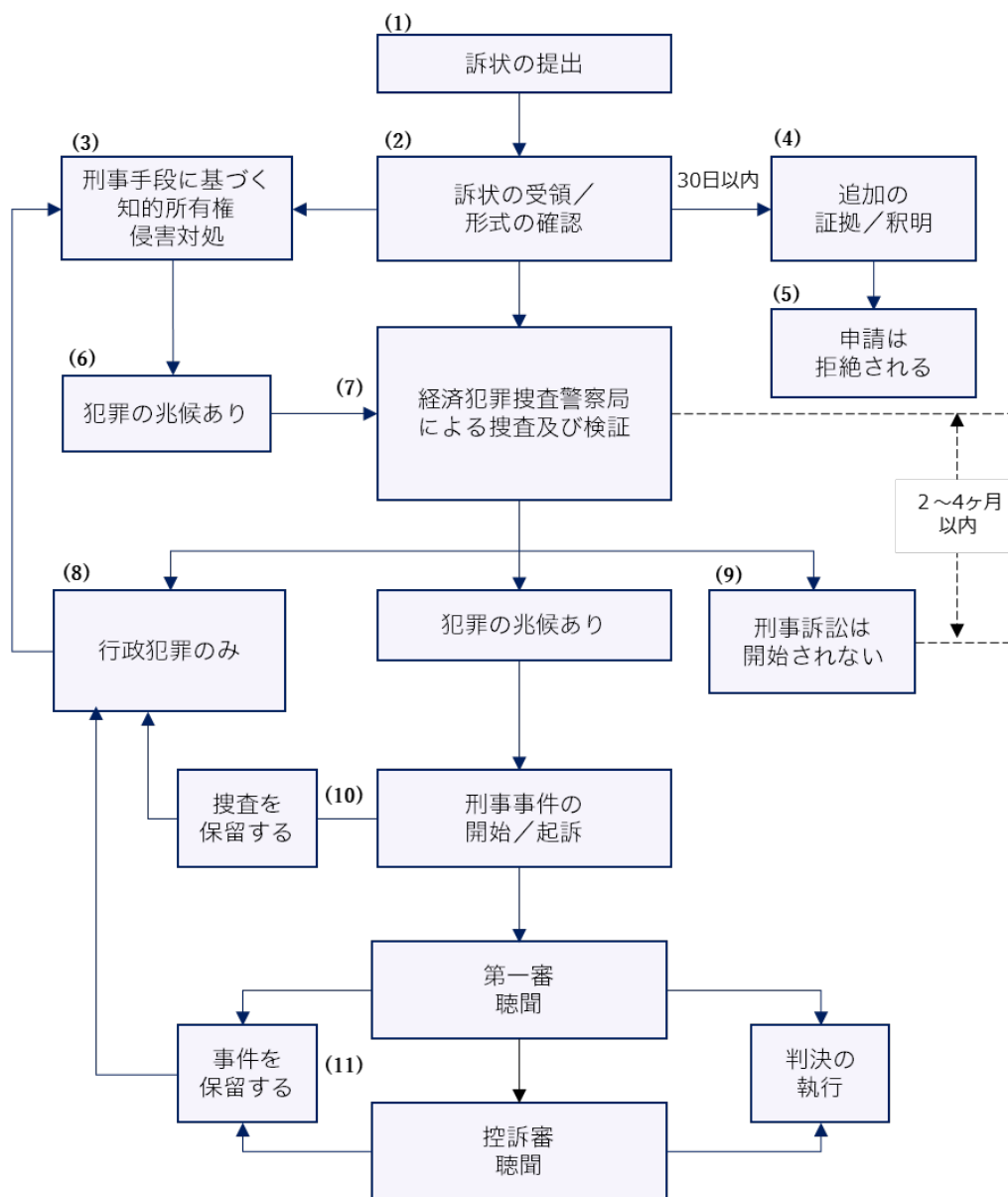


図 6-4 ベトナム刑事訴訟のフローチャート

税関差止め

権利者は、水際措置として、地理的表示や商標を税関に事前に登録したうえで、税関に対して模倣品の輸出入の停止を求めることができる(知的財産法第 216 条以下)⁵¹。

以下では、権利者からの申立てによる水際措置の主な手続の流れについて説明する。

- ① 税関は、知的財産権侵害の疑いのある製品を発見した場合、権利者に対してこれを通知する。
- ② 通知を受けた権利者は、通知受領から 3 営業日以内に、真贋判定を行い、侵害品であれば差止申請書を税関に提出するとともに、該当品の価額の 20%か、該当品の価額が不明である場合は 2,000 万ベトナムドン(10 万円相当)の供託金を供託する。
- ③ 税関は、差止申請書受理から 10 日間、侵害の疑いのある商品の通関を停止する(更に 10 日間延長できる場合あり。)。この間に、権利者が民事訴訟を提起するか又は税関が行政措置を実施する決定をしなければ、通関される。
※税関が、刑事事件相当である、又はその兆候があると判断した場合、その案件は関係する書類・証拠とともに経済警察に移送される。
- ④ 税関は、通関停止決定日から 30 日以内に、荷主、輸出者、荷受人、又は輸入者の氏名と住所に関する情報、商品の説明、数量、原産国(判明している場合)を権利者に開示しなければならない。

GI 制度に関する違反への調査、取締状況、GI 産品の取締に関する代表的な事案、GI 登録された名称の不正使用に関する実際の処分例

当局による調査、取締の件数等は公表されていない。代表的な事案については下記 6.7.2 を参照されたい(実際の処分の内容は明らかとなっていない。)

⁵¹ 税関は、権利者からの申立てがなくとも、職権により、模倣品を差し止めることが可能であるが、実態としてはあまり機能していない。

(2) 商標法に基づく保護

商標法に基づく行政救済、民事訴訟による救済、刑事上の救済、税関差止めの流れも原則として上記と同様である。事案については 6.7.2 を参照されたい。

費用(商標権侵害)

	民事訴訟	刑事告訴	税関での輸出又は輸入差止
代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)	USD10,000～	USD3,000～10,000	USD1,500/1 件登録

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

冒認商標に対する対抗手段

冒認商標に対する対抗手段は以下のとおりである。

異議申立て

もともとは、意見提出手続の規定はあったが、明確な異議申立手続が規定されていなかったところ、現行の知的財産法では、当該意見提出手続とは別の手続として異議申立手続を導入し、商標については登録出願の公開日から 5 か月以内には、知的財産庁は科学技術大臣が規定する手続にしたがって当該異議に対応する責任を負う旨定めている(知的財産法第 112 条)。

不使用取消審判

商標の権利期間は出願日から 10 年であり、その後 10 年ごとに更新することができる。商標を使用する義務が明記されており、5 年間使用がない場合には不使用取消の対象となる(知的財産法第 136 条第 2 項、第 95 条第 1 項第(d)号)。

無効審判

現行の知的財産法では、商標の無効理由が以下のとおり規定された(同法第 96 条第 1 項)。保護証書の全部又は一部が無効とされた場合、かかる全部又は一部について、保護証書の交付日に遡ってその効力が生じない。下記事由については絶対的無効事由として、期間の制限無く無効決定を求める請求が可能であるが、その他の無効事由については、登録証の

公布日から 5 年間のみ当該請求が可能である。

- a) 不正目的で標章の登録出願をした場合
- b) 発明登録出願が、本法第 89a 条に定める発明に係る安全保障に関する管理措置に違反した場合
- c) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識から直接創作された発明について、登録出願の願書にその遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の由来を開示していない、又は正確に開示していない場合

特に、上記第(a)号は、日本など外国における商標がベトナムの無関係な者により先に出願・登録された場合などへの対抗策として期待される。

さらに、上記対抗手段に不服がある場合には、裁判所に訴訟を提起することが考えられる。

冒認商標に関する代表的な事案は以下のとおりである。

■案件情報(出願番号 4-2019-34999、2020 年)

対象商標:「VAL VENOSTA」

出願人:ベトナム食品事業者

異議申立人:イタリア食品事業者

異議申立人は、第 35 類「新鮮な果物及び新鮮なリンゴの売買、輸出入」の役務を指定して出願された下記の標章「VAL VENOSTA」に対して異議申立てを行った。「VAL VENOSTA」はイタリアの南チロル州の西部に位置し、その独特な地理的位置と気候からリンゴ製品で有名である。そのため、ベトナム企業による対象標章の使用及び登録は、標章を付したサービスの地理的起源について消費者を誤解させる可能性が高いと主張した(知的財産法第 73 条、第 74 条)。

審査官は、当該異議を認めて、2023 年 11 月 28 日に登録拒絶査定を下した。



費用(冒認商標)

	異議申立て	不使用取消 審判	無効審判	訴訟
代理人費用 (裁判所、当 局等への納 付を含む。)	USD1,000～ 3,000 程度	USD1,000～ 3,000 程度	USD2,000 ～7,000 程 度	USD 7,000～

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する可能性があることに留意されたい。

(3) 植物品種に係る権利・模倣品排除に成功した代表的な事案、育成者権侵害に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用(一般的な代理人費用を含む)

ベトナムにおける植物品種の出願・登録については知的財産法第 157 条以下に規定され、農業農村開発省の作物生産局が管轄する。

これらが侵害された場合の対策については、地理的表示法・商標法に基づく保護と同様といえる。もっとも、公表事例で、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。

また、育成者権侵害に対する手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)に要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。

(4) 我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段としては以下が考えられる。

不正競争

不正競争に該当する場合、2013 年 8 月 29 日付政令第 99.2013.ND.CP 号「工業所有権に関する行政違反の制裁」の第 14 条は、工業所有権に関する不正競争行為に対する罰則を規定している。一般的に、以下の行為に対しては、侵害商品又はサービスの価値に基づき、追加制裁や是正措置を含む様々な金銭的罰則が適用される。

- (i) 営業上の表示を付した商品又は役務を販売、輸送(通過を含む。)、販売のために保管することにより、事業主体又は事業活動、商品又は役務の取引上の原産地、原産地、生産方法、効用、品質、数量その他の商品又は役務の特徴又は商品又は役務の提供条件を誤認させること
- (ii) 商品又は役務に取引上の表示を付すことにより、事業主体又は活動、商品又は役務の取引上の原産地、原産地、生産方法、効用、品質、数量その他の商品又は役務の特徴、又は商品又は役務の提供条件を誤認させること
- (iii) 誤解を招くような取引表示が付された商品を生産又は輸入すること
- (iv) 保護されたマーク、地理的表示、又は他者の商号と同一又は紛らわしいドメイン名を使用する権利を登録又は不正使用し、ドメイン名を流用すること、それらのマーク、商号、又は地理的表示を利用すること、又はその社会的評価を傷つけること
- (v) 違反行為を行うよう他者に命令、譲渡、雇用すること

虚偽表示

表示の規制に関しては、複数の法令に規定があるので、関連法令を以下のとおり説明する。

商業、偽造品・禁止品の生産・取引、消費者の権利保護に関する規制に対する行政違反に対する罰則を規定する政令第 98/2020/ND-CP 号がある。特に、政令第 3 条第 7d 項には、「偽造品」の定義が規定されており、「ラベル又は包装に、製造業者、輸入業者又は販売業者の名称又は住所を偽造する情報、商品の登録番号、申告番号又はバーコードを偽造する情報、他の事業体の商品の包装を偽造する情報、又は商品の原産地又は製造、包装若しくは組立の場所を偽造する情報が含まれる商品」と定義しており、産地等を偽造する商品も「偽

造品」に含まれると解される。

本政令の第 11 条は更に、第 3 条の 7d に規定されたラベル又は包装が偽造された商品の取引に対して、罰金(最大 4 億ドン)、追加罰則及び是正措置が科せられるとしている。

消費者の権利保護に関する法律(19/2023/QH15)が 2023 年 6 月 20 日に可決され、2024 年 7 月 1 日より施行される予定である。同法では、「消費者の権利保護のための禁止行為」として以下を規定しており(同法第 10 条)、同法の適用も考えられる。

「取引者が販売又は供給する製品、商品、サービス、取引者の社会的評価、事業能力、製品、商品、サービスの供給能力、消費者と取引者間の取引の詳細と特徴、製品、商品、サービス、又は取引者を証明する管轄当局の写真、書類、文書のいずれかについて、虚偽、不完全、又は不正確な情報を提供することにより、消費者を欺いたり誤解させたりすること」

上記について、公表事例で、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。

また、本件に係る対抗手段(民事訴訟、刑事告訴を含む)に要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。

なお、税関での輸出又は輸入差止めは適用されない。

(5) 遺伝資源、営業秘密、ノウハウ等の不正使用事案に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用

ベトナムにおいて、営業秘密は、「財政的投資・知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報」と定義されている(知的財産法第 4 条第 23 項)。営業秘密として保護されていたノウハウ等が漏洩したといえる場合には、民事訴訟(差止め、損害賠償)又は行政措置(市場監督管理局による摘発)を実施することが考えられる⁵²。遺伝資源については、知的財産法第 12 条以下に規定があり、2023 年 6 月 9 日付政令第 31/2023/ND-CP 号に行政罰の規定もある。

上記について、公表事例で、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。

それぞれの対抗手段(民事訴訟、刑事告訴を含む)に要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、事例も少ないため、一般

⁵² 詳細については、日本貿易振興機構ハノイ事務所「ベトナムにおける営業秘密管理マニュアル」(2021 年 3 月)を参照されたい。https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r2_vietnam.pdf

的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。

なお、税関での輸出又は輸入差止めは適用されない。

6.6 ベトナムに我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む。)、及び、留意すべき点

輸入品は全て税関に届け出なければならない。輸入者は関係当局、例えば保健省食品医薬品局、農務省、水産省から必要な許可を得なければならない。また、ベトナム国内での農林水産物又は食品の製造又は販売する際に遵守すべき主要な法規制は食品安全法及びその下位規範等に留意する必要がある。

なお、品目別の輸入規制に関する情報(輸出手続に関する情報等を含む。)は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の「品目別輸出ガイド」が参考になる。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/exportguide.html>

6.7 各制度の利用状況

6.7.1 地理的表示産品の登録状況

本報告書作成時点で、ベトナムで登録されている地理的表示産品は 137 産品である⁵³。

6.7.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例

コニャック

フランスのコニャックは、ベトナムで地理的表示登録されている外国産品の一つであるが、ベトナム企業が「Remus Fines Cognac」の商品名でオーストラリア産の蒸留酒を輸入・販売していたため、市場管理局が、コニャックの地理的表示の侵害に当たる可能性があるとしてこれを摘発した。同商品には、「オーストラリアから輸入されたアルコール及びレムス酒で作られた」という原産地に関する記載があったものの、知的財産法第 129 条第 3 項の追加的保護に関する規定に基づき、地理的表示であるコニャックの侵害に当たるとの判断が示された⁵⁴。

⁵³ <https://ipvietnam.gov.vn/danh-sach-cac-chi-dan-ia-ly-uoc-bao-ho-tai-viet-nam>

⁵⁴ 出典: <https://kinhthedothe.vn/xu-ly-vi-pham-trat-tu-do-thi-tren-pho-tran-duy-hung.html>

クレーバー・フルーツ vs ケンリバー・フルーツ

2009 年から営業しているクレーバー・フルーツ社は、新鮮な果物、特に米国、日本、韓国などからの輸入果物の販売で人気を博している。同社は「Klever Fruit」に関連して多くの商標

を登録しており、その中に **KLEVER  FRUIT** という標章がある。2022 年末頃、クレーバー・フルーツ社は、ケンリバー・フルーツ社の名で青果を販売している別の事業体を発見した。



(出典)「Xử lý vi phạm trật tự đô thị trên phố Trần Duy Hưng」(2023 年 2 月 17 日)⁵⁵

クレーバー・フルーツ社は、ケンリバー・フルーツ社が自社の商標権を侵害していると考え、ケンリバー・フルーツ社に対して適切な法的措置を講じるため市場监督管理局に協力を要請した。同局はケンレイバー・フルーツの店舗を検査したところ、この事業者が商品の出所について消費者に誤解を与えているだけでなく、同社が中国から輸入した商品に米国、オーストラリア、日本、韓国から輸入した商品であると偽ったラベルを貼っていることが判明した。

そこで、市場监督管理局は関係当局と協力し、同法人の閉鎖をするために必要な措置を講じた。

6.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体(83 団体)に対して、商標や地理的表示等の申請出願・登録状況についてアンケート調査を実施したところ、地理的表示について申請検討中 2 件、登録済み 2 件という回答であった。商標については、出願検討中が 3 件であった。冒認出願や模倣品・侵害品が確認されたことがあるかという質問には、第三者による冒認出願が 1 件あったとの回答があった。

⁵⁵ 出典：<https://kinhtedothi.vn/xu-ly-vi-pham-trat-tu-do-thi-tren-pho-tran-duy-hung.html>

7 タイ

7.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン

タイでは、地理的表示を 2003 年制定の地理的表示保護法で保護している。同法は 2004 年 4 月 28 日に発効し、2004 年より登録制度の運用が開始されている。登録商品には専用のロゴマークの使用が認められる。地理的表示保護法に基づき、外国の地理的表示についても登録によって保護を受けることができる。

表 7-1 タイの地理的表示を保護する制度の概要

		地理的表示産品保護法	商標法
マーク			—
法目的		タイの地理的表示産品の保護、 地理的表示産品の品質と特徴 を確保	タイにおける商標の保護
農産物名称等の 保護に係る関連 法規 ※()内は参考情 報		・2003 年地理的表示保護法 ・2004 年特定商品を指定し、又は同一若しくは類似の地理的表示の使用の規則及び手順を定める指令 ・2004 年登録申請、公示、異議申立て及び答弁書の提出、上訴、及び地理的表示登録の修正又は取消しに関する規則及び手続についての省令 ・2004 年地理的表示に関わる手数料率を定める省令	商標法
主管機 関	登録	知的財産局（以下「DIP ⁵⁶ 」という。）	DIP
	法執行	警察	警察、税関

⁵⁶ Department of Intellectual Property の略。

①地理的表示保護法

本報告書作成時点では、知的財産表示法の改正作業が進んでおり⁵⁷、動植物種の名称は GI として登録できないこと、異議申立手続の明確化、下記のとおり GI マークに関する改正、違法行為には、地理的原産地に関して消費者を混乱させたり誤解させたりするような手段による原産地表示や商品の表示が含まれることなどが規定される予定である。

他国との国際協定による GI 保護の状況

2015 年に発効したタイ・チリ自由貿易協定⁵⁸は、タイが締結した自由貿易協定として初めて地理的表示産品についての相互保護に関する規定を設けた(第 11.9 条)。同協定では、附属書 11.9 において相互に保護する産品を定め、タイ側の米、野菜・果物、その他食品、ぶどう酒、シルク、工芸品等 38 産品、チリ側のぶどう酒等 85 産品が保護の対象として指定されている。附属書のリストはいずれかの国の要請により追加・削除することができる。

また、タイ政府は 2007 年に日本政府との間で署名した日タイ経済連携協定⁵⁹において、自国の法令及び両国が締結している国際協定の規定により商品に係る地理的表示を保護し、また地理的表示の保護に係る問題について意見を交換する旨定めた(第 134 条)。その後、2017 年にはタイ商務省知的財産局と日本農林水産省は地理的表示分野での協力を開始することに合意しており、1) 相互の地理的表示保護の法規や運用等についての意見交換、2) 地理的表示産地の相互訪問、及び 3) 地理的表示産品を相互に申請し保護する試行的事業の実施について協力を開始している⁶⁰。

中国との間でも、2013 年に、「中国・タイ国地理的表示協力覚書」を締結し、両国の地理的表示分野における協力・交流を行っている。

⁵⁷ 2023 年 12 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日までの間、改正草案についてパブリックコメントの募集が行われた。

⁵⁸ 協定本文: http://www.sice.oas.org/Trade/CHL_THA_Final/CHL_THA_Index_PDF_e.asp

⁵⁹ 協定本文: <https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/agreement.pdf>

⁶⁰ 農林水産省プレスリリース「タイの地理的表示(GI)分野での協力について」(平成 29 年 3 月 22 日)

②商標法

タイにおける商標権の取得に関する根拠法は商標法である。商標法についても原文はタイ語であるが、DIP が参考英訳を、日本国特許庁が参考和訳を公表している⁶¹。

タイでは商標法において団体商標/証明商標制度が定められているが、基本的には商標登録において地名は識別力を有しないとされているため⁶²、地名と一般品名を組み合わせただけの地理的表示では、一般商標及び団体商標/証明商標として登録できないと考えられている⁶³。また、地理的表示保護法に基づき、地理的表示が既に登録されている場合は、商標法第 8 条第 12 号により団体商標/証明商標として登録することは禁止される。

③消費者保護法・食品法などに基づく表示規制

消費者保護法では、消費者に対する虚偽又は誤認を生じさせる表示を禁止しており(第 47 条)、農産品の表示についても係る規制の適用があり得る。加えて、農産品の表示については、上記に記載した消費者保護法をはじめ、食品法、関連する保健省告示、食品医薬品委員会事務局告示等において関連する法規制が存在する。

7.2 各法制度の比較

下表は、前節で概説した各法制度について、日本の権利者による利用を想定し、登録コストや救済手段の側面から比較評価した表である。

なお、各法制度の登録手続や救済手段の詳細については、次節以降で説明する。

表 7-2 各法制度の比較表

	地理的表示産品保護規定	商標法	消費者保護法
日本からの登録可否	○	○ ※団体商標、証明商標、ともに日本からの登録可能	※登録不要
対象品目	商品	商品・サービス	－
適用される審査基準	－	商標審査基準(No.	－

⁶¹ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou.pdf>

⁶² タイでは、商標登録要件の識別力について、国、地域、州、都市、自治体、村、島、港、海、湖、山、川等の名称、その他公衆に広く認知されている地理的名称は、識別力を有しないとされている(商標法第 7 条第 2 項、及び関連する大臣告示、商務省声明(2016 年 7 月 21 日))。

⁶³ 但し、マーク等と組み合わせて識別力を高めるなどした場合には、商標登録が認められる可能性がある。

		地理的表示産品保護規定	商標法	消費者保護法
			3534/2625)	
登録に係るコスト (代理人費用を含む)		代理人手数料 約 50,000 バーツ 登録料 約 3,200 バーツ	代理人手数料 約 12,000 バーツ 登録料 約 1,000 バーツ	－
登録による効果		GI に関する排他的な権利が認められる(後述)。	商標に関する排他的な権利が認められる(後述)。	－
日本から申請・出願する場合の留意事項(追加的資料や、審査期間)		外国の団体等がタイで地理的表示登録を申請する場合、母国において登録された申請人と完全同一の名の下に出願されなければならない。 必要書類について真正な翻訳であることが先制されたタイ語翻訳を併せて提出する。	タイ国内に居住していない出願人は、出願に当たって、タイ国内の代理人を選任しなければならない。	－
侵害に対する救済手段	民事	あり ・判断基準は統一されていない可能性があり、裁判結果の予見可能性が低い。	あり ・差止/損害賠償請求可能。	なし
	行政	なし	税関における差止めの対象となる。	通報
	刑事	あり 侵害者に対する抑止力が最も高いが、時間とコストがかかる。	あり 侵害者に対する抑止力が最も高いが、時間とコストがかかる。	なし

	地理的表示産品保護規定	商標法	消費者保護法
総合評価	○ ・類似商標の登録を阻止できる。 ・摘発の実例が少ない。	◎ ・刑事的救済制度を有する ・地理的表示産品の保護と比較して、各救済制度についての法規定がより整備されている。	△ ・規定はあるが、実例が確認できず、権利行使のハードルはやや高い。

GI 登録申請と商標出願の傾向

上記の表のとおり、商標に基づく方が権利行使はしやすい傾向にあるため、まずは商標登録を検討することが望ましい。一方で、地理的な表示を含む場合には、商標として登録が認められない可能性があるため、その場合は地理的表示の登録を検討するという流れになることが多い。

7.3 GI における登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件

(1) 登録・保護対象

登録・保護対象(法第3条、第6条)

対象商品は、「天然物であれ、農産物であれ、販売・交換・譲渡が可能な動産を意味し、手工芸品、業製品を含む。」と定義されている。

また、外国の産品も登録の対象となるが、以下の2つの追加要件を満たすものでなければならない。

(a) その地理的表示が当該国の法令の下で保護を受ける資格があることの明確な証拠

(b) その地理的表示がタイにおける登録申請日まで継続して使用されてきていることの明確な証拠

(2) 登録要件

品質特性(法第3条)

地理的表示保護法において、地理的表示は、「原産地の呼称又は表現に使われる名称、記号又はその他の事物であり、当該の原産地に由来する商品について、その商品の特定の品質、社会的評価、また特性がかかる原産地に帰せられるものであることを識別可能とするようなもの」と定義されている。

申請人の要件(法第7条)

申請人の要件については以下のとおり規定されている。

- (a) 政府機関、国家機関、国営企業、地方政府組織又はその他法人格を持つ公的機関であって、その管轄の及ぶ地域が当該商品の原産地を含むもの
- (b) 自然人、団体又は法人であって、地理的表示が使用される商品に関わる商業に関与し、及び当該商品の地理的表示の地域に居住するもの
- (c) 地理的表示が使用される商品を消費する消費者により構成される集団又は組織

また、タイ国籍を有していない者が外国の地理的表示の登録申請を行う場合、次のいずれかの資格を有していなければならない。

- (a) タイ王国も加盟している地理的表示保護についての国際条約又は協定の締約国の国籍を有していること
- (b) タイ国内、又はタイ王国も加盟している地理的表示保護についての国際条約又は協定の締約国内に、住所又は実際の事業所を有していること

なお、法律には明確に規定されていないものの、知的財産局地理的表示課 (Geographical Office) の通例によれば、外国の団体等がタイで地理的表示登録を申請する場合、母国において登録された申請人と完全同一の名の下に申請されなければならない。

対象地域

地理的表示保護法において、「原産地」とは、国、領土、地方及びその地域にある場所を意味し、海、湖、川、水路、島、山、その他類似の性質を持つ地域も含むもの」とされている。

(3) 申請手続

地理的表示を登録するには、商務省知的財産局又は商務省傘下の県商務局に登録申請を行う。

申請に当たっては、以下の内容を含む地理的表示登録申請書⁶⁴にタイ語で記入の上、申請人又はその代理人による署名を付して提出する⁶⁵。

- (a) 申請者についての詳細
- (b) 原産地を表すために用いる名称、記号又はその他の事物
- (c) 地理的表示が使用される商品の説明
- (d) 地理的表示が使用される商品の特定の品質、社会的評価、性状又は特性についての詳細
- (e) 地理的表示が使用される商品と当該原産地との関係を示す詳細
- (f) 原産地の所在についての詳細
- (g) 登録を意図する地理的表示の商品ラベルへの使用を示す詳細

また、申請に当たっては以下の書類を添付する。

- (a) 身分証明書の写し
政府機関等の場合：国家公務員の身分証若しくは機関の長としての任命状
法人の場合：申請日から6カ月以内に発効された法人設立証明書
個人・団体の場合：IDカード、政府が発行した身分証明書、パスポート等
- (b) その地理的表示を使用する商品の写真
- (c) その地理的表示を使用する製品ラベルの原本、複写又は写真

外国の地理的表示については、上記に加え、その地理的表示が当該国の法令の下で登録され、保護されていることを示す明白な証拠（登録証等）を提出する必要がある。外国語の情報、書類、証拠を提出する場合には、翻訳者による真正な翻訳であることが宣誓されたタイ語訳を合わせて提出する。また、外国の団体等が代理人を通じてタイの地理的表示登録に申請を行う場合、署名・公証された委任状及び、代理人の身分証明証の写しの提出が必要である。

⁶⁴ 知的財産局ウェブサイト(<http://www.ipthailand.go.th/th/gi-008.html>) からダウンロード可能。

⁶⁵ 「登録申請、公示、異議申立て及び答弁書の提出、上訴、及び地理的表示登録の修正又は取消に関する規則及び手続についての省令」及び知的財産局ウェブサイトを元に記載。

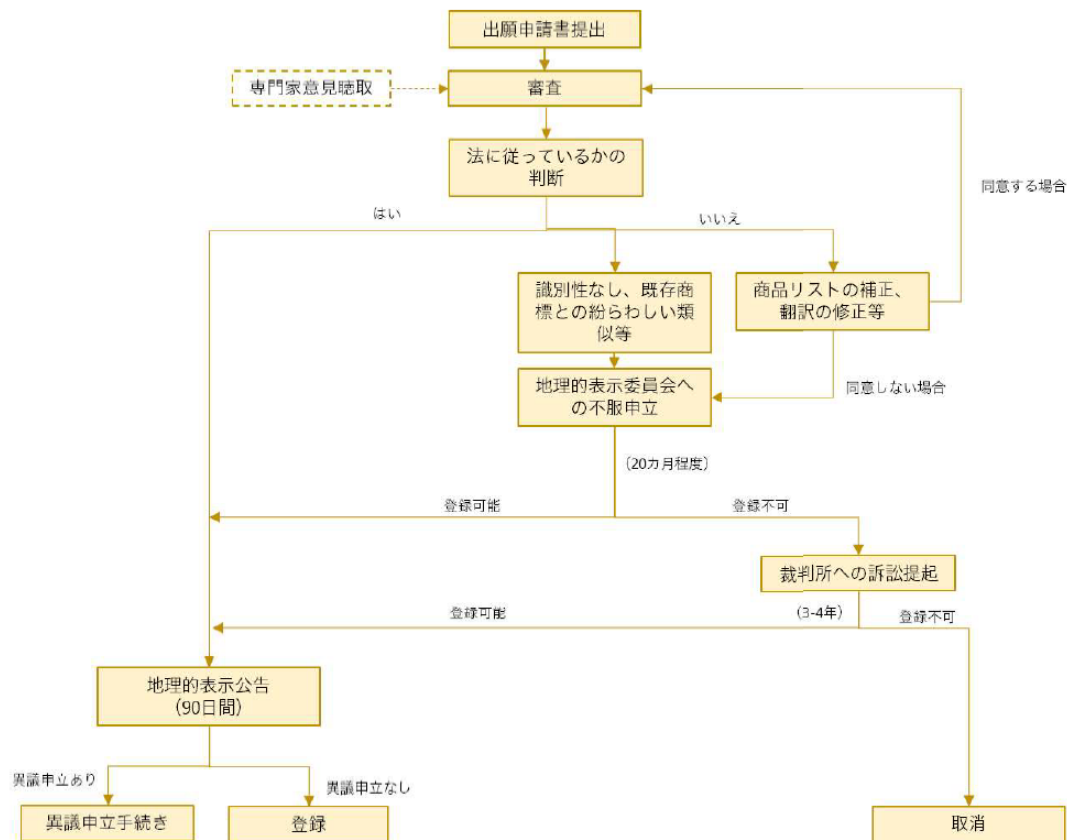


図 7-1 タイの地理的表示保護法に基づく地理的表示登録手続の流れ

タイにおいて申請された GI 登録申請を調査する方法及びその際の留意点

地理的表示のリスト及び登録前の異議申立期間にあたる公告は知的財産庁のウェブサイト(タイ語のみ)から確認できる。なお、拒絶理由、異議手続等の審理状況、裁判手続における審理状況等は、原則として確認できない。

①地理的表示のリスト

地理的表示一統計＞登録済み地理的表示

<https://www.ipthailand.go.th/th/gi-015.html>

<https://www.ipthailand.go.th/th/gi-015/item/staticgiregistration.html> (2023 年 10 月 31 日時点)

②地理的表示の公告

<https://ipthailand.go.th/th/%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A8%E0%B9%82%E0%B8%86%E0%B8%A9%E0%B8%93%E0%B8%B2.html>

費用

現地法律事務所へのヒアリングによれば、登録に関する手数料の参考例は以下のとおりである。

申請の代理人手数料は約 50,000 バーツ(当局に納付する登録手数料 500 バーツ、7%の付加価値税と経費を除く)、登録に要する料金(代理人費用を含む。)は 3,200 バーツ(7%の付加価値税と経費を除く)となる。さらに、関連書類のタイ語翻訳を作成するための手数料として、1 ページあたり約 800～1,000 バーツ(7%の付加価値税と経費を除く。)がかかる。

所要期間

地理的表示が、申請から登録に至るまでの所要期間としては、一般的に 1 年～2 年程度である。

(4) 登録後の使用に関する要件等

GI 登録された名称を使用するための要件

地理的表示法においては、いずれかの商品で地理的表示の登録があった時、当該商品の原産地に所在するその商品の生産者は、又はその商品に係る取引業者は、登録官が定めた要件に従い登録された地理的表示を使用する権利を有するとされる(地理的表示法第 25 条)。

品質管理の仕組み(※例えば、第三者機関による検査を必要とするのであればその手続や適用される審査基準等)

生産者団体等が登録要件に従わずに地理的表示を使用した場合、登録官はその者に対し、定められた期間に要件に従うよう通知書をもって通知する。当該期間内に相当の事由なく要件に従わなかった場合、登録官は文面でその者の地理的表示の使用中止を命じることができる。このとき使用中止期間は命令通知を受けた日から 2 年以内とする。地理的表示の使用中止命令を受けた者は、命令通知を受けた日から 90 日以内に、登録官の命令に対する不服を委員会に申し立てる権利を有する。

委員会が不服申立てに決定を下した時、当該者が委員会の決定に同意しないのであれば、その決定通知を受けた日から 90 日以内に裁判所に訴え出る権利を有する。当該期間内に訴え出なかった場合、委員会の決定は確定したものとみなす。

なお、名称(保護されている地理的表示)の使用義務はない。

GI マークの使用要件

上記の改正地理的表示法においては、登録された GI 製品に使用する「タイ GI シンボル」と、GI 製品を原材料として含む製品に使用する「GI 促進シンボル」があり、これらのシンボルは DIP が許可した場合のみ使用できるとされる。

GI マークの使用義務は特段規定されていない。また、GI 登録産品全体における GI マークの使用割合に関する公表データは存在しない。

(5) GI 制度の普及の程度及び政府関連機関等による地理的表示保護制度に関する啓発活動

DIP は「一県一GI 産品」イニシアチブを推進しており、積極的なプロモーションを展開するなど、地理的表示製品の促進と市場の拡大を目指している。例えば、2023 年も、GI 保護 20 周年を記念してセミナー、GI 登録の重要性を強調する展示会、東南アジアの IP Key や EUIPO など様々な関係者と協力したバーチャルワークショップなど、様々な活動を行っている。それらの状況は、下記の公式ウェブサイトや Facebook で頻繁に発信されている。なお、GI 制度の認知度を示すデータは公表されていない。

DIP 公式ウェブサイト:

<https://www.ipthailand.go.th/th/dip-news.html>

DIP GI Thailand の Facebook ページ:

<https://www.facebook.com/profile.php?id=100064524198958>



(出典) DIP GI Thailand Facebook

7.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件⁶⁶

(1) 概要・登録要件

保護の対象となる商標は、①識別力があり、②商標法に基づいて登録が禁止されておらず、かつ、③他人が登録した商標と同一又は類似でない商標とされる(商標法 第 6 条)。証明商標及び団体商標も登録の対象となり、それぞれのタイ商標法における定義は以下のとおりである。

証明商標

「証明商標」とは、商品の出所、成分、製造方法、品質若しくは他の特徴、又はサービスの性質、品質、種類若しくは他の特徴を証明する目的で、その所有者が、他人の商品又はサービスに関して使用されることを同意した商標を意味する(商標法第 4 条)。証明商標は、商標として保護の対象となっており、一部提出書類や手続等は異なるものの、原則として通常の商標と同様に登録することができる(商標法第 81 条)。但し、証明商標の権利者は、自己の商品又は役務に関して当該証明商標を使用することはできず、第三者に商品又は役務に関して証明商標の使用を許可する際には、証明商標権者の署名を付した書面で行わなければならない(商標法第 90 条、第 91 条)。証明商標の例は以下のとおりである⁶⁷。

【例】



(ジャスミン米の保証)



(安全農業生産工程の保証)



(イスラム食品の保証)

団体商標

「団体商標」とは、同じグループの会社、企業、協会、社団、協同組合、連名、同盟、個人の集まり又は他の民間若しくは政府団体が使用する若しくは使用を意図する商標を意味する(商標法第 4 条)。団体商標も、商標として保護の対象となっており、原則として通常の商標と

⁶⁶ 参考: 日本貿易振興機構バンコク事務所「タイ模倣対策マニュアル」(2022 年 3 月)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/th_mohou_202203.pdf

⁶⁷ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou_kijun.pdf

同様に登録することができる(商標法第 94 条)。団体商標の例は以下のとおりである⁶⁸。

【例】



(Siam セメントグループ)



(MiTR PHOL グループ)



(SANTIBURI グループ)

(2) 出願手続

出願人の要件

商標法には、商標権の出願人の要件は特段定められていないが、商標権の出願を行うためには、出願人又はその代理人がタイにおいて連絡のとれる事務所又は住所を有していなければならない(商標法第 10 条)。したがって、タイ国内に居住していない出願人は、出願に当たって、タイ国内の代理人を選任しなければならない。なお、特許権等と異なり、代理人は、タイ国内に居住していれば良く、DIP 長官に登録された特許代理人の資格を有している必要はない。

代理人を選任する場合には、出願の際に委任状を提出する必要がある、外国法人又は外国人による委任状は、原則として、出願人の国の領事又は出願人の国の法律により署名認証権限を付与された公証人による公証が必要である(商標規則第 5 条)。また、委任状がタイ語以外の言語で作成されている場合にはタイ語の翻訳文に、翻訳者の認証を付して提出する必要がある(商標規則第 8 条)。

審査

提出書類の書式が正しいか、必要書類が揃っているかといった方式的な要件の他、指定商品又は役務記述の登録可否判断、識別力の判断、先行商標との類否判断が行われる。

拒絶理由通知

審査の結果、指定商品又は役務記述等に対する補正命令、権利不要求(ディスクレーマー)命令等が発出された場合、出願人は命令受領から 60 日以内に登録官へ応答する必要がある(延長不可)。期日内に応答しない場合、放棄とみなされる。

⁶⁸ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou_kijun.pdf

拒絶命令

審査の結果、識別力の不足、又は先行商標と同一若しくは類似するとして拒絶命令が発出された場合、出願人は拒絶命令受領から 60 日以内に商標委員会へ審判請求を行う必要がある（請求日の延長は不可、商標法第 16 条）。期日内に応答しない場合、放棄とみなされる。

早期審査制度

DIP は、2021 年より、商標出願の早期審査制度である「ファーストアクション・ファストトラック」制度を導入している。同制度では、以下の要件を満たす商標出願は、自動的に早期審査の対象となり、審査官は、出願日から 6 か月以内に最初の審査結果（ファーストアクション）を出願人に通知しなければならない。

- ① 指定商品・役務の合計数が 50 以下であること
- ② DIP が指定する指定商品・役務を選択していること
- ③ 補正、譲渡又は使用による識別力の取得が請求されていないこと

商標委員会への審判請求

拒絶命令に不服があれば、商標委員会に審判請求をすることができる。拒絶命令の内容が解消された場合は審査に係属する。

裁判所への提訴

商標委員会への審判請求によっても問題が解消されなければ、タイ中央知的財産国際貿易裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court 以下「CIPITC」という。）へ提訴することになる。

公告

審査の結果、登録すべきと判断された場合は公告される。第三者は、公告から 60 日以内に異議申立てをすることができる。

登録料支払命令

異議申立期間中に第三者による異議申立てが無ければ登録料支払命令が発出される。出願人は命令受領から 60 日以内に登録料を支払う必要がある。支払わなかった場合、放棄とみなされる。

商標登録証の発行

登録料の支払により登録番号が付与され、商標登録証が発行される。

タイにおいて出願された商標を調査する方法及びその際の留意点

DIP のウェブサイト (<https://www.ipthailand.go.th/th/home.html>) にて公開されている DIP データベースを利用して商標データベースにアクセスすることが可能である。詳細を確認するためには、現時点ではタイ語で確認する必要がある。なお、拒絶理由、異議手続等の審理状況、裁判手続における審理状況等は、原則として確認できない。



(出典) DIP のウェブサイト

費用

現地法律事務所へのヒアリングによれば、登録に関する手数料の参考例は以下のとおりである。

一商標一区分 ※個別出願の場合		
出願段階		
代理人手数料	官庁手数料	
12,000 バーツ	1-5 件	5 点以上
	1,000 バーツ/1 商標/1 区分	全品 9,000 バーツ/1 区分
登録段階		
代理人手数料	官庁手数料	
4,000 バーツ	1-5 件	5 点以上
	600 バーツ/1 商標/1 区分	全品 5,400 バーツ/1 区分

所要期間

商標が、申請から登録に至るまでの所要期間としては、一般的に 1 年半～2 年程度である。但し、上記のとおり、早期審査により早めることが可能である。

(3) 登録後の使用に関する要件等

商標の権利期間は出願日から 10 年であり、その後 10 年ごとに更新することができる。商標の使用義務は特にないが、3 年間使用がない場合には不使用取消しの対象となる(商標法第 63 条)。

(4) GI 制度と商標制度の関係

地理的名称を商標法上の商標と地理的表示保護法上の GI の両方として登録することは、以下の理由から不可能と考えられる。

第 7 条第 2 項第 1 号によれば、商標は、商品の文字又は品質を直接記述するものであってはならず、かつ、大臣の指定する地理的名称であってはならない。したがって、地理的名称は、(i) 商品の地理的原産地を記述するものである場合、又は、(ii) 大臣が指定する地理的名称である場合のいずれについても、商標として登録することができない。後者については、商務部発行の「地理的名称に関する省令告示」に、以下の地理的名称は本来商標として登録できないと規定されている。

- ①国、国のブロック、地域、行政区の名称
- ②大陸、領土、主権国家、都道府県、郡、首都の名称
- ③海の名称
- ④その他一般に知られている地理的名称、例えば特別地方行政区、半島、海、湾、島、湖、山、川、州、港、地区、通りの名称など

上記には、略称、旧称、一般に呼ばれる名称を含み、正式名称に限定されない。

一方、その名称が非地理的名称である場合、商標として登録することはできるが、GI として登録することはできない。同法第 4 条は、「地理的表示」を「地理的原産地を称呼し、又は表示するために使用される名称、記号その他の物であって、当該地理的原産地に由来する商品が当該地理的原産地に起因する特定の品質、評価又は特性を有する商品であることを識別することができるもの」と定義している。DIP は、このような定義に基づき、タイにおいて地理的表示として保護されるのは、地理的位置の名称のみであると解釈している。

したがって、タイにおいては、地理的表示と商標が併存することは原則として難しい。

(5) 商標権者と GI 登録生産者団体との間の紛争事例

■ 案件情報

対象 GI: パルミジャーノ・レッジャーノ

出願人: 米国のチーズ製造会社

異議申立人: イタリアのチーズ製造会社コンソーシアム

出願人は「KRAFT 100% GRATED PARMESAN CHEESE」の商標を出願した。これに対して、異議申立人は、対象商標には「PARMESAN」という英単語が含まれており、これはタイで既に登録されている GI、すなわち「Parmigiano Reggiano」と同等の名称であるとして、以下の理由に基づいて異議を申し立てた。

- (i) 第 8 条第 12 号に基づき登録 GI を構成すること
- (ii) 第 8 条第 13 号に従い、商品の種類、原産地、又は所有権に関して公衆を誤解させること
- (iii) 商標法第 8 条第 9 号及び地理的表示法第 27 条に基づき、公衆を誤認させる意図による出願人の悪意により、公序良俗及び公序良俗に反すること

■ 判断

登録官はこの商標を受理し、登録 GI は「PARMESAN」ではなく「Parmigiano Reggiano」であり、商品の種類、原産地、所有権について混同や誤解を招くことはない。また、公序良俗に反するものでもないとして、異議申立てを却下し、出願人の標章は登録 GI を構成しないと判断を示した。

GI 登録生産者団体は審査官の決定を不服として商標委員会に上訴した。委員会は、商標は識別力がないため拒絶されるべきであるとする予備的意見を出した。しかし、商標委員会が最終決定を下す前に、出願人は出願を取り下げた。

■ 案件情報

対象商標: ASIAGO

出願人: 米国のチーズ製造会社

異議申立人: イタリアのチーズ製造会社のコンソーシアム

出願人は、「BELGIOIOSO ASIAGO」の商標を出願(但し「ASIAGO」についてはディスクレーム⁶⁹⁾したところ、異議申立人より異議が出された。異議申立人は、この商標には

⁶⁹ 商標の構成中に識別力のない文字や図形等の要素が含まれている場合、その要素については独占排他的権

「ASIAGO」の文字が含まれており、これは(タイを除く)様々な外国で登録されている GI であるとして、異議を述べた。もっとも、この GI はタイでは登録されていなかったため、以下の理由が主張された。

- (i) 第 8 条第 13 号に従い、商品の種類、原産地、又は所有権について公衆に誤解を与えること
- (ii) 商標法第 8 条第 9 号及び地理的表示法第 27 条に基づき、公衆を誤認させる意図による出願人の悪意により、公序良俗及び公序良俗に反すること

■判断

登録官は以下の理由により、対象商標を拒絶した。

ディスクレームがあるとしても、「ASIAGO」は依然として標章の目立つ部分として表示されている。これは、商品の品質又は原産地について消費者を誤解又は混乱させる可能性がある。さらに、出願人は「ASIAGO」を標章の一部として採用したことについて自身の善意を証明できない。したがって、出願人の標章の商標登録は、商標法第 8 条(9)及び第 8 条(13)に基づき、禁止される。

出願人は登録官の決定を不服として商標委員会に上訴した。しかし、商標委員会は出願人の上訴を却下し、登録官の決定を支持した。

■案件情報

対象 GI: スコッチ・ウィスキー

出願人: タイのアルコール飲料製造会社

異議申立人: アルコール協会

出願人は「SCOTCH BLACK」の文字を含む商標を出願した。異議申立人は、対象商標には「SCOTCH」の文字が含まれており、これはタイで登録された GI である「SCOTCH WHISKY」の一部であるとして、以下の理由に基づき異議を申し立てた。

- (i) 第 8 条第 12 号に基づき、登録 GI を構成すること
- (ii) 第 8 条第 13 号に基づき、商品の種類、原産地、又は所有権に関して公衆を誤解させること
- (iii) 商標法第 8 条第 9 号及び地理的表示法第 27 条に基づき、公衆を誤認させる意図による出願人の悪意により、公序良俗及び公序良俗に反すること

■判断

登録官は以下の理由により、対象商標を拒絶した。

出願人の「SCOTCH BLACK」の使用は、出願商品がスコットランド産であることを証明することなく、スコットランドで製造された黒いウイスキーの意味を伝えている。したがって、出願人の標章は、商品の種類、原産地、所有権について公衆を誤認させるおそれがあり、商標法第 8 条第 13 号により禁止される。

7.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)⁷⁰

タイでは知的財産権の侵害があった場合、まずは権利者若しくはその弁護士が侵害を行った者に対して警告書を送るのが一般的である。特に、侵害が必ずしも明確でない場合には、示談や調停による解決を図ることが有効とされる。警告書を送っても示談・調停に至らなかったり、侵害行為が継続したりした場合には、権利者は警察に告訴するか、裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(1) 地理的表示産品保護規定に基づく保護

保護の対象となる違法行為

地理的表示保護法では、以下の行為が侵害行為とみなされる(地理的表示法第 27 条)。

(a)他者に対して、登録出願において指定された原産地に由来しない商品を、当該原産地に由来する商品であるかのように見せ、又は誤認させるおそれがある地理的表示の使用

(b)商品の原産地及び当該商品の品質、社会的評価又はその他の特性に関して誤認若しくは混同を生じさせるおそれがある方法による地理的表示の使用で、その結果として他の業者に損害を与えるもの

特定商品として指定されている米、絹、ぶどう酒及び蒸留酒については、追加的保護が導入されており、登録申請において示された原産地に由来しないものに対する当該地理的表示の使用は、使用者がそれらの商品の真の原産地も併記している場合、又は何らかの表現若しくは行為によりそれらの真の原産地を示している場合であっても、侵害とみなされる(法第 28 条)。

⁷⁰ 参考: 日本貿易振興機構バンコク事務所「タイ模倣対策マニュアル」(2022 年 3 月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/th_mohou_202203.pdf

違法行為に対する救済手段

地理的表示保護法では、不正使用に関する調査等の事後管理については特段の規定が設けられていない。一般的には、模倣品に対する行政的救済は商務省知的財産局の知的財産権侵害予防・抑制課及びタイ警察の下に設立されたタイ経済警察が管轄している。

対象商品の販売者を特定できた場合の商標権侵害の一般的な対応策については、以下の選択肢が考えられる。

①警告書送付

任意の対抗措置として考えられる手段は、侵害者に対して警告書を送付し、自主的な模倣品販売の停止等を求めるものである。

これらの手段は、侵害者が権利者からの要請に応じる限りは、低コストで迅速な対応ができるというメリットがある。一方、侵害者が任意に応じなければ、自力救済は認められていないため、以下②③を検討する必要がある。

②刑事摘発

警察に対して相手方の刑事摘発を申し出る方法もある。しかし、警察の傾向として、重大事件、組織的事件など刑事事件として扱うのに合理的といえる事件のみを受理することがあり、そのような規模の案件であるかについて検討が必要である。

DIP 内には、知的財産権侵害を受けた被害者からの申立てを受理する権限を有する知的財産権侵害対策局 (Anti-Intellectual Property Infringement Office) が存在する。

模倣品を始めとした知的財産権侵害を受けた場合、被害者は、知的財産権侵害対策局に対して、捜査及び捜索・差押えの申立てを行うことができる。知的財産権侵害対策局は、申立ての内容を精査し、必要があれば被害者に対して追加の証拠や情報等の提出を求めた上で、警察又は法務省特別捜査局 (Department of Special Investigation) (DSI) に対して捜査又は捜索・差押えの実施を求めることができ、必要に応じて実際の捜索・差押えに立ち会うこともできる。

このように、知的財産権侵害を受けた被害者は、知的財産権侵害対策局に対して申立てを行うことができるものの、知的財産権侵害対策局自体には捜査権限はなく、そのための人員も有していないため、実際の捜査活動は警察又は DSI が行うこととなる。下記のとおり、被害者は、警察や DSI に対して、直接捜査実施の申立てを行うこともできるため、知的財産権侵害対策局を通じて捜査を求める必要性は低いものの、特許権侵害等、知的財産権に関する高度な知識・判断が求められる事案の場合には、当初から DIP に関与してもらうことで円滑な捜査の実施が期待できる。

刑事訴訟の場合、権利者による告訴若しくは警察の職権による摘発に基づき、CIPITC における刑事裁判が行われる。権利者による告訴の場合、侵害行為に関する全ての証拠を警

察に提出し、警察の合意を得なければならない。地理的表示の権利侵害への刑事罰は、懲役はなく、罰金の支払となる。地理的表示の不正使用に対しては、地理的表示法第 39 条及び第 40 条により、20 万バーツ未満の罰金に処される。判決までには通常約 6～9 カ月を要する。

③民事訴訟

権利者は侵害者に対して損害賠償等を請求するために、裁判所に民事訴訟を提起することができる。

タイでは、1997 年に、知的財産権に関連する民事及び刑事裁判を専門に審理する CIPITC が設立され、知的財産権に関する民事裁判は CIPITC で審理される。

CIPITC における審理廷は、2 名の法律知識を有する判事と 1 名の技術知識を有する判事補の 3 名で構成され、多数決によって判決が決定される(CIPITC 法第 19 条)。

民事訴訟で認定される賠償額は訴訟に要する費用よりも低いことが多く、侵害者が多大な利益を得ている場合でない限り、民事訴訟は推奨されない。民事訴訟は、CIPITC に提起し、差止めと損害賠償を求めることが可能である。損害賠償を求める場合、実際の損害を立証する必要がある。その際、原告は侵害者の売上に基づいて損害を立証することはできず、侵害により被った損害を立証しなければならない。判決まで通常約 1～2 年程度を要する。

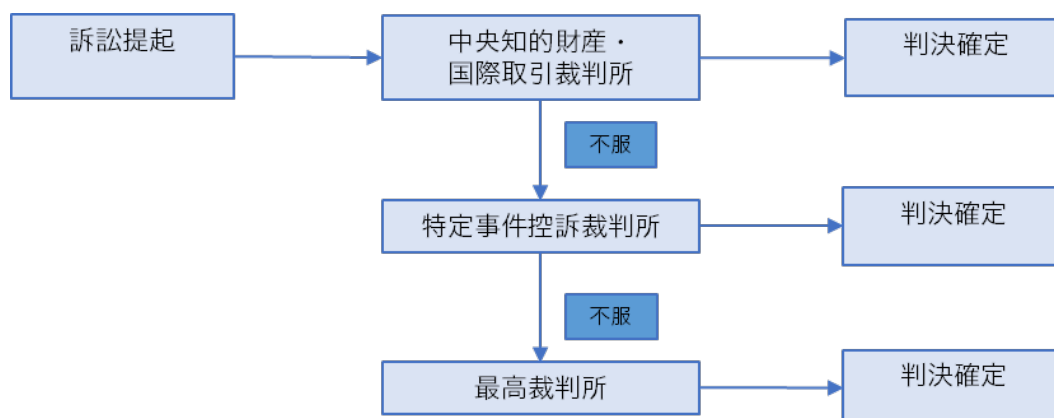


図 7-2 CIPITC での審理の流れ

GI 制度に関する違反への調査及び取締状況

タイ経済警察は、権利者からの情報、要請又は職権に基づき摘発・差押えを行う。また、タイ政府は模倣品等の取り締まりを行うため、2016 年に省庁横断的な知的財産権侵害委員会を設置しており、同委員会の取り組みの一環としてタイ経済警察が著名なマーケットを中心に大規模な模倣品取り締まりを行っている。代表的事案については下記 7.7.2 を参照されたい。但し、公表資料からは GI に関する実際の処分例は確認できなかった。

(2) 商標権に基づく保護

商標権についても、刑事摘発と民事訴訟は原則として上記(1)と同様の保護になる。商標権については税関差し止めの制度もある。なお、公表事例で、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。

税関差し止め

商標権の場合、権利者が、侵害対象となり得る商標を事前に税関に登録することにより、模倣品の差し止めを促す方法がある⁷¹。

2022 年 8 月 4 日に商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入及び通過に関する税関通達が発行され、これまで税関登録は DIP に対して行われていたところ、税関に直接連絡することとなった⁷²。具体的な手続は以下のとおりである。

- ①税関職員が、国境において、税関登録された商標権又は著作権の模倣疑義品が含まれている貨物を発見した場合、当該物品を一時的に差し止めた上で、税関登録された権利者又は代理人に電話又は文書で連絡する。
- ②連絡を受けた権利者又は代理人は、税関からの連絡後 24 時間以内に税関に出頭し、当該物品の検査を行い、当該物品が模倣品であるかを検討した上で、模倣品であると判断した場合には、当該物品の没収を申請しなければならない。
- ③権利者又は代理人から没収の申請があった場合、税関は申請内容を確認し、模倣品であることが明確である場合には、当該物品を没収する命令を下す。税関では模倣品か否かを判断できない場合には、税関は、DIP に対して意見を求めることができる。税関が、当該物品が模倣品でないと判断した場合又は模倣品であると断定できない場合には、当該物品の差し止めを解除し、物品を開放する。

⁷¹ 税関は、権利者による商標の登録がなくとも、その裁量によって自発的に模倣疑義品の検査等を行うことができる(Export and Import of Goods Act B.E. 2522 (1979) 第 16 条及び第 17 条)。もっとも、税関職員が知的財産権を侵害している模倣品であるか否かを判断するのは容易ではないことから、かかる職権による差し止めはあまり機能していない。

⁷² <https://thaiipr.customs.go.th/ipr-app/#/login>

費用(商標権侵害)

	民事訴訟	刑事告訴	税関での輸出又は輸入差止
代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)	USD10,000～	USD3,000～10,000	USD1500/1 件登録

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

冒認商標に対する対抗手段⁷³

冒認出願に対しては、審査段階での異議申立て、商務省の機関である商標委員会に対して取消請求を行うことができる。CIPITC への提訴も可能である。

異議申立て

60 日間の出願公告期間内に、何人も、登録が許可されていない商標であるとして(先行登録商標と混同が生じるほど類似している等)、商標登録官に対して異議申立書を提出して異議申立てを行うことができる(商標法第 35 条)。

取消請求

- ①利害関係人又は登録官は、商標が登録時に第 8 条に規定する不登録事由に該当する場合(公序良俗に反する場合、タイでの登録の有無にかかわらず、大臣通知で定める周知商標と同一又は商品の出所について公衆に混同を生じさせるおそれのある類似商標の場合)などの事由がある場合、当該商標登録の取消しを請求できる(商標法第 61 条)。
- ②何人も、商標が公序良俗に反すると判断する場合は、当該商標登録の取消しを請求できる(商標法第 62 条)。

不使用取消し

利害関係人又は登録官は、当該商標が請求前 3 年間使用されておらず、商標を使用する意思がなく、実際に商標が使用されていないことを証明できる場合は、商標委員会に対して登録の取消請求をすることができるとしている。但し、商標権者は商標の不使用が特別な事情によるものであることを証明することで取消しを免れることができるとしている(商標法第 63 条)。

⁷³ 参考: 日本貿易振興機構バンコク事務所「ASEAN 主要国における冒認商標出願の実態調査」(2020 年 3 月)
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/document/index/asean_jittai.pdf

訴訟

さらに、上記対抗手段に不服がある場合には、裁判所に訴訟を提起することが考えられる。

なお、農林水産物又は食品に関する冒認商標の事案については、7.4(5)を参照されたい。

費用(冒認商標)

	異議申立て	不使用取消 審判	無効審判	訴訟
代理人費用 (裁判所、当局等への納付を含む。)	USD1,000～ 3,000 程度	USD1,000～ 3,000 程度	USD2,000 ～7,000 程 度	USD 7,000～

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

(3) 育成者権侵害に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用(一般的な代理人費用を含む)

植物品種保護法(B.E.2542)に基づき登録された植物品種に対する育成者の権利を侵害した者は、同法第 64 条に基づき、2 年以下の懲役若しくは 40 万バーツ以下の罰金、又はその両方が科され、上記同様、警察に対して刑事摘発を申し出る方法がある。

また、民事訴訟の提起も考えられる(上記参照)。一方で、育成者権侵害の税関差止めは行えない。

育成者権に基づいて模倣品排除に成功した事案は、公表事例からは確認できなかった。刑事告訴、民事訴訟の権利行使の費用は、事案によってケースバイケースと言わざるを得ないが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。

(4) 我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段としては以下が考えられる。

消費者保護法

第 47 条によれば、商品の原産地、状態、品質、特性について誤解を生じさせる目的で、偽の記載(上記で説明したように、GI の不正使用又は誤用も含まれると解釈される)を含むラベルを広告又は使用した者は、刑事責任、すなわち 6 か月以下の懲役若しくは 5 万バーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。

この場合、消費者保護委員会に苦情を申し立てることもできる。消費者保護委員会は、特別委員会を設置し、又は、消費者の利益を保護するために必要と考えられる他の措置を講ずる。

食品法

消費者保護法とも重複するが、食品の広告について、不適當な品質、効能を偽り、名称で誤解させるような広告は禁ずるとされている(第 40 条)。違反して、食品の広告を行った者は 3 年以下の禁固刑若しくは 3 万バーツ以下の罰金が科され、又は併科される(第 70 条)。

食品の効能、品質をラジオ、テレビ、映画、新聞その他の方法で広告を出す場合、事前に許可者の審査を受けなければならないとされており(第 41 条)、違反がある場合、対象商品の製造、輸入、広告を停止できると規定されている(第 42 条)。

食品法では、「偽装食品」を製造、販売のために輸入、又は販売することを禁ずる(同法第 25 条)。

そして、「偽装食品」は以下のものを含むとされる(食品法第 27 条)。

- (1)一部他の材料で取替えられた、一部又は全部悪化した部分を取除いて、本物として販売、本物の名称を付けて販売される食品
- (2)偽の材料、食品で本物として販売される食品
- (3)秘密裏に劣化したものを隠す目的で製造した食品
- (4)品質、分量、効能、製造地、国を誤認させるラベルを付けた食品
- (5)第 6 条の(2)又は(3)に定める大臣が告示した品質規格に合わず、検査の結果が最低又は最高より 100 分の 30 以上超過又は不足している食品、品質及び規格が異なり危険及ぼす食品

偽装食品を製造、販売のために輸入、又は販売していた場合、6 か月から 10 年以下の禁固刑及び 5 千バーツから 10 万バーツの罰金を科される(食品法第 59 条)。

加えて、食品法では、食品に表示されるラベルの内容について規定すると定め(同法第 6 条 10 項)、具体的には、保健省告示第 386 号において、製造者の文言、輸入者の文言等を明記すべきと規定している(第 6 条)。食品の製造者や輸入者を偽っていた場合はこの規定に違反すると解する余地があると考ええる。この規定に違反した者は 3 万バーツ以下の罰金を科される(第 51 条)。

上記について、公表事例で、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。

また、本件に係る対抗手段(民事訴訟、刑事告訴)に要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。なお、税関による差し止めは適用されない。

(5) 遺伝資源、営業秘密、ノウハウ等の不正使用事案に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差し止めを含む)と各対抗手段に要する費用

営業秘密

タイにおいて、営業秘密は、「営業秘密とは、未だ一般に公表されていない営業情報、又は営業情報に通常触れることのできる者が、未だアクセスすることのできない情報をいう。但し、当該情報が秘密であることによって商業的価値がもたらされ、当該情報の管理者が秘密を保持するために適切な手段を講じていなければならない。」と規定されている(営業秘密法第 3 条)。営業秘密として保護されていたノウハウ等が漏洩したといえる場合には、民事訴訟(差し止め、損害賠償)又は刑事措置を実施することが考えられる⁷⁴。

遺伝資源

遺伝資源は、植物新品種保護法に基づく保護を受ける。登録がなされた場合、育成者は、保護期間内に当該新品種の種子及び繁殖材料を生産、販売、あらゆる方法で頒布、輸出入又は所有する排他的権利を有する(第 33 条)。登録育成者の同意を得ずに第 33 条に基づく行為を行った者は、第 64 条に基づき、禁固刑若しくは罰金又はその両方が科され、第 61 条に基づき、裁判所が適当と認める補償金を育成者に支払わなければならない。

⁷⁴ 詳細については、日本貿易振興機構バンコク事務所「タイにおける営業秘密管理マニュアル」(2021 年 3 月)を参照されたい。https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r2_thailand.pdf

上記について、公表事例で、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。これらの不正使用事案について、民事、刑事による救済手段が考えられるが、それぞれに要する代理人費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。なお、税関による差し止めは適用されない。

7.6 タイに我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む。)、及び、留意すべき点

輸入品は全て税関に届け出なければならない。輸入者は関係当局、例えば保健省食品医薬品局、農務省、水産省から必要な許可を得なければならない。

規制や要件は製品ごとに異なる。関税法(B.E.2560)第 51 条に基づき、製品をタイに輸入する前に、輸入者は物品申告書の提出を含め、関税法を完全に遵守しなければならない。申告を裏付けるために、とりわけ輸入者は必要な輸入許可証又は免許証を提出しなければならない。許可証又は免許証に関する準拠法は、輸入製品の種類ごとに異なる。例えば食品の場合、輸入者は食品法(B.E.2522)第 15 条に従い、食品医薬品局から許可を得なければならない。

品目別の輸入規制に関する情報(輸出手続に関する情報等を含む。)は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の「品目別輸出ガイド」が参考になる。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide.html>

7.7 各制度の利用状況

7.7.1 地理的表示産品の登録状況

2023 年 10 月 31 日現在、タイでは 213 産品が地理的表示登録されている。国内の団体による登録では、米の他、果物・野菜、コーヒー等のその他食品、シルク等の手工芸品等の登録が多い。外国の産品としては、20 産品が登録されている。

※地理的表示産品の確認方法

地理的表示－統計＞登録済み地理的表示

<https://www.ipthailand.go.th/th/gi-015.html>

<https://www.ipthailand.go.th/th/gi-015/item/staticgiregistration.html> (2023 年 10 月 31 日時点)

7.7.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例

テキーラ⁷⁵

2019 年、タイで登録された GI である「テキーラ」の不正使用に関する事件があった。メキシコのテキーラ協会が、様々な店舗やホテルで販売されている偽の酒類製品について DIP に苦情を申し立てた。これらの製品には「テキーラ」と書かれた偽のラベルが貼られていた。しかし、研究所で検査したところ、テキーラ GI の規格を満たしていなかった。DIP はその後、協会代表及び警察と連携し、今後の対応を検討すると発表している。もっとも、民事訴訟や刑事訴訟が開始されたかどうかについては公表されていない。

上記の他、タイの最高裁判所ウェブサイト上の判例検索サイト、文献調査、現地事務所のヒアリング等では、関連する案件は確認できなかった。

7.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体(83 団体)に対して、商標や地理的表示等の申請出願・登録状況についてアンケート調査を実施したところ、地理的表示について登録済み 1 件、申請中 1 件、申請検討中 2 件という回答であった。商標については、出願中 1 件、出願検討中 2 件であった。

⁷⁵ <https://www.tcijthai.com/news/2019/29/current/8894>

8 シンガポール

8.1 農林水産物・食品の名称等の保護に係る法制度のアウトライン

シンガポールでは地理的表示の保護は、①地理的表示法に基づく制度、②商標法に基づく団体商標/証明商標の保護制度、③詐称通用に対するコモン・ロー(判例法)に基づく保護制度の3制度が併存している。なお、シンガポールにおけるコモン・ローとは、原則として過去の判例を法律とする法体系をいう。例えば、ある法的判断を含む紛争が発生した場合、類似した成文法は存在しないという場合には、過去の類似した判例に基づき判断がなされることとなる。

シンガポールは TRIPS 協定に基づく地理的表示保護を含む国際的なルールに即した知的財産保護制度を整えるため、1998 年に地理的表示法を制定するとともに、商標法を改正して団体商標/証明商標の保護とぶどう酒・蒸留酒の地理的表示に対する追加的保護を導入している。また、シンガポールは英米法系に属し、判例法であるコモン・ローに基づく法治体系となっており、地理的表示の侵犯行為は詐称通用にあたるとして、コモン・ローによっても保護される可能性がある(日本の不正競争防止法に類する。)。地理的表示については、知的財産庁(Intellectual Property Office of Singapore)が管轄する。

外国の地理的表示についてもこれらの制度に基づき保護を受けることができる。

表 8-1 シンガポールの地理的表示を保護する制度の概要

		地理的表示法に基づく保護	商標法に基づく団体商標/証明商標の保護	コモン・ローに基づく詐称通用からの保護
マーク		-	-	-
法目的		地理的表示の保護	商標の保護	グッドウィルの保護
農産物名称等の保護に係る関連法規		地理的表示法 地理的表示規則	商標法 商標規則 商標国際登録規則	コモン・ロー
主管機関	登録	知的財産庁	知的財産庁	知的財産庁
	法執行	税関、裁判所	税関、警察、裁判所	裁判所
備考		登録が無くても一定の保護有り		

① 地理的表示保護法

シンガポールは 1998 年に現行の地理的表示法の前身となる旧地理的表示法を制定した。旧地理的表示法は、地理的表示の保護について規定したもので、シンガポール独自の登録制度は設けていなかった。

2010 年から開始した EU・シンガポール自由貿易協定(EUSFTA) の交渉が 2014 年 10 月に大筋合意に至る過程で、シンガポールは協定の発効に備えて新しい地理的表示法を 2014 年 5 月に制定し、同法において、地理的表示の登録制度が創設されることになった。

改正を経て、現在の地理的表示法においては、地理的表示を「(a) 当該地域が適格国⁷⁶又は適格国の圏域若しくは地方であり、(b)商品の持つ品質、社会的評価、又はその他の特性が本質的にその産地に帰せられるものである、との前提の下で、商品が特定地域の原産であると識別するために商業上使用される任意の表示」と定義しており、登録していない場合でも、法律に示された左記の概念を満たせば、保護を与えるとしている⁷⁷。未登録の産品には、TRIPS 協定に従い、基礎レベルの保護に加え、ぶどう酒及び蒸留酒について追加的保護(真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは当該産品の原産地について「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴っていても、使用を排除できる)を与える二段階の保護制度となっている。

他国との国際協定における GI 保護の状況は以下のとおりである。

(1) EU シンガポール自由貿易協定(EUSFTA)

シンガポールは 2018 年 10 月 19 日に ASEAN 諸国で初めて EU との自由貿易協定(EUSFTA) に署名した。同協定は 2019 年 2 月 13 日の欧州議会による承認を経て、EU 及びシンガポール双方で批准された。同協定においてシンガポールはぶどう酒、蒸留酒、農産物、食品を含む双方の地理的表示産品について、相互に追加的保護⁷⁸を行うことに合意した。シンガポールは協定発効に備えて地理的表示保護法を改正し、2019 年 4 月 1 日より地理的表示の登録制度の運用を開始している。協定においてシンガポールが保護することに合意した EU の地理的表示産品は 196 産品である(シンガポール側は 0 産品)(附属書 10A)。

また、協定第 10.17 条(2)(a)は、シンガポールに地理的表示登録局を設立することを要求し

⁷⁶ 適格国とは、(a)世界貿易機関の加盟国、(b)パリ条約の加盟国、又は(c)第 83 条の下で大臣が適格国として指定した国／地域を指す。

⁷⁷ 実際に、同法に基づき司法救済を求める場合には、当該地理的表示産品が同法の地理的表示の概念を満たしていると裁判所が判断しなければならないが、現在までのところ、シンガポールで地理的表示の概念を満たすための詳細な要件についての論争は見られない。

⁷⁸ 協定第 10.19 条(3)において、以下の場合にも地理的表示によって示される場所を原産としない商品に当該地理的表示を使用することができないとしている。

(a)公衆を誤認させない、(b)真正の原産地が表示される、(c)地理的表示の翻訳が使われる、及び(d)地理的表示に「種類」、「型」、「様式」、「模倣品」等の表現を伴う。

ており、これに応え、知的財産局の下に地理的表示登録局が設置されている。

(2) 環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)

シンガポールは、地理的表示保護の規定のある環太平洋パートナーシップ協定(「CPTPP」)⁷⁹に署名し、批准している。CPTPP は、地理的表示を商標、独自の制度又はその他の法的手段によって保護できることを認め(第 18.30 条)、第三者による地理的表示の保護・認証に対する異議申立てを含む包括的な地理的表示の枠組みを提供している(CPTPP 第 18.32 条)。

② 商標法

シンガポールでは 1998 年に旧商標法(1938 年制定)が廃止となり、新商標法が制定された。新商標法で、団体商標・証明商標制度が導入されたほか、ぶどう酒・蒸留酒の地理的表示に対する追加的保護が明記された。

商標法において、地理的表示については地理的表示法に従うとされている(例えば、地理的表示法に基づき登録された地理的表示については、出願された商標が、地理的表示を含む場合(「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴う場合を含む。)には、登録されない。))。

商標法においては、団体商標・証明商標について、地理的起源を示すための標章の登録が可能とされている。但し、地理的名称を使用する正当な資格のある人による標章の使用・表示については禁止する権利が無いと示されている。

なお、ぶどう酒・蒸留酒については、出願された商標が地理的表示を含む場合(「種類」「型」「様式」「模倣品」等の表現を伴う場合を含む。)には、登録されないと明記されており(商標法第 7 条(7)(8))、TRIPS 協定に基づいたぶどう酒・蒸留酒の追加的保護への配慮が含まれている。

⁷⁹ 協定本文: <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/cptpp/comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership-text-and-resources>

③ 詐称通用

シンガポールでは、コモン・ローに基づいて、一般的な詐称通用が保護される。地理的表示に対する詐称通用の適用を主張するにあたって、地理的表示の登録は必要ないが、以下の3つの条件が満たされる必要がある。

1. グッドウィル: 当該地理的表示産品がグッドウィルを有すること。グッドウィルは、シンガポールにおける業務上の社会的評価、名声、及びこれに基づく顧客を惹きつける力と定義される。
2. 不当表示: 第三者が、商品をあたかも当該地理的産品を原産地とする産品であるかのよう、公衆に不当表示していること(なお、表示が「～的」、「～型」、「～様式」、「模倣品」等の表現を伴っていて、消費者を誤認させるおそれがないと相手方が主張する場合には、不当表示の証明が難しい場合がある。))。
3. 損害: 不当表示によって地理的表示の権利者に損害が生じるおそれがあることが証明できること。損害と認定される形態には、金銭的損失、社会的評価の失墜又はグッドウィルの毀損が含まれる。

8.2 各法制度の比較

下表は、前節で概説した各法制度について、日本の権利者による利用を想定し、登録コストや救済手段の側面から比較評価した表である。

なお、各法制度の登録手続や救済手段の詳細については、次節以降で説明する。

表 8-2 各法制度の比較表

	地理的表示産品保護規定	商標法	コモン・ローに基づく詐称通用
日本からの登録可否	○ (登録が無くても一定の保護有り)	○ ※団体商標、証明商標、ともに日本からの登録可能	※登録不要
対象品目	商品	商品・サービス	－
適用される審査基準 (法律・法令名)	地理的表示指標 ⁸⁰	商標指標 ⁸¹	－
登録に係るコスト	手数料 約 1,500 シンガポールドル 代理人費用は 500 ～1,000 シンガポールドル	800 シンガポールドル～	－
登録による効果	権利を付与された団体及び個人は、地理的表示を他人が使用することを禁止する排他的権利を有する(後述参照)。	権利を付与された団体及び個人は、商標を他人が使用することを禁止する排他的権利を有する(後述参照)。	－
日本から申請・出願	外国の生産者・団	－	

⁸⁰ <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/geographical-indications/resources/gi-infopack-1-nov-21.pdf>

⁸¹ <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/infopacks/tm-infopack-11oct2023.pdf>

	地理的表示産品保護規定	商標法	コモン・ローに基づく 詐称通用
する場合の留意事項 (追加的資料や、 審査期間)	体・所管官庁も申請 が可能であるが、原 産国又は原産地に おいて保護されてい ることが条件となる。 地理的表示が英語 以外の場合、英語の 音訳と、表記の言語 の説明の提出が求 められる。		
民事	あり 差止め、損害賠償請 求	あり 差止め、損害賠償請 求	あり 差止め、損害賠償請 求
行政	税関差止め	税関差止め	なし
刑事	なし	あり	なし
総合評価	○ ・未登録の地理的表 示でも保護される余 地はある。 ・税関差止めが可能 となり、今後の運用 が期待される。	◎ ・刑事的救済制度を 有する。 ・地理的表示産品保 護規定と比較して、 各救済制度につい ての法規定がより整 備されている。	△ 農産品に関する事 例が確認できず、実 効性があるか不明。

8.3 GIにおける登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件

(1) 登録・保護対象

地理的表示法においては、地理的表示の登録は無くても、地理的表示に対して保護が与えられる。未登録の場合は、基礎レベルの保護に加えて、ぶどう酒及び蒸留酒についてより追加的保護が与えられる二段階の保護制度となっている。

地理的表示法に基づき登録した製品については、ぶどう酒及び蒸留酒以外についても追加的保護が与えられる。

登録対象(法第2条)

地理的表示法附則で定める14種類の食品、酒類及び農産物のみが、地理的表示法の下での登録適格性を有する。

地理的表示登録ができる産品：

1. ぶどう酒	5. 肉及び肉製品	9. 果物	13. 花卉/花の一部
2. 蒸留酒	6. 水産物	10. 野菜	14. 天然ゴム
3. ビール	7. 食用油	11. 香辛料/調味料	
4. チーズ	8. 非食用油	12. 菓子/焼き菓子	

品質特性・対象地域等

登録には、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) 当該産品が特定の地域に由来することが確認できること
- (b) 当該地域が、適格国(WTO加盟国、パリ条約加盟国又は法務大臣による指名)又は適格国の圏域若しくは地方であること
- (c) 商品の品質、社会的評価又は他の特性が本質的に当該地域に帰するものであること

なお、地理的表示法では、以下のとおり、登録適格性を有しない地理的表示についても定めている。

- (a) 上記条件に規定するいかなる基準も満たしていないか、又は附属書類に規定する所定のカテゴリーではない場合(地理的表示法第 41 条(a)及び(b))
- (b) 公共政策又は道徳に反する場合(地理的表示法第 41 条(c))
- (c) 原産国又は原産地において保護されていないか、又は保護が終了している場合(地理的表示法第 41 条(d))
- (d) シンガポールにおける何らかの商品の普通名称と同一であって、その商品に関して地理的表示登録が申請されている場合(地理的表示法第 41 条(e))
- (e) 植物品種又は動物品種の名称を含むか、又は製品の真正な原産地について消費者を誤認させるおそれがある場合(地理的表示法第 41 条(f))
- (f) 既存の地理的表示又は周知のマークとの間でコンフリクトを生じる場合(地理的表示法第 41 条(4),(5),(6)及び(7))

申請人の要件(法第 38 条)

申請人の要件については以下のとおり規定されている。

- (a) 申請で特定された商品に関して申請で特定された地理的領域において生産者としての活動を行っている者
- (b) 上記(a)に挙げた者の団体
- (c) 登録を希望する地理的表示に対して責任を有する所管官庁

外国の生産者・団体・所管官庁も申請が可能である⁸²。但し、原産国又は原産地において保護されていることが条件となる。

⁸² 所管官庁は案件によって異なるが、外国の所管官庁による地理的表示登録の申請事例としては、英国環境・食糧・農村地域省による Scotch Whiskey の登録事例がある。

(2) 申請手続

地理的表示法に基づき地理的表示を登録するには、知的財産庁地理的表示登録局 (Registry of Geographical Indications) に登録申請を行う。登録は 10 年間有効で、その後更新可能である。

申請に当たっては、以下の情報等を含む申請書 (Form GI1) を提出する (地理的表示規則 13(1)、48(1)、地理的表示法 第 39 条(1))⁸³。

- (a) 登録人の名前、住所、国籍
- (b) 登録人又は代理人の連絡先
- (c) 地理的表示、地理的表示が指す地理的領域、及び地理的表示を登録する商品
- (d) 当該商品の品質、社会的評価又はその他の特性、及び当該品質、社会的評価又はその他の特性が原産地にどのように起因しているかの説明
- (e) 当該地理的表示が原産国において地理的表示として認知を得ていることの証拠
- (f) 登録局が定めるその他の特徴事項

登録局は、登録適格性を判断するためにその他の必要情報を追加で要求することができる。例えば、地理的表示が英語以外の場合、英語の音訳と、表記の言語の説明の提出が求められる (地理的表示規則 15)。

登録局は登録適格性と先行する商標・地理的表示との抵触有無について審査し (地理的表示法第 43 条)、申請に瑕疵があると判断したときは申請人に対して当該瑕疵を指定期間内に訂正するよう求める (地理的表示規則 16)。全ての瑕疵が修正された後、更なる問題がないと判断した上で、登録局は許可通知を発し (地理的表示規則 25)、地理的表示公報に公開する (地理的表示法第 45 条(1) 及び地理的表示規則 25)。

その際、利害関係人は、当該地理的表示の登録に対して公開日から 6 週間以内に異議通知及び法定宣誓書を提出することによって異議を申し立てることができる (地理的表示規則 27(1))。

異議申立てがなかった場合、又は全ての異議申立てが申請人に有利に解決した場合、当該地理的表示が登録され、登録証が申請人に発行される (地理的表示法第 48 条(3))。

地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは下記図のとおりである。

⁸³ <https://www.ipos.gov.sg/about-ip/geographical-indications/managing-geographical-indications/forms-fees-for-geographical-indications>

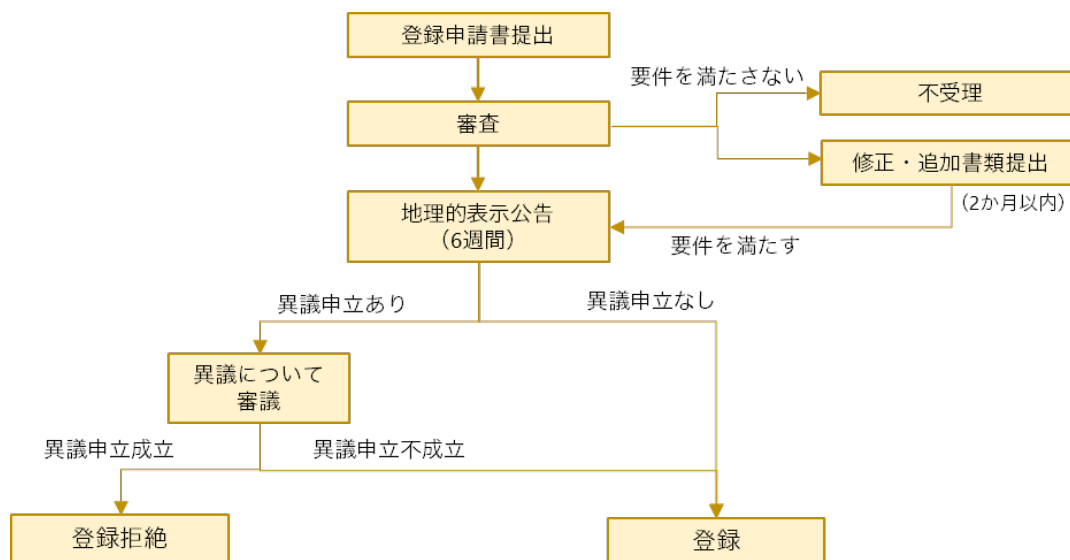
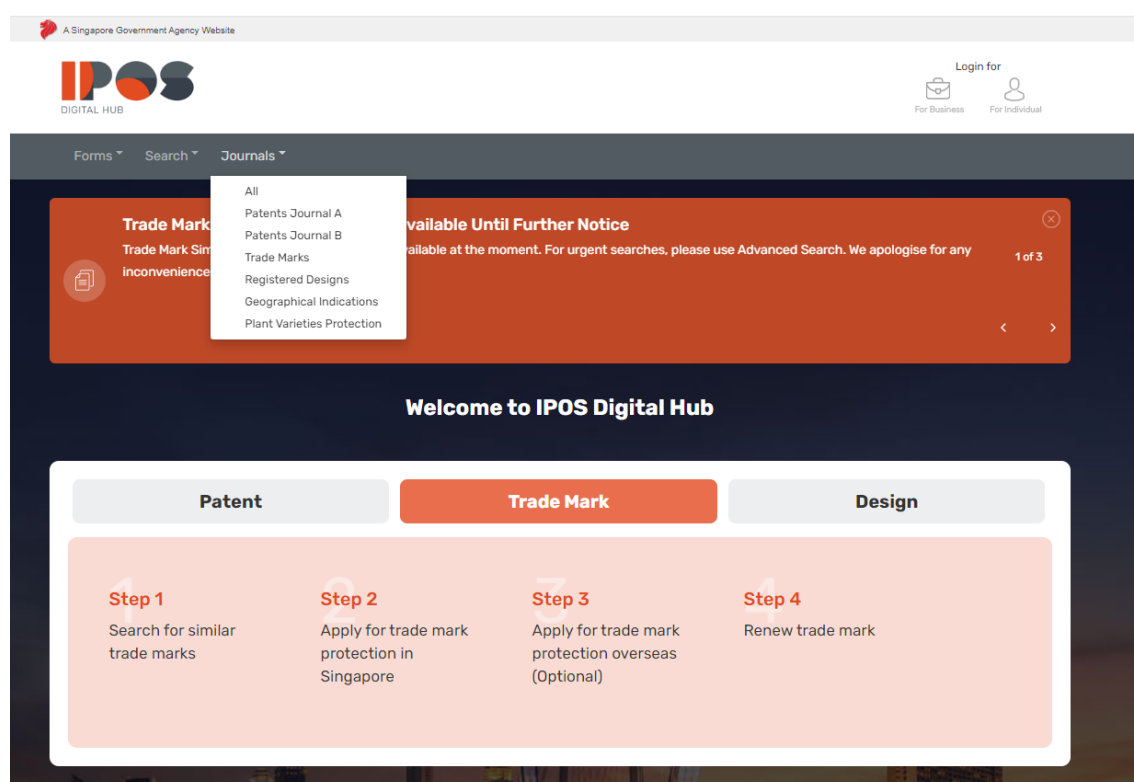


図 8-1 シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示登録手続のフローチャート

シンガポールにおいて申請された GI 登録申請を調査する方法及びその際の留意点

シンガポールで登録されている GI の検索方法は、知的財産庁のウェブサイト (<https://www.ipos.gov.sg/>) へアクセスし、「eService」にカーソルを合わせると表示されるプルダウンメニュー「IPOS Digital Hub」をクリックしてデータベースのトップページに移動する。「IPOS Digital Hub」のトップページの上部プルダウンメニューの「Journals」から、「Geographical Indications」を選択することで、地理的表示を検索できる画面に遷移する。なお、本データベースでは、地理的表示の拒絶理由、異議手続等の審理状況は確認できるが、裁判手続における審理状況等は確認できない。



(出典) 知的財産庁ウェブページ⁸⁴

費用

現地法律事務所へのヒアリングによれば、登録に関する手数料の参考例は以下のとおりである。

申請料について、登録に要する手数料は 1 件あたり約 1,500 シンガポールドル、代理人費用は 500～1,000 シンガポールドルがかかり、翻訳や追加書類を求められた場合、さらに費用が掛かる可能性がある。

⁸⁴ https://digitalhub.ipos.gov.sg/FAMN/process/IP4SG/MN_Index

所要期間

地理的表示が、申請から登録に至るまでの所要期間としては、円滑に進んだ場合、一般的に9か月～1年程度である。

(3) 登録後の使用に関する要件等

品質管理の仕組み

(※ 第三者機関による検査を必要とするのであればその手続や適用される審査基準等。)

国内において地理的表示を使用するための要件は、登録された際の品質条件などを満たすことである。

もともと、登録後、登録 GI に付与される権利の範囲は、高等裁判所に範囲限定申請の提出によって限定することができる。

GI の登録は、以下の事由がある場合は、登録機関への申請により取り消すこともできる(第 52 条)。

- GI 登録が不正に、又は虚偽の説明によって取得された
- 当該 GI が、原産国又は原産地域で保護されなくなった
- GI がシンガポールにおける商品やサービスの一般的な名称となっている
- シンガポールにおいて、当該知的財産権等に関する商業活動や利益を維持しなかった

シンガポールにおいては、GI マークは規定されていない。また、名称(保護されている地理的表示)の使用義務も規定されていない。

なお、GI 登録された名称を不正使用した場合に適用される罰則は規定されていない。また、GI 登録された名称を不正使用した実際の処分例は公表事例からは確認できなかった。

(4) GI 制度の普及の程度及び政府関連機関等による地理的表示保護制度に関する啓発活動

知的財産庁において、下記のように、地理的表示制度を紹介する特別のサイトを設けており、地理的表示に関する情報を提供している。GI 制度の認知度を示すデータは公表されていない。

<https://www.ipos.gov.sg/about-ip/geographical-indications>

A Singapore Government Agency Website

IPOS
INTELLECTUAL PROPERTY
OFFICE OF SINGAPORE

About IP Manage IP eServices Q

What is a Geographical Indication?

A geographical indication (GI) refers to an indication used in trade to identify a product that originates from a particular territory, which has given the product its special quality or reputation.

A GI usually contains the place of origin of the product. Well-known GIs include:

		
Type: Wine Origin: Champagne	Type: Spirit Origin: Tequila	Type: Cheese Origin: Roquefort
		
Type: Tea Origin: Darjeeling	Type: Pepper Origin: Kampot	Type: Rice Origin: Hom Mali

How to Register

- Step 1: Check Registration Criteria for a Geographical Indication
- Step 2: Apply for a Geographical Indication
- Step 3: Forms & Fees for New Applications

Search Similar GIs and Trade Marks

Check if there are geographical indications or trade marks that are similar or identical to yours

Managing Geographical Indications

- Monitor Your Application
- Renew Your Geographical Indication
- Enforce Your Geographical Indication
- Monetise Your IP
- Resolve Disputes
- Maintain Your Geographical Indication
- Other Requests for Geographical Indication Documents

Forms & Fees

Access documents required for filing

Guides

Find useful information to aid the filing process

(出典) 知的財産庁ウェブページ⁸⁵

⁸⁵ <https://www.ipos.gov.sg/about-ip/geographical-indications>

8.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件

(1) 概要・登録要件

商標法に基づき、地理的起源を表示するための団体商標及び証明商標の登録が可能である。

登録対象

対象は商品又はサービスであり、種類に特段制限がない。

品質特性・対象地域等

使用を規制する規約を設けてその要件を満たしており、かつ公序良俗又は容認された道徳論理に反さない(商標法附則1、附則2)、また、商標が公衆を欺瞞するような性質のものは適格性を有しない(商標法第7条(4)(b))と定めるほかは、特段品質特性等に関する規定はない。

団体商標及び証明商標において原産地を表示できるが、特段地域の指定方法等について規定はない。

出願人の要件(商標法附則1、附則2)

- ・ **団体商標**: 出願人は、商品又はサービスを提供する会員で構成される団体でなければならない。なお、商標登録局はこれについて、「管轄法の規定において自身の名前で財産を所有する法的権限を有する製造者、生産者、サービス供給者又はトレーダーなどが該当する」と説明している。
- ・ **証明商標**: 出願人は、商標登録の対象とされる商品又はサービスを証明する資格を有する者でなければならない。また、出願人は、当該商品又はサービスの供給を含む業務を行っていないことが必要になる。商標登録局によれば、出願人が既設の貿易組織又は行政部門であればこの要件は満たされる。

(2) 出願手続

団体商標・証明商標の登録手続は、通常の商標登録と同様である(商標規則 62(1))。

出願に当たっては、以下の情報等を含む出願申請書(Form TM4⁸⁶)を知的財産庁に提出する(商標規則 15)ほか、団体商標・証明商標の使用管理規則を、出願日から 9 か月以内に提出する(商標規則 63)。

- (a) 出願人の名前及び住所
- (b) 出願人が会社である場合は、出願人の法人設立/登記国
- (c) 出願人が自然人である場合は、当該出願人の国籍
- (d) 当該出願が対象とする商品及び/又はサービスの記載

出願されると、商標出願はその登録適格性、及び先行する商標との抵触有無についての審査が行われる。出願に瑕疵があると判断された場合は、当該瑕疵の修正を求められる。出願について全ての瑕疵が修正され、当局が商標出願についてさらなる問題が存在しないと判断したとき、登録許可通知が発せられ、公報に公開される。公開日から 2 カ月以内間の異議申立期間を経て、異議申立てがなかったとき、又は全ての異議申立てが出願人に有利に解決したときは、当該商標は登録され、登録証が出願人に発行される。

団体商標・証明商標の登録手続の流れを次頁図に示す。

⁸⁶ <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/form-tm4---otc24d01c77c2d0635fa1cdff0000abd271.pdf>

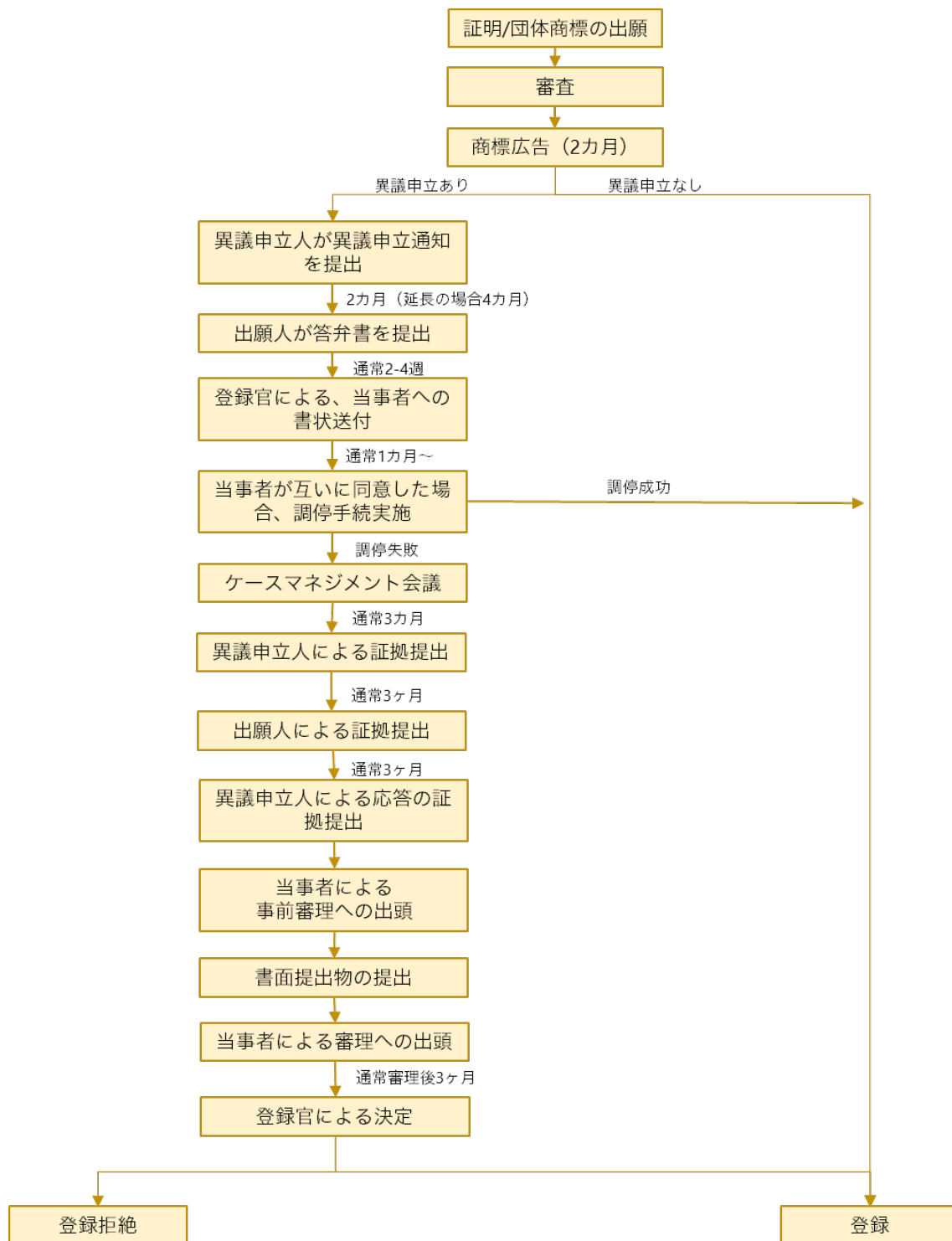


図 8-2 シンガポールの団体商標・証明商標登録手続のフローチャート

GI 登録申請と商標出願の傾向

GI 保護と商標保護は必ずしも相互に排他的なものではないが、一般に、商標法による保護の方が GI による保護よりも望ましい。GI の登録には通常、協会や政府機関との連携が必要であり、それにかかる費用と時間が増大する可能性が高いからである。もっとも、シンガポールで GI が登録されると、その商品の原産地について消費者に誤解を与えなくとも、GI で示された原産地以外の商品には GI で登録された名称を使用することができなくなり、保護が強化される。

シンガポールにおいて出願された商標の検索方法及びその際の留意点

知的財産庁のウェブサイト(<https://www.ipos.gov.sg/>)へアクセスし、「eService」にカーソルを合わせると表示されるプルダウンメニュー「IPOS Digital Hub」をクリックしてデータベースのトップページに移動する。「IPOS Digital Hub」のトップページの上部プルダウンメニューの「Journals」から、「Trade Marks」を選択する。本データベースでは、商標の拒絶理由、異議手続等の審理状況は確認できるが、裁判手続における審理状況等は確認できない。

費用

商標法の下での「団体商標」又は「証明商標」のため、1 社が参考として挙げた出願費用は下表のとおりである。これは出願から登録まで、問題なく進行した場合について適用されるもので、当局が疑問や異議を唱えた場合又は第三者が出願に対して異議を申し立てた場合には、これら进行处理するためさらなる費用が発生する。

項目	専門家費用 (S\$)	印紙代 (S\$)
出願	500(1 区分) 300(同じ出願の下、 提出した追加区分一つにつき)	280(1 区分につき)
団体若しくは証明商標の 使用を管理する規則の 草稿及び提出	時間原価 2,000 ~	280(1 商標につき) (区分数にかかわらず)
許可通知の確認、商標 の公告の報告、登録証 の送付	400(1 区分) 100(追加区分 1 つにつき)	なし

所要期間

商標が、申請から登録に至るまでの所要期間としては、円滑に進んだ場合、一般的に 9 か月～1 年程度である。

(3) 登録後の使用に関する要件等

商標の権利期間は出願日から 10 年であり、その後 10 年ごとに更新することができる。シンガポールにて登録を認められた場合であっても、登録商標は、次の取消理由に該当する場合、請求により取り消される可能性が存在する(商標法 22 条(1)(5)、商標国際登録規則 18(1))。

- ・登録手続完了日後 5 年以内に、登録された指定商品等について、登録商標が、商標権者等(商標権者から同意を得て使用する者を含む。以下、同様とする。)により、業として真正に使用されておらず、その不使用に正当な理由がない場合(商標法 22 条(1)(a))
- ・登録商標の使用が継続して 5 年間にわたって中断し、不使用の正当な理由がない場合(商標法 22 条(1)(b))
- ・商標権者の作為又は不作為の結果、登録商標が、登録された製品等の取引において、普通名称となった場合(商標法 22 条(1)(c))
- ・登録された商品等について、商標権者等による使用の結果、特に商品等の性質、品質又は原産地に関して公衆を誤認させるおそれが生じた場合(商標法第 22 条(1)(d))

(4) GI 制度と商標制度の関係

シンガポールでは地理的表示法と商標法/コモン・ローによる保護の並存が認められているが、地理的表示法と商標法はいずれも、先制使用主義をとっている。すなわち、最初に地理的表示/商標を使用した者が優先的に権利を保持する。

地理的表示法に基づき、地理的表示が、先商標又は公知の標章と同一又は類似している場合、登録を拒絶される(地理的表示法第 41 条(4)、(6))。理論上は、商標又は公知の標章を誠実に使用していた商標/標章権利者は、地理的表示法に基づく地理的表示登録に異議申立てを行うことができる。

同様に、商標法に基づき、新しく出願された商標が、既に登録された地理的表示を含むか、又は既に登録された地理的表示で構成されているにもかかわらず、当該地理的表示の条件に基づかない商品に使用されることが意図されている場合、商標は拒絶される可能性がある(商標法第 7 条(10A))。この制限は登録されていないぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示産品にも適用される(商標法第 7 条(7))。しかしながら、(a) 問題となっている地理的表示登録のための出願日以前から、又は(b) 問題となっている地理的表示の原産国で保護される前から、出願人により標章が継続して誠実に使われている場合、商標法は商標の登録を許可する。

地理的表示が商標法と地理的表示法の両方で保護される現行制度の下では、異なる所有者が、地理的表示法/商標法に基づき、それぞれ異なる権利を持つリスクがある。地理的表

示法に基づき権利を行使している地理的表示所有者に対して、商標侵害訴訟はできず、商標法/コモン・ローに基づき権利を行使している商標所有者に対して、地理的表示侵害訴訟を起こすことはできない。

(5) 商標権者と GI 登録生産者団体との間の紛争事例

■ Consorzio di Tutela della Denominazione di Origine Controllata Prosecco v Australian Grape and Wine Incorporated [2023] SGCA 37

対象 GI: Prosecco

申立人: Consorzio di Tutela della Denominazione di Origine Controllata Prosecco

被申立人: Australian Grape and Wine Incorporated

申立人は Consorzio di Tutela della Denominazione di Origine Controllata Prosecco で、イタリアの法律に基づいて設立・組織された業界団体である。同団体は、イタリアにおいて、アルコール飲料の「Prosecco」という有名な呼称の保護、宣伝、マーケティング、一般的な監督を行う権限を与えられ、責任を負っている。

被申立人はオーストラリアのブドウ生産者とワイン生産者の代表団体である Australian Grape and Wine Incorporated (「AGWI」) である。

AGWI は、「Prosecco」が植物品種の名称であることを示して、シンガポールの関連する消費者が申請された GI によって誤解を受ける可能性があるとして「Prosecco」の GI 登録に対する異議申立書を提出した。しかし、裁判所は上記異議には理由がないとして、AGWI の主張を認めず、対象 GI は登録に進むことが許可された。

8.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

地理的表示法においては、水際措置が考えられる。

商標法においては、水際措置の他、商標の偽造や不正な適用を行った者等に対する刑事罰が規定されている。シンガポールでは、警察刑事捜査部に組織された知的財産権部門 (IPRB) が知的財産権に関する捜査と不法行為に対する法律の執行を担っている。

また、地理的表示法、商標法、コモン・ローいずれにおいても侵害行為に対して訴訟を提起することが可能である。地理的表示の場合は高等裁判所に対して訴訟を提起する。但し、コモン・ローにおいては、損害賠償の請求額が 25 万シンガポールドル以下の場合は下級裁判所の取扱いとなる。

表 8-3 シンガポールの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の対応機関	行政的保護の内容	司法的保護の対応機関	司法的保護の内容
地理的表示法	・ 地理的表示と同一の用語を含むが、地理的表示が示す場所を原産としない商品の輸出 入 など	税関	当該商品の差押	高等裁判所	・ 差止、損害賠償、不当利益返還、侵害品の受渡・廃棄
商標法	・ 商標の偽造 ・ 登録商標と同一・類似の標章を付した同一・類似商品の輸入 など	税関	当該商品の差押	シンガポール警察犯罪捜査局知的財産権部門 (IPRB) 高等裁判所	・ 刑事処罰 ・ 差止、損害賠償、不当利益返還、侵害品の受渡・廃棄
コモン・ロー	・ 原産地に関する不当表示など	-	-	高等裁判所 又は下級裁判所	・ 差止、損害賠償、不当利益返還等

(1) 地理的表示法に基づく保護制度

行政上の救済手段(水際措置)

行政上の救済手段としては、輸出入における水際措置が、地理的表示法第6部(第55～第74条)に挙げられている。さらに、知的財産国境執行法が2022年11月21日に施行された。同法は、国境取締当局(シンガポール税関)が国境取締機能の一環として押収した物品に関連する情報を入手・提供するための規定が整備され、国境取締機能の一環として押収・留置する物品に関連する新たな権限(撤去や検査など)が付与された。

これにより、登録されたGIの生産者、取引者、又はそのような生産者・取引者の団体は、シンガポールへの輸入又はシンガポールからの輸出が予想される侵害の疑いのある商品の留置を国境当局(シンガポール税関)に要請することができる。

司法上の救済手段

民事訴訟

地理的表示法に基づいて、地理的表示に関する権利が侵害された場合に、地理的表示を侵害した相手方に対して、高等裁判所に対し、訴訟を提起することができる(但し、申立人に対して、訴訟手続開始前に、排除措置通知を侵害者に送付し、自発的に侵害行為を中止する機会を与えることが推奨されている。)。救済手段としては、差止め(地理的表示の使用中止)、損害賠償、不当利益返還(侵害によって得られた利益を地理的表示所有者へ支払う)、侵害品の権利者への受け渡し・廃棄がある。

原告が裁判所に訴状を提出し、その写しが侵害被疑者に送達されることで、訴訟手続が開始する。被告が自身の防御を望む場合は、その旨を裁判所に明らかにしなければならない。被告からの応答が無い場合は、欠席裁判となる。原告・被告ともに訴訟進行する場合、両者が弁論を示す書面を提出する。その後、証拠開示の段階を経て、審理の後、裁判所が判決を出す。高等裁判所の決定に不服がある場合は、控訴裁判所に対して控訴を申し立てることができる。

侵害行為に対する訴訟手続のフローは下図のとおりである。

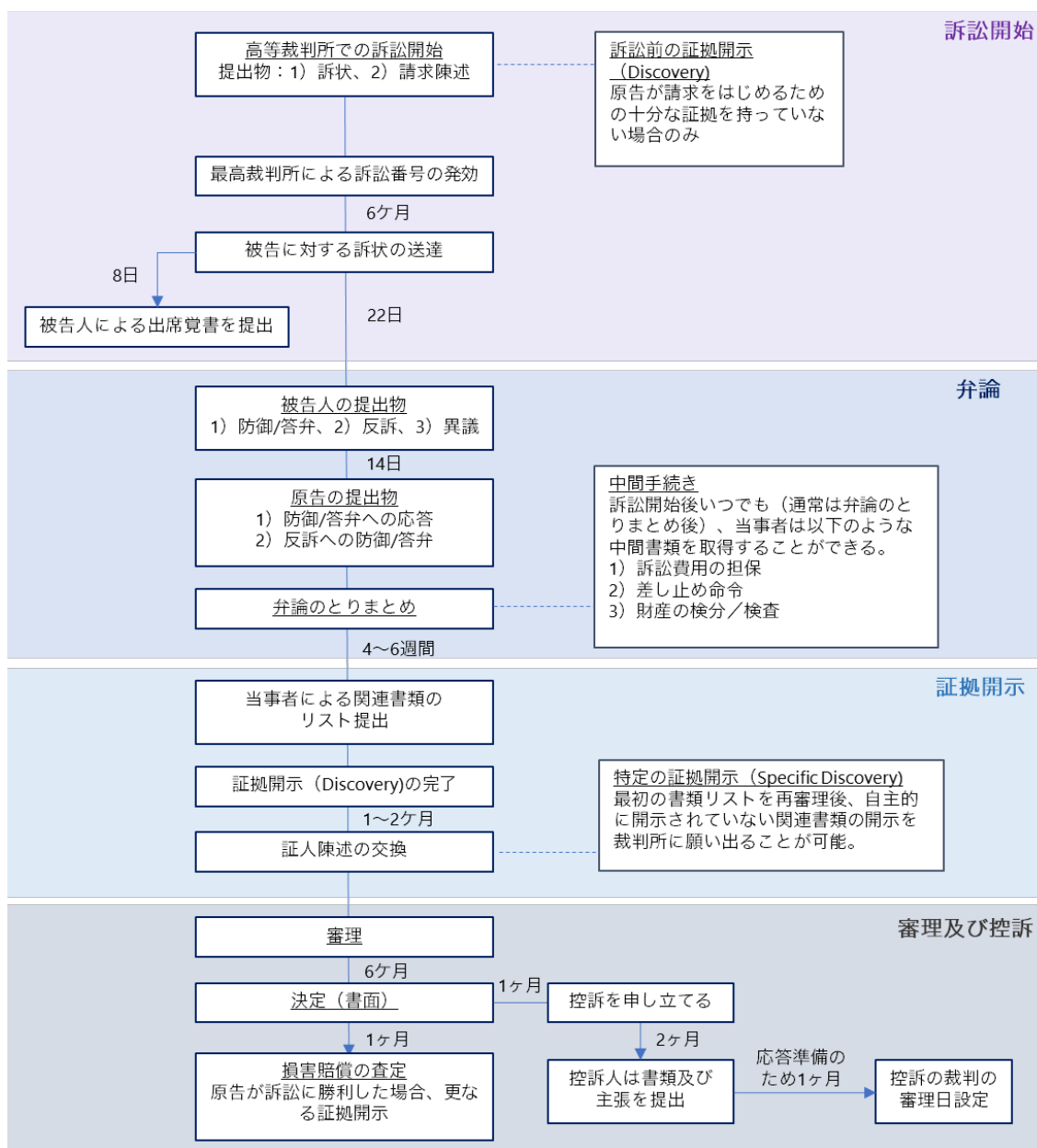


図 8-3 シンガポールの地理的表示の司法救済手続のフローチャート

GI 制度に関する違反への調査、取締状況、GI 製品の取締に関する代表的な事案

当局による調査、取締の件数等は公表されていない。本項目について、公表事例で、農林水産物・食品に関して、取締に関する代表的な事案は確認できなかった。

(2) 商標法に基づく保護

商標法に基づく行政救済、民事訴訟による救済、刑事上の救済、税関差止めが考えられる。農林水産物又は食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案については確認できなかった。

費用(商標権侵害)

	民事訴訟	刑事告訴	税関での輸出又は輸入差止
代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)	USD10,000～	USD4,000～10,000	USD2,000～/1 件登録

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する可能性があることに留意されたい。

行政上の救済手段(水際措置)

行政上の救済手段としては、輸入における水際措置が、商標法に挙げられている。団体商標・証明商標の権利者は、商標法第 82 条に基づき、シンガポールに輸入される商品について、侵害の疑いがある際には、当該商品の留置を求める請求をすることができる。

手続フローとしては、以下のとおりである。

- ① シンガポール税関に権利者が通知書を送付する
- ② 税関長が検討の上、押収又は留置の判断を下して通知
- ③ 通知書に記載された期限内に損害訴訟を提起(提起しない場合は押収された商品は輸入者に返還される)
- ④ 侵害訴訟の判決を得て勝訴した場合は裁判所命令に応じて押収商品は受け渡し又は廃棄、となる。なお、商標法第 93A 条に基づき、当局が疑義を抱いた場合には、輸出入される商品について、権利者からの請求がなくても職権として留置等を行うことが可能である。

司法上の救済手段

刑事措置

シンガポールでは、警察刑事捜査部に組織された知的財産権部門(IPRB)が知的財産権に関する捜査と不法行為に対する法律の執行を担っている。主には大規模な犯罪組織等が関与するケースの捜査を担っているが、知的財産権所有者が独自に捜査や家宅捜索を行う場

合にはこれを支援する。

商標法では、商標の模造や登録商標の商品・サービスへの不正な適用、違反のための物品の作成・所有に対しては、10 万ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁又はこれらの両方が科される他、商標を不正に適用した商品の輸入・販売を行う者に対しては、当該商品・事物ごとに 1 万ドル以下(但し、総額で 10 万ドル以下)の罰金若しくは 5 年以下の拘禁若しくはこれらの両方が科される。

民事訴訟

商標法で団体商標/証明商標のいずれかで登録を受けた権利者は、侵害行為について侵害した相手方に対して、高等裁判所に対し、訴訟を提起することができる。未登録の場合には原則としては商標法に基づく訴訟は提起できないが、未登録であってもその標章がシンガポールにおいて広く知られている標章である場合には、訴訟の提起が可能である。

救済手段としては、差止め(商標の使用中止)、損害賠償、不当利益返還(侵害によって得られた利益を権利者へ支払う)、侵害品の権利者への受け渡し・廃棄がある。

手続のフローは地理的表示法に基づく司法措置と同じである。

冒認商標に対する対抗手段⁸⁷

冒認出願に対しては、審査段階での異議申立て、商務省の機関である商標委員会に対して取消請求を行うことができる。CIPIT 裁判所への提訴も可能である。

なお、農林水産物又は食品に関して、冒認商標の無効又は取消に成功した代表的な事案については 8.7.2 を参照されたい。

費用(冒認商標)

	異議申立て	不使用取消 審判	無効審判	訴訟
代理人費用 (裁判所、当局等への納付を含む。)	USD1,000～ 3,000 程度	USD1,000～ 3,000 程度	USD2,000 ～7,000 程 度	USD 7,000～

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

⁸⁷ 参考: 日本貿易振興機構バンコク事務所「ASEAN 主要国における冒認商標出願の実態調査」(2020 年 3 月)
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/document/index/asean_jittai.pdf

異議申立て

出願公告から 2 か月以内に何人も当局に対して冒認を理由とする異議申立てを行うことが可能である。

無効請求

既に登録されている場合、当局又は裁判所に対して冒認を理由に登録の無効を請求することが可能である。

不使用取消

登録手続完了日後 5 年以内に、登録された指定商品等について、登録商標が、商標権者等により、業として真正に使用されておらず、その不使用に正当な理由がない場合（商標法 22 条(1)(a)）、不使用取消請求が可能である。

(3) 育成者権侵害に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用(一般的な代理人費用を含む)

シンガポールにおける育成者権の観点からの農産物の保護は、植物品種保護法に規定されている。この法律は、新規で、識別力があり、安定し、かつ均一な植物品種を保護するものである（植物品種保護法第 21 条(2)(b)(iii)）。また、植物品種を識別する名称又は識別標識が必要である（植物品種保護法第 36 条）。

同法は、名称の保護に加え、増殖、販売のための提供、販売その他の形態のマーケティング、輸入、輸出などを目的とした複製、調整に関する排他的権利も所有者に与えている。

同法に基づいて、民事訴訟において損害賠償や差し止め請求を行うことが考えられる。

刑事上の救済手段としては、登録の改ざん（登録簿に不正確、誤解を招く、又は誤った記入をすること）は犯罪であり、違反者は 5 万シンガポールドル以下の罰金又は 5 年以下の禁固刑を科される（植物品種保護法第 44 条）。その他の犯罪として、植物品種を保護品種と偽って表示すること、及び名称の不正使用があり、違反者は最高 10,000 シンガポールドルの罰金を科される（植物品種保護法第 45～第 46 条）。

税関差し止めに関する規定は確認できない。

それぞれの対抗手段に要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標における費用感が参考になる。なお、育成者権侵害に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案については、公表事例からは確認できなかった。

(4) 我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段としては以下が考えられる。

詐称通用

上記 8.1 のとおり、詐称通用に必要とされる 3 つの条件(グッドウィル、不当表示、損害)が満たされていることを地理的表示所有者が証明することができれば、当該所有者はコモン・ローに基づき、当該地理的表示の侵害者に対し、当該地理的表示の侵害の差止め、損害賠償、不当利得返還等の司法救済を請求することができる。

手続のフローは地理的表示法に基づく司法措置と同じであるが、詐称通用のための訴訟手続については、原告の請求額に応じて、管轄する裁判所が異なる。25 万シンガポールドル以下の場合は下級裁判所、それを超える場合は、高等裁判所で取り扱う。

消費者保護法⁸⁸

この法律は、虚偽又は誤解を招くような表示を行うなどの不公正な行為を禁止しており、農産品の表示に対して適用できる可能性がある。シンガポール競争・消費者委員会は、当該行為が不公正な行為であるとの宣言を得るための申請を行い、差止命令を得ることができる(第 4 条)。

不公正な取引慣行に対する違反業者に対する苦情の申立ては、以下の方法で行う。

- ・観光情報ホットライン(1800-7362-000)に連絡する。
- ・シンガポール消費者協会(CASE)(6277-5100 又は admin@case.org.sg)に連絡する。

上記について、公表事例で、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。

対抗手段である民事訴訟に要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、事例も少ないため、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であった。なお、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めは適用されない。

⁸⁸ <https://sso.agc.gov.sg/Act/CPFTA2003?WholeDoc=1>

(5) 遺伝資源、営業秘密、ノウハウ等の不正使用事案に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用

営業秘密

シンガポールにおいて営業秘密が保護される要件は、以下の3要件を満たすことである⁸⁹。

- ① 当該情報が秘密としての性質を有し、公知となっていないこと
- ② 当該情報の開示が情報の保有者を害するものである、又は、第三者の利益になること
- ③ 当該情報が、特定の産業や取引における慣行に照らして機密性を有すること

営業秘密として保護されていたノウハウ等が漏洩したといえる場合には、民事訴訟(差止め、損害賠償)を提起することが考えられる。直接、営業秘密侵害を規定する刑事罰はない⁹⁰。

遺伝資源

一般的に、シンガポールは国際法の仕組みと地元の断片的な法律や規制の両方を通じて「遺伝資源」を保護している(例えば、野生生物は野生生物法によって保護され、動植物は公園樹木法によって保護されている。)。シンガポールの「遺伝資源」の保護は、国立公園局(National Parks Board、以下「NParks」という。)が行っている。NParksはシンガポールの都市生態系を強化・管理する責任を負っており、公園樹木法、公園樹木規則、野生生物法などの法律に基づく承認が必要な活動に関する研究許可の管理・発行も担当している。NParksはまた、分類学的又は生態学的な現地調査や資料の収集を実施し、研究が商業目的である場合は利益配分協定を交渉し、現地で採取した資料の審査などを行う。

上記について、公表事例で、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。

対抗手段である民事訴訟に要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、事例も少ないため、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。なお、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めは適用されない。

⁸⁹ Megarry VC in *Thomas Marshall (Exports) Ltd v Guinle* [1979] Ch 227

⁹⁰ 個人情報の漏えいに関する刑事罰(個人情報保護法 48 条など)、コンピュータ不正アクセスに関する罪(コンピュータ不正アクセス法 3 条)などの適用はあり得る。

8.6 シンガポールに我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手 続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制（表示規制含 む）、及び、留意すべき点

本報告書作成時点において、シンガポールでは、以下の輸入規制がある。

食肉製品

食肉製品は、シンガポール食品庁が承認した供給元からのみ輸入することができ、供給元を検索するためのデータベースがある⁹¹。加えて、シンガポール食品庁から衛生証明書を取得する必要がある。

全ての食品ラベルは正確かつ完全でなければならないとされており、輸入食肉又は食肉製品の全てのカートン及び基本包装単位には、以下のラベルを貼付しなければならない。

- ・食肉製品の説明
- ・食肉製品の原産国
- ・食肉製品のブランド名（もしあれば）
- ・加工施設の名称と指定番号（該当する場合）
- ・食肉製品が加工された日付
- ・食肉加工品の場合は、当該食肉加工品の製造に使用された家畜がと畜されたと畜場の名称及び指定番号、並びに、と畜の日付
- ・食肉製品が包装された施設の名称と指定番号、及びその日付
- ・バッチ番号と、食肉製品が缶詰の場合は缶詰コード
- ・各基本包装及び外箱に入った食肉製品の正味重量

生卵・加工卵

生鮮卵は、シンガポール食品庁が承認した輸入元からのみ輸入できる。日本は生鮮卵の輸入元として承認されている。各輸入貨物には、輸出国又は地域の関連獣医当局が発行した獣医衛生証明書を添付しなければならない。証明書は輸入後 7 日以内の日付でなければならない。同様に、加工卵も承認された供給元からのみ輸入することができる。但し、生卵とは異なり、獣医師の健康証明書は必要ない。その代わりに、シンガポール食品庁から衛生証明書を取得する必要がある。

⁹¹ <https://www.sfa.gov.sg/tools-and-resources/accredited-overseas-meat-and-egg-processing-establishment>

魚製品

一般に、魚介類及び魚介類加工品は、衛生証明書を取得することなく、どの国・地域からも輸入することができる。

但し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）に記載されているハイリスク商品や魚種などに分類される品目には、適用される制限や条件がある。

リスクの高い製品については、「卸売肉・魚（輸出入及び積替）規則」の条件が適用される。（例：冷凍カキ、活カキは輸入時に健康証明書の添付が必要）。条約に記載されている魚種については、国立公園局（国家開発省管轄の法定委員会）のワシントン条約輸入許可証と、日本のワシントン条約輸出・再輸出許可証を取得しなければならない。

青果

一般に、青果は、保健衛生証明書を取得することなく、どの国や地域からも輸入することができる。但し、輸入禁止農薬が使用されていないこと、残留農薬や残留有毒化学物質が食品衛生法第9条に規定された基準値を超えていないことを確認する必要がある。

加えて、ラベルには下記が記載されていなければならない。

- ・生産者の名前と住所
- ・製品の説明
- ・輸出日/梱包日

但し、カット、皮むき、缶詰、冷凍などの加工が施された青果は、加工食品として以下の規制を受ける。

加工食品

一般に、加工食品は、シンガポール食品庁の条件に従い、健康証明書を取得することなく、どの国・地域からも輸入することができる。

特定の製品については、所定の施設で衛生的な条件下で生産されていることを証明する書類が必要となる。また、加工食品に含まれる食品添加物や原材料が、食品安全庁によって許可されていることを確認する必要がある。加えて、健康証明書や検査分析報告書などの追加書類も必要になる場合がある。高リスク製品の全リストとその要件は下記サイトで確認できる（2023年3月更新）。

https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/import-requirements-of-specific-food-products_13-mar-2023.pdf.pdf

シンガポールで販売される全ての包装済み食品は、指定された要件に従って表示されなければならない。詳細は、シンガポールの発行する食品表示に関する総合ガイド⁹²を参照されたい。

8.7 各制度の利用状況

8.7.1 地理的表示産品の登録状況

シンガポールでは、本報告書作成時点で、168 件の地理的表示の登録が確認できる⁹³。日本の地理的表示としては、「市田柿」が登録されている⁹⁴。

8.7.2 行政/民事/刑事 各ルートを利用した実際の保護・処罰事例

■ Scotch Whisky Association v Isetan Mitsukoshi Ltd [2019] SGHC 200

対象 GI: スコッチ・ウイスキー

申立人: Scotch Whisky Association

被申立人: Isetan Mitsukoshi Ltd

イギリスに拠点を置くスコッチ・ウイスキー協会 (Scotch Whisky Association) は、2016 年 6 月に三越伊勢丹ホールディングスがシンガポールで「Isetan Tartan」を 33 類 (ビール、酒以外の全てのアルコール飲料) で商標登録しようとしたのに対し、「Isetan Tartan」マークの使用が、商品の原産地について消費者の誤認を招くとして、2017 年 1 月に知的財産局に対して異議申立てを行った。知的財産局の商標登録官は、「スコッチ・ウイスキー」は地理的表示であるとの認識を示したものの、タータンがスコットランドを原産とするウイスキーであることを示す地理的表示であるといえるかどうかについて疑問を提示し、2019 年 3 月にスコッチ・ウイスキー協会の異議申立てを却下した。

これに対し、スコッチ・ウイスキー協会は控訴し、2019 年 8 月、シンガポール最高裁判所はスコッチ・ウイスキー協会の主張を支持する判決を下した。最高裁判所は、タータンは地理的な場所を示すものではない (地理的表示とは言えない。) という知的財産局の判断は支持したものの、タータンはスコットランドの象徴で、かつ公衆はスコットランドとタータンの両方に慣れ親しんでおり、スコットランド産でないウイスキーに「Isetan Tartan」マークが使用された場合、製品の地理的原産地について公衆を誤認させるおそれがあるとの判断を示した。

⁹² <https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/food-information/labelling-and-packaging-information/a-guide-to-food-labelling-and-advertisements.pdf>

⁹³ <https://www.ipos.gov.sg/>

⁹⁴ <https://ichidagaki.biz/jp/508/>

地理的表示案件がシンガポール高等裁判所で争われたのは、1999 年に地理的表示法が制定されてからこれが初のケースである⁹⁵。

■Comité Interprofessionnel du Vin de Champagne and Institut National de l'Origine et de la Qualité v Keep Waddling International Pte. Ltd. [2020] SGIPOS 1

対象 GI: CHAMPAGNE

申立人: Comité Interprofessionnel du Vin de Champagne and Institut National de l'Origine et de la Qualité

被申立人: Keep Waddling International Pte. Ltd.

「CHAMPAGNE」の地理的表示を保有するシャンパーニュ・ヴァン・ド・ヴァン専門家委員会 (Comité Interprofessionnel du Vin de Champagne and Institut National de l'Origine et de la Qualité) は、チリの会社によるスパークリングワインの商標登録申請

CHAMPENGWINE
UNIQUE, BOUTIQUE, SPARKLING WINES OF CHILE に反対した。

知的財産庁の審査官は、ワインを飲んだり購入したりする消費者が、対象商標と有名な「CHAMPAGNE」マークの類似性の主張によって欺かれる可能性は低いと判断し、異議申立てを棄却した。

また、**CHAMPENG** は「CHAMPAGNE」と同一ではないため、対象商標は「CHAMPAGNE」の地理的表示を含まず、また、「CHAMPAGNE」の地理的表示を構成するものでもないことから、地理的表示法第 3 条及び第 4 条と併せ、商標法第 7 条第 5 項に基づく異議申立ても不成立となった。

しかし、審査官は、対象商標において、「CHAMPENG」という標識が「CHAMPAGNE」に類似していることから選択されたことを立証する下記の証拠があったため、商標第 7 条(6)に基づき、この商標は悪意を持って出願されたと判断した。

- ・被申立人(申請者)は明らかにシャンパン・アルコール飲料を知っていた
- ・「CHAMPENG」は、異なる種のペンギンにちなんでワイン名を付けるという申請者自身の長年の慣例に沿うものではない
- ・そのスパークリングワインに「ChamPengWine」マークを商業的に使用する際、「UNIQUE, BOUTIQUE, SPARKLING WINES OF CHILE」という識別標識が表示されていない。

⁹⁵ The drinks Business, 2019 年 3 月 15 日 “Scotch Whisky Association Loses Tartan Trademark Battle in Singapore”
<https://www.thedrinksbusiness.com/2019/03/scotch-whisky-association-loses-tartan-trademark-battle-in-singapore/>

■ Fonterra Brands (Singapore) Pte Ltd v Consorzio del Formaggio Parmigiano Reggiano
[2023] SGHC 77

対象 GI: Parmigiano Reggiano

申立人: Fonterra Brands (Singapore) Pte Ltd

被申立人: Consorzio del Formaggio Parmigiano Reggiano

本件は、申立人の商標出願に対して、「パルメザン (Parmesan)」は「パルミジャーノ・レッジャーノ (Parmigiano Reggiano)」の訳語であるとし、被申立人からの異議申立てを認めた知的財産の決定に対する異議申立てであった。

申立人である Fonterra Brands (Singapore) Pte Ltd は、ニュージーランドを拠点とし、1 万人の酪農家が所有する多国籍協同組合企業の完全子会社である。

その製品のひとつがオーストラリアで生産されるチーズで、「パーフェクト・イタリアーノ (Perfect Italiano)」の商標で販売され、「伝統的スタイルのパルメザン」として売り出され、パッケージにはイタリア国旗の 3 色が使われていた。

被申立人は、Consorzio del Formaggio Parmigiano Reggiano であり、1934 年にイタリアで非営利団体として設立されたパルミジャーノ・レッジャーノ・チーズ生産者の任意コンソーシアムである。被申立人は、イタリア農業・食料主権・林業省から、パルミジャーノ・レッジャーノ・チーズに関する利益の保護、促進、向上、消費者への情報提供、一般的な管理を任されている。

申立人は、「パルメザン (Parmesan)」が「パルミジャーノ・レッジャーノ (Parmigiano Reggiano)」の訳語ではないとして、「パルミジャーノ・レッジャーノ (Parmigiano Reggiano)」に付与された権利が「パルメザン (Parmesan)」の使用には及ばないものとするを申請した。

高等法院は、申立人が作成した辞書の抜粋などの証拠に基づき、最終的に「パルメザン (Parmesan)」は「パルミジャーノ・レッジャーノ (Parmigiano Reggiano)」の訳語であると認定し、控訴を棄却した。

8.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体 (83 団体) に対して、商標や地理的表示等の申請出願・登録状況についてアンケート調査を実施したところ、地理的表示については、登録済み 1 件、申請検討中 3 件という回答であった。商標については、登録済み 1 件、出願検討中が 4 件という回答であった。冒認出願や模倣品・侵害品が確認されたことがあるかという質問には、オンラインでの模倣品・侵害品の発見が 1 件あったとの回答があった。

9 EU(フランス、ドイツ)

EU の GI 制度と商標については、EU で共通に定められる制度を中心に説明し、その他の規制については、各国で異なるため、フランス・ドイツを例に挙げながら説明する。

9.1 農林水産物・食品の名称等の保護にかかる法制度のアウトライン

①地理的表示

EU においては、ワインとスピリッツ以外の農産品及び食料品を対象とする規則、ワインを対象とする規則、スピリッツを対象とする欧州議会及び理事会規則が個別に存在している。

なお、鉱工業品については、2023 年 11 月 16 日付で「工芸品及び工業製品の地理的表示の保護並びに規則」が施行され、工芸品や工業製品の知的財産を地理的表示として保護が開始されている⁹⁶。

EU において GI として保護されるものは、欧州委員会に申請・登録された GI と連携協定などの条約が締結されている EU 域外の国・地域の GI に 2 分される。

欧州委員会に申請・登録された GI については、PDO(保護原産地呼称)や PGI(保護地理的表示)などさらに種類が分かれるが、詳しくは後記 9.3 にて説明する。

欧州委員会に申請・登録された GI と連携協定などの条約が締結されている EU 域外の国・地域(日本、米国など)の GI については、協定において GI の相互保護が含まれている場合、GI として登録できる。この GI は、下記 PDO や PGI などの区別はなく、単に GI として表記される。EU は、2 国間の自由貿易協定(FTA)を中心に GI 保護条項を含むよう交渉しており、以下 FTA 等で GI の保護条項が記載されている⁹⁷。

名称	加盟国・地域	発効年月
EU・スイス協定	EU、スイス	1973 年 1 月
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル貿易協定	EU、コロンビア、ペルー、エクアドル	2013 年 3 月
EU・中米諸国連合協定	EU、コスタリカ、エルサルバ	2013 年 8 月

⁹⁶ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AL_202302411

⁹⁷ 参考: https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/negotiations-and-agreements_en

名称	加盟国・地域	発効年月
	トル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、ニカラグア	
EU・韓国自由貿易協定	EU、韓国	2015 年 12 月
EU・南部アフリカ開発共同体(SADC)自由貿易協定	EU、ボツワナ、レソト、ナミビア、モザンビーク、南アフリカ共和国、エスワティニ(旧スワジランド)	2016 年 10 月
EU・ウクライナ連合協定	EU、ウクライナ	2017 年 9 月
EU・カナダ包括的経済貿易協定	EU、カナダ	2017 年 9 月
日 EU 経済連携協定	EU、日本	2019 年 2 月
EU・シンガポール自由貿易協定	EU、シンガポール	2019 年 11 月
EU・ベトナム自由貿易協定	EU、ベトナム	2020 年 8 月
EU・中国地理的表示協定	EU、中国	2021 年 3 月
EU・チリ先進枠組協定	EU、チリ	2022 年 12 月

加えて、欧州委員会は 2022 年 3 月 31 日、GI 制度の改正案を採択したと発表されており、主に以下の点が盛り込まれている⁹⁸⁹⁹。

(a)これまで複数の規則によって定められていた登録手続の統合、単一化。EU 域内、域外の申請者に共通したルールが適用される。これにより手続を簡素化、迅速化し、登録申請を増やす。

(b)オンライン・プラットフォームでの販売、ドメインネームシステム(DNS)における悪意ある GI の登録や名称の使用からの保護など、特にインターネット上における GI の保護の強化。

(c)生産者が明細書に社会、環境、又は経済的持続性に関する取り組みを盛り込み、認定要件として定めることを可能とし、持続可能性の向上を目指す。

⁹⁸ 欧州委員会プレスリリース

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_2185

⁹⁹ JETRO ビジネス短信(2022 年 4 月 7 日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/c9cc41d1709ea62f.html>

(d)加盟国に申請し、GI 製品の生産者グループとして認定を受けたグループが、加盟国の模倣品取締機関や税関と協力し、GI 認定の活用、保護に取り組むことを可能とする。

②商標法

EU における商標については、各国に個別に出願する場合と欧州連合商標を取得する場合との 2 通りの方法がある。欧州連合商標(EUTM)とは、欧州連合知的財産庁(EUIPO)に登録することで、加盟国全体にその効果が認められる商標である。

欧州連合商標(EUTM)の場合は、一つの出願で加盟国全体をカバーできることから、手続の一元化が可能になる、登録後の管理が容易になる、費用を抑えられるというメリットがある。一方で、1 国でも拒絶理由があった場合、出願全体に影響が及んだり、1 国で商標登録が無効となった場合に全体の商標登録が無効となったりするため、各国の個別出願に移行する必要があるなどの不安定性がデメリットといわれる。本節では、欧州連合商標(EUTM)について主に説明する。

③その他

不正競争防止法や広告規制に基づき保護される場合があるが、国によって制度は異なる。詳細は後述する。

9.2 各法制度の比較

下表は、前節で概説した各法制度について、日本の権利者による利用を想定し、登録コストや救済手段の側面から比較評価した表である。不正競争防止法や広告規制については各国・地域により異なるので、この表では省略する。

なお、各法制度の登録手続や救済手段の詳細については、次節以降で説明する。

表 9-1 各法制度の比較表

	地理的表示産品保護規定	商標法
日本からの登録可否	○	○ ※団体商標、証明商標、ともに日本からの登録可能
対象品目	商品	商品・サービス
適用される審査基準	商標審査ガイドラインに一部記載 ¹⁰⁰	EUIPO 商標審査ガイドライン ¹⁰¹
登録にかかるコスト (代理人費用を含む。)	事務手数料 900 ユーロ 弁護士費用 1,000 ユーロ～	事務手数料約 1,500 ユーロ 弁護士費用約 1,500 ユーロ～ さらに、規則の作成には、約 3,000～5,000 ユーロ程度を要する。
登録による効果	権利を付与された団体及び個人は、EU 域内で、地理的表示を他人が使用することを禁止する排他的権利を有する(後述参照)。	権利を付与された団体及び個人は、EU 域内で、商標を他人が使用することを禁止する排他的権利を有する(後述参照)。
日本から申請・出願する場合の留意事項(追加的資料や、審査期間)	非 EU 産品の場合、自国当局による審査名称の保護の確認があったのち、欧州委員会による審査となる。	－

¹⁰⁰ <https://guidelines.euipo.europa.eu/2058843/1925835/trade-mark-guidelines/chapter-10-trade-marks-in-conflict-with-geographical-indications--article-7-1--j--eutmr->

¹⁰¹ <https://guidelines.euipo.europa.eu/2058843/2199801/trade-mark-guidelines>

		地理的表示産品保護規定	商標法
侵害 に 対 す る 救 済 手 段	民事	あり 差止め/損害賠償請求可能	あり 差止め/損害賠償請求可能
	行政	税関における差止めの対象となる。	税関における差止めの対象となる。
	刑事	あり 侵害者に対する抑止力が最も高いが、時間とコストがかかる。	あり 侵害者に対する抑止力が最も高いが、時間とコストがかかる。
総合評価		○ ・類似商標の登録を阻止できる。 ・摘発の実例が少ない。	○ ・地理的表示産品保護規定と比較して、各救済制度についての法規定がより整備されている。

GI 登録申請と商標出願の傾向

基本的には、地理的な表示を含む場合には、商標として登録が認められない可能性があるため、地理的表示の申請をまず検討し、それ以外の場合では商標で登録を進めることが多い傾向にある。但し、以下に詳しく説明するように、地理的表示は商標の保護拒絶理由となり得るため（EU 理事会規則 No 1151/2012（以下「EU 農産品等規則」という¹⁰²。）第 14 条）、地理的表示の登録によって同一の商標出願を阻止できる可能性があることに留意すべきである。

¹⁰² 特許庁による日本語訳

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/eec2081_92j.pdf

9.3 GIにおける登録要件・申請手続/登録後の使用に関する要件

(1) 登録・保護対象

EUにおける高品質な農産品・食品の名称を保護するための制度として、「保護原産地呼称 PDO (Protected Designation of Origin)」、「保護地理的表示 PGI (Protected Geographical Indication)」、「伝統的特産品保証 TSG (Traditional Specialty Guaranteed)」の3種類がある。下表にこれらの制度の要件をまとめた。

概略を述べれば、生産工程の全てがその地域で行われることを求める PDO に対して、PGI は、生産加工又は調整の一部がその地域で行われればよいとしており、より緩やかな審査基準であるといえる。

表 9-2 EU の地理的表示を保護する制度の概要

	PDO (保護原産地呼称)	PGI (保護地理的表示)	TSG (伝統的特産品保証)
マーク			
定義	(a)特定の場所、地域、又は国を原産地として いること (b)製品の品質や特性が、本質的又は排他的に、自然的・人的要因を備えた固有の自然・地理的環境によるところが大きいこと (c)生産工程の全てが一定の地理的領域で行われていること	(a)特定の場所、地域、又は国を原産地として いること (b)製品の品質、社会的評価、その他の特性が、本質的に原産地に起因していること (c)生産工程の一部が一定の地理的領域で行われていること	伝統的なレシピ・製法に基づいて製造された製品

(2) 登録要件

名称

特定の産物を表すため使われてきた名称(新規名称は不可)であり、一般名称でないこと、有名な商標、植物・動物の品種名等と同一でないことも必要となる。地名を含まない場合も原産地を特定するものといえれば登録の対象となる。

申請人の要件

「団体」のみが、登録申請を行う権利を有する(EU 農産品等規則第 5 条第 1 項)。ここでいう「団体」とは、(法人格又は組織にかかわらず)農産物又は食料品の生産者又は加工者の組合を意味する。その他、利害関係者も当該「団体」に参加することができる。さらに、自然人又は法人も「団体」として扱うことが可能である。

認定手続

GI の認定において、生産者団体は申請する品の特徴などを記載した明細書を作成したうえで、EU 域内の生産者は各加盟国の当局に、非加盟国の生産者の場合は直接又は自国の当局を経由して欧州委員会に申請することになる。認定の審査過程において、欧州委員会が内容に問題がないと判断すれば EU 官報に公布し、第三者の認定申請に対して異議を申し立てる機会が設けられており、第三国の団体や関連当局も異議を申し立てることができる。

なお、加盟国当局は、国内生産者から受理した申請内容を精査し、欧州委員会に送付する前に国内で異議申立手続をとることが求められている。ここで異議が出なければ登録へと進むが、異議が出た場合は申請者側と異議申立人側の間で協議し、合意に至らない場合は最終的に欧州委員会が登録可否を判断する。いずれの場合も、結果は EU 官報に公表される。

EU 域外の地理的地域に関する登録申請の場合、上記の申請要件に加えて、当該名称が本国において保護されている旨の証明を提出しなければならない(EU 農産品等規則第 5 条第 9 項)。

(3) 申請要件¹⁰³

EUにおける地理的表示の申請の流れはおおむね以下のとおりである。

①明細書の作成・申請

EU 域内も非 EU 域内も、生産者団体は、申請前に申請する商品の特徴を記載した明細書を作成する。その後、EU 域内の生産者は各加盟国に、非 EU 域内の生産者は欧州委員会に直接又は自国を経由して欧州委員会に申請する。

②加盟国・原産国における審査

EU 域内の産品である場合は、加盟国当局が申請内容を審査する。欧州委員会への送付前に国内異議申立手続を取る必要がある。

非 EU 域内の産品である場合は、原産国における申請名称の保護の確認が行われ、その後欧州委員会へ申請される。

③EU レベルにおける審査

欧州委員会においても審査が行われ、EU 農産品等規則を満たしていると判断された場合は EU 官報への交付が行われ、満たしていないと判断された場合には却下される。

公布後、異議申立期間が 3 か月間設定される。異議が出た場合は申請者と異議申立人との間で協議し、解決しない場合は欧州委員会が登録可否を判断する。

異議申立ての理由は、下記のとおりとされている(EU 農産品等規則第 7 条第 2 項)。

- i) 本規則の原産地名称及び地理的表示の定義を満たしていない。
- ii) 名称が、植物品種又は動物品種の名称と抵触しており、その結果、産品の真正な原産地について消費者を誤認させる可能性がある。
- iii) 該当する名称の全部又は一部が、本規則に基づいて既に登録されている名称の全部又は一部と同音である場合、その名称を登録することにより、地方での取り扱い及び伝統的な使用に反し、混同が生じるおそれがある。
- iv) 原産地名称又は地理的表示が、商標の社会的評価、名声及び使用されている時期の長さから、産品を真に特定するものとして消費者を誤認させる可能性がある。

欧州委員会は、保護されている名称によってカバーされている農産品又は食料品に関する明細書の条件の遵守がもはや確保できないとみなした場合、職権により登録の取消手続

¹⁰³ 参考：日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所(2018)「EU・欧州主要国における模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査」

を開始し、その旨、欧州連合官報に公告する。

法的利害を有するいずれの自然人又は法人も、異議申立ての理由に基づき、登録の取消請求を行うことができる(EU 農産品等規則第 12 条)。

地理的表示登録の流れは下図のとおりである。

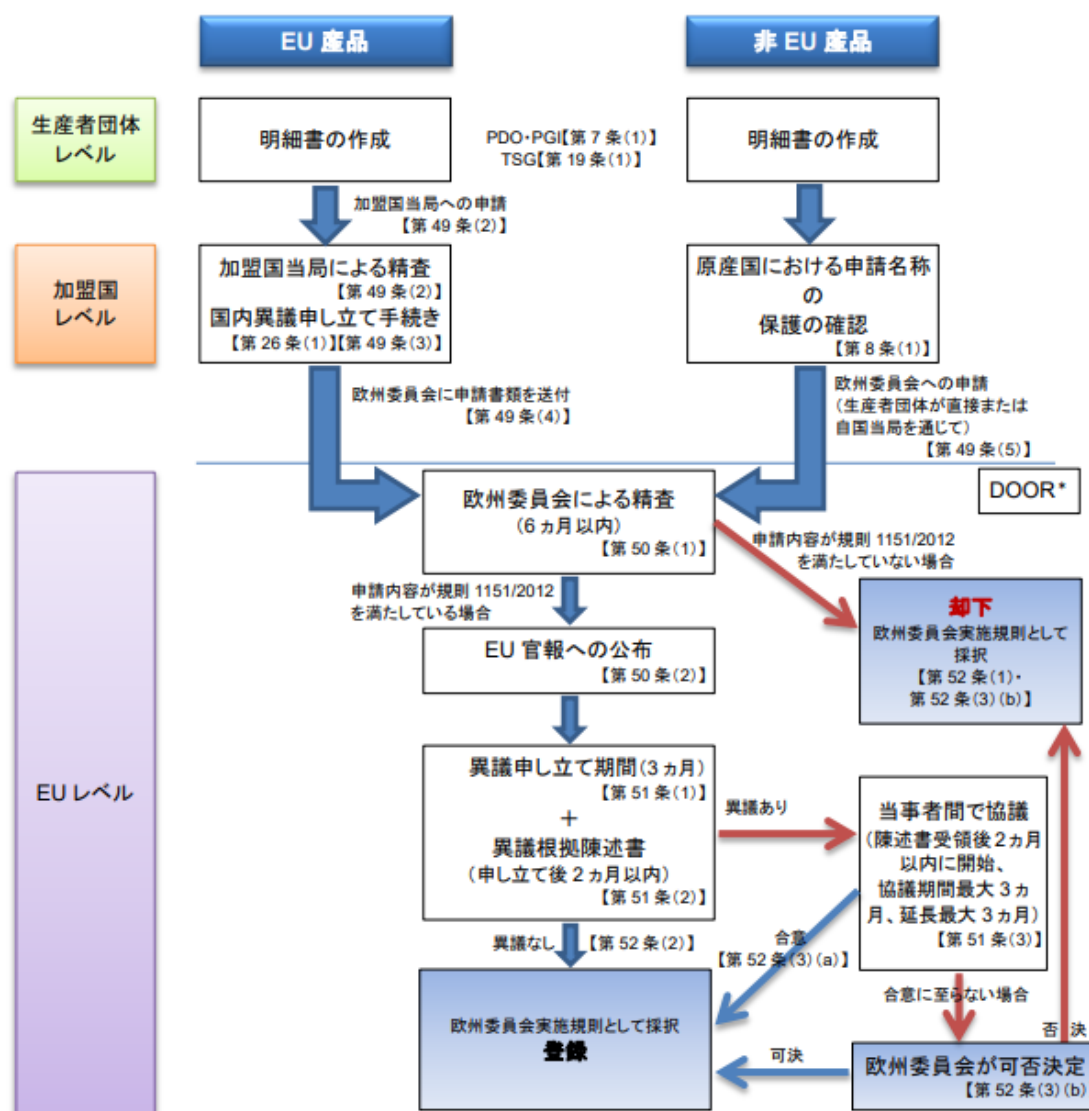


図 9-1 EU における地理的表示申請の流れ ¹⁰⁴

¹⁰⁴ 出典: ジェトロ・ブリュッセル事務所「EU の地理的表示(GI)保護制度」(2015 年 2 月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001948/EU_GI_Report2015.pdf

EU において申請された GI 登録申請を調査する方法及びその際の留意点

欧州委員会に申請・登録された GI と条約に基づき保護される GI については、「GIview」(<https://www.tmdn.org/giview/>)へアクセスし、情報を確認することができる。本データベースでは、地理的表示の拒絶理由、異議手続等の審理状況は確認できるが、裁判手続における審理状況等は確認できない。

また、EUIPO は、欧州連合商標だけでなく加盟国各国の登録情報、その他の協力国・機関の情報を網羅する一元的なデータベースである「TMview」(<https://www.tmdn.org/tmview/#/tmview>)にアクセスし、情報を確認することができる。

費用

現地法律事務所へのヒアリングによれば、登録に関する手数料の参考例は以下のとおりである。

事務手数料 900 ユーロ

弁護士費用 1,000 ユーロ～

所要期間

申請から登録に至るまでは、ケースバイケースではあるが、1 年程度を要する。

(4) 登録後の使用に関する要件等

EU において保護される地理的表示は、一般名称にはならないと規定されている(EU 農産品等規則第 13 条第 2 項)。これにより、登録名称が一般化し、地理的表示保護の要件を満たさなくなることを防止しており、商標制度とは異なる。

また、保護原産地呼称及び保護地理的表示は、対応する指定に合致する産物を販売する何れの事業者も使用することができる(EU 農産品等規則第 12 条第 1 項)が、名称の使用義務については規定がない。

品質管理

欧州委員会においては、まず登録時に、明細書作成と登録時の審査において、産品の特徴となる品質等の保証を行っている。そのうえで、登録後には、EU 農産品等規則の第 35 条から第 40 条の公的管理の記載に基づき、規則(EC)No.882/2004¹⁰⁵の検査に係る手続・審査基準に従い、明細書との適合性の確保や模倣品等に対する対応(公的機関による取り締まり、差止め、損害賠償等)で品質管理をするとなっており、PDO/PGI 産品については、大きく分けて、①検査機関(公的機関からの委任)による監査と②公的機関による取締体制の 2 種類が

¹⁰⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32004R0882>

ある。

①の例としては、「プロシュット・ディ・パルマ」(POD)について、パルマ品質協会が、管理計画の作成をしたうえで市場出荷前に明細書との適合性を確認する運用を行っている。

②は各国により異なるが、例えばフランスにおいては、農業省傘下の国立原産品質研究所(INAO)が管理を行う体制がある。

登録後の取消し

欧州委員会は、保護されている名称によってカバーされている農産品又は食料品に関する明細書の条件の遵守が確保できないとみなした場合、職権により登録の取消手続を開始し、その旨、欧州連合の官報に公告する。

法的利害を有するいずれの自然人又は法人も、異議申立ての理由に基づき、登録の取消請求を行うことができる(EU 農産品等規則第 12 条)。

GI マーク

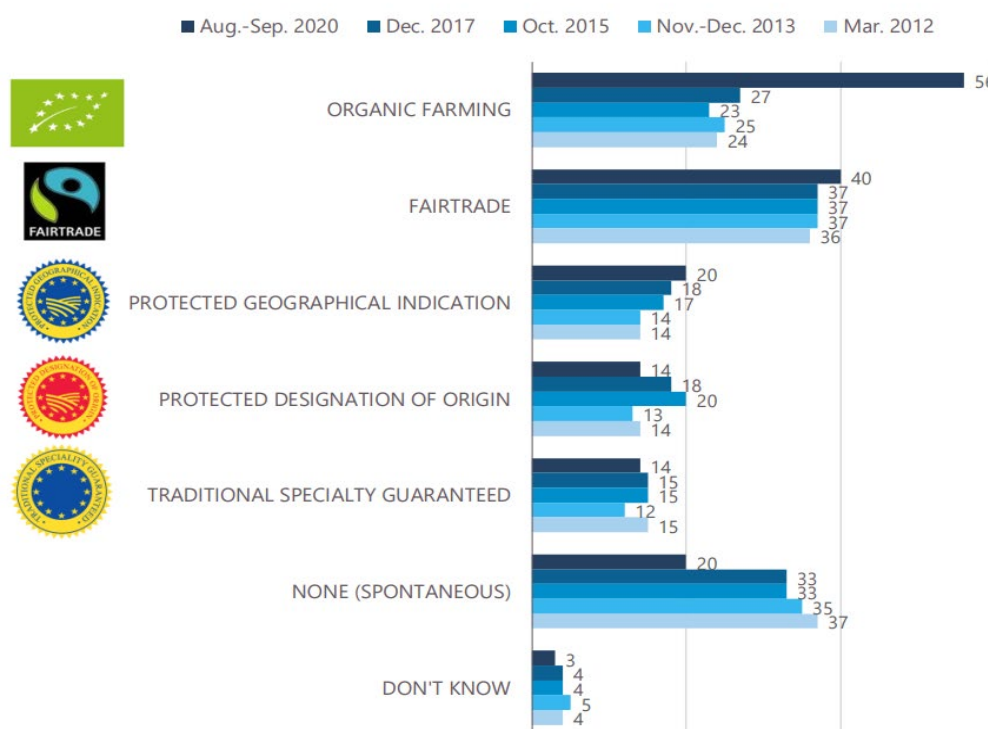
PDO マークと PGI マークについては、農産物や食品にはマークを付けることが法律で義務付けられている(※ワインや蒸留酒には無し)。当該マークを使用しない場合であっても、「保護原産地呼称」若しくは「保護地理的表示」、又は対応する略語「PDO」若しくは「PGI」をラベルに使用しなければならないとされている(規則第 12 条 III)。なお、GI マークの使用要件は EU 規則第 664/2014¹⁰⁶で規定されている(関連する EU のマーク等の表示を付すこと等)。GI 登録産品全体における GI マークの使用割合について、公表データは確認できない。

¹⁰⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32014R0664>

(5) GI 制度の普及の程度及び政府関連機関等による地理的表示保護制度に関する啓発活動

Protected Designation of Origin (保護原産地呼称) のロゴ認知度は 14%、Protected Geographical Indication (保護地理的表示) のロゴ認知度は 20% (2020 年 8 月・9 月現在) である。¹⁰⁷

QA13 Which of the logos are you aware of? (MULTIPLE ANSWERS POSSIBLE)
(% - EU)



Base: all respondents (n = 27,237)

EU では、地理的表示の保護に熱心であり、各国によって啓発活動が行われている。EU 全体によるプロモーションの他、フランスとドイツを例として挙げる。

¹⁰⁷ “Europeans, Agriculture and the CAP”より抜粋 (<https://europa.eu/eurobarometer/surveys/detail/2229>)

EU

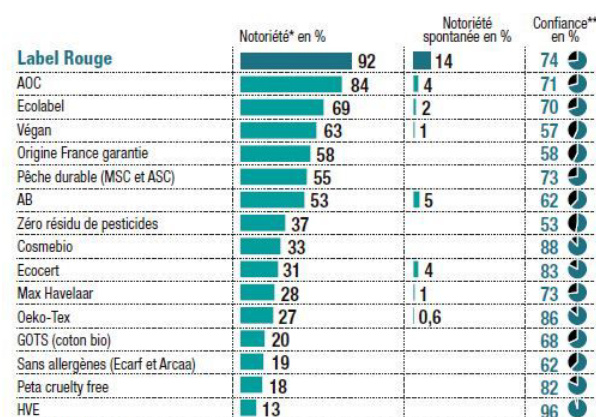
EU では毎年の共通農業政策 (Common Agriculture Policy) の一環として、EU 市場における「コミュニケーション・プラン」を実施している。

- ・ 主要な国際フェアにおけるブースの出展
- ・ オンラインキャンペーン (例: Facebook、Twitter、Instagram 上で、レシピや調理風景をアップするキャンペーンを実施。#InspiredByGIs)
- ・ プレス向けのイベント (例: EU の農業専門のジャーナリストなどをターゲットに press trips などにより、GI の周知)
- ・ カンファレンス (例: Strengthening geographical indications などのカンファレンスを実施)¹⁰⁸
- ・ 出版及び動画の作成 (例: EU の GI のレシピ本やレシピ動画、EU の GI の写真など)

フランス

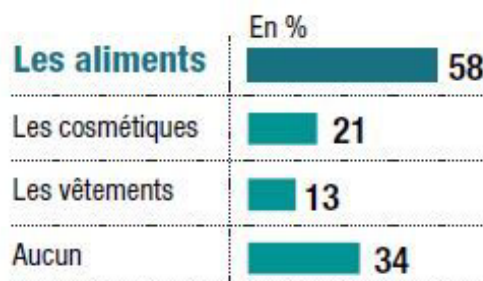
Quantitude 社が 2020 年に実施した、フランスの消費者のラベルに対する認識と信頼度に関する調査¹⁰⁹によると、原産地呼称の認知度は 84%、信頼度は 71%で、第 2 位となっている。

食品分野では、消費者にとって最も重要なラベル表示となっている。



* Notoriété assistée

** part des personnes interrogées qui ont donné une note sur 5 supérieure à 4 pour leur niveau de confiance dans le label



¹⁰⁸ https://agriculture.ec.europa.eu/events/strengthening-geographical-indications-2020-11-25_en

¹⁰⁹ <https://www.lsa-conso.fr/les-labels-peinent-a-convaincre-les-francais,350974>

さらに、EU が資金を提供し、フランス南西部の産品（ワイン、ハム、鴨）に焦点を当てた「欧州は領土を守る」キャンペーン(<https://www.europedefendststerritories.eu/>)を実施している。



ドイツ

地理的表示に関する宣伝活動は、ドイツではドイツ特許商標庁において行われる。

プロモーション活動の一例

https://www.dpma.de/english/trade_marks/indications_of_geographical_origin/index.html

https://www.dpma.de/english/our_office/publications/background/sommerreise2021/index.html

さらにドイツ連邦食品農業省も地理的表示制度の周知活動を行っている。

<https://www.bmel.de/DE/themen/landwirtschaft/agrarmaerkte/geschuetzte-bezeichnungen.html>

9.4 商標法上の登録要件・出願手続/登録後の使用に関する要件¹¹⁰

欧州連合商標は、出所の地理的表示の独自保護を規定していない。しかし、欧州連合商標規則第 74 条第 2 項によれば、出所の地理的表示は EU 団体商標として保護することができる。

EU 団体商標とは、団体標章を所有する組合の構成員の商品又はサービスを、他の事業者の商品又はサービスから識別することができる EU 商標である。製造事業者、生産者、サービス提供者、商品取引事業者の組合で、その設立準拠法により、自己の名称であらゆる権利義務を取得又は負担し、契約の締結その他の法律行為を行い、訴訟当事者能力を有するものは、公法上の法人とともに、EU 団体商標の出願をすることができる（欧州連合商標規則第 66 条(1)）。

(1) 概要・登録要件

登録対象

果物や野菜、魚、肉及び肉製品、チーズ、焼き菓子、ビールなど、特定の食品や農産物は、EU 団体商標によって保護することができる。

申請者に関する要件

団体商標を申請できるのは、製造業者、生産者、サービス業者、商人の団体、及び公法上の法人に限られる。

標識に関する要件

商品の地理的原産地を表示するための標識又は表示は、EU 団体商標として登録することができる。原産地表示を含む地理的表示も、このような標章の対象とすることができる。本規定にいう地理的表示とは、たとえそれが文字どおり特定の地域や都市を指すものでなくても、商品の地理的原産地を示す全ての表示である。地元住民は全て、地理的原産地表示を使用することが許可される。

¹¹⁰ 参考：特許庁資料

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/modopro_syohyoseido/em.pdf

(2) 出願手続

団体商標の出願人は、所定の期間内に当該商標の使用を管理する規則を出願から 2 か月以内に提出しなければならない、団体の構成員となるための条件、商標の使用の条件等を明記しなければならない(第 65 条(2))。

同規則には、商標を使用する権限を有する者の詳細や、協会に加盟するための要件が記載されていなければならない。また、商標の使用条件を記載することもできる。

団体商標がその対象とする商品やサービスの地理的原産地を記述している場合、定款は、当該地理的地域を原産地とする商品やサービスを提供する者が、商標を所有する団体の会員になることを明示的に認めなければならない。手続の概要は以下のとおりである。

EU 商標の出願後、仮出願日が付与され、国内官庁は受領書を発行する。この初期段階では、国内官庁は、EU 商標規則(EUTMR)に規定された出願日に関する一定の要件が満たされているかどうかをチェックするのみである。出願日が最終的に認められるのは、出願手数料が支払われた後である。



受領通知を発行した後、国内官庁は EU の全公用語で商標の語句要素の言語調査を行い、EU の調査報告書を作成する。この報告書は、出願時に明確に要求された場合にのみ出願人に発行される。



審査手続において、国内官庁は以下を審査する。
出願日、形式的要件、分類、優先権及び/又は該当する場合には優先権、団体商標及び証明商標の場合の商標の使用に関する規定、絶対的拒絶理由。



不備があれば出願人に通知され、不備の是正及び/又は意見書の提出のために 2 か月の期間が与えられる。EU 商標出願の全部又は一部を拒絶する決定には、拒絶理由を記載し、不服申立ての可能性を出願人に通知しなければならない。



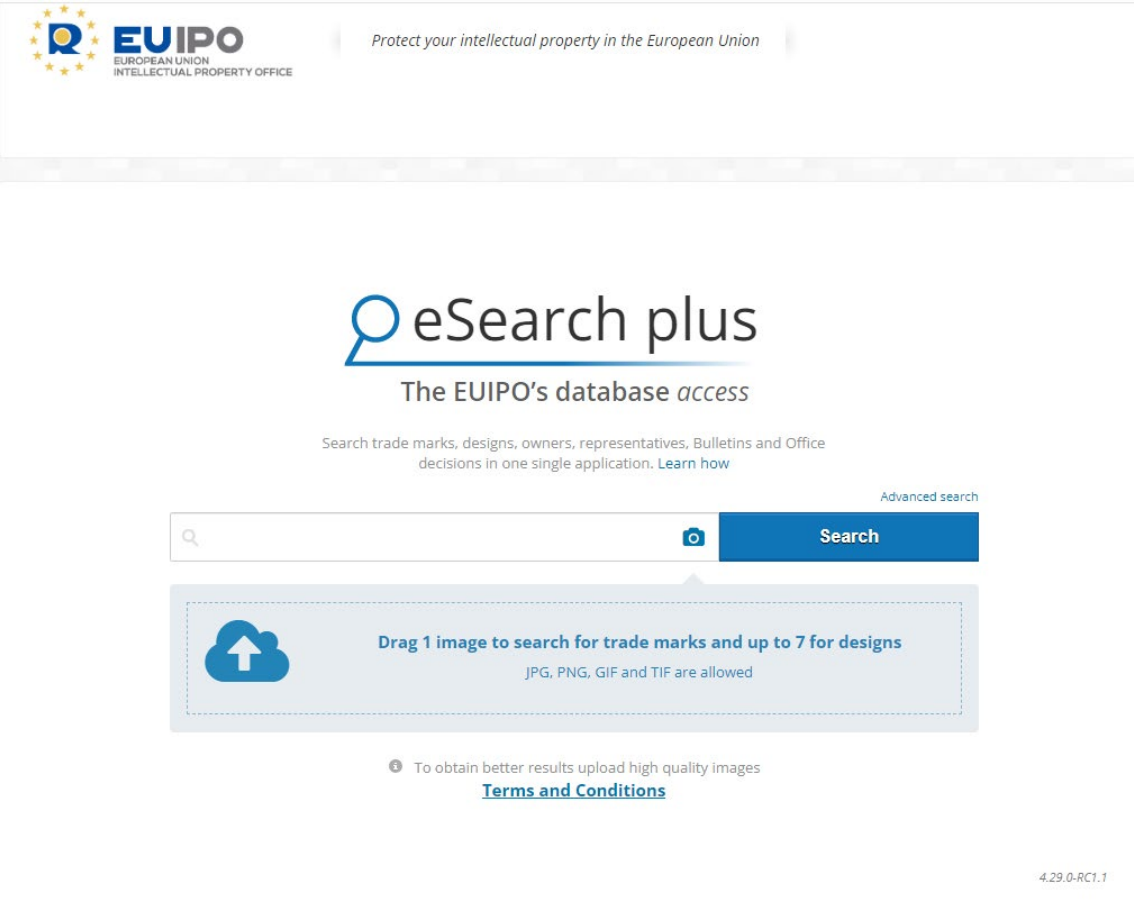
同規則の要件を満たした申請書は、公表のために受理され、EU の全公用語への翻訳に回される。欧州連合商標公報に掲載される。

EU において出願された商標を調査する方法及びその際の留意点

EUIPO のデータベース「eSearch Plus」(<https://euipo.europa.eu/eSearch/>)へアクセスし、情報を確認することができる。eSearch Plus において、商標の拒絶理由の審査状況や異議手続等の審理状況は確認可能であるが、裁判手続における審理状況までは確認できない。

また、EUIPO は、欧州連合商標だけでなく加盟国各国の登録情報、その他の協力国・機関

の情報を網羅する一元的なデータベースである「TMview」
(<https://www.tmdn.org/tmview/#/tmview>)も提供している。



EUIPO
EUROPEAN UNION
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

Protect your intellectual property in the European Union

eSearch plus

The EUIPO's database access

Search trade marks, designs, owners, representatives, Bulletins and Office decisions in one single application. [Learn how](#)

Advanced search

Search

Drag 1 image to search for trade marks and up to 7 for designs
JPG, PNG, GIF and TIF are allowed

To obtain better results upload high quality images
[Terms and Conditions](#)

4.29.0-RC1.1

費用

現地法律事務所へのヒアリングによれば、登録に関する手数料の参考例は以下のとおりである。

事務手数料約 1,500 ユーロ

弁護士費用約 1,500 ユーロ～

さらに、規則の作成には、約 3,000～5,000 ユーロ程度を要する。

所要期間

商標が、申請から登録に至るまでの所要期間としては、一般的に 6～8 か月程度である。

(3) 登録後の使用に関する要件等

商標の存続期間は 10 年で、この保護期間は何度でも延長できる。

登録名称を使用するための要件

主な要件は、製品の品質、社会的評価、その他の特性が、本質的にその地理的原産地に起因するものであることである。

原産地呼称や地理的表示について生産条件が規定されている明細書を満たさない場合、指定地域を原産地とする製品に原産地呼称を使用することはできない。

一方、これらの条件を満たす者であれば、商標の欧州共同体登録に着手した団体のメンバーでなくても、原産地呼称を使用することができる。法人等が登録事務所を当該地域外に移転した場合、もはや原産地表示を使用することはできない。逆に、新規参入者は明示的な許可なく原産地表示を使用することができる。

使用義務の有無

商標には使用義務があり、5 年以内に使用しなければならない。国内官庁はこの点を審査しないが、異議申立手続において異議申立人が不使用を主張した場合、又は取消手続において、この要素が関係する可能性がある。通常、EU 加盟国での使用を証明すれば十分である。

(4) GI 制度と商標制度の関係

地理的表示と商標の抵触に関する規定

EU 農産品等規則に基づいて地理的表示等が EU で登録されている場合、地理的表示等の登録申請日後に行われた商標出願であって、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ同一分類の商品について行われていた場合は、拒絶される。上記の商標出願に基づき登録された商標は、無効になる(EU 農産品等規則第 14 条第 1 項)。

商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真の製品の特定に関して、消費者を誤認させるおそれのある場合、地理的表示等は登録されない(EU 農産品等規則第 3 条第 4 項)。

本国における地理的表示等の保護日又は 1996 年 1 月 1 日の前に、共同体法に基づいて

善意で登録された商標は、別段の定めがある場合を除き、地理的表示等の登録に係らず、継続的に使用することができる。但し、商標に関する EU 規則に規定されている無効又は取消事由がない場合に限る(EU 農産品等規則第 14 条第 2 項)。

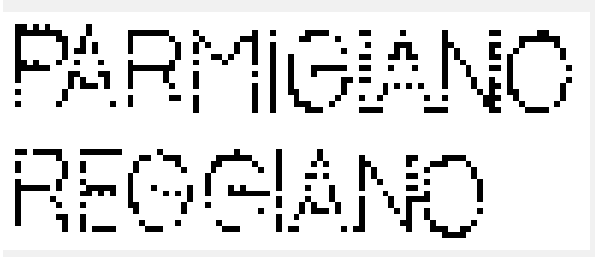
加えて、EU 商標規則では、地理的表示等を含む又はそれらから構成される商標は、商標登録出願が、欧州委員会への該当する地理的表示等の登録申請後であることを条件として、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ同一分類の商品について行われていた場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となっている(EU 商標規則第 7 条第 1 項(k))。

(5) 商標権者と GI 登録生産者団体との間の紛争事例

以下の事例は、フランス商標庁(INPI)における、商標権者と GI 登録生産者団体との間の紛争事例である。

■地理的表示を保有する団体からの異議が認められた事例(フランス INPI, 07/04/2022, OPP 21-0245)

異議申立人が依拠した地理的表示は、保護原産地呼称(PDO)PARMIGIANO REGGIANO である。

異議申立人の PDO(保護原産地呼称)	対象の出願商標
	

異議申立人は、争われた出願で指定された全ての商品について、地理的表示の侵害に基づく無効を主張した。

フランス商標庁(INPI)はこの主張を認め、商標出願は拒絶された。商標庁の具体的な判示は以下のとおりである。

「争われている標識の中で、PARMESAN の名称は明らかに知覚可能であり、それが含ま

れる表現(LE PARMESAN CE N'EST PAS QUE POUR LES GRAND !)、及び標識に存在する純粋に視覚的な要素は、その個々の知覚、すなわち、このようにフランスで命名された PDO であるチーズの指定に何ら影響を与えない。これら全ての考慮事項から、本出願で指定された食品に適用された場合、争われた標識は、当該消費者に、喚起された PDO との十分直接的かつ明白な関連性を生じさせ、消費者が参照イメージとして当該 PDO の恩恵を受けている製品を第一義的かつ直接的に思い浮かべる可能性が高いと考えられる。」

■ 地理的表示を保有する団体からの異議が認められなかった事例(フランス、INPI、18/02/2021、OSP 20-2579)

異議申立人が依拠した地理的表示は、保護原産地呼称(PDO)PARMIGIANO REGGIANO である。

異議申立人は、標章が指す商品の出所、原産地、本質的品質について公衆を誤解させる等を根拠として、GI の侵害に基づき商標に異議を提出した。

本件について、INPI は異議申立てを却下し、PARM'VEGAN 商標の登録を認めた。

INPI の判断理由は以下のとおりである。

「異議申立人が指摘するように、争われた標識は、PARM という地理的表示の一部を組み込んでいる。しかし、争われている出願で請求されている商品[医療用栄養食品、ドライフルーツ、ピザ、天然植物]を考慮すると、このような状況は、消費者の心に地理的表示を喚起させることに十分ではないように思われる。」

異議申立人の PDO(保護原産地呼称)	対象の出願商標
PARMIGIANO REGGIANO	

■ 地理的表示に基づいて商標が取り消された事例（フランス Paris Court of Appeal, 22/11/2006, RG No. 05/20050）

対象商標は、書籍、雑誌、絵画、彫刻、画集、板紙などの出版という商品とサービスを指定して出願されていたところ、取り消し訴訟において、原告によって保有される GI「DARJEELING」に基づいて取り消された。

原告の GI	対象の出願商標
DARJEELING	

この地理的表示は、卓越性と洗練性の代名詞であるこの地域原産の茶葉を一般消費者の心に喚起させるものであるところ、出願人は、ティーポットのデザインと関連付けてこの名称を採用することで、この地理的表示に付された社会的評価を利用しようとしたものである。かかる表示を紅茶以外の製品に使用することは、原告のみが依拠できる、この名誉ある地理的表示を矮小化し、その際立った特徴を弱めることによって損なうものである。被告が、その商標を宣伝するために定期的に紅茶に言及していることが立証された点も上記要素に影響を与えたものといえる。

■ 地理的表示に基づいて商標が取り消された事例（ドイツ EUTM 009691577）

原告によって、Nürnberger Bratwürste 及び Nürnberger Rostbratwürste は地理的表示として登録されている。

対象の出願商標「NUERNBERGA」である。

知的財産庁は以下の理由により、出願商標を拒絶した。

対象の出願商標は、専ら「ニュルンベルガー」の表示と同等の音声からなる。その聴覚的同等性から、「NUERNBERGA」が地理的表示「ニュルンベルガー」の意味で理解されることは明らかである「NUERNBERGA」が明らかにニュルンベルク市を指しているという事実だけで十分である。）。

「Nürnberger Bratwürste」という表示が全体として使用され、またそのような形でしか登録されていないという事実は、保護される地理的表示としての登録の理由が、ニュルンベルク産のブラートヴルスト・ソーセージの地理的起源と特定の製品特徴にあるという事実を変えるものではない。

したがって、本出願に記載された以下の商品は、この拒絶理由の影響を受ける。

食肉、食肉製品、食肉加工品、ハム加工品、ソーセージ加工品（生鮮のもの、長期保存のもの）、惣菜、スナック（主に食肉及び/又はソーセージから成る）、食肉加工品、ソーセージ加工品。

9.5 各法制度による保護(侵害・冒認対応)

(1) 地理的表示に基づく保護

侵害行為の定義

地理的表示が登録されると、以下の行為から保護されると規定されている(EU 農産品等規則第 13 条)。地理的表示の登録によって、直接、間接、又は原材料としての利用を含み、濫用、模倣又は喚起などの登録外の使用を禁じることができる(「～風」「～様式」などの使用も許されない。)。

- (a) 登録の対象でない産物であって、当該登録名称の下で登録された産物に類似するもの又は当該名称を使用することが保護名称の社会的評価を利用することになるものについての登録名称の全ての直接的又は間接的な使用。それらの産物が一要素として使われる場合を含む。
- (b) 当該産物若しくはサービスの真正の原産地が表示されている場合であっても、また、保護名称が翻訳されているか若しくは「様式」、「タイプ」、「方法」、「～にプロデュースされた」、「模倣」、「類似」の表現を伴う場合でも、その全ての濫用、模倣又は誘発。それらの産物が一要素として使われる場合を含む。
- (c) 産物の出所、原産地、性質又は本質的属性に関する他の全ての虚偽の又は誤解を生じさせる表示であって内側若しくは外側の包装、当該産物に関する広告材料又は書類に用いられているもの並びに原産地について虚偽の印象を与えるおそれがある容器に入れた産物の梱包。
- (d) 産物の真正の原産地に関して消費者に誤解を生じさせるおそれがある他の全ての行為。保護原産地呼称又は保護地理的表示の中に、一般的と考えられる名称が含まれる場合、当該一般名称の使用は、(a)又は(b)に反するとはみなされない。

侵害行為に対する救済手段

上記の侵害行為について、加盟国は、自国において生産されるか又は販売される保護原産地呼称及び保護地理的表示の不法な使用を防ぎ又は止めるための適切な行政的及び司法的措置をとるものと規定されている(EU 農産品等規則第 13 条第 2 項)。

具体的には、民事上の救済、刑事上の救済が考えられる。

民事上の救済

EU 農産品等規則第 13 条に違反する行為を業として行った者に対して、地理的表示の保有者は、差止め及び損害賠償を請求することができる。また、従業員又は権限を与えられた代理人が業務上これらの規則に反する行為をした場合、事業主に対する差止請求も認められる。同 EU 規則に基づき各国法で具体的な規定がある。例えば、フランスの場合は、フランス知的財産法の L772-1 条で差止めについて、L722-6 条において損害賠償の規定がある。

現地法律事務所へのヒアリングによれば、民事上の救済に要する所要期間と費用の参考例は以下のとおりである。

所要期間:3～5 年

費用:30,000～80,000 ユーロ

刑事上の救済

フランス

フランスにおける GI に関する刑事罰の法的根拠としては、フランス消費者法典 L.431-2 及び L.432-4(付属書 B 及び C)に規定があり、罰則は 2 年の禁固刑及び/又は 30 万ユーロの罰金である。

ドイツ

ドイツにおける GI に関する刑事罰の法的根拠としては、商標法第 144 条があり、営業上、地理的表示、名称、表示又は標識を不法に使用する者や、出所の地理的表示の社会的評価又は識別力を利用し、又は損なう意図をもって、法に反して、名称、表示又は標識を使用する場合は、2 年以下の禁固刑又は罰金刑を科される。

現地法律事務所へのヒアリングによれば、刑事告訴に要する所要期間と費用の参考例は以下のとおりである。

所要期間:2～4 年

費用:5,000～10,000 ユーロ

GI 制度に関する違反への調査、取締状況、取締に関する代表的な事案、GI 登録された名称の不正使用に関する実際の処分例

当局による調査、取締の件数等は公表されていない。また、取締に関する代表的な事案については確認できなかったが、GI 登録された名称の不正使用に関する実際の事案については下記を参照されたい。

■ フランス パリ控訴裁判所、18/11/2022、RG 番号 21/16539

モルビエ (Morbier) という名前は PDO によって保護されている。モルビエ チーズは、中央の黒い横線が特徴である。

本事件では、被告であるチーズ製造業者がモルビエ・チーズの黒いラインを「モンボワシエ」チーズに使用したことが、モルビエが享受している原産地呼称の保護侵害にあたるかどうか争われた。

控訴裁判所は、PDO が侵害されたとの判決を下し、中央の黒いラインを再現したチーズの製造と販売の中止及び経済的損失等に対する損害賠償を認めた。

PDO の侵害は、保護された名称の使用や言及だけでなく、非言語的な標識の使用によっても生じうるというのが、EU 司法裁判所の判断である。具体的には、PDO の対象となる製品を特徴づける外観の複製は、そのような複製により、対象製品が原告の登録する PDO によって保護されていると消費者に信じさせる可能性がある場合、禁止されるとした。

原告の GI	被告の商品
	

■フランス リヨン司法裁判所、18/11/2022、RG 番号 18/11459

本事件で、裁判所は、PGI「Saucisson sec d'Auvergne/Saucisse sèche d'Auvergne」が被告の下記商標によって侵害されているとして、以下の判決を下した。



- ①肉、肉エキス、保存食、ソーセージを指定商品とする「LOUIS AUVERGNE」商標を不正登録として取り消す。
- ②ソーセージと同一又は類似の商品に対する「LOUIS AUVERGNE」の標識の使用に対する侵害行為の存在を確認する。
- ③被告が「LOUIS AUVERGNE」商標を PGI の対象外の商品に使用することを禁止する。
- ④流通経路からの係争ソーセージの撤去、決定の公表を命じる。
- ⑤被告に 19,000 ユーロの損害賠償を命じる。

■フランス パリ控訴裁判所、08/09/2023、RG 番号 21/16284

原告は、PGI「Canard à foie gras du Sud-Ouest」を保有している。

2014 年以来、被告は「Frites du Sud-Ouest cuites dans la graisse de canard」と「Rissolées du Sud-Ouest cuisinées à la graisse de canard」という名前で冷凍ポテト製品を販売していた（下記写真参照）。アヒルの脂肪から作られたこれらの製品には「Sud-Ouest」という表記が使われ、パッケージにはガチョウ科の鳥のビジュアルが使用されている。

同裁判所は、製品が類似しており、当該製品のパッケージが消費者に PGI との関連性を認識させ、使用されている鴨脂がフランス南西部のものであると推測させる可能性が高いという理由で、PGI「Canard à foie gras du Sud-Ouest」が侵害されていると判断し、被告の商品の差し止め等を認めた。



■ドイツ ケルン高等裁判所、2019 年 1 月 18 日判決、ref.6 U 61/18

「Prosciutto di Parma」を PDO として登録しているイタリアのパルマ産生ハム製造業者協会（「プロシュット・ディ・パルマ」）は、パルマ（イタリア）に本社を置く食肉製品製造業者に対して訴訟を起こした。この被告メーカーはスライスした生ハムを「Culatello di Parma」という名称で販売していた。商品のパッケージには、商品の詳細な説明、イタリアの国旗、イタリアの地図が描かれていた。同協会は、「Culatello di Parma」という商品名の使用は、保護されている原産地呼称「Prosciutto di Parma」に対する違法な表示であるとして、差止めによる救済などを求めて裁判所に訴えた。

ケルン地方裁判所は原告の請求を認めた。続けて、控訴審においても、連邦司法裁判所は以下のとおり判示し、原告の請求を認めた。

2019 年 12 月 12 日付決定（事件番号 I ZR 21/19）によれば、「Culatello di Parma」の名称は、PDO である「Prosciutto di Parma」の違法な使用にあたる。

混同の概念を判断するためには、まず、消費者が係争呼称によって、保護される原産地呼称が付された製品との直接的な精神的つながりを確立するように誘導されるかどうかを判断することが重要である。混同が存在するかどうかを評価する際には、当該製品に描かれた全ての形象的及び言語的標識を全て考慮に入れなければならない。外観が似ている製品の場合、その名称が音韻的にも視覚的にも類似していれば、保護されている地理的表示への連想があるとみなすことができる。

連邦司法裁判所は、「Culatello di Parma」という名称でスライスされた生ハムが提供された場合、通常の知識を持ち、合理的な観察力を持つドイツの消費者は、即座に「Prosciutto di Parma（パルマのプロシュート）」を連想するだろうと判断した。地理的表示や原産地呼称の保護の目的は、このように広告された製品が特別な特徴を持つことを消費者に保証することであり、それによって一定の品質保証を提供することである。連邦司法裁判所によれば、ドイツの平均的な消費者は、「Culatello di Parma」という名称は、保護されている原産地呼称「Prosciutto di Parma」を連想・混同させるものであり、許されないと判断した。

(2) 商標に基づく保護¹¹¹

商標法に基づく民事上の救済、刑事上の救済、税関差止めの流れも原則として上記と同様である。

費用(商標権侵害)

	民事訴訟	刑事告訴	税関での輸出又は輸入差止め
代理人費用(裁判所、当局等への納付を含む。)	30,000～80,000 ユーロ程度	5,000～10,000 ユーロ程度	1,000～3,000 ユーロ程度/1 登録

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

民事上の救済

民事裁判における商標権侵害訴訟では、差止命令による救済や損害賠償などを請求可能である。

訴訟の提起は、原則として被告が居住する加盟国(被告が EU 域内に居住しない場合は、原告が居住する加盟国、原告・被告共に EU 域内に居住しない場合には EUIPO が所在する加盟国)の裁判所に提起する(EU 商標規則第 97 条(1)–(3))。EU 商標裁判所は、全ての加盟国における侵害事件及び補償金請求事件について判断することができる(理事会規則第 98 条(1))。

侵害行為が行われた加盟国の裁判所に訴えを提起することもできるが、この場合、裁判所は当該加盟国内で生じた行為についてのみ判断することができる(理事会規則第 97 条(5)、第 98 条(2))。

¹¹¹ 参考: 日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所(2018)「EU・欧州主要国における模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査」

刑事上の救済

刑法上、EUにおける商標権侵害に対しては、刑事告訴を行うことができる。

フランスにおいては、商標権侵害についての基本的な刑罰は、知的財産法 L.716-9 条に規定されており、最高 4 年の懲役及び最高 400,000 ユーロの罰金である。犯行が共犯関係にある複数の者によって行われた場合、又は公共のオンライン通信ネットワーク上で行われた場合、侵害商品が人又は動物の健康又は安全を脅かすものである場合、刑罰は懲役 7 年及び 750,000 ユーロの罰金まで加重される。

ドイツについても述べると、商標法第 143 条(1)によれば、商標法第 14 条(2)～(4)に反して違法に標識を使用した者は、3 年以下の懲役又は罰金を科せられる。加害者が営利目的で行為をした場合、商標法第 143 条(2)に基づき、5 年以下の懲役又は罰金が科される。なお、商業活動とは、少なくとも、財産権の侵害が計画的かつ標的を絞った方法で行われている、又は行われる予定である、あるいは商品が大量生産されている、言い換えれば、加害者が侵害行為によって一定期間・一定範囲の収入源を得ていた場合と結論付けられることが一般的に想定される。

さらに、商標権を侵害した商品と、商標権侵害によって不法に得た金銭的利益の没収といった罰則も追加される場合がある。

税関

商標権を保有する者は、模倣品の流通を速やかに差し止めるため、税関に知的財産の保護をあらかじめ登録申請することができる(EU 規則 No.608/2013)。申請は 1 年間有効、延長可能である。税関が模倣品を差し押さえた場合、その保管費用、税関がサンプルを申請者に提供するための費用、廃棄費用、必要な翻訳費用等については、原則として、商標権者が負担する。知的財産の権利の及ぶ範囲によって、申請は国レベル、EU レベルの 2 つがある。

冒認商標

冒認商標に対する対抗手段は以下のとおりである。

悪意のある商標登録に対しては、①異議申立て、②登録後の取消し(EU 商標規則第 59 条(1)(b))、③国内侵害訴訟における反訴(EU 商標規則第 124 条及び第 128 条)が認められている。

いかなる場合に「悪意」が認定されるかについては、関連性のある、矛盾のない兆候から、欧州商標権所有者が、公正に競争する目的ではなく、誠実な実務と矛盾するやり方で第三者の利益を損なうことを意図して、又は具体的第三者を標的とすることすらなく、商標の機能、特に出所を表示する必須機能の範囲内に該当するもの以外の目的で、独占権を取得することを意図して、登録のためにその出願を行ったことが明らかである場合と判断されている(欧州司法裁判所 2019 年 9 月 12 日判決、C-104/18 P, STYLO & KOTON)。

費用（冒認商標）

	異議申立て	登録後の取消し	訴訟
代理人費用（裁判所、当局等への納付を含む。）	2,000～3,000 ユーロ程度	2,000～4,000 ユーロ程度	7,000 ユーロ～程度

※上記の代理人費用はあくまで参考情報としての費用相場であり、事案によってケースバイケースで判断されるため、代理人の稼働に応じて追加の費用が発生する場合があることに留意されたい。

本項目に関して、農林水産物又は食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事例は以下のとおりである。冒認商標の無効又は取消しに成功した事案については、9.4(5)を参照されたい。

■フランス パリ第一審裁判所、2013 年 3 月 29 日、RG 番号 12/008306

原告は、団体商標「DARJEELING」を登録している。被告は、紅茶を販売するウェブサイトにおいて、対象の商標を使用していた。また、これらの商標はフランスでも登録されていた。

原告による被告に対する差止請求などは、標識のレイアウトが非常に類似しており、同一の製品と相まって混同の可能性があるとして、裁判所によって支持された。

原告の商標	被告の商標
	 

■ドイツ ヒマラヤン・ソルト

判決の対象となったのは、被告のウェブサイトで「ラブ・ヒマラヤン・ソルト」と表示された商品の販売である。対象製品が実際に採掘されたのは、ヒマラヤ山脈として知られる山脈から約 200 キロ離れたパキスタンの州であったため、ケルン不公正貿易・商業反対協会は、被告に対して差止命令による救済を求めて訴訟を起こした。

ケルン地方裁判所が請求を支持した後、被告の控訴も棄却された。控訴審によれば、原告は商標法第 128 条第 1 項第 1 号、第 127 条第 1 項に従い、差止命令による救済を受ける権利を有する。

被告は上訴を許可されたため、訴えの却下を追求し続けたが、これもまた成功しなかった。

連邦司法裁判所は、請求の根拠と法的帰結に関して一審裁判所の判決を確定した。

2016 年 3 月 31 日の判決(I ZR 86/13)において、連邦司法裁判所は最終審で、被告は「Himalaya」を原産地とする広告を差し控えなければならないとの判決を下した。

(3) 植物品種に係る権利・模倣品排除に成功した代表的な事案、育成者権侵害に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用(一般的な代理人費用を含む)

育成者権

特定の植物品種については、各国の国内規定と並行して、共同体植物品種権に関する規則(EC)No.2100/94 によって規定される共同体植物品種保護がある。共同体植物品種権は、植物品種に対する共同体産業財産権保護の唯一かつ排他的な形態であり、EU 全域に適用される。一方で加盟国ごとに個別に出願することも可能である。

侵害については、個別法で定められるところ、原則として、刑事告訴、民事訴訟において損害賠償等、税関による差止め等を求めることが考えられる。それぞれに要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。

育成者権侵害に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案としては、以下がある。

事例 (ECJ, 20.10.2011 - C-140/10 - Greenstar-Kanzi Europe NV/Jean Hustin, Jo Goossens¹¹²)

原告はリンゴ品種について植物品種登録をしていたところ、被告は、原告からライセンスを受けた第三者から植物品種に関するライセンス契約を締結し商品の販売を行っていた。しかし、原告と当該第三者間でのライセンス契約が終了したことから、原告が被告に販売停止等

¹¹² <https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?language=en&num=C-140/10>

を求めて訴えを提起したものである。

共同体植物権に関する規則第 94 条は、植物品種権者が第三者に対しても侵害訴訟を提起することができることを意味すると解釈される。植物品種権者が、当該第三者が植物品種権者との間で以前に締結したライセンス契約の制限を侵害した別の受益者から材料を受領した場合について、裁判所は、第三者が、ライセンシーが侵害したライセンス契約に課された制限を認識していたか、又は認識していたものとして扱われるかは、関係すべきではないと判示して、原告の請求を認めた。

(4) 我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と費用(一般的な代理人費用を含む)

我が国において周知な名称や、GI 登録されている名称に対するフリーライドやブランド価値の毀損に対するその他の対抗手段としては以下が考えられる。

フランスにおける消費者保護規制

フランスにおいては、消費者保護法において、表示規制に関する定めが以下のとおりある。フランス消費者法典 L121-2, 2b)は、虚偽又は誤解を招くような主張、表示、提示を行った場合として、当局による差止命令の対象になると規定する。差止命令に従わない場合、行政罰(1,500 ユーロから 15,000 ユーロ)(消費者法典第 L532-1 条)が科される可能性があると規定する。

加えて、フランス消費者法第 L413-9 条は次のように規定している。

広告、パンフレット、案内状、目論見書、ポスター、虚偽の請求書や原産地証明書の作成、口頭での断言、その他のいかなる手段によっても、外国製品のフランス原産、あるいは全ての製品について、その真の原産地とは異なる原産地を示唆することは禁じられている。

これらについては、2 年の実刑判決¹¹³及び/又は罰金 30 万ユーロ、最長 5 年の営業禁止が科される(フランス消費者法 L132-2 条、L451-14 条、L451-15 条)。

加えて、民事訴訟における損害賠償等の請求も可能である。誤解を招くような商行為によって個人的に被害を受けた消費者や専門家だけでなく、消費者団体や組合も原告となれる。

¹¹³ 購買力保護のための緊急措置に関する 2022 年 8 月 16 日付法律第 2022-1158 号により、処罰の対象となる行為が 1 つ以上の契約を締結した場合(大半のケースに該当すると思われる)、懲役刑が 3 年に引き上げられた。

事例(パリ控訴裁判所 10 May 2012, no. 10/04016, Sté Havana Club International and SA Pernod/SAS Établissements Dugas and Société 1872 Holdings VOF)

ドミニカ共和国のある会社が、EU で製造しているラム酒のボトルや広告にキューバと数回にわたり表記していた。このような状況において、パリ控訴裁判所は、当該製品がその産地でないにもかかわらず、製品に有名な産地を記載することは誤解を招く商行為に該当すると判決を下した。

詐欺

フランス消費者法第 L441-1 条は、契約の当事者であるか否かを問わず、いかなる者も、第三者の仲介を介した場合であっても、いかなる手段や過程によっても、以下の事由により、契約当事者を欺くこと、又は欺こうとすることを禁じており、産地偽装等に適用される可能性がある。

- 1 商品の性質、種類、原産地、実質的な品質、組成、又は有用な原理における含有量のいずれかについて
 - 2 引渡された商品の数量、又は契約の対象であった特定の商品以外の商品の引渡しによる商品の同一性に関して
 - 3 使用の適合性、製品の使用に内在する危険性、実施された試験、使用説明書、又は取るべき予防措置について
- ※ 本条の規定は、サービスの提供にも適用される。

犯罪が成立するためには、消費者法典第 L441-1 条は、契約、同条が列挙する要素の一つに関する欺罔、及び詐欺の意図といういくつかの要素を必要とする。一方、欺罔の手段は関係ない。フランス消費者法典第 L454-1 条は、欺罔行為を禁固 2 年及び罰金 30 万ユーロ、又はこの 2 つの罰則のいずれか一方で罰するとしている¹¹⁴。

事例(T. Corr. Poitiers, 25 Apr. 1990: BID 1992, no.2, p.15)

工場で生産された卵が、田園風景の鶏の絵が描かれたパッケージで販売されていたが、商品名がその卵の原産地ではない地域を指しているという事例について、詐欺に該当すると判断して刑罰が科された。

¹¹⁴ これらの罰則は、虚偽又は不正確な測定器を使用した場合、あるいは分析、投薬、計量、測定操作を偽造する、あるいはこれらの操作の前であってもこれらの商品の組成、重量、体積を不正に変更することを意図した操作や手順を使用した場合、あるいは以前の操作が正確であったかのように見せかけることを意図した不正な表示を使用した場合、5 年の禁固刑と 60 万ユーロの罰金に引き上げられる。

ドイツにおける不正競争法防止法に基づく規制

ドイツ不正競争防止法においては、顧客を欺くような虚偽の情報が広告に含まれていないとされており(同法第 5(2)項)、当該情報には、商品の入手可能性、配送、可能な用途、品質などの情報に加え、地理的・商業的原産地も含まれている。したがって、地理的原産地を偽って広告する者は、不正競争防止法第 5(2)項に違反すると考えられる。この場合、民事訴訟における差止め、損害賠償請求等が認められる(同法第 9 条)。

事例 2011 年 4 月 5 日デュッセルドルフ高等裁判所判決(ファイル番号 I-20 U 110/10)

刃物セットの全ての部品と包装はドイツで製造された。原材料のナイフだけが中国で製造され、ナイフの研磨だけがドイツで行われた。

控訴審において、高等法院は、地理的原産地表示が認められないとしたデュッセルドルフ地方法院の判決を支持した。理由として、本件では、広告上の特徴や表示された商品は実際にはドイツで製造されたものではないことが挙げられている。消費者は、カトラリーの全ての部品もドイツで製造されていると期待するものであり、裁判所は、重要なのは消費者の品質に対する期待だけでなく、消費者がドイツ製品の販売促進に関心を持つこと(例えば、ドイツ人の雇用を確保するため)により、製品を購入する動機になることもあることを強調した。

以上から、裁判所は、スプーン、フォーク、ナイフで構成されるカトラリーセットには、「Made in Germany」又は「Produced in Germany」の文字を使用してはならないと判示した。

以上のとおり、本項目の対抗策については、国により法制度が異なるが、民事訴訟(差止め損害賠償)や刑事告訴を求めることが考えられる。要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。なお、税関での輸出又は輸入差止めは適用されない。

(5) 遺伝資源、営業秘密、ノウハウ等の不正使用事案に対する対抗手段(民事訴訟、刑事告訴、税関での輸出又は輸入差止めを含む)と各対抗手段に要する費用

営業秘密

2016 年 6 月 8 日、営業秘密の保護に関する EU 指令(Directive (EU) 2016/943)が採択された。同指令は、国を超えた研究開発や知識の流通の促進及び EU 域内での営業秘密の統一的な保護を目的として採択されたものである。同指令は、営業秘密が、限られた人のみに知られており、その秘密性により商業的価値を有し、その保有者による保護の特別措置の対象となる情報であると定義し、営業秘密の取得、使用又は開示が違法となる条件を規定している。同指令第 19 条により、加盟国は 2018 年 6 月 9 日までに、営業秘密保護指令を遵守するのに必要な手続をとることが義務付けられた。

フランスにおいても、営業秘密の侵害を行う者は、民事責任を負う。

営業秘密の侵害に関する訴訟において、裁判所は、①営業秘密の使用又は開示を実行し又は継続することを禁止、②営業秘密の侵害によって生じた製品の製造、供給、上市、使用、輸出、輸入又は貯蔵の禁止、③営業秘密を含む文書、物体、素材又は電子ファイル等の全部又は一部の破棄、④営業秘密の著しい侵害によって生じた製品について、流通経路からの回収、内容の変更又は破壊などの措置を命じることができる。裁判所は、侵害を行った者が、営業秘密を直接的若しくは間接的に違法に使用若しくは開示した他者から取得したと知らなかった若しくは知り得なかった場合、又は、措置の執行が侵害を行った者に対し過度の損害を与える場合には、これらの措置の代わりに補償金の支払を命じることができる。補償金の支払命令は、逸失利益、機会損失、精神的侵害等を考慮して行われる賠償手続を妨げない。加えて、企業の役員又は給与を支給される従業者が営業秘密を漏洩する又は漏洩を意図するという事実には、2 年の拘禁及び 30,000 ユーロの罰金が科される。(労働法第 L1227 条)。

遺伝資源

EU では、遺伝資源を様々な法的枠組みによって保護している。EU レベルでは名古屋議定書、ドイツでは国内法や規制がそれにあたる。これらの規制は、遺伝資源へのアクセスを規制し、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配を確保し、これらの資源の持続可能な利用を促進することを目的としている。

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配に関する国際協定である名古屋議定書」が 2014 年 10 月 12 日に発効した。議定書の締約国は、自国の遺伝資源の利用者が提供国の ABS 規則を遵守するよう、措置を講じることを約束する。他の国際条約と同様、「名古屋議定書が直接効力を発揮するためには、国内法又は欧州法に置き換えられなければならないとされる。EU は 2014 年 5 月 16 日に名古屋議定書を批准し、2014 年 4 月 16 日付規則(EU)No.511/2014 により、利用者が名古屋議定書の規定を遵守するための域内統一措置を確立した。欧州委員会はまた、2015 年 10 月 13 日付の施行規則(EU) 2015/1866 において、収集品の登録、使用者による遵守の監視、ベストプラクティスに関して、規則(EU)No.511/2014 の施行規則を発行した。

本項目に関する対抗手段としては、刑事告訴、民事訴訟において損害賠償等を求めることが考えられる。営業秘密や遺伝資源は税関の差し止め対象ではない。それぞれに要する費用については、現地法律事務所へのヒアリングによると、事案によりケースバイケースであり、一般的な費用を明示することは難しいとの結果であったが、商標権の対抗策における費用感が参考になる。

上記について、公表事例で、農林水産物・食品に関して、模倣品排除に成功した代表的な事案は確認できなかった。

9.6 EU に我が国の農林水産物又は食品を輸出する際の手続、留意すべき規制、製造・販売する際に適用される規制(表示規制含む。)、及び、留意すべき点

EU に輸出する際の手続については、以下の日本貿易振興機構(ジェトロ)のガイドを参照されたい。

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide.html>

特に留意点として、フランス関税法第 39 条 では、以下のとおり原産地に関する規制があり、原産地表示に課された義務を遵守しない外国製品は全て、入国が禁止され、保管から除外されるとされている(同法第 40 条)。

(a) 自然物であるか製造物であるかを問わず、それ自体、又は包装、箱、束、封筒、帯、ラベルなどに、製品又はサービスマーク、名称、標識、又はそれらがフランスで製造されたものである、あるいはフランス原産であると喚起させる可能性のあるいかなる表示も付された外国製品は全て、入国時に禁止され、保管、輸送、移動から除外される。

(b) この規定は、フランスの地方と同じ名称の地方で入手された外国製品(製造品又は天然物)であって、当該地方の名称と同時に、原産国名及び「輸入品」の文字がはっきりと見えるように表示されていないものにも適用される。

9.7 各制度の利用状況

本報告書作成時点において、GIview で確認できる地理的表示産品は 5559 産品である。日本と EU の間では、日 EU 経済連携協定(EPA)に基づき、相互の GI を保護しており、2023 年 12 月時点では、日本の農産品 108 産品の地理的表示が EU でも保護されている¹¹⁵。

9.8 日本の生産者団体等へのヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体(83 団体)に対して、EU における商標や地理的表示等の出願・登録状況についてアンケート調査を実施したところ、地理的表示について申請検討中 2 件、申請中 1 件、登録済み 3 件という回答であった。商標については出願検討中 2 件という結果であった。

¹¹⁵ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/protection_abroad/index.html

10 インターネット上の対策

10.1 概要

昨今においては、インターネット上で模倣品が流通することは少なくなく、農産物の分野においてもその例外ではない。これらインターネット上で流通する模倣品については、削除要請（模倣品を掲載しているプラットフォームなどの運営者に対し、知的財産権の侵害等を理由として任意で出品を削除するように求める手段）を行う方法を取ることが多い。

インターネット上で模倣品が流通する場合の調査方法、削除要請の方法について、具体例も出しながら以下で説明する。

10.2 調査から削除要請までの一般的な手順

まずは被害実態を把握するために、インターネット上での模倣品の有無について調査を行った上で削除要請を行うことが通常である。具体的な方法と留意点については以下のとおりである。

(1) 検索サービスでの検索

Google など各国・地域での一般的な大手検索サービスにおいて、テキストによる検索を行うことが最初の方法となり得る。

検索キーワードは、単に地理的表示や登録された商標のみであるとヒットしない可能性があるため、それら正式名称に加えて、産地＋産品の種類、日本＋産品の種類など、関連する複数の候補ワードを組み合わせて行うことが望ましい。加えて、日本語とは限らず、中国語、英語、韓国語など様々な言語や想定される略語などでも検索を行うべきである。

オンライン市場における調査については、あらかじめ、流通の多い特定の EC サイト、飲食店口コミサイト等を調査対象として選び出す必要がある。

これらのサイトにおいては、当該サイト内のみを対象としてテキスト検索が可能な「サイト内検索」が用意されているものがあり、これを利用して模倣品を発見できることがある。商品などを検索キーワードとし、言語も日本語だけでなく当該サイト内で使用されている言語で行うのが望ましい。

なお、模倣品を販売するサイト等ではセキュリティが確保されていない場合も少なくないので、セキュリティ対策を十分に行うべきである。また、削除要請を行うと、相手方にメールアドレスなどの連絡先情報が通知されることがある。個人のメールアドレス等を知られたくない場

合は、専用のメールアドレスを作成したり代理人経由で削除対応したりする等の対応をすべきである。

なお、本調査対象国・地域において、利用される EC サイトは異なるが、一般的に以下の EC サイトは利用頻度が高いと考えられる¹¹⁶。

中国	淘寶(Taobao)、JD.com、拼多多
香港	HKTVMall、carousell、qoo10
台湾	Shopee、momo、Pchome
韓国	Coupang、G-market
アメリカ	Amazon、Walmart
ベトナム	Shopee、Lazada
タイ	Shopee、Lazada
シンガポール	Shopee、Lazada
EU	Amazon、eBay

(2) 権利行使しても問題ないかの確認

市場に流通している産品の中には、例えば海外のライセンス先企業がライセンスを受けて販売している場合や国によっては適法とされている並行輸入品の場合など、権利行使できない商品も含まれる。したがって、権利行使の前に、当該商品にかかるライセンスの有無や正規品であるのかを確認する必要がある。

かかる正確な判断を行うためには、ライセンス先との情報共有を行い、定期的にホワイトリスト(自社やライセンス先が正規に販売する商品や、権利行使すべきでないとあらかじめ判断されている商品などをまとめたもの)などの情報をアップデートして最新のものにしておくことが重要である。

(3) 各プラットフォームでの削除要請について

大手の電子商取引サイト(EC サイト)などにおいては、効率的に権利を保護する特別のプログラムを設けていることも少なくない。それらのサイトについては、サイト側の用意した手順に従って削除要請などを行った方が迅速に削除されることが多く、当該手順に従って対応することが望ましい。

以下では、本調査対象国・地域においても利用度が高い大手 EC サイトであるタオバオ・アリババグループと Shopee を例にとって、具体的な削除要請の手順について説明する。

¹¹⁶ IP FORWARD 調べ

(4) 削除要請における注意点

削除要請を行う場合に注意すべき点がいくつかあるので、以下のとおり紹介する。

ア 言語

全ての EC サイトについて英語で対応することもあるが、各プラットフォームの対象国の言語で申請したほうが、手続が早く進み成功率も高くなる傾向にある。

イ 名義

申立人の氏名や連絡先等の情報が侵害者に開示される場合もあるため、留意が必要である。自身の情報が侵害者に開示されることを避けたい場合には、弁護士等の代理人経由で申請する等の方法が考えられる。

ウ 状況確認

削除要請申立てを行った後は、随時、該当ベースにアクセスする等して、その状況を記録しておくべきである。削除状況の確認日や、削除の成否、削除完了確認日なども、記録しておくことが望ましい。削除がされないウェブサイトや、削除対応が遅いウェブサイトなどの情報も、今後の対策を行う上での貴重な情報となる。

10.3 タオバオ(アリババグループ)における削除要請手続

タオバオ¹¹⁷では、農産物分野の商品において、現時点で、既に一般商標、又は団体商標権や証明商標権¹¹⁸などの商標登録済みの名称のみについて、アリババグループの知的財産権保護プラットフォーム¹¹⁹で、商標権侵害商品の出品削除要請を行うことができる。以下では、そのプラットフォームによる削除要請の方法を紹介する。

(1) 削除要請手続及び必要資料

【Step1】ユーザー登録する

登録ページ: <https://ipp.alibabagroup.com/register.htm>

Alibaba Group 阿里巴巴集团 | 知识产权保护平台
ipp.alibabagroup.com

知识产权保护平台账户注册

国家/地域 ※ * 国家/区域: 中国大陆

ユーザー身分種別 * 用户身份类别: ☒ 個人 ☐ 企業
個人 企業

登録者種別 * 注册人类别: ☒ 权利人 ☐ 授权代理人
权利人 授权代理人

メールアドレス * 邮箱: 请设置邮箱作为登录名

登録パスワード * 登录密码: 请设置登录密码

パスワード確認 * 密码确认: 请再次输入登录密码

携帯電話番号 * 手机号码: 请输入手机号码

検証 * 验证: >> 请按住滑块, 拖动到最右边

クリックして、右端ヘドラッグする

チェックする

同意并注册 同意して登録

「プラットフォーム利用規約に同意する」

※ 国家/地域について、中国とその他から選択可能。ここでは中国を選択している。

¹¹⁷ <https://www.taobao.com/>

¹¹⁸ 他方、前述の登録商標されていない地理的表示製品や農産物地理的表示製品に関するリンク削除申請に関しては、もし国家知識産権局に発行された関連書類があった場合、又は行政や司法機関によって特定製品が侵害品に該当すると認定された場合に限り、当プラットフォームに個別に相談して法的保護を求めることは可能と考えられる。

¹¹⁹ URL: <https://ipp.alibabagroup.com/>

タオバオのほか、アリババグループ傘下の T モール(www.tmall.com)、1688(www.1688.com)、AliExpress(www.aliexpress.com) 等もこの知的財産権保護プラットフォームを通じて削除要請することが可能である。

【Step2】ユーザー情報を記入する

※ ユーザー情報の登録は初回の削除要請時にのみ行う。

The screenshot shows the 'Alibaba Group IP Protection Platform' user center registration page. The header includes the Alibaba Group logo and 'IP Protection Platform' text, followed by '用户中心' (User Center). A link for '了解身份信息' (Learn about identity information) is present. The main content area is titled '注册信息' (Registration Information) and features a green banner with the text: 'アカウントの安全性を向上させ、当プラットフォームで知的財産権の保護をスムーズに行うため、まず関連する身分認証を完了してください' (To improve account security and smoothly protect intellectual property on this platform, please complete related identity authentication first). Below this, a box states: '为了提高您持有账号的安全性，顺利在本平台进行知识产权保护，请先完成相关身份认证' (To improve the security of your account and smoothly protect intellectual property on this platform, please complete the relevant identity authentication first). The page then lists '本平台支持的认证方式' (Authentication methods supported by this platform), divided into '个人认证' (Individual Authentication) and '企业认证' (Enterprise Authentication). Under '个人认证', there are two options: '实名认证' (Real-name Authentication) and '个体工商户认证' (Individual Household Business Authentication). Under '企业认证', there are three options: '企业邮箱' (Enterprise Email), '企业法定代表人' (Enterprise Legal Representative), and '支付宝企业账户' (Alipay Enterprise Account). Each option has a brief description of the process. At the bottom, a blue button says '立即认证' (Authenticate Now) and a green button says '認証する' (Authenticate).

Alibaba Group
IP Protection Platform | 用户中心

注册信息

了解身份信息操作指引相关信息，请点击[这里查看](#)。

アカウントの安全性を向上させ、当プラットフォームで知的財産権の保護をスムーズに行うため、まず関連する身分認証を完了してください

为了提高您持有账号的安全性，顺利在本平台进行知识产权保护，请先完成相关身份认证

本平台支持的认证方式

个人认证

- 实名认证**
打开手机淘宝APP扫描二维码进行实名认证
- 个体工商户认证**
上传个体工商户营业执照进行认证

企业认证

- 企业邮箱**
绑定您企业的工作邮箱或企业公用邮箱作为账号
- 企业法定代表人**
填写您企业法定代表人的姓名和身份证号完成认证
- 支付宝企业账户**
登录您的企业支付宝账号，授权相关企业信息进行快捷认证

通过身份认证后，您可以在本平台享受更多优质的升级权益。

立即认证

認証する

Alibaba Group

IP Protection Platform

Alibaba Group

IP Protection Platform

用户中心

注册信息

メールアドレス

国/地域 ※1

ユーザー種別

認証方法

営業許可証 ※2

电子邮箱:

* 所在地区:

中国大陆

中国大陸/その他の地域

* 用户身份类别:

☐ 个人
☒ 企业

個人/企業

* 认证方式:

☒ 企业邮箱认证
☐ 企业法定代表人认证

企業メール/企業法定代表者

* 营业执照:

拍照上传

アップロード

仅上传营业执照原件图片，复印件需加盖红色公章，勿上传个人其他证件图片；

照片上所有信息需清晰无遮挡，无不合格水印内容，信息真实有效，不得做任何修改；

照片支持: jpg, jpeg, bmp, gif, png, pdf格式，大小不超过8M。

[老版营业执照示例图片](#)
[新版营业执照示例图片](#)
[律师事务所示例图片](#)
[社会团体示例图片](#)

* 统一社会信用代码/注册号/组织机构代码:

请输入营业执照上的统一社会信用代码或注册号或组织机构代码

* 企业名称:

请填写营业执照或其他身份证件上的企业名称

* 法定代表人姓名:

请填写与营业执照或其他身份证件一致的法定代表人姓名。

* 经营期限至:

请选择日期

长期

* 所在地区:

北京

北京市

东城区

* 详细地址:

请填写您的详细地址，以便在有需要时给您寄送书面文件

提交

提出

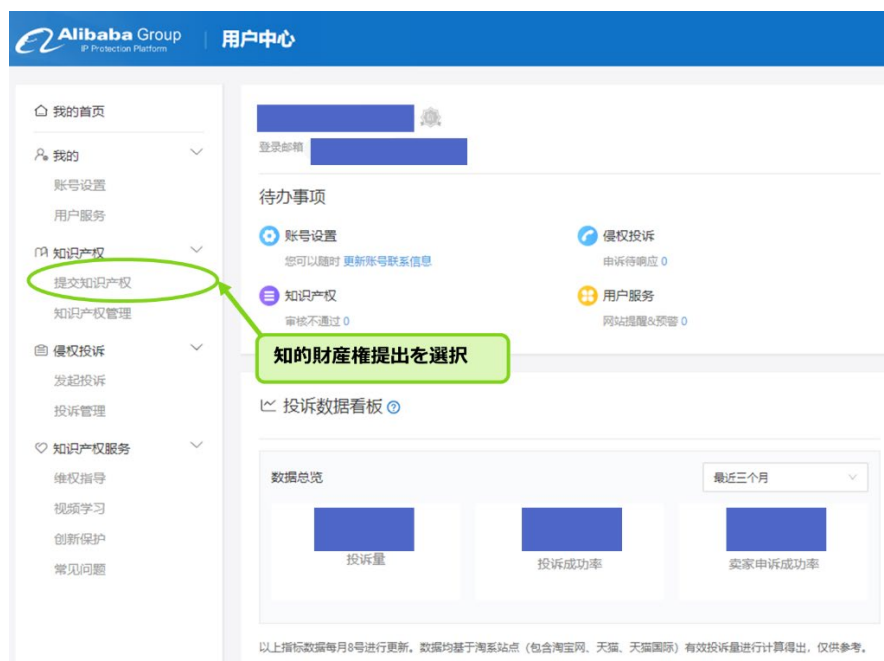
※1 国/地域について、中国とその他から選択可能。ここでは中国を選択している。

※2 営業許可証について、日本企業の場合、登記事項証明書及びその概要の中国語訳を提出する。

【Step3】知的財産権を登録する

※ 同一権利の場合、知的財産権登録は初回の削除要請時にのみ行う。

3-1 「知的財産権提出」を選択する



3-2 知的財産権種類及び登録地情報を入力する

※1 対象の表示について、中国で団体商標や証明商標として登録された場合は、「商標権」を選択する。

※2 中国における専利権とは、日本の特許権、実用新案権、意匠権に対応する権利を指す。

※3 中国大陸、香港、台湾、その他から選択可能。ここでは中国大陸を選択している。

3-3 主張する権利の基本情報を記入する

知識产权

提交知识产权

知识产权管理

侵权投诉

发起投诉

投诉管理

知识产权服务

平台指南

视频学习

创新保护

商標登録書をアップロード

点击查看例

サンプルを見る

一次请仅提交一个商标；如您有多个商标，请依次分别提交

请上传完整的商标注册证原件（如商标证还包含单独的类别页，请在下方上传类别页）；

文件请上传彩色数码拍摄件或彩色原件扫描件；如为复印件，请加盖商标注册人章戳后提供该文件彩色数码拍摄件；如商标注册人为个人，请提供商标注册件的彩色数码拍摄件

允许上传的附件类型：GIF、JPG、JPEG、PNG、BMP、PDF、TSA，单个文件大小不超过5MB

附件将向被投诉方和阿里巴巴公司披露，阿里巴巴或将依据用户协议中的相关条款对该附件予以披露

商標区分頁をアップロード

点击查看例

サンプルを見る

商標登録証に単独の区分頁が含まれた場合は、その区分頁をアップロードしてください。もし単独の区分頁が含まれない場合は、アップロードする必要はない。

如您的商标证包含单独的类别页，请在此处单独上传类别页；如商标证没有包含单独的类别页，则无需上传

商標名称

请核对以下信息是否与您商标证书上的信息一致；如不一致，请修改为一致

您的商标名称：

以下の情報が高標登録証の情報と一致するかどうかを確認してください。

もし一致しなければ、一致するように修正してください。

知的財産の通称 ※1

知识产权自定义名称 ①

商標登録番号

您的商标注册号： ①

商標権者

您的商标注册人：

商標権の有効期限

您的商标注册有效期限：

请选择日期

白

商標の指定

商品/役務(区分)

您的商标核定使用商品/服务（类别）：

请选择

▼

所属のブランド名 ※2

您的商标所属品牌：

请输入

保存草稿

下一步

下書き保存

次へ

※1 知的財産の通称について、以下のように規定されている。

「ご自身の命名規則に沿って、当該知的財産の名称をカスタマイズして編集することができます」。実務上、商標の略語又は社内での呼称などを記載することが多い。

※2 ここに貴社のブランド名（英語や中国語表記で）を入力してください。もしアリババグループのデータベースに当該ブランド名のデータがあれば、プルダウンメニューから表示される当該ブランド名を選択してください。該当しなければ、プルダウンメニューから表示される「その他/Other」を選択してください。

316

知识产权管理

侵权投诉

发起投诉

投诉管理

知识产权服务

平台指南

视频学习

创新保护

商標権の更新の有無

* 您的商标是否发生过续展

☐ 否
☒ いいえ
☐ 是
☒ はい

商标注册有效期届满后，是否向商标局申请延长注册商标有效期

商標権の移転の有無

* 您的商标是否发生过转让

☐ 否
☒ いいえ
☐ 是
☒ はい

商标是否发生过转让并完成转让流程

商標権登録事項変更の有無

* 您的商标是否发生过变更

☐ 否
☒ いいえ
☐ 是
☒ はい

① 商标核准注册后，商标注册人的名义、地址或其他注册事项是否发生变更；如变更，应当向商标局申请办理相应变更手续

② 文件请上传彩色数码拍摄件或彩色原件扫描件；如为复印件，请加盖商标注册人章戳后提供该文件彩色数码拍摄件；如商标注册人为个人，请提供原件的彩色数码拍摄件

① 商標登録後に、登録名義人や住所その他の事項に変更があった場合、かかる変更手続きを行ってください。

② カラープリントのファイルをアップロードしてください。

保存草稿

下一步

下書き保存

次へ

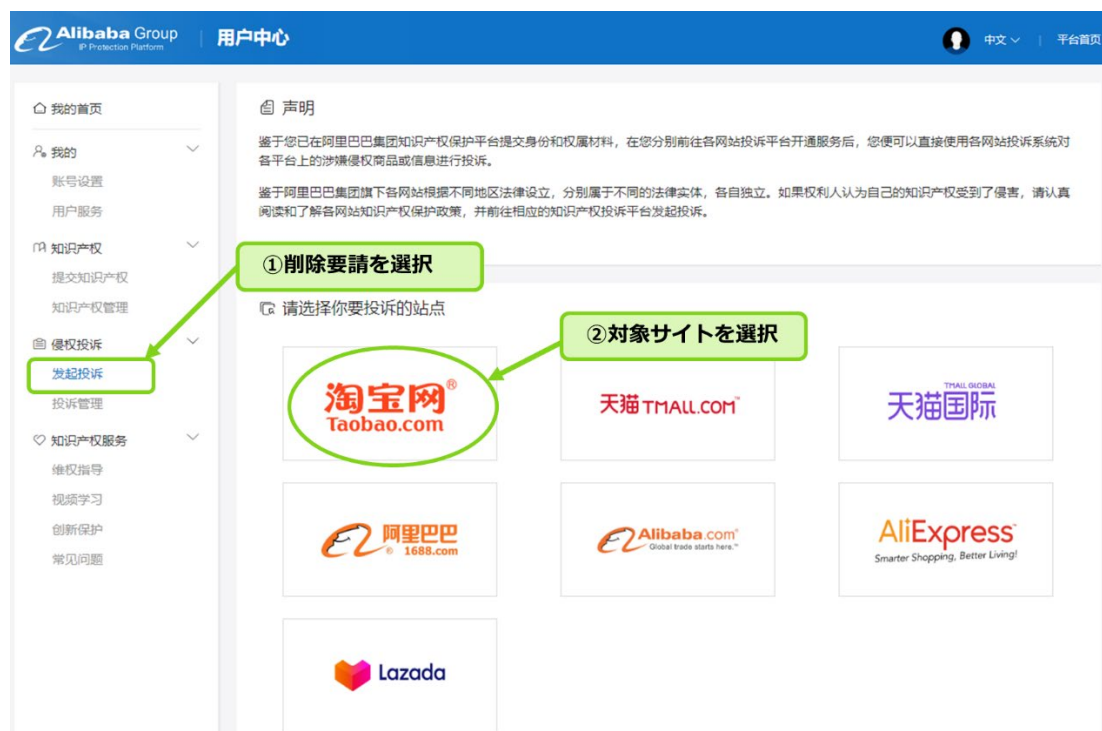
317

3-4 知的財産権の授権に関する情報を記入する

※ 削除要請を代理人に委任する場合のみ、授権期間や授権証等の知的財産権の授権に関する情報を記入する必要がある。

[illegible]

【Step4】削除要請を提出する



淘宝网® Taobao.com 投诉基础信息 [投诉流程及说明](#)

知的財産権種類 ※ 1 知识产权类型 商标权

知的財産権 ※ 1 知识产权 SPD-SL-SPD-SL(12,25類) (12,25/G1486325)

削除要請リンク種類 ※ 2 投诉链接类型 ☒ 商品 ☐ 店铺招牌、店铺公告等 ☐ 直播

削除要請理由 ※ 2 投诉理由 商品 店铺看板·揭示板等 ライブコマース

理由説明 ※ 3 理由说明 补充说明：您可以补充侵权理由

証拠提出 ※ 4 举证证明 + 添加文件 (支持zip/rar/jpg/jpeg/png/bmp/pdf/doc/docx格式，每个5MB以内，最多4个文件)

投诉链接

削除要請対象URL記入 投诉链接 每个链接占一行，最多支持300条链接

[验证链接](#) [查看支持链接格式](#) [提出](#) [提交](#)

※1 知的財産権について、登録済みの団体商標や証明商標を選択する。

※2 削除要請の理由について、次のキャプチャーに示されるように、プルダウンメニューの複

数の選択肢から該当する項目を選ぶ。

※3 理由説明の記入例は以下のとおりである(中国証明商標の場合)。

(中文)

被投诉商品的包装上使用了与权利人的证明商标相同的标识，但是，如被投诉商品包装上标注的生产地址所示，被投诉商品并非来源于权利人的证明商标所示的产地。因此，被投诉人销售被投诉商品的行为侵犯了权利人对该证明商标享有的商标权。为了维护权利人的合法权益，请求阿里巴巴知识产权保护平台删除被投诉商品的销售链接。

(和訳)

被申立人の商品のパッケージには、権利者の証明商標と同一のマークが使用されているが、その商品のパッケージに記載されている生産地の住所は、権利者の証明商標にかかる原産地に属さない。したがって、被申立人による申立対象商品の販売行為は、権利者がその証明商標に対する商標権を侵害することになる。したがって、権利者の合法的な権利を保護するために、アリババ知的財産権保護プラットフォームに申立対象商品の販売リンクを削除するよう要請する。

※4 侵害行為が判別できるような説明資料(例えば、①申立対象商品は、権利者の証明商標にかかる原産地に由来するものではない証明資料。②申立対象商品の品質は、権利者の証明商標にかかる商品の有すべき品質に比較して大きく劣っている証明資料)をアップロードする。

【Step5】申立結果の確認

5-1 受理

申立人が知的財産権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、タオバオは当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合やさらに詳しい情報が必要な場合、タオバオからメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

5-2 削除

タオバオは削除要請申立内容を審査し、侵害行為が実在すると判断した場合、対象リンクを削除し、被申立人に対し、申立人の情報（申立人の名称、メールアドレス等）及び異議通知の提出方法を通知する。

5-3 異議

被申立人が非侵害と主張する場合、タオバオに異議通知を送る。タオバオは異議通知を申立人に転送し、その意見を聴取する。タオバオは申立人と被申立人の意見を審査した上、対象リンクを復活させるか否かを決定し、その結果を両当事者に通知する。

(2) 所要期間

タオバオの場合、Step 3 で提出された知的財産権登録の審査を通過してはじめて、Step 4 に進むことができる。通常、知的財産権登録は 1 週間程度、さらに Step 4 の削除要請申立ての提出から Step 5 の削除までは数日間～1 週間程度を要する。また、対象リンクの削除後、被申立人の反論とこれに対するタオバオの対応により、さらに 1～2 週間程度を要することもある。

10.4 Shopee における削除要請手続

Shopee¹²⁰では、「Shopee Brand IP Portal」¹²¹という知的財産権に基づく削除要請の専用プラットフォームを設けており、それを通じて、全ての Shopee 運営国のサイトにおける知的財産権侵害商品リンクの削除要請を行うことができる。本報告書執筆時点で、農産物分野の商品において、一般商標又は団体商標・証明商標として登録された名称の場合は、Shopee での削除要請が可能である。以下では、「Shopee Brand IP Portal」における商標権侵害の商品リンクの削除要請方法を紹介する¹²²。

(1) 削除要請手続及び必要資料

【Step1】アカウント登録する

登録ページ：<https://brandipp.shopee.com/>

既にアカウント保有している場合は、メールアドレスとパスワードを入力してログインすることができる。初めての場合は、画面下部の「Sign Up」をクリックして、アカウント登録画面に進みアカウント登録を行う。以下では、新規アカウント登録の手順を説明する。

¹²⁰ <https://shopee.com/>

¹²¹ <https://brandipp.shopee.com/>

¹²² 本報告書作成時点で、「Shopee Brand IP Portal」では、地理的表示 (Geographical Indication) に基づくリンク削除申請の窓口が設けられていない。もし地理的表示にかかる権利に基づいて侵害品のリンクを削除したい場合は、関連する証明資料及び権利侵害に関する資料を提出し、Shopee にメールなどによる個別対応を求めることが考えられる。

削除要請用のメールアドレスを入力して、利用規約に同意する旨のチェック欄にチェックを入れて、「Next」をクリックする。

Shopee Brand IP Portal English

Protect and Grow Your Brand on Shopee

Register your Intellectual Property (IP) with Shopee and report suspected violations to protect your brand, creating a better user experience.

← Sign Up Help

①

②

③ Next

☒ I understand and accept Shopee Brand IP portal's [Terms of Service](#) and [Privacy Policy](#), including [Cookie Policy](#).

Already have an account? [Log In](#)

6桁数字の認証コードが記載されたメールが上記メールアドレスに送信される。次の画面では、送信された認証コードを入力して「Next」をクリックし、アカウント登録を完了して次頁で紹介する「ユーザー情報登録」画面へ進める。

Account Created



You have successfully created the account.

②

Next

← Enter Verification Code

Help

①

Your verification code is sent by email to

[Redacted email address]

[Redacted email address]

Next

Please wait 37 seconds to resend

【Step2】アカウントのユーザー情報を登録する

※ ユーザー情報の登録は初回の削除要請時にのみ行う。

「ユーザー情報登録」画面で、所定の情報を記入して、「Submit Application」をクリックしてユーザー情報登録の申請を提出する。

The screenshot shows the 'Get Started with Shopee's Brand IP Portal' registration page. The form includes the following fields and options:

- User Type:** Three radio button options: 'Brand Owner/Rights Holder', 'Authorized Agent/Law Firm' (selected), and 'Brand Owner/Rights Holder'.
- Company Name or Shopee Mall Shop Name:** A text input field with a character count of 45/100. Below it, a note states: 'Enter the exact name of your registered company or Shopee Mall shop. Please do NOT enter the Brand(s) that you are representing.'
- Name of Representative:** A text input field with a character count of 10/50.
- Phone Number:** A text input field with a dropdown arrow.
- Agreement:** A checkbox labeled 'I have read and agree with Terms & Conditions'.
- Buttons:** '一時保存' (Save) and '申請提出' (Submit Application).

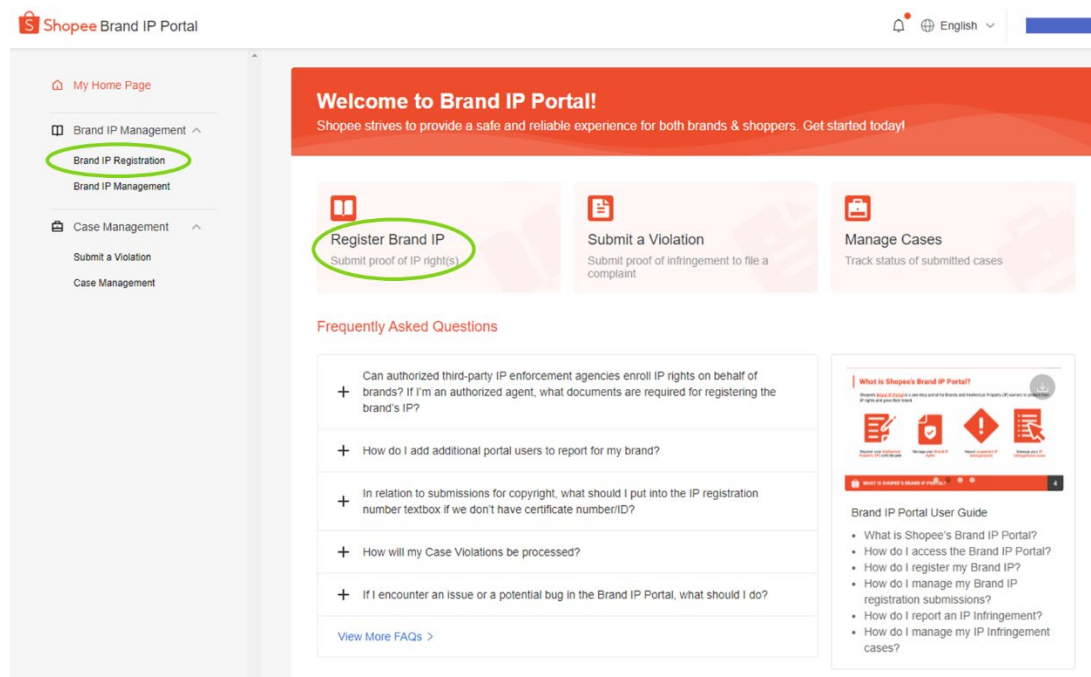
※ ユーザータイプについて、ここでは、例として「授権代理人/法律事務所」を選択している。

The screenshot shows the confirmation page after submitting the application. It features a large orange banner with the text 'Get Started with Shopee's Brand IP Portal'. Below the banner, there is a green box with the text: 「ユーザー情報登録の申請提出完了」のページが表示され、Shopeeの審査結果を待つ。 (The page for 'User information registration application completed' is displayed, and you are waiting for Shopee's review results). To the right of this box is a yellow circle with an exclamation mark. Below these elements, the text reads: 'Thank You for Your Interest!' and 'Your interest has been recorded. You may be notified when Brand IP Portal is available in the future. Please submit your issue via Help Center.' At the bottom, there is a red button labeled 'Help Center'.

【Step3】知的財産権を登録する

※ 同一権利の場合、知的財産権登録は初回の削除要請時にのみ行う。

3-1 ポータル頁で「Brand IP Registration」又は「Register Brand IP」をクリックして、「知的財産権登録」の画面に入る。



3-2 知的財産権の登録地域、ブランド名及び委任状(代理人の場合)に関する情報を入力する

User Information			
User Type	Authorised Agent	Company or Shopee Mall Shop Name	
Name of Representative		Professional Work Email	
Phone Number			

Brand(s) Representing

地域 ※1 * Region Singapore

※1 地域について、プルダウンメニューにおける Shopee 運営国のリストから、対象知的財産権の登録国を選択する。ここでは、例としてシンガポールを選択している。

※2 ブランド名について、まず、「Search Item」でブランド名を英語で入力し、もし Shopee のデータベースに当該ブランド名のデータがあれば、プルダウンメニューから表示される当該ブランド名を選択する。ブランド名がない場合は、画面下部の「+ Cannot find your brand? Click to add!」をクリックして、下図の手順に従って、ブランドを新規追加することができる。

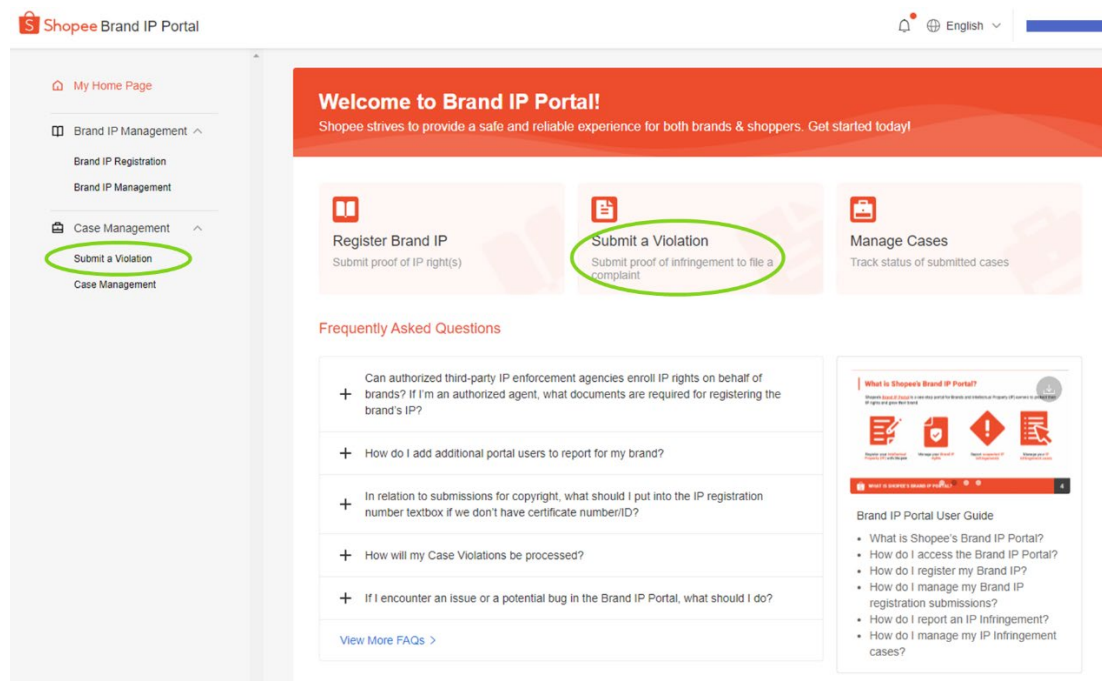
3-3 知的財産権の基本情報を記入する

下図のとおり、主張する知的財産権に関する基本情報を記入し、登録証その他の資料をアップロードして、最後に「Submit」をクリックして権利登録を完了する。

The screenshot shows the 'Shopee Brand IP Portal' interface. On the left is a sidebar with navigation links: 'My Home Page', 'Brand IP Management' (with sub-links 'Brand IP Registration' and 'Brand IP Management'), and 'Case Management' (with sub-links 'Submit a Violation' and 'Case Management'). The main content area is titled 'Brand IP Information to be Submitted'. It contains several sections: 1. '知的財産権のタイプ' (Type of IP) with radio buttons for Trademark (selected), Copyright, Industrial Design, and Patent. 2. '知的財産権登録番号' (IP Registration No.) with an 'Input' field. 3. '知的財産権登録証' (Local Trademark Registration Certificate) with a plus icon in a circle and a callout box saying '知的財産権登録証をアップロードする。' (Upload the trademark registration certificate). Below this is a note about copyright certificates and acceptable file formats (GIF, JPG, JPEG, PNG, PDF, max 5M). 4. '追加支持書類' (Additional Supporting Documents) with another plus icon in a circle and a callout box saying '追加指示書類をアップロードする。' (Upload additional supporting documents). Below this is a note about optional supporting documentation. 5. '権利有効期限' (Expiry date) with a 'Select Date' dropdown. At the bottom right are two buttons: '一時保存' (Save) and '提出' (Submit).

【Step4】削除要請を提出する

4-1 ポータルの画面で「Submit a Violation」をクリックして、「削除要請提出」の画面に入る。



4-2 下図のとおり、所定の情報を記入し、侵害を証明する資料等をアップロードして、最後に「Submit」をクリックして削除要請の提出を完了する。

Submit a Violation

* Region: 地域

* Brand: ブランド

* Type of IP: 知的財産権のタイプ

* IP Registration No.: 知的財産権の登録番号

Contact Person's Email: 連絡先のメールアドレス

* Listing Infringements: 権利侵害リンクのリスト

Upload: 200件以下の侵害リンクが記載されたエクセル(.xlsx)ファイルをアップロードする。テンプレートをダウンロードする。

Download Template

* Grounds of Complaint: 申立ての理由 ※1

Additional Proof of Infringement: 追加侵害証明資料 ※2

	A	B	C	D	E	F
1	Listing Infringement Link					
2	https://shopee.sg/product/124923119/6817927944					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

Acceptable file formats include JPG, JPEG, PNG, GIF, or PDF. Each file must not exceed 5M. Up to 10 files. For copyright infringement, please provide the official links which include original copyrighted images.

For cases involving Taiwan, please provide a valid identification document to prove your identity due to Taiwan's IPR Take-down Policy and Taiwan's Fair-Trade Act. If it is a company, please provide the business registration certificate. If it is an individual, please provide a personal ID or passport. Please ensure that the name on the identification document matches the name of the rights owner; the reporter's should match the name of the brand owner or agent on the POA for authorised agent.

一時保存 (Save) 提出 (Submit)

※1 申立ての理由に関する記入例(シンガポール商標権の場合)は以下のとおりである。

(英文)

As shown in the evidence uploaded by the applicant, the product listed by the respondent uses a mark identical or similar to the applicant's trademark. However, the product of the respondent is a counterfeit product without acquiring a license for the related trademark from the applicant. The act of the respondent to sell such a counterfeit product is infringing the trademark right of the applicant. To protect the legitimate rights of the applicant, the applicant hereby requests that the link to the counterfeit product should be removed.

(和訳)

申立人がアップロードした証拠に示されたように、申立対象の商品は、申立人の商標権と同一又は類似のマークを使用している。しかしながら、申立人から商標の使用許諾を

得ていない模倣品である。被申立人が当該模倣品を販売する行為は、申立人の商標権を侵害しているものである。

したがって、申立人の適法な権利を保護するため、申立対象の模倣品の販売リンクを削除するよう要請する。

※2 侵害を証明する資料等に関する注意事項の和訳は以下のとおりである。

利用可能なファイル形式は、JPG、JPEG、PNG、GIF 又は pdf です。各ファイルは 5MB を超えないでください。最大 10 ファイルまでアップロード可能。著作権侵害の場合は、著作権保護の画像を含むオリジナルの公式リンクを提供してください。

台湾に関わる場合は、台湾の知的財産権テイクダウンポリシーと台湾の公正取引法により、有効な身分証明書を提出してください。企業の場合は、営業登録証明書を提出してください。個人の場合は、身分証明書又はパスポートを提出してください。身分証明書の氏名と権利者の氏名が一致していることを確かめてください。申立人は、ブランド所有者の氏名又は委任状に記載された授権代理人の氏名と一致する必要があります。

【Step5】申立結果の確認

5-1 受理

申立人が知的財産権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、Shopee は当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合やさらに詳しい情報が必要な場合、Shopee から申立てに関する追加情報を求められることがある。

5-2 削除

Shopee は削除要請申立内容を審査し、侵害行為があると判断した場合、Shopee のポリシーに基づき、まず、対象リンクをブロックする。被申立人は 5 営業日以内に、ブロックされた商品リンクを取り下げる必要がある。さもないと、当該リンクは削除され、Shopee のポリシーないし運営国の法律による罰則を受ける可能性がある。

5-3 異議

被申立人が非侵害と主張する場合、メール¹²³で help@support.shopee.sg 宛てに異議通知を送ることができる。Shopee は異議通知を審査し、対象リンクを復活させるか否かを決定する。

(2) 所要期間

Shopee では、Step2 のユーザー情報登録及び Step 3 の知的財産権登録の審査を通過してはじめて、Step 4 に進むことができる。通常、Step2 のユーザー情報登録の審査及び Step 3 の知的財産権登録の審査には、それぞれ約 3～5 営業日がかかる。また、Step 4 の削除要請の提出から Step 5 の削除までは一般的に 1 週間程度を要する。

¹²³ 参考: <https://seller.shopee.sg/edu/courseDetail/899?lessonId=3106>